

令和 6 年 9 月

四万十市議会定例会会議録

自令和 6 年 9 月 9 日

至令和 6 年 9 月 30 日

四 万 十 市 議 会

令和6年9月四万十市議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	要旨
第1日	9月9日	月	1 開 会 2 会議録署名議員の指名 3 会期の決定 4 諸般の報告 5 議案の上程 6 提案理由の説明 7 各委員長報告
第2日	9月10日	火	休 会
第3日	9月11日	水	休 会（質問通告午前10時締切り）
第4日	9月12日	木	休 会
第5日	9月13日	金	休 会
第6日	9月14日	土	休 会
第7日	9月15日	日	休 会
第8日	9月16日	月	休 会
第9日	9月17日	火	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位1番～6番）
第10日	9月18日	水	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位7番～11番）
第11日	9月19日	木	1 開 議 2 一般質問（質問予定者：順位12番～15番）
第12日	9月20日	金	1 開 議 2 上程議案等に対する質疑 3 委員会付託 (予算決算常任委員会)
第13日	9月21日	土	休 会
第14日	9月22日	日	休 会
第15日	9月23日	月	休 会
第16日	9月24日	火	休 会（予算決算常任委員会）
第17日	9月25日	水	休 会（予算決算常任委員会）
第18日	9月26日	木	休 会（教育民生・産業建設・総務常任委員会）

日次	月日	曜日	要旨
第19日	9月27日	金	休会
第20日	9月28日	土	休会
第21日	9月29日	日	休会
第22日	9月30日	月	1 開議 2 各委員長報告 3 委員長報告に対する質疑 4 全員協議会 5 討論、採決 6 閉会

令和6年9月四万十市議会定例会会議録 目次

第1日 9月9日 月曜日

開 会	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	
議会運営委員長（山崎 司）	5
諸般の報告	6
議案の上程（第1号議案から第35号議案まで）	6
提案理由の説明	
市長（中平正宏）	6
副市長（田能浩二）	11
上下水道課長（池田哲也）	19
市民病院事務局長（金子雅紀）	23
各委員長報告	
総務常任委員長（廣瀬正明）	26
産業建設常任委員長（山下幸子）	30
教育民生常任委員長（谷田道子）	32
議員提出議案の上程（第1号）	36
提案理由の説明	
14番（山崎 司）	37
散 会	37

第2日 9月10日 火曜日 ～ 第8日 9月16日 月曜日 休 会

第9日 9月17日 火曜日

開 議	40
発言の訂正	
市長（中平正宏）	40
教育民生常任委員長（谷田道子）	40
一般質問	

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
1	川渕 誠司	市長、 所管課長	1 防災対策・南海トラフ地震対策について (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） (2) 住宅の耐震化補助 (3) 事前復興まちづくり計画 (4) ヘリポートと避難所 2 放課後児童対策について (1) 市の責務とその根拠 (2) 放課後児童クラブ (3) 放課後子ども教室 (4) 提案 3 業者選定について (1) プロポーザル	40 } 58
2	前田 和哉	市長、 教育長、 所管課長	1 教育行政について (1) 東山小学校のスクールバス運行の継続について 2 子育て支援について (1) 学童保育での長期休みの昼食提供について 3 防災減災対策について (1) 南海トラフ大地震臨時情報について	59 } 73

発言の訂正

9 番（川渕誠司） 73

一般質問

3	大西 友亮	市長、 所管課長	1 防災減災について (1) 地震による防災減災対策について 2 買い物難民について (1) 買い物難民対策について	73 } 82
4	上岡 正	市長、 所管課長	1 大学誘致失敗について (1) 令和4年9月定例会の市長答弁について	82 } 95

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
4	上岡 正		(2) 誘致失敗の諸課題について 2 災害対策について (1) 四万十市災害廃棄物処理計画について 3 具同保育所の工事について (1) 工期延長について (2) 諸経費按分の根拠 4 少子化対策について (1) 保育・小中学校の給食費について	82 } 95
5	西尾 祐佐	市長、 教育長、 所管課長	1 教育行政について (1) 就学援助制度について (2) 小学校の統廃合について (3) スクールバスの運行について 2 市史の編さんについて (1) 現在の状況について 3 農業振興について (1) 農業経営収入保険（掛捨て保険料） の補助について 4 子育て支援について (1) 子育て支援が必要な家庭について	96 } 113
6	川村 真生	市長、 教育長、 所管課長	1 子どもの意見表明 (1) 四万十市こどもサミットについて 2 子育て支援団体への補助 (1) 四万十市子育て支援団体活動促進補 助金について 3 産業振興 (1) 地産外商戦略について (2) 高知県地産外商公社への職員派遣に ついて	114 } 130

延 会..... 130

発言の訂正

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
7	川村 一朗	市長、 所管課長	1 訪問介護事業 (1) 本市の訪問介護事業の現状について (2) 「介護難民」等への対応について (3) 本市の訪問介護事業所を支援する取組について 2 健康保険証について (1) 紙の健康保険証からマイナ保険証への移行について (2) マイナ保険証について	132 } 145
8	鳥谷 恵生	市長、 所管課長	1 新食肉センター整備事業について (1) 検討会での合意事項等について (2) 今後事業費が増額となった場合について (3) 一般社団法人四万十食肉公社について 2 トンボ自然公園について (1) 自然共生サイト認定について (2) 市との連携・広報について 3 新型コロナワクチンについて (1) 新型コロナワクチンのリスク周知について	145 } 159
9	谷田 道子	市長、 所管課長	1 災害級の猛暑から市民を守る取組を (1) 学校体育館の空調設備状況について聞く (2) 学校体育館の空調設備に対する財源について (3) 記録的な猛暑から住民の命を守るための取組について 2 福祉医療について	160 } 173

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
9	谷田 道子		(1) 本市の重度心身障害者医療の助成制度について 3 パートナーシップ制度について (1) パートナーシップ制度について	160 } 173
10	澤良宜由美	市長、 教育長、 所管課長	1 L G B T理解増進法の推進について (1) 性的マイノリティへの理解・取組について (2) 教育現場（教職員・生徒等）での性的マイノリティへの理解・取組について (3) 本市の申請書類等の性別欄の必要性について (4) パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度について (5) 市民に対しての性的マイノリティ理解増進・啓発の取組について 2 移住者支援・若者へのI U Jターン支援の取組について (1) 地方創生移住支援金事業について (2) 奨学金返還支援制度の取組について 3 平和学習・展示会等平和に関する取組について (1) 平和教育・市民向け平和教育等の取組について (2) 来年被爆80年の節目に向けた平和展の取組について	173 } 190
11	松浦 伸	市長、 所管課長	1 農業施策 (1) 有害鳥獣対策について (2) 園芸作物価格安定事業について (3) 野菜価格安定事業について (4) 担い手対策 (5) 園芸作物価格安定基金枯渇後の制度について	190 } 203

第11日 9月19日 木曜日

開 議..... 206

発言の取消し

13番（谷田道子）..... 206

一般質問

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
12	山下 幸子	市長、 所管課長	1 公園、施設について (1) 公園整備と維持管理について 2 脱炭素の取組について (1) ゼロカーボンシティー宣言について 3 デジタル化について (1) デジタル化の取組状況について	206 } 220
13	寺尾 真吾	市長、 教育長、 所管課長	1 旧下田中学校の有効活用 (1) 下田保育所及び下田小学校の高台移 転の費用について (2) 高台移転の効果について (3) 児童の安全面について (4) 高台移転の必要性について (5) 保育計画との関係について (6) 検討会について (7) プロジェクトチームについて (8) 政策会議について (9) 地方自治法第2条の14について 2 防災力 (1) 下田地域の防災力の把握 (2) 体育館の空調整備について	220 } 245
14	上岡 真一	市長、 選挙管理 委員会委 員長、 所管課長	1 市長選挙について (1) スローガンの募集について問う (2) 副賞について問う 2 小学校の体育授業について	245 } 256

質問 順位	質問者	答弁者	質 問 の 要 旨	頁
14	上岡 真一		(1) 全ての小学校に保健体育の教員配置を問う 3 訪問介護事業について (1) 訪問介護事業について本市独自の支援策を問う 4 SDGsについて (1) 本市に最も重要な項目と取組を問う (2) 小中学校の取組を問う 5 デュアルスクールについて (1) 地方と都市を結ぶ新しい学校のかたちを問う 6 環境について (1) 井上川の浚渫について問う	245 } 256
15	廣瀬 正明	市長、 教育長、 所管課長	1 物価高騰対策について (1) 生活困窮者支援 2 地域公共交通の維持について (1) 鉄道路線の維持について 3 男女平等の実現と意識改革 (1) 女性の役職登用 (2) 男女差のない校則	256 } 265

散 会..... 265

第12日 9月20日 金曜日

開 議.....	270
発言の取消し	
8番（上岡真一）.....	270
上程議案に対する質疑.....	270
委員会付託.....	270
散 会.....	271

第22日 9月30日 月曜日

開議	276
各委員長報告	
予算決算常任委員長（寺尾真吾）	276
総務常任委員長（廣瀬正明）	278
産業建設常任委員長（山下幸子）	279
教育民生常任委員長（谷田道子）	280
各委員長報告に対する質疑	280
討論・採決	
意見案第1号（提案理由の説明 2番 川村真生）	284
意見案第2号（提案理由の説明 13番 谷田道子）	285
閉会挨拶	
市長（中平正宏）	286
閉会	287

令和6年9月9日（月） 第1日

本 会 議

9月10日（火）第2日

9月11日（水）第3日

9月12日（木）第4日

9月13日（金）第5日

9月14日（土）第6日

9月15日（日）第7日

9月16日（月）第8日

} 休 会

令和6年9月四万十市議会定例会会議録

四万十市告示第80号

令和6年9月四万十市議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年9月2日

四万十市長 中 平 正 宏

記

- 1 期 日 令和6年9月9日
- 2 場 所 四万十市議会議事堂

令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第1日）

令和6年9月9日（月）

■議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告

日程第3 第1号議案から第35号議案まで

第1号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））

第2号議案 専決処分の承認を求めることについて

（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算
（第2号））

第3号議案 令和5年度四万十市一般会計決算の認定について

第4号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定につ
いて

第5号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定
について

第6号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定につ
いて

第7号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について

第8号議案 令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について

- 第9号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について
- 第10号議案 令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について
- 第11号議案 令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について
- 第12号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について
- 第13号議案 令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について
- 第14号議案 令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 第15号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について
- 第16号議案 令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について
- 第17号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について
- 第18号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第19号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について
- 第20号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について
- 第21号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について
- 第22号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
- 第23号議案 令和6年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第25号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第26号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第27号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 辺地総合整備計画の変更について
- 第31号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第32号議案 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第33号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第34号議案 四万十市道路線の認定について

第35号議案 農業委員会委員の任命について (植 俊彦)

(議案の上程、提案理由の説明)

日程第4 所管事項の調査 (令和6年6月定例会より継続調査)

(各委員長報告)

日程追加 議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例

(議案の上程、提案理由の説明)

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程追加まで

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	18番 宮崎 努	

欠席議員

17番 川村 一朗

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼 地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲 一
総務係長 土 居 和 博

事務局長補佐 岡 村 むつみ

午前10時0分 開会

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより令和6年9月四万十市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席の届けが参っております。川村一朗議員、病氣療養のため欠席、以上のとおり報告いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長において前田和哉議員、山下幸子議員を指名いたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期日程について、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について議会運営委員長の報告を求めます。

山崎 司議会運営委員長。

■議会運営委員長（山崎 司） おはようございます。議会運営委員長報告を行います。

まず、今期定例会の会期、日程については、9月5日委員会を開催し、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

会期は、質問者が15名であり、一般質問期間を3日間として、本日から9月30日までの22日間といたしております。

日程等の詳細については、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照賜りたいと思えます。

続いて、所管事項の調査について報告をいたします。

9月5日の委員会では、議会ペーパーレス化に向けてのタイムスケジュール、議会BCPに基づく研修会の実施、四万十市議会基本条例の一部改正、四万十市議会議員政治倫理条例の一部改正についての4件の案件について協議をいたしました。

議会ペーパーレス化に向けてのタイムスケジュールについては、来年4月からの完全ペーパーレス化に向けて、報酬明細のタブレットへの格納、各議員のタブレット活用が問題なく行えるようにするため、今後の使用説明等のスケジュールについて協議をいたしました。委員長等は、全議員に配付される審査書類以外にも確認しなければならない書類が多いため、今後その取扱いについても整理をしていくこととなりました。

議会BCPに基づく研修会の実施については、令和6年3月に策定した四万十市議会BCP（業務継続計画）には、災害時の行動を確認する等の研修会、または訓練を毎年1回以上実施すると規定しており、今年が策定後初めての機会となるので、まずはこのBCPの内容を確認

し、全議員が同じ認識を持つことを目的とした研修会を12月定例会前に実施することといたしました。

四万十市議会委員会条例の一部改正については、継続協議となっておりました請願・陳情提出者の意見陳述の在り方と附属機関の設置に係る条文の改正の是非について協議を行いました。

請願・陳情提出者の意見陳述については、条文の改正は行わず、これまでどおり委員会が必要と認めた場合に小休中で行うこととなりました。

一方、附属機関の設置については、議会が設置する附属機関が、四万十市議会議員政治倫理条例に基づく四万十市議会議員政治倫理審査会であることを明示した条文に改正することとし、今期定例会に議員提出議案として提出することとしております。

次に、四万十市議会議員政治倫理条例の一部改正については、継続協議となっていた請負契約の辞退等に係る条文中の親族の範囲の見直しの是非について協議を行いました。

今の規定の親族の範囲が広過ぎるため、現状より緩和する方向での多数意見とはなりましたが、その範囲については結論には至らなかったため、改めて2親等内の血族とするか1親等内の血族と自己の兄弟姉妹あるいは現状どおりとするか、再度会派に持ち帰り、継続協議とすることといたしました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月30日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

6月定例会以降における議長の事務報告及び議長が決定した議員派遣については、お手元に配付しております。これによりご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第3、「第1号議案」から「第35号議案」を一括議題といたします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただき、9月の市議会定例会が開会できますこと、お礼申し上げ

げます。

また、先日の台風10号では、日本列島横断をし、また各地で線状降水帯が発生し、多くの被害が出てまいりました。

また、今年、元旦には能登半島地震、そして4月には、豊後水道を震源とする地震が起き、四国で初めて震度6弱が記録されました。そして、つい8月には、日向灘を震源とする地震が起き、多くの方々がお亡くなりになり、また多くの方々が被災されました。改めてお亡くなりになられました方のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、負傷された方、そして被災に遭われた方々の一日も早いご回復を心よりご祈念するところでございます。

さて、今期定例会にお願いいたします議案は、専決処分の承認議案で「令和6年度四万十市一般会計補正予算について」など2件、決算認定議案で「令和5年度四万十市一般会計決算の認定について」など14件、予算議案で「令和6年度四万十市一般会計補正予算について」など8件、条例議案で「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」など5件、その他の議案として「辺地総合整備計画の変更について」など6件のほか、報告事項が2件となっています。

提出議案の詳細につきましては、後ほど副市長並びに所管のほうから説明いたしますので、私からは、6月定例会以降における主要課題等への取組についてご報告いたします。

まず、南海トラフ地震臨時情報の対応についてです。

8月8日16時43分に日向灘を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことに伴い、南海トラフ地震臨時情報が発表されました。

本市では、対応方針に基づき、災害対策本部を設置し、市内全域に自主避難を呼びかけるとともに、避難場所の確保が困難な方に対して避難所を開設いたしました。幸い、その後大きな地震は起こらず、市の設置した避難所に避難した方はおりませんでした。量販店では水や防災グッズが品薄となる状況が見られ、また市には家具転倒防止やハザードマップなどの問合せが増えるなど、今回の件で市民の皆様の防災意識が一定高まったと感じています。

一方で、令和元年5月に南海トラフ地震臨時情報の運用が開始されて以降、初の対応であったことから、市町村ごとに対応の違いが見られ、本市でも熱中症対策を踏まえた避難所の選定に少し時間を要したことなどから、今後国や県の検証、また対応方針の見直しなどを注視しながら、様々なケースを想定した対応や配備体制のブラッシュアップを図っていきたいと考えています。

次に、新食肉センターの整備についてです。

整備の実現に向け、本年度組織した検討会において具体的協議を進めてきており、7月11日の最終の検討会で関係者のご理解をいただき、整備計画について合意を得たところであります。

その主な内容としては、現施設の長寿命化ではなく、将来を見据えた衛生的な施設への建て替えを整備すること、整備費の負担割合についても、高知県が対象経費の約50.6%、本市が約40%、関係市町村が約9.4%を負担することとし、関係自治体が足並みをそろえ、9月議会に

関連予算を上程をし、議決後に協定の締結を行うこととしています。

また、本市と民間事業者で組織する一般社団法人四万十食肉公社を7月26日に設立をし、新施設の建設工事や今後のと畜場の運営に向けた体制整備を行ったところです。

本市としましては、公社の安定した経営を目指し、民間事業者とさらなる連携を図るとともに、整備事業を円滑に進めていくため、公社に対して人的及び技術的支援を行う予定としています。

新食肉センターの整備事業につきましては、平成29年度から具体的な検討が始まり、これまでの間、事業計画の変更や事業費の大幅な増大などにより相当な時間を要しましたが、このたび大きく前進することとなりました。

今後においても、関係自治体との緊密な連携の下、今回合意した内容やスケジュール等に沿って着実に整備が行えるよう、取組を進めてまいります。

次に、結婚支援の取組についてであります。

少子化対策の取組としては、平成23年度より取り組んできた結婚支援事業ですが、昨年度より多くの独身男女に出会いの場を提供し、効果的にマッチングが行えるよう、結婚支援センターを立ち上げ、事業の拡充を行ってまいりました。

本年度は、利用者の利便性向上とさらなる事業の発展のため、運營業務の民間委託を行うこととし、公募によるプロポーザル審査の上、市内NPO法人を運営者として選定いたしました。

新しく設置されたセンターは、名称をしまんとマリッジとして7月21日にオープンし、いつでも気軽に相談できる窓口として、独身者の出会いの場の拡充及びサポートの充実に取り組んでいただいています。

今後も官民協働による効果的な少子化対策事業を推進するとともに、婚活サポーターの活用によるきめ細やかな結婚支援の取組を行ってまいります。

次に、しまんと市民祭についてです。

第20回という節目の年を迎えたしまんと市民祭ですが、7月27日に市街地にてなかむら踊り・しまんと提灯台を実施しました。当日は、晴天にも恵まれ、なかむら踊り9団体と提灯台8団体の総勢約1,300人の参加により、暑さに負けない熱気の籠もった魅力的な踊りと勇壮な姿の中に伝統を感じさせる提灯台が披露され、沿道の観客からは拍手と声援が送られました。

翌週8月3日に開催された全日本女郎ぐも相撲大会では、子供からご高齢の方まで64名が参加し、白熱した取組に一条神社境内には、熱い声援・歓声が響きました。

また、しまんと市民祭の締めくくりとして8月31日に開催予定としておりました納涼花火大会は、台風10号の影響により9月7日に延期となりましたが、開催当日は約6,000発の色鮮やかな花火が四万十川の川面を染め、市内外から訪れた多くの観客の皆様を魅了しました。

祭りを通じ、人々のつながりを深め、市街地ににぎわいと活気を生み出すことができたものと思っております。しまんと市民祭の開催に当たり、多大なるご支援・ご協力をいただきまし

た全ての関係者の皆様に、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

次に、友好都市交流についてです。

大阪府枚方市と市町村合併前の旧中村市は、両青年会議所の取り持つ縁で、昭和49年4月に友好都市提携を結び、以降、合併により四万十市となった後も両市楽団の合同演奏会の開催や枚方友好・交流都市物産展への参加、交歓スポーツ大会の開催など、産業・教育・スポーツ・文化などあらゆる面で友好交流を深めてまいりました。

本年4月に友好都市提携から50年の節目を迎えたことから、10月には両市の関係をさらに深め、今後のさらなる交流を促進するため、友好都市提携50周年記念式典を本市で開催する予定としております。

また、これに合わせ同じく10月に、枚方市・四万十市・沖縄県名護市・北海道別海町の4市町で構成される友好都市サミットを本市で開催する予定としております。今年で16回目を迎えるこの友好都市サミットは、自然・風土・歴史・産業・文化等の都市性格の異なる町が、それぞれの町の特徴を生かし、個性的で活力のあるまちづくりを進めるために、それぞれが交流を深め、協力し合うことを目的に開催しているもので、4市町の首長・議会が四万十市に集まり、今後の友好都市の在り方などについて意見交換、また交流を行う予定でもあります。

今後も様々な分野の交流事業を実施しながら、都市間の交流を深め、各自治体のさらなる飛躍発展を目指し取り組んでまいります。

次に、水道水源地の水質検査についてです。

発がん性が指摘されています有機フッ素化合物が、全国各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、令和6年5月29日付で、国土交通省及び環境省より、水道における有機フッ素化合物PFOS及びPFOAに関する調査依頼があったことから、市が管理する水道水38水源について水質検査を行いました。

全水源を7月9日から24日までに採水し、8月に受託者により水質検査結果報告がありましたので、速やかにホームページで公表を行いました。

なお、全ての水源において、国の定める暫定目標値50ng/l未満であったことをご報告いたします。

次に、かわまちづくり計画についてです。

幅広い世代の多くの人々が触れ合える水辺空間の創出や町、川の魅力と回遊性の向上を目的とした四万十川かわまちづくりでは、具同地区の四万十キャンプ場周辺エリアを中心に、親水護岸や常設トイレ、キャンプ場の水場などの整備を実施するとともに、地域や民間事業者が協働する河川空間を利用したイベントの開催など、にぎわいのあるまちづくりを目指すこととしています。

当計画は、令和4年7月に市民と行政によって設立された四万十川かわまちづくり協議会において議論を重ね、今年6月2日に策定されました。

加えて、このたびこの四万十川と同時期に計画策定をした中筋川流域かわまちづくりも国土交通省において国の支援を受けるための計画登録がなされたところです。

この登録を受け、これから本年秋に予定されている社会実験を通じ、ハード面での整備の課題整理を併せ、ソフト面では、市民の河川空間利用の意識醸成と地域や民間事業者が継続的に河川空間を活用できるような体制の構築、ノウハウの習得を図っていきたいと考えております。

今後も川でつながるひと・まち・未来の創造の実現に向けて、引き続き河川管理者や地元民間事業者と連携し、事業を進めてまいります。

次に、まちづくり四万十株式会社についてです。

まちづくり四万十株式会社は、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の一部を実施するまちづくり機関としての役割を担うため、平成13年に旧中村市や中村商工会議所、市内7つの商店街振興組合等の出資により設立しました。

中心市街地活性化基本計画の計画期間終了後は、市立文化センターの指定管理業務や食料品・日用品等を販売するいちじょこさん市場の運営を行っておりましたが、今期内での資金不足が見込まれるため、7月29日に開催された株主総会において、いちじょこさん市場を令和6年9月末をもって閉店した上で、まちづくり四万十株式会社を今期中に解散することが決定されたことを報告させていただきます。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてです。

新型コロナウイルスワクチン接種は、令和6年3月末をもって全額公費負担による無料接種を終了しました。4月以降は、予防接種法が改正をされ、個人の発病や重症化を防止することを目的とし、高齢者インフルエンザワクチン接種と同等の取扱いとなる定期接種に位置づけられました。

接種時期や接種回数については、感染状況やワクチンの有効性に関するデータを基に、毎年秋・冬に1回行うこととされています。

また、接種対象者は、65歳以上の高齢者と60歳から65歳未満の心臓や腎臓等に一定程度の障害のある方となっており、本市においても、定期接種に向けて準備を進めているところです。

接種期間と接種費用については、県内の市町村で調整を行い、今年度は10月から令和7年1月末までの期間に実施をし、接種費用は、1回当たり3,300円を予定しています。接種場所は、医療機関での個別接種となります。

新型コロナウイルス感染症の感染者数は、今後も年に数回のピークを迎えることが予想されます。特に、重症化リスクが高い方が接種の対象となっていますので、対象となる方は接種の検討をお願いいたします。

次に、乳幼児及び児童医療費助成制度の拡充についてです。

現在、15歳までを支給対象として実施している乳幼児及び児童医療費の自己負担分への助成については、本年度高知県が創設をした人口減少対策総合交付金の基本配分型を活用し、本年

10月より対象年齢を18歳まで引き上げることとし、実施に向けて準備を進めています。

今回の制度拡充について、保護者の方からは、既に好意的なお言葉をいただいているところであり、今後においてもこれまで同様、子育て世帯の方々のニーズを的確に把握しながら、安心して子育てすることができる町を実感していただけるよう、取組を進めてまいります。

次に、児童生徒の学力向上についてです。

本市では、四万十市教育振興基本計画に基づき、小学校は全国上位の学力を維持する、中学校は全国平均の学力を維持し、さらに上位を目指すを目標に掲げ、学力向上に取り組んでいます。

近年の各種学力調査においては、小学校・中学校ともに安定した高い水準を維持していますが、学年や教科によっては懸念される部分も見受けられます。

令和6年4月に行われた全国学力・学習状況調査では、小学校・中学校ともに国語及び算数・数学で、全国平均を上回る学力水準を維持しましたが、小学校の国語・算数は、例年と比べやや下降傾向が見られ、中学校では、国語は例年どおりの学力を維持しているものの、数学はやや下降傾向にあります。それぞれの学校において、校長を中心とした全職員によるチーム学校として組織的に学力向上に取り組んでいるところですが、各種学力調査で明らかになった教科や学年ごとの課題に対しては、さらなる分析、そして対策が必要です。

今後も子供たちが全体的に学べる授業改善を一層推進するとともに、ICTの効果的な活用を通じ、教育のさらなる充実を図りながら、夢や目標、希望する進路を実現するため、確かな学力の定着と向上に努めてまいります。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、ご報告いたします。

まず、財政健全化比率ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率とも赤字はなく、該当なし、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対して10.5%、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対して97.2%といずれの指標も早期健全化基準を下回っています。実質公債費比率については、起債の償還元金の増加などにより、前年度より0.8ポイント、将来負担比率は、起債発行額の増加などにより、前年度より29.9ポイント悪化しています。

次に、公営企業会計の資金不足比率ですが、資金不足が生じているのは病院事業会計のみで、経営健全化基準20%に対して6.6%となっています。

ほかの公営企業会計については、資金不足は生じていませんが、一般会計からの繰り出しに依存している会計もありますので、今後も独立採算の原則を再認識し、経営の健全化に努めてまいります。

以上で6月定例会以降における主要課題等への取組についてのご報告を終わります。

■議長（宮崎 努） 続いて、田能副市長。

■副市長（田能浩二） それでは、私のほうからは議案を順次ご説明させていただきます。

これからご説明します議案等のページ番号につきましては、それぞれ資料に記載のページ番号で説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、「第14号議案」、「第15号議案」、「第16号議案」、「第23号議案」及び「第24号議案」につきましては、後ほど上下水道課長と市民病院事務局長からご説明申し上げますので、ご了承ください。

まず、「第1号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号）」及び「第2号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号）」でございます。

これは、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるとのことでございます。当該2議案につきましては、関連しますので、併せて説明させていただきます。

特別会計補正予算書の1ページをお開きください。第1条歳入歳出予算の補正でございますが、272万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億9,705万2,000円とするものがございます。

8ページをお開きください。1款総務費で、消費税の補正ですが、西土佐診療所におきまして、令和5年のインボイス制度の導入に伴う対応等について確認を行っていたところ、令和3年度・4年度決算において、消費税の納税が必要であったことが判明したものでございます。

一般会計補正予算につきましては、同額を繰出金として計上し、歳入歳出予算の総額を257億5,935万2,000円とするものがございます。

両会計の補正予算は、早急に対応する必要があったことから、令和6年8月26日付で専決処分を行っております。

次に、「第3号議案、令和5年度四万十市一般会計決算」でございます。

一般会計決算書の1ページをお開きください。歳入額298億4,256万6,009円、歳出額296億1,625万8,904円、歳入歳出差引額は2億2,630万7,105円でございます。

2ページをお開きください。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出予算総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額が1億4,425万984円で、これを歳入歳出差引額から差し引いた実質収支額は8,205万6,121円となっております。この全額を地方自治法第233条の2項の規定により、減債基金へ積み立てました。

なお、詳細につきましては、決算書末尾に事項別明細書がございますので、ご参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計決算書をお願いします。

2ページをお開きください。「第4号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算」でございます。

歳入額39億830万1,157円、歳出額38億3,334万6,848円、歳入歳出差引額は7,495万4,309円で

ございます。

3ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額でございます。この全額を地方自治法第233条の2項の規定により、国民健康保険事業財政調整基金へ積み立てました。

次に、38ページをお開きください。「第5号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算」でございます。

歳入額3億2,174万7,183円、歳出額4億2,477万9,757円、歳入歳出差引額1億303万2,574円の赤字でございます。このため、翌年度歳入繰上充用金で歳入不足額を補填いたしました。

次に、68ページをお開きください。「第6号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。291万7,256円となっております。

次に、86ページをお開きください。「第7号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算」でございます。

歳入額6億1,191万3,375円、歳出額5億9,621万9,022円、歳入歳出差引額は1,569万4,353円でございます。全額を翌年度に繰越いたしました。

次に、104ページをお開きください。「第8号議案、令和5年度四万十市と畜場会計決算」でございます。

歳入額3億33万9,261円、歳出額2億8,343万6,285円、歳入歳出差引額は1,690万2,976円でございます。

105ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。実質収支額は、歳入歳出差引額と同額でございます。この全額を地方自治法第233条の2の規定によりましてと畜場会計財政調整基金へ積み立てました。

次に、124ページをお開きください。「第9号議案、令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。2,207万3,633円となっております。

次に、142ページをお開きください。「第10号議案、令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。7億3,165万649円となっております。

次に、158ページをお開きください。「第11号議案、令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。734万8,975円となっております。

次に、172ページをお開きください。「第12号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険

事業勘定決算」でございます。

歳入額41億7,080万9,710円、歳出額40億7,017万2,921円、歳入歳出差引額は1億63万6,789円でございます。

173ページをお願いします。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出総額並びに歳入歳出差引額につきましては、ただいま申し上げたとおりでございます。実質収支額は歳入歳出差引額と同額でございます。この全額を地方自治法第233条の2の規定により、介護保険介護給付費準備基金へ積み立てました。

次に、208ページをお開きください。「第13号議案、令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算」でございます。

歳入歳出同額でございます。40万5,958円となっております。

以上で決算に係る説明を終わらせていただきます。

詳細につきましては、各会計の末尾にそれぞれ事項別明細書がございますので、ご参照いただきたいと思っております。

続きまして、「第17号議案」以下の補正予算についてご説明申し上げます。

なお、今回の補正予算では、職員給与費の見直しを行っております。当初予算の見積りは1月1日現在の人員等で積算しておりますので、その後の人事異動などに伴います増減について見直したものでございます。また、前年度事業などの精査に伴う国県支出金等の返還金を計上しております。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお開きください。「第17号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、9,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を258億5,145万4,000円とするものでございます。

次の繰越明許費の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正につきましては、6ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正でございますが、3款民生費の具同保育所移転は、既存園舎の解体につきまして、新園舎完成移転後に実施する必要があり、新園舎建築に係る工期の延長に伴い、今年度内に完了ができないためでございます。

6款農林水産業費のレンタルハウス整備は、県補助金の交付決定後に年度内の完成が見込めないものでございます。

8款土木費の総合文化センター周辺道路整備は、市道大橋通1号線整備について、国庫補助金の調整に伴う事業量の追加により、適正工期が確保できないため、年度内完了が見込めないものでございます。

第3表債務負担行為補正でございますが、市制施行20周年記念事業に要する経費の2件につきましては、来年市制施行20周年を迎えるに当たり、記念事業の実施に向け、事前準備等に取

りかかるものでございます。

新食肉センター整備推進に要する経費は、令和11年度にかけて実施する新食肉センターの整備に係る費用について補助するものでございます。

東山小学校屋内運動場長寿命化に要する経費は、老朽化の著しい東山小学校体育館を、令和7年度にかけて改修するものでございます。

また、学校給食センター調理配送等業務に要する経費は、本年度末で業者との契約期間が満了となるため、新たに令和9年度までの業務委託契約を締結するものでございます。

各事項における期間及び限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

7ページの第4表地方債補正でございますが、変更が5件、追加が1件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、歳出の主なものをご説明いたします。

16ページをお開きください。2款総務費、1項7目企画費では、本年11月に開催を予定していました産業祭について、実施時期の変更に伴い、400万円の減額、21目市制施行20周年記念事業費では、債務負担行為補正の説明でも申し上げましたが、予定している記念事業のうち、今年度から事前準備等に取りかかるものとして、市民の機運向上を目的に、市民自ら企画提案する事業の実施を補助するものに90万円、友好都市である枚方市と連携し、独身男女の交流イベントの実施経費として少子化対策推進に18万円を計上しております。

22ページをお開きください。3款民生費、2項9目児童福祉施設建設費の具同保育所移転1億2,130万3,000円の減額は、建築主体工事の工期延期による事業スケジュールの見直しに伴い、新園舎外構工事の実施が令和7年度となるため、当該事業費を減額するものでございます。

24ページをお開きください。4款衛生費、1項3目予防費では、本年10月から開始となる新型コロナウイルスワクチン定期接種に係る費用として6,467万8,000円を計上しております。

26ページをお開きください。6款農林水産業費、1項2目農業総務費の四万十食肉公社負担金150万円の補正は、「第25号議案」で上程しています公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、新食肉センター整備の実施主体である一般社団法人四万十食肉公社へ職員の派遣並びに派遣職員に係る人件費の支給を行う予定としておりますが、勤勉手当等の一部については派遣先から支給することとなるため、その支給分について負担するものでございます。

3目農業振興費のレンタルハウス整備2,762万円、新規就農経営支援375万円の補正は、新規就農予定者の円滑な就農体制を確保するため、園芸ハウス整備及び設備整備等に対して補助するものでございます。

29ページをお開きください。8款土木費、3項3目崖崩れ対策費1,844万2,000円の補正は、6月・7月の降雨により、民家裏山で崖崩れが発生し、擁壁等を整備するものでございます。

30ページをお願いします。9款消防費、1項4目防災費の住宅等耐震対策1,430万円は、令和6年能登半島地震をはじめ、各地で発生している地震等を受け、申請が増加しております住

宅耐震設計及び工事の件数を見直し、補正するものでございます。

32ページをお開きください。10款教育費、2項4目学校建設費の東山小学校屋内運動場長寿命化4,784万1,000円の補正は、債務負担行為でも申し上げたとおり、東山小学校の体育館の改修に要する費用の令和6年度分について計上しております。

11ページにお戻りください。歳入でございます。

11款地方交付税の1億88万2,000円の補正は、本年度の普通交付税の算定結果により見直したものでございます。

そのほかの歳入につきましては、それぞれ歳出に見合うもの及び年間見込みの見直しに伴う額を計上しておりますので、ご参照ください。

続きまして、特別会計補正予算書をお願いします。

2ページをお開きください。「第18号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、112万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億5,125万5,000円とするものでございます。

9ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費の112万2,000円の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に係るシステム改修費用を計上しております。

8ページの歳入は、歳出に見合う国庫補助金を計上しております。

11ページをお開きください。「第19号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、653万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億9,051万4,000円とするものでございます。

次の地方債の補正につきましては、14ページをお開きください。第2表地方債補正でございますが、変更が1件で、起債の目的・限度額・起債の方法・利率・償還の方法は、それぞれ記載のとおりでございます。

19ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費で、職員給与費の見直しのほか、老朽化している医師住宅の建て替えに係る設計費用として、医師住宅整備に305万6,000円、令和5年度決算に係る消費税86万1,000円、大宮出張診療所及び口屋内出張診療所において、マイナ保険証等によるオンライン資格確認が必要となるため、それに伴う環境整備費用としてそれぞれ80万1,000円を計上しております。

18ページの5款繰入金及び8款市債の歳入につきましては、歳出に見合う額を計上しております。

24ページをお開きください。「第20号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、34万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を439万4,000円とするものでございます。

31ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費で、職員給与費の見直しのほか、奥屋内へき地出張診療所においても大宮出張診療所などと同様に、マイナ保険証等によるオンライン資格確認が必要となるため、環境整備費用として80万1,000円を計上しております。

30ページの歳入につきましては、歳出に見合うものとして一般会計繰入金を計上しております。

次に、35ページをお開きください。「第21号議案、令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）」でございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、297万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,836万7,000円とするものでございます。

42ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費で、職員給与費の見直しを行ったものでございます。

41ページの歳入につきましては、歳出に見合うものとして財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、46ページをお開きください。「第22号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）」でございます。

歳入歳出予算の補正ですが、7,051万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億1,890万3,000円とするものでございます。

54ページをお開きください。歳出でございます。

1款総務費及び4款地域支援事業費で、職員給与費の見直しのほか、55ページの7款諸支出金では、前年度事業の精査に伴う国県支出金等の返還金などを計上しております。

52ページからの3款国庫支出金以下の歳入につきましては、歳出に見合うものを計上しておりますので、ご参照ください。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきますが、各会計の末尾に給与費明細書を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、議案書の26ページをお開きください。「第25号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」でございます。

これは、新食肉センター整備に当たり、新たに設立された一般社団法人四万十食肉公社に対し、四万十市職員を派遣できるようにするため、新たに条例を制定するものでございます。

次に、28ページをお開きください。「第26号議案、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」でございます。

これは、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法

律の整理等に関する法律が、令和7年6月1日に施行されることに伴い、合計11の条例において改正を要するため、総括的な規定を行う整理条例を制定するものでございます。

次に、30ページをお開きください。「第27号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、マイナンバー法の改正により、健康保険情報確認の正確性を担保し、医療機関における事務の効率化や保険給付の適正化を図ること等を目的に、医療機関における健康保険情報の確認がマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とすることとなり、現行の保険証は令和6年12月2日をもって廃止されることになったことなどを受け、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第28号議案、四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、普通河川の管理上、支障となる物件を市が自ら除去を行うことができること、その除去物件に対する保管、売却等に要した費用は、所有者等が負担すること及び当該条例に基づく処分により納付すべき使用料等の強制徴収に係る規定を追加するものでございます。

次に、33ページをお開きください。「第29号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」でございます。

これは、マイナンバー法が令和6年5月27日に改正されたことに伴い、文言の修正や用語の定義等、所要の改正を行うものでございます。

次に、「第30号議案、辺地総合整備計画の変更について」でございます。

当該計画は、令和2年12月議会及び令和5年9月議会において、令和3年度から令和7年度までの5か年計画の議決を受けて事業を実施しておりますが、新たに通学施設整備事業及び道路事業を追加するため、計画の変更を行うものでございます。

次に、37ページをお開きください。「第31号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」でございます。

当該計画は、令和3年9月議会において、令和3年度から令和7年度までの5か年計画の議決を受け、事業を実施しておりますが、新たに実施する事業の追加及び計画本文の修正等を反映させる変更を行うものでございます。

次に、42ページをお開きください。「第32号議案、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」でございます。

先ほども申し上げましたとおり、マイナンバー法等の改正により、現行の保険証は令和6年12月2日をもって廃止されることとなりました。

あわせて、マイナ保険証を保有していない方を対象に、資格確認書を交付することとなったことを受け、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更を行うものでございます。

次に、「第33号議案、四万十市道路線の廃止について」と「第34号議案、四万十市道路線の認定について」は、一括してご説明させていただきます。

これは、国土交通省による四万十川初崎堤防工事の施工に伴い、当該路線と接続している県道間崎布堂ケ谷線のかさ上げ工事が行われる予定となっております。これにより、かさ上げされた県道路面と市道の起点部で高低差が生じ、通行ができない状況となるため、当該路線への進入路を下流側に付け替える工事を国土交通省が行っております。

当該路線は、付け替え工事後においても公益性が非常に高いことから、市民生活の安定を図るため、市道として認定する必要がある、起点部分地番が変更となることから、旧路線の廃止及び新規路線の認定を行うものでございます。

なお、議案関係参考資料に道路線の概要を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、「第35号議案、農業委員会委員の任命について」でございます。

これは、農業委員会委員について、定員19名のうち、現在1名の欠員が生じておりますが、当該欠員を補充するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

なお、議案関係参考資料に経歴などを掲載しておりますので、ご参照ください。

以上で私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

■議長（宮崎 努） 続いて、池田上下水道課長。

■上下水道課長（池田哲也） それでは、私からは「第14号議案」、「第15号議案」、「第23号議案」及び「第24号議案」についてご説明させていただきます。

まず、「第14号議案、令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」ご説明させていただきます。

お手元の令和5年度四万十市水道事業会計決算書の13ページをお開き願います。令和5年度の決算状況でございますが、事業収益は、営業収益5億9,194万9,108円、営業外収益1億9,043万9,222円、合計7億8,238万8,330円で、対前年度比98.8%となりました。

一方、事業費用は、営業費用6億4,677万3,882円、営業外費用6,767万5,529円、合計7億1,444万9,411円で、対前年度比101.6%となりました。前年度比で、事業収益は減に、事業費用は増となりましたが、損益計算の税抜き経理によりまして、3,564万9,348円の純利益を確保いたしました。

また、有収水量は390万1,129m<sup>3</sup>で、対前年度比98.4%となりました。今後も給水人口の減少や節水意識の高まりと節水器具の普及により、有収水量の増加は期待できないものと考えております。

次に、主な建設改良事業ですが、後川橋ほか工区等で基幹管路布設替え工事を実施し、合計1,440.1mの配水管布設替え工事等を施工しました。

また、具同地区では、具同新水源整備工事に係る水源地回り配管ほかを実施いたしました。

1ページにお戻りください。令和5年度四万十市水道事業決算報告についてご説明させてい

たきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款事業収益の決算額は7億8,238万8,330円となっております。内訳は、第1項営業収益5億9,194万9,108円、第2項営業外収益1億9,043万9,222円でございます。

次に、支出でございますが、第1款事業費用の決算額は7億1,444万9,411円で、内訳は、第1項営業費用6億4,677万3,882円、第2項営業外費用6,767万5,529円でございます。

2ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第1款資本的収入の決算額は6億2,417万403円で、内訳は、第1項企業債3億4,440万円、第3項負担金8,232万2,971円、第4項他会計出資金9,529万7,432円、第5項国庫支出金1億215万円でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の決算額は9億1,398万7,683円で、内訳は、第1項建設改良費5億3,924万9,265円、第2項企業債償還金3億7,473万8,418円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,981万7,280円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,188万9,379円、当年度分損益勘定留保資金1億9,062万1,742円、減債積立金692万円及び繰越利益剰余金処分額6,038万6,159円で補填いたしました。

3ページをご覧ください。損益計算書でございます。

営業収支ですが、営業収益5億3,823万6,093円に対しまして、営業費用は6億2,549万9,083円となり、差引き8,726万2,990円の営業損失となりました。

次に、営業外収支ですが、営業外収益1億9,038万2,283円に対しまして、営業外費用は6,746万9,945円となり、差引き1億2,291万2,338円の営業外利益となりました。営業収支と営業外収支を合計した経常収支は3,564万9,348円の利益となりました。

これに前年度繰越利益剰余金及び減債積立金取崩し分のその他未処分利益剰余金変動額を合計した当年度未処分利益剰余金は4億7,540万2,444円となりました。

5ページをお開き願います。剰余金の処分計算書でございます。

当年度末未処分利益剰余金4億7,540万2,444円のうち、2,854万8,000円を減債積立金として積立てし、令和5年度の減債積立金取崩し分692万円を資本金へ振り替えるとともに、未処分利益剰余金を資本的収支不足分へ補填するため、6,038万6,159円を処分し、差引き3億7,954万8,285円を未処分利益剰余金とするものでございます。

その他、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「第14号議案」の説明を終わらせていただきます。

次に、「第15号議案、令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」ご説明させていただきます。

お手元の令和5年度四万十市下水道事業会計決算書の13ページをお開き願います。令和5年

度の決算状況でございますが、事業収益は、営業収益 2 億8,922万7,434円、営業外収益 3 億1,461万7,859円、特別利益195万8,960円、合計 6 億580万4,253円で、対前年度比100.8%となりました。

一方、事業費用は、営業費用 5 億4,153万7,934円、営業外費用5,834万2,267円、特別損失 36万908円、合計 6 億24万1,109円で、対前年度比101.4%となりました。

前年度比で、事業収益、事業費用ともに増となり、損益計算の税抜き経理によりまして 758万4,431円の純利益を確保いたしました。

また、有収水量は、公共下水道事業と農業集落排水事業合計88万62m<sup>3</sup>で、有収率は96.7%となりました。今後も人口の減少や節水意識の高まりにより有収水量の増加は期待できないものと考えております。

次に、主な建設改良事業ですが、緑ヶ丘団地汚水枝線工事や中央下水道管理センターストックマネジメント工事を実施いたしました。

1 ページにお戻りください。令和 5 年度四万十市下水道事業決算報告についてご説明させていただきます。

収益的収入及び支出のうち収入でございますが、第 1 款事業収益の決算額は 6 億580万4,253円となっております。内訳は、第 1 項営業収益 2 億8,922万7,434円、第 2 項営業外収益 3 億1,461万7,859円、第 3 項特別利益195万8,960円でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款事業費用の決算額は 6 億24万1,109円で、内訳は、第 1 項営業費用 5 億4,153万7,934円、第 2 項営業外費用5,834万2,267円、第 3 項特別損失36万908円でございます。

2 ページをお開き願います。資本的収入及び支出のうち収入でございますが、第 1 款資本的収入の決算額は 4 億6,306万1,160円で、内訳は、第 1 項補助金584万円、第 2 項企業債 2 億1,140万円、第 3 項他会計出資金 1 億2,996万2,000円、第 4 項他会計負担金 1 億522万1,000円、第 5 項負担金等532万9,960円、第 7 項固定資産売却代金230万8,200円でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款資本的支出の決算額は 5 億9,801万2,608円で、内訳は、第 1 項建設改良費6,362万2,304円、第 2 項企業債償還金 5 億3,300万5,384円、第 4 項返還金 138万4,920円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億3,495万1,448円は、過年度分損益勘定留保資金2,365万1,284円及び当年度分損益勘定留保資金 1 億1,130万164円で補填いたしました。

3 ページをご覧ください。損益計算書でございます。

営業収支ですが、営業収益 2 億7,671万4,063円に対しまして、営業費用は 5 億2,794万8,193円となり、差引き 2 億5,123万4,130円の営業損失となりました。

次に、営業外収支ですが、営業外収益 3 億1,461万9,930円に対しまして、営業外費用は

5,739万9,421円となり、差引き2億5,722万509円の営業外利益となりました。営業収支と営業外収支を合計した経常収支は598万6,379円の利益となりました。

なお、特別利益は195万8,960円、特別損失は36万908円となり、純利益は758万4,431円となりました。これに前年度繰越欠損金を合計した当年度未処理欠損金は6億1,263万4,087円となりました。

その他、貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書、附属明細書等につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で「第15号議案」の説明を終わらせていただきます。

次に、「第23号議案、令和6年度四万十市水道事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

お手元の令和6年度四万十市水道事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。第1条令和6年度四万十市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入及び支出のうち支出の補正でございますが、第1款第1項営業費用を160万9,000円減額し、補正後の事業費用を7億5,092万8,000円とするものでございます。

第3条資本的収入及び支出のうち支出の補正でございますが、第1款第1項建設改良費を144万円増額し、補正後の資本的支出を11億9,740万円とするものでございます。

収益的支出及び資本的支出のこれらの補正は、当初予算では職員給与費を1月1日現在の人員等で積算しておりましたので、その後の人事異動に伴う職員給与費の見直し等によるものでございます。

第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費に係る経費を記載のとおり補正するものでございます。

2ページ以降に実施計画、説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第23号議案」の説明を終わらせていただきます。

次に、「第24号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算について」ご説明させていただきます。

お手元の令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。第1条令和6年度四万十市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入及び支出の補正でございます。まず、収入につきましては、第1款第1項営業収益を2,369万2,000円減額、第1款第2項営業外収益を458万1,000円増額し、補正後の下水道事業収益を5億8,741万9,000円とするものでございます。営業収益の主な減額理由といたしましては、浸水シミュレーション事業について、今年度国庫補助の割当てがなかったことに

よるものでございます。

次に、支出の補正でございますが、第1款第1項営業費用を1,911万1,000円減額し、補正後の下水道事業費用を5億8,741万9,000円とするものでございます。主な減額理由といたしましては、当初予算では職員給与費を1月1日現在の人員等で積算しておりましたので、その後の人事異動に伴う職員給与費の見直し及び浸水シミュレーション事業について、今年度国庫補助の割当てがなかったことから、事業実施を見送るものでございます。

第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費に係る経費を記載のとおり補正するものでございます。

2ページ以降に実施計画、説明書等を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第24号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 続いて、金子市民病院事務局長。

■市民病院事務局長（金子雅紀） それでは、私から「第16号議案、令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について」ご説明させていただきます。

決算書の16ページをお開き願います。

まず、令和5年度病院事業の概況についてご報告いたします。

市民病院は、地域における中核的医療機関として、良質な医療を提供し、患者に信頼される病院を目指すという基本理念の下、医療水準の向上に努め、市民の皆様をはじめ、幡多地域の住民の健康・福祉の増進に重要な役割と責務を果たしてきました。しかしながら、近年の医療制度改革、診療報酬のマイナス改定、医師不足等により、厳しい経営状況に直面しております。ここ数年、猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月に5類感染症へと移行しましたが、患者数はコロナ禍前の水準には戻らず、発熱外来や感染対策は継続するなど、活用できる補助金もなくなるなど、取り巻く状況はさらに厳しいものとなっています。

常勤医師につきましては、内科6名、外科1名、整形外科2名の9名の体制となりました。泌尿器科については、高知大学から非常勤医師の派遣を受けることで、毎週水曜日と金曜日に診療を行い、脳神経外科については、幡多けんみん病院から非常勤医師の派遣を受けることで、毎月第2・第4木曜日の診療を行いました。また、内科外来診療においては、医師の不足を補うため、幡多けんみん病院及び高知大学・民間医療機関の協力により、非常勤医師の派遣を受けて対応しました。

病院の経営改善といたしましては、昨年度に引き続き、総務省及び地方公共団体金融機構の地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用し、専門的知見を有するアドバイザーより病院の経営改善について助言を受け、ベッドコントロールの実践などの収益改善に取り組んだほか、令和6年3月には、令和6年度から令和9年度までの4年間を計画期間とする四万十市立市民病院経営健全化計画を策定しており、今後はこの計画に基づき、医師等職員の確保

や経営の効率化、地域における役割・機能の最適化と連携強化などに取り組むこととなります。また、当年度は、自動精算機及び会計案内表示システムの導入や、はたまるねつと改修による患者情報共有環境の整備を進めたほか、電動ベッドへの段階的移行、発熱外来用にH E P A フィルターつきパーティションを追加設置するなど、快適で安全・安心な医療提供体制の充実に努めました。

次に、当年度の決算状況についてでございます。

病院部門では、収益13億5,876万3,000円に対し、費用が15億1,536万7,000円であったことから、1億5,660万4,000円の純損失を計上することとなりました。これは、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、活用できる国等の補助金が前年度に比べ大幅に減少したこと、また材料費や光熱水費などの高騰が主な要因と考えられます。

また、中医学部門では、収益817万2,000円、費用も同額で、一般会計からの繰入れにより、差引き0円となっております。したがって、病院部門・中医学部門の合計では、総収益13億6,693万5,000円、総費用15億2,353万9,000円、差引きで1億5,660万4,000円の純損失となりました。

利用された患者の状況でございますが、病院部門においては、延べ入院患者数1万6,258人、延べ外来患者数は3万6,854人となり、中医学の鍼灸部門については、延べ外来患者数1,502人となりました。

次に、資本的収支では、収入9,039万4,000円、支出1億3,369万円、差引き4,329万6,000円の不足となり、この不足額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額322万6,212円で補填し、なお不足する額4,006万9,959円は、一時借入金で措置いたしました。

以上が当年度の事業概要でございますが、四万十市が位置する幡多医療圏は、医師が減少している地域であり、加えて看護師や薬剤師など医療従事者の不足も深刻化しております。また、コロナ禍を経て、医療機関の診療の在り方や運営体制についても変化を求められておりますが、地域医療の中核をなす病院として、市民に信頼される良質な医療を将来に向け安定的かつ継続的に提供していくために、さらなる経営改善に努めてまいります。

それでは、1ページをお願いいたします。令和5年度病院事業決算報告についてご説明申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございますが、第1款病院事業収益の決算額は13億6,349万1,526円となっております。内訳は、第1項医業収益が11億7,264万9,588円、第2項医業外収益が1億8,851万4,609円、第3項特別利益が233万5,959円でございます。

次に、第2款附帯事業収益の決算額は859万9,471円となっております。これにより、収入合計の決算額は13億7,209万9,977円となりました。

2ページをお開きください。支出でございます。

第1款病院事業費用の決算額は15億1,686万9,431円で、内訳は、第1項医業費用が15億

372万8,514円、第2項医業外費用が1,309万577円、第3項特別損失が5万340円となっております。

次に、第2款附帯事業費用の決算額は、附帯事業収益と同額の859万9,471円となっております。これにより、支出合計の決算額は15億2,546万8,902円となりました。

3ページの資本的収入及び支出でございます。

まず、収入の第1款資本的収入の決算額は9,039万3,645円で、内訳は、第1項企業債が1,600万円、第2項他会計補助金が1,871万2,000円、第3項他会計負担金が5,568万1,645円でございます。

4ページをお開き願います。支出の第1款資本的支出の決算額は1億3,368万9,816円でございます。内訳は、第1項建設改良費が3,790万5,291円、第2項企業債償還金が9,578万4,525円、第3項他会計長期借入金償還金は0円でございます。これは、年度末が返済期限であった一般会計からの長期借入金1億円を、1年繰り延べて返済することにしたことによるものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,329万6,171円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額322万6,212円で補填いたしました。

なお、不足する額4,006万9,959円は、一時借入金で措置をしたところでございます。

6ページをお開き願います。令和5年度四万十市病院事業損益計算書でございます。

まず、1、病院事業の医業収支でございますが、医業収益が11億6,847万5,790円、医業費用が14億5,522万3,466円ございまして、差引き2億8,674万7,676円の医業損失となりました。

医業外収支におきましては、医業外収益が1億8,799万7,006円、医業外費用が6,009万3,105円ございまして、差引き1億2,790万3,901円の医業外利益となりました。

7ページにあります特別利益228万9,998円と特別損失5万340円を合わせた病院事業純損失は1億5,660万4,117円となりました。

次に、2、附帯事業でございます。収益が817万2,148円で、費用も同額の817万2,148円ございまして、附帯事業の純利益は0円となっております。

以上により、当年度の純損失は1億5,660万4,117円となり、前年度からの繰越欠損金が24億1,570万8,657円ございましたので、当年度未処理欠損金は25億7,231万2,774円となったところでございます。

8ページをお開き願います。剰余金計算書でございます。

まず、資本金でございますが、前年度末残高が22億5,569万5,642円、前年度処分額が360万7,759円、当年度変動額が0円で、当年度末残高は22億5,930万3,401円となっております。資本剰余金につきましては、寄附金は前年度末残高が360万7,759円となっておりまして、前年度処分額が360万7,759円で、処分後残高は0円となり、当年度変動額はなく、当年度末残高も0円となっております。また、補助金の当年度末残高も0円のため、資本剰余金当年度末残高は

0円となっております。

次に、利益剰余金でございますが、減債積立金の当年度末残高は0円でございます。未処分利益剰余金につきましては、先ほど損益計算書の当年度純損失繰越欠損金の説明でも申しましたとおり、当年度変動額がマイナス1億5,660万4,117円となりましたので、当年度末残高がマイナス25億7,231万2,774円となっております。資本金と剰余金を合わせました当年度末資本合計残高はマイナス3億1,300万9,373円となりました。

9ページは剰余金処分計算書でございます。処分量は0円でございます。

10ページの貸借対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

また、15ページ以降に決算附属書類を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で「第16号議案」の説明を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第4、令和6年6月定例会より継続調査の所管事項調査を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

先に、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

令和6年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、8月5日に委員会を開催いたしましたので、その結果について報告いたします。

初めに、大学誘致に係る補助金返還等に関する現在の状況について、企画広報課から説明を受け、調査を行いました。

7月3日付で学校法人の代理弁護士から、市の補助金交付決定取消しに対する学校法人の見解が記載された通知書を受領した。その後、7月19日付でこのことについての交渉に係る委任契約を顧問弁護士と締結し、今後、学校法人とのやり取りは、顧問弁護士を通じて行うこととした。今後は、受領した通知書に対する市の見解をまとめ、顧問弁護士を通じて学校法人へ通知することとしているとの説明がございました。

委員から、「返還命令の見通しについて、また、顧問弁護士に全て任せるのか。」との質疑があり、「返還命令については現在整理しており、出す時期についても今後協議していくことになると思うが、現段階ではしかるべき時期に出すとはか言えない。また、法的な専門分野は一任するが、適宜市の考えを示しながら、顧問弁護士が交渉を進めていく形になる。」との答弁がございました。

次に、市が発注する建築物に係る業者選定の考え方及びプロポーザル方式により業者選定する場合の事務手続について、財政課から説明を受け、調査を行いました。

まず、工事については、多くが指名競争入札を行っており、四万十市指名競争入札指名事務取扱要領に基づき、工事別の請負対象額に応じ、それぞれの等級に属する者の中から、規定されている業者数を指名している。一方、大規模工事等で共同企業体で施工する場合は、四万十市建設工事共同企業体取扱要領に基づき、対象工事ごとに規定されている工事費以上を目安として行うことができる形になっているとの説明がございました。

次に、プロポーザル方式により業者選定する場合の事務手続については、市ガイドラインに沿って行っており、プロポーザル方式を採用できる業務等は価格のみによる競争では候補者を選定することが適さないと認められる業務となっている。建築物の設計コンサル委託業務の直近3年間の契約状況では、指名競争入札が約6割で、随意契約についてはほとんどが工事監理業務であり、その他はプロポーザル方式のほか、少額及び不落による随契であるとのことでした。

委員から、「工事に関しては、遵守しなければならない決まりをクリアできれば、各等級の業者が固定化されてしまう心配があることから、可能な工事については下級の業者を上級の工事指指名することも検討していただきたい。」等の意見がございました。

次に、令和6年6月定例会より継続の「陳情受理番号第1号、公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書」について審査を行いました。

本陳情は、前回の委員会で、執行部の意見を聞く必要がある内容であり、この場で結論を出すのは難しいとの理由で継続審査としたものであることから、財政課から意見を求めました。

建築設計コンサル業務の発注では、まず市内業者の育成と地域産業維持の観点から、市内業者を中心とした指名競争入札としている場合が多いが、具同保育所や東山小学校の改築に関わる設計業務では、諸課題解決のため、価格のみの競争入札は適さない業務であるということでプロポーザル方式を採用した。当時の建設省の建築審議会では、平成3年3月に、官公庁施設の設計業務を委託する場合は、設計料の多寡による選定方式によってのみ選定せず、創造性・技術力等を適正に審査し、最も適した設計者を選定することが極めて重要という内容の答申が出されており、令和3年8月の総務省・文部科学省・国土交通省の連名通知では、学校施設の新築や大規模改修等の設計では、積極的にプロポーザル方式の導入を検討されたいとの要請があった。さらに、日本建築士事務所協会連合会・高知県建築士事務所協会から、公共事業の設計等の発注に係る建築物の設計者等の選定に際しては、品確法等の趣旨にのっとり、プロポーザル方式等を原則とし、入札方式に偏らない選定をとる要望がなされている。

今回の陳情内容は、これらの内容と相反するものであることから、市としては受け入れ難いと考えているとの意見がございました。

委員から、「地元業者の思いは理解できるため、趣旨採択ではどうか。」という意見や「本陳情書の提出者の上部組織である高知県建築士事務所協会の要望内容を否定する内容であり、かつ国の通知等とも相反する内容であることから、不採択と考える。」等の意見があり、挙手

採決の結果、本陳情は不採択と決しました。

次に、所管事項の報告として、市制施行20周年記念事業について、総務課から報告を受けました。

令和7年4月10日で市制施行20周年を迎えるため、記念事業の開催を考えており、既に市制施行20周年記念事業庁内推進委員会を設置し、計画案策定に取り組んでいる。市主催の記念事業等のほか、今後各団体が実施する事業での冠事業や市民の皆さんの機運向上等を目的とした市民提案型事業の募集を予定しているとの説明がございました。

次に、産業祭の実施年度の変更について、企画広報課から報告を受けました。

本年度は、中村地域で開催する予定であったが、これを見送ることとし、来年度市制施行20周年記念事業として、中村地域と西土佐地域が合同で開催するよう準備を進めており、実施主体である実行委員会にも了承いただいているとの説明がございました。

委員から、「楽しみにしている市民もいるため、今年度は予定どおり中村地域で開催し、来年度は合同で開催する考えはないか。」との質問に対し、「財政的な面と実施主体である実行委員会に諮った結果であることから、ご理解いただきたい。」との答弁がございました。

次に、大学誘致事業断念に係る検証結果の報告について、企画広報課から報告を受けました。

まず、認可されていない中で補助金を交付したことについては、許可を得るに当たっては、開設時までに校舎の基準面積の40%以上を整備しなければならないという条件の中、旧中医学研究所の整備を進めており、学校法人が事業完了前に生じる経費の支払いを円滑に行うため、本市規則に基づき概算払いで支出した。

なお、交付要件は、概算払い時点ではなく、事業完了後、補助金額を確定する際の条件であることから、補助金を概算払いしたことは、事務処理上、問題ないと認識している。

次に、文部科学省が不認可とする場合の理由とした学生確保の見通しについては、学校法人は、ニーズ調査において併願校の一つとして考えたいという回答を含め、定員の3倍以上の高校生から受験したいなど進学意向を持っている回答を得ていたことなどから、学生確保に係る認可の要件を満たすと認識しており、市は学校法人からの説明で同じ見通しでいたが、結果として、学校法人の経験に基づく認識や判断基準と文部科学省が求める判断基準に違いがあった。

また、政策決定の在り方や生徒募集等を学校法人に一任していたことに問題はなかったかについては、政策決定等については、平成30年9月25日の政策会議を皮切りに、11月には市議会教育民生常任委員会の行政視察を兼ねた京都看護大学との意見交換を行い、その後の政策会議により方向性を確認し、幡多医師会・県関係課・知事等と意見交換を重ね、令和2年1月に下田地区での大学設置を決定し、その後、議会・地区・PTA等への説明の後、保護者に説明を行っており、必要な説明や情報共有を図りながら進めてきた認識である。また、学校法人に全て一任していたわけではなく、市として幡多各市町村を訪問し、各市町村のホームページや広報、高等学校等への願書の配布依頼や医療機関等への実習生の受入れ交渉等を行うなど、役割

分担し、連携して取り組んできたと認識しているなどの検証結果報告のほか、令和4年9月定例会の先議について、施工業者への賠償金額の妥当性について等に対する検証の結果についても報告がございました。

委員から、「議会も賛成した部分があり、全て執行部の責任とは言わないが、今後、同様のことが起きないためにも、今回どこに問題があったのかについてもっと検証してほしい。」等の意見がございました。

次に、その他として、管外視察について協議し、岡山県奈義町の少子化対策等への取組を軸として11月に行う予定とし、詳細については正副委員長に一任することに決しました。

続いて、委員会終了後から行いました管内視察についてご報告いたします。

初めに、旧下田中学校・旧中医学研究所の現状について。

まず、旧下田中学校については、1階の3分の2程度を保育所、その他を小学校のスペースとして考えており、旧中医学研究所は、1階に屋内遊園地として大型遊具等を整備し、2階は多方面での活用を検討していく予定であるが、あくまでも現段階での構想であり、決定しているものではないとのことでした。

次に、西土佐方面隊に配置された消防団新車両について、川崎分団西ヶ方班屯所において説明を受けました。川崎分団西ヶ方班に配備していた小型動力ポンプ付積載車は、登録から25年が経過し、老朽化が著しく、消防活動に支障を来す可能性があり、車両更新を行ったもので、新車両は、ライト類がLEDになり、オートマ車となった。ポンプも軽量化し、エンジン音が静かになり、作業中に必要な会話ができるようになったとのことでした。

次に、江川場外離着陸場を視察しました。このヘリポートは、大規模災害による道路の寸断で孤立することが想定されることから、今回整備し、3月10日に落成式を行った。

なお、平成25年度には、ヘリポート等のヘリが離着陸できる場所は27か所であったが、現在は58か所に倍増しているものの、ヘリが離着陸する場所がない地域もあることから、今後そういった地域を優先的に整備していくとの説明がございました。

次に、JA高知県より受納した無人航空機、ドローン及び救助用資機材について説明を受けました。

ドローンの最大飛行時間は、基本的に一つのバッテリーで45分間で、停電時にも使用可能なよう、折り畳み式ソーラーパネルを常備している。また、機能としては、サーマルカメラ、広角や望遠機能を有する静止画及び動画やスピーカー機能を搭載しており、上空から広く録音音声を流し呼びかけることができる。当日は、実際に飛行させ、モニターでの動画確認や上空からのスピーカーによる呼びかけ等の確認を行いました。人が容易に入ることのできない場所での情報収集や捜索・救助・呼びかけ等、様々な現状で大いに役立つものと考えているとの説明がございました。

また、救助用資機材については、実際に稼働させながら各資機材についての説明があり、こ

れまで使用していたものと異なり、電動となったことで、直ちに使用することが可能となり、またコードがなくなったことで、活動範囲が制限されなくなったとのことをございました。

最後に、西土佐総合支所における幡多信用金庫が移設した場合の想定場所について、支所内への店舗移転の想定場所や相手方から示されている必要面積等について、実際に想定している場所にメジャーを当てながら、他の金融機関との公平性の確保等、課題を十分考慮する必要があると考えているとの説明を受けました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長の報告を終わります。

小休にします。

午前11時48分 小休

午前11時49分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

令和6年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、7月10日及び8月19日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、7月10日に行いました管内視察についてご報告をいたします。

初めに、四万十市間崎にあるわさび栽培実証実験事業のハウスを視察し、農林水産課から説明を受けました。

平成29年4月12日に、四万十市わさび栽培協議会を設立し、平成29年に1作目、令和3年に2作目の植付けを行った。本事業の本来の意義は、一般農家への普及であるが、事業を進める中で多くの課題が見えるようになった。これを受け、現状では、本市の温暖な気候や水温の条件下でもわさびは一定成長することは確認されたものの、一般農家への広がりには難しいとの判断に加え、本事業は、今年度が事業計画上、最終年度となっているため、同協議会においてこれまでの全体事業の総括をすることとしているとのことをございました。

次に、四万十大橋を視察し、現状を確認しました。高知県が実施主体となり、昭和63年に建設を開始し、平成8年3月に竣工した。舗装の補修や付近の除草は毎年実施し、必要に応じて修繕を行う等維持管理はしているが、竣工から28年が経過し、老朽化が懸念されていることなどから、農村整備事業を活用し、四万十大橋機能保全計画として道路橋の点検診断及び個別施設計画、長寿命化修繕計画の策定を行うこととしているとのことをございました。

次に、県営地域ため池等総合整備事業として実施している竹島地区の中ノ川池の工事現場を視察しました。令和4年度から令和8年度にかけて、総事業費1億3,600万円で実施するもの

で、工事は順調に進んでいるとのことでございました。

次に、利岡橋を視察し、本年度の工事概要について、まちづくり課から説明を受け、更新状況を確認いたしました。今後、架け替えに合わせ、国道441号から利岡橋に向けての右折レーンの新設や信号機の移設も予定している。これらの事業費は、事業者である市の負担となるとのことでございました。

次に、本市が実施している都市公園の改修工事に関して、自由ヶ丘公園や五月公園など5か所を視察しました。五月公園については、しまんとびあとの一体的な利用を視野に入れ、現在全面改修工事を進めている。近くにある八反原公園とのすみ分けを行い、憩いの場として利用者がゆったり過ごせる空間として整備を行っているとのことでございました。

委員から、「ニーズ調査等も行い、魅力的な公園となるよう、今後も前向きに取り組んでいただきたい。」との意見がございました。

最後に、中村小学校区におけるゾーン30プラスの整備現場を視察し、説明を受けました。この場所は、幹線となる国道・県道などの抜け道として利用され、通勤・通学時には交通事故の危険性が一層高まっていたが、ゾーン30プラスの整備施策として、スムーズ横断歩道を設置したことで、車両が一旦減速するため、車両速度が抑制され、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間となったとのことでございました。

続いて、8月19日に開催しました委員会についてご報告をいたします。

初めに、新食肉センターの進捗状況について、農林水産課から報告を受けました。

新食肉センターの整備事業については、7月11日に開催された3回目の検討会において、これまでの検討事項の最終確認を行い、整備計画の合意に至った。概算事業費は約63億円で、工期は約60か月とし、新食肉センター本体工事は、令和9年2月から令和10年4月までの約15か月を見ている。と畜種類は、小動物（豚のみ）とし、1日当たり480頭から600頭に引き上げ、生産者の増頭に対応し、中四国では初めてとなる湯剥ぎ方式を導入して販売競争力を強化していきたいと考えている。整備費の負担割合については、高知県が対象経費の約50.6%、四万十市が約40%、関係市町村が約9.4%を負担することとしている。また、市と民間事業者で組織する一般社団法人四万十食肉公社を7月26日に設立しており、この法人に対して、一定期間、市職員を派遣し、施設整備事業を円滑に進めたいと考えているとのことでございました。

委員から、「資材高騰や物価高騰等で事業費増額となった場合も負担割合は同じか。」との質疑があり、執行部から、「事業費増額を含め、不測の事態が起きた場合は、協定に基づき、関係自治体と負担割合等について協議することとしている。」との答弁がございました。

次に、四万十川学遊館・トンボ自然公園の所管の検討に係る進捗状況について、観光商工課から報告を受けました。

将来的に持続可能な施設とするため、総務課・環境生活課・生涯学習課・観光商工課の4課で、現状に沿った施設の在り方について協議を行った。観光施設として継続していくのは限界

があるのではないかと。自然保護・環境保全に取り組む施設としての活用がふさわしい。環境保全の考えの下、持続可能な施設とするためにも、さかな館を縮小し、廃止するなど、抜本的な見直しに取り組み、経費削減にも努めるべきである等の意見が出された。今後の取組としては、この4課で継続して協議を行いながら、指定管理者と共に施設の目指すべき姿に応じた整理を行い、所管の変更については事務処理等を確認し、適切な時期に行うよう考えているとのことでした。

委員から、「どこの所管になりそうか。」との質疑があり、執行部から、「今のところ、自然保護や環境保全の取組の観点から、環境生活課が適当ではないかという認識で進めている。」との答弁がございました。

次に、まちづくり四万十株式会社について、観光商工課から報告を受けました。

まちづくり四万十株式会社は、四万十市中心市街地活性化の司令塔としての役割を担い、いちじょこさん市場の運営と市立文化センターの指定管理業務を主な活動としてきたが、近年は赤字が続いている状況であった。令和6年7月29日開催の株主総会において、第23期の事業報告、決算報告が行われ、今後の事業継続について協議を行った結果、まちづくり四万十株式会社は、今後黒字転換する可能性は低く、事業を継続した場合は、今期中に資産不足となる見込みであることを踏まえ、いちじょこさん市場は令和6年9月末をもって事業を終了し、まちづくり四万十株式会社は今期をもって解散することとなったとのことでした。

次に、水道水PFAS検査結果について、上下水道課から報告を受けました。

発がん性が指摘されている有機フッ素化合物PFASが、全国各地の浄水場や河川で検出されている事態を受け、令和6年5月29日付で国土交通省及び環境省より、水道水におけるPFOS及びPFOAに関する調査依頼があったことから、市が管理する水道水全ての38水源について水質検査を行い、全水源とも国の定める暫定目標値50ng/l未満であった。

なお、令和9年度供用開始予定の具同新水源については、来年度揚水試験時に水質検査を行う予定としているとのことでした。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いすべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長の報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

令和6年6月定例会において、閉会中の継続調査となっております所管事項調査のため、7月4日及び8月23日に委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、7月4日に行いました管内視察についてご報告いたします。

初めに、不法投棄現場として中村丸の内地区の県立中村高校グラウンド付近を視察し、執行

部から、不法投棄への対応について説明を受けました。

次に、特定非営利活動法人スマイルはたっこの意見交換を行いました。当該法人が受託している放課後児童クラブ・放課後子ども教室等の運営業務の状況、今後の予定、現場の課題等についてご意見をいただきました。

次に、認定こども園ひかりこども園を視察し、園における保育の状況、地域との交流内容、アプリ導入による効果について説明を受けました。

委員からは、日曜保育の利用状況、公立保育所との交流状況等について質疑があり、「日曜保育については、毎週一定数の利用があり、公立保育所との交流については、最寄りの愛育園への訪問、園で開催される人形劇への招待等を通して交流している。」とのことごさいました。

次に、四万十市総合文化センターしまんとびあを視察し、開館から2か月間の施設利用状況、備品の使用状況等について説明を受けた後、施設内を案内いただきました。

続いて、8月23日に開催いたしました委員会についてご報告いたします。

初めに、市内小中学校におけるプール使用時の安全対策について、学校教育課から説明を受け、調査を行いました。

各学校のプールの水深や夏季休業期間中の開放状況のほか、水泳授業時及び夏季休業期間中のプールの開放時における監視体制、水泳が苦手な児童生徒への対応内容、水泳授業におけるAEDの取扱いなどについて説明がありました。

委員からは、プール開放に当たり、市が雇用する監視員について質疑があり、執行部から、「基本的に学校が選定した者を市が雇用しており、全員が普通救命講習を受講している。」との答弁がございました。

また、委員から、AEDの設置状況、市が雇用する監視員の数、監視員が使用する統一したマニュアルの策定について意見がありました。

次に、介護事業者の運営状況と介護報酬改定の影響について、高齢者支援課から説明を受け、調査を行いました。

第8期介護保険事業計画期間中における市内介護事業所の事業の開始・休止・廃止の状況としては、事業の開始が5件、休止が2件、廃止が9件あった。サービスの充足状況については、施設・居住系サービスは、特別養護老人ホームなどの一部の施設を除き、供給体制が整いつつあるが、在宅サービスは、介護職員の人材不足や採算性の悪化などの要因から、事業の休・廃止が相次いでおり、在宅サービスの供給不足を起因とする介護難民の発生を未然に防ぐため、介護職員の育成に取り組んでいく必要がある。また、令和6年度介護報酬改定による影響については、介護サービス全体で1.59%の増額改定であったことから、マイナス改定となった訪問介護を除き、報酬改定に関する意見は寄せられていないが、物価高騰の影響が続いており、事業者との意見交換に努めていく。マイナス改定となった訪問介護については、基本報酬額の早

急な見直しに関する議案を高知県市長会議へ提出する予定であるとの説明がありました。

委員からは、介護事業所への意見の聞き取り方法について質疑があり、執行部から、「市が指定する地域密着型サービス事業所に対しては、2か月に1回実施される運営推進会議において聞き取りを行っており、その他のサービス事業所については、不定期ではあるが、サービスごとに集まる場を設けて意見を聞くこととしている。」との答弁がございました。

続いて、消費税の未納分について、西土佐診療所事務局から報告を受けました。

基準期間の課税売上高に当たる自由診療等の収入が1,000万円を上回る場合に、消費税の申告義務が生じることに対する認識不足から、申告可能な平成30年度から令和4年度にかけて、消費税と延滞税、無申告加算税を合わせて約296万3,100円の納付が必要となったため、8月26日付で消費税本税分272万7,700円の補正予算を専決し、8月27日に支払うこととしている。

また、医療機器購入等に係る県補助金について、仕入税額控除の適用により補助金の返還が発生するため、返還額と返還時期等を高知県に確認中であるとのことでした。

次に、新型コロナワクチン接種について、健康推進課から報告を受けました。

令和5年度の新型コロナウイルスワクチンの接種率は、65歳以上が51.8%、12歳から64歳が12.6%、小児接種が1.0%、乳幼児が1.5%となっている。令和6年度は、季節性インフルエンザと同様に、65歳以上の方と60歳から64歳の基礎疾患を有する方を対象に、自己負担額3,300円、生活保護世帯は無料での接種となる。当該ワクチン接種については、9月補正予算として6,468万円を計上予定であるとのことでした。

次に、産後ケア事業について、健康推進課から報告を受けました。

出生後1年を経過しない母子への心身のケアや育児サポートについて、これまで市直営による訪問型での実施にとどまっていたが、今年度秋から市内の産婦人科が通所型と宿泊型の産後ケア事業を実施することになったため、当該事業の委託のため、9月補正予算を計上することでした。

委員からは、「市外の病院で出産した場合も対象になるのか。」との質疑があり、執行部からは、「四万十市に住民票を有していれば、出産した病院を問わず対象となる。」との答弁がありました。

次に、放課後子ども教室事業の環境整備について、子育て支援課から報告を受けました。

竹島小学校子ども教室は、空調設備がない小学校体育館で実施されており、子供たちを熱中症の危険から守るため、教職員が退庁するまでの間、校舎内の空調設備が整った教室を使用していたが、教職員退庁後は体育館へ移動する必要があった。この状況を改善するため、校舎内を通らずに出入り可能な家庭科室に、市が保有する空調設備を設置し、放課後子ども教室の実施場所とする。今回の空調設備設置は、子供たちの早急な安全確保のため、既決予算で対応し、当該経費相当額を9月補正予算に計上することでした。

委員からは、「設置した空調設備は、家庭科室での使用に十分な性能を有しているのか。」

との質疑があり、執行部から、「部屋の面積等の使用上の条件は満たしているが、ガラス窓が多い部屋であるため、空調使用時にカーテンを閉めるなど、空調の効果が安定的に発揮されるように対応していく。」との答弁がありました。

次に、市民病院の経営状況について、市民病院事務局から報告を受けました。

令和5年度の決算は1億5,600万円余りの赤字となっており、病床の一部を休床する前の令和2年度と比較して、医業収益が2,800万円余り減額、医業費用が6,500万円余り減額となっている。これらの要因として、休床に伴う職員数の削減により、給与費を圧縮した一方で、物価高騰等の影響による材料費、経費の増大が上げられる。また、令和5年度は、コロナ病床確保補助金の減額により医業外収益が減少したことも赤字額の増加につながった。経営健全化のため、令和6年3月に四万十市立市民病院経営健全化計画を策定し、4年間の計画期間で6つの項目に沿って経営の健全化を図っていくこととしているが、今後の試算では、令和6年度末に3億円の借換えを行い、令和7年度中に自己資金による償還が難しくなることが予想されており、一般会計からの基準外繰出金あるいは長期借入れ等による経営の下支えと運営支援が必要な状況であるとのことをございました。

次に、地域医療連携推進法人に係る取組について、市民病院事務局から報告を受けました。

地域医療連携推進法人は、地域における適切な医療を効率的に提供するための医療連携推進方針を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度となっており、幡多地域の将来的な人口減少を見据えて、患者へのサービスの維持向上、地域人材の確保・育成、経営効率化、地域の医療・介護・福祉に関する取組を進めるため、市民病院を含む6つの病院が連携して法人設立に向けた取組を進めている。4月15日に設立準備委員会を立ち上げており、11月頃に県が開催する幡多区域調整会議での地域合意、令和7年2月頃に高知県医療審議会での承認を得て、令和7年4月に設立表明を目指しているとのことをございました。

次に、七星剣調査事業について、生涯学習課から報告を受けました。

今年度は、管理者都合と所有者不明のため未調査となっている2件の資料調査を実施するよう調整すること及び報告書の作成を行うほか、令和7年2月から5月にかけて、七星剣に関する企画展を実施し、調査結果の報告と関連する神社等を紹介する予定であるとのことをございました。

次に、しまんとぴあの施設管理状況について、生涯学習課から報告を受けました。

しまんとぴあ開館後の保守管理は、指定管理者が実施しており、これまでに確認、または報告を受けている不具合については、9月5日に予定している設計業者及び施工業者との1年点検の場で確認を行う。このうち、しまんとホールの雨漏りについては、現時点で原因の解明に至っておらず、応急的な対応を行う予定としているが、建設工事請負契約書第45条における契約不適合責任の内容に基づき、雨漏りが解消されるまで補修を行うこととなるとのことをございました。

次に、第30回四万十川ウルトラマラソンについて、生涯学習課から報告を受けました。

10月20日に予定をされている四万十川ウルトラマラソンについて、100kmの部、60kmの部の合計定員数が2,100名の募集に対し、募集開始約2週間で定員に達する応募があった。また、ボランティアについても、中村地域・西土佐地域・四万十町の全区分で必要数が確保できたとのことでございました。

最後に、市史の編さんについて、生涯学習課から報告を受けました。

今後9年間かけて編さんする市史は、旧中村市と旧西土佐村を一体的に捉え、これまでの研究成果や発見を含めた新たな視点を追加し、全編をリニューアルしたものとなる。編さんに当たっては、市史の正確性を担保するための学術研究に耐え得る検証と考察を行う研究者等によって編さん委員会を組織し、委員等の専門家が執筆していく。また、同時期に編さんされる高知県史とも調整を図り、情報共有や効果的な調査・研究を実施していくとのことでございました。

また、その他の案件として、管外視察について協議を行い、10月9日から11日にかけて、関東地方へ重層的支援体制整備事業、屋内遊園地等をテーマに視察を行うことと決しました。

なお、その他の所管事項の調査につきましては、引き続き閉会中の継続調査にお願いするものと決しました。

以上のおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長の報告を終わります。

これにて各常任委員長の報告を終わります。

小休にいたします。

午後0時17分 小休

午後0時18分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま「議員提出議案第1号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」が提出されました。

お諮りいたします。

「議員提出議案第1号」を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「議員提出議案第1号」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 直ちに提案理由の説明を求めます。

山崎 司議員。

■14番（山崎 司） 「議員提出議案第1号」につきまして説明をいたします。

四万十市議会基本条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を行います。

これは、議会が設置する附属機関についての第8条の規定を、その附属機関が四万十市議会議員政治倫理条例第6条に基づき議長が設置する四万十市議会議員政治倫理審査会であることを明示する内容に改正するものでございます。

地方自治法は、議事機関である議会が附属機関を設置することを想定していないことから、今後この政治倫理審査会以外に議会が附属機関を設定することは考えられないため、条文上でもそれを明確に規定することとしたものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、9月10日から16日まで休会、9月17日午前10時会議を開きます。

9月17日の日程は、一般質問であります。質問者は9月11日水曜日、午前10時までに質問内容を文書により通告願います。今議会から、質問通告時間が1時間繰り上がっていますので、ご注意をお願いいたします。

念のため質問順位を申し上げます。

1番川渕誠司議員、2番前田和哉議員、3番大西友亮議員、4番上岡 正議員、5番西尾祐佐議員、6番川村真生議員、7番川村一朗議員、8番鳥谷恵生議員、9番谷田道子議員、10番澤良宜由美議員、11番松浦 伸議員、12番山下幸子議員、13番寺尾真吾議員、14番上岡真一議員、15番廣瀬正明議員、以上、質問者は15名であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午後0時21分 散会

令和6年9月17日（火） 第9日

本 会 議

令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第9日）

令和6年9月17日（火）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏            | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 山崎 寿幸          | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁        | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也       | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡         | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳        | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 田村 典義        | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和       | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子    | 市民病院事務局長 金子 雅紀  |
| 福祉事務所長 渡辺 和博        | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 岡本 寿明        | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 竹本 志郎        |                 |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

発言の訂正がございます。

まず、中平市長より、開会日の提案理由の説明における発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

中平市長。

■市長（中平正宏） おはようございます。

発言の訂正をお願いいたします。

開会日での提案理由の説明の中で、河川事業の説明において、「四万十かわまちづくり協議会」と申しましたが、これを「四万十川かわまちづくり協議会」に、四万十川かわまちづくり協議会の設立時期を「令和4年4月」と申しましたが、これを「令和4年7月」に、かわまちづくり計画の策定時期を「本年6月2日」と申しましたが、これを「令和6年2月」に、また健全化判断比率等の説明において「財政健全化比率」と申しましたが、これを「健全化判断比率」に訂正させていただきます。よろしくをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 続きまして、谷田道子教育民生常任委員長より、開会日の委員長報告における発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 発言の訂正をお願いします。

開会日の教育民生常任委員長報告におきまして、新型コロナワクチン接種の説明において、令和6年度は季節性インフルエンザと同様に65歳以上の方と「60歳から64歳の基礎疾患を有する方」と申し上げるべきところを、「60歳から74歳の基礎疾患を有する方」と申し上げました。

また、産後ケア事業の説明において、「市直営による訪問型」と申し上げるべきところを、「市直営による訪問介護型」と申し上げましたので、おわびとともに訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） おはようございます。日本共産党の川渕誠司です。私が議員になり行った最初の一般質問が1番でありました。今回が2回目のトップバッターであります。大谷のようにはいきませんが、初心に戻って、市民の負託に応えられるようにしっかりと質問をしていきたいと思えます。

まず、防災対策・南海トラフ地震対策について質問をいたします。

8月8日、日向灘で震度6弱の地震が発生をし、気象庁は初めて南海トラフ地震臨時情報を発表しました。県下でも多くの自治体が避難所を開設し、様々な動きがありました。安芸市では、浸水区域にある4か所の保育園を休園、安芸中学校の体育館を臨時の保育所にしたようです。香南市では、浸水区域にある2つの保育所の園児を、それぞれ別の保育所で預かるという措置を取っています。本市においも、下田小学校で行っていた放課後子ども教室を高台の旧中医学研究所で実施をしたということも聞いております。この経過も含めまして、市が取った対応についてお答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 南海トラフ地震臨時情報が発表された8月8日についての放課後子ども教室の対応について、経過を含めてお答えをいたします。

まず、地震発生直後の対応につきまして、当日は市内の全ての子ども教室を開所していましたが、下田小学校はまっこ教室は、地震発生後に、旧下田中学校敷地に全員で避難を行い、すぐに保護者へのお迎えを要請し、児童全員を引き渡すまでその場で待機をしているところでございます。

また、八束小学校アカメ教室につきましては、津波注意報の状況を確認の上、避難は行わず、学校施設内の教室に待機したまま、保護者に迎えに来てもらうよう要請しています。その他の教室は、地震による施設の被害がないことを確認し、周囲の安全を確認した上で、通常どおり、閉所時間まで活動を行っております。

なお、竹島小学校たけのこ教室は、地震発生より前に全ての児童が帰宅しており、活動を終了しておりました。

次に、臨時情報発表翌日の8月9日の対応についてでございますが、竹島小学校たけのこ教室は、もともとの開所の予定はありませんでした。それ以外の教室は、予定どおり開所を行っております。その中で下田小学校はまっこ教室は、臨時情報が出まして、地震の発生確率が高くなっているという不安から、避難所として開放されていた旧中医学研究所での開設を望む声が上がりました。臨時情報（巨大地震注意）が発令された際の実施に関するルール等の定めありませんでしたので、教室運営に関わる支援員等の負担なども考慮し、地震防災課と協議の上、旧中医学研究所で実施することとしたものでございます。その後、午前9時をもって避難所は閉鎖となりましたが、その時点で8名の児童が利用していましたので、地震に対する不安の軽減や移動の負担などに考慮し、子ども教室は、引き続き同施設内で活動を継続させていただきました。翌日以降は、1週間の休所期間となっておりますので、南海トラフ地震臨時情報が発表されている期間の対応は、以上ということになります。

なお、南海トラフ地震臨時情報への対応方針につきましては、令和3年度に策定された南海トラフ地震臨時情報に係る防災対応方針が市の対応方針ではございますが、先ほど申したとおり、これには児童クラブ及び子ども教室に関する方針は掲載されておりません。市防災方針に

は、学校や保育所の対応方針は示されておりますので、今回の件を受け、学校等に準じる形で個別方針を策定したところでございます。

この個別方針については、運営事業者を通じて、各クラブ・教室に周知を行っており、今後はこれに従い、対応を行うものでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 経過は分かりました。

現在はどのようになっていますか、その下田の件です。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 現在も今までどおり、下田小学校の1階教室を利用して放課後子ども教室を実施しているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 中医学研究所で実際にやられて、その際に、子ども教室の保護者会長さんから、引き続き高台での開設を望む、そういう要望が市に出されたのではないかと考えておりますが、その件はどのようにされたのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 保護者の皆様からは、8月13日に南海トラフ安全対策に係る緊急要望ということで、場所を移してほしい旨の要望をいただきました。これに対し、我々は8月21日には回答書で、新しいルールをきちんとつくった上で対応したい。ただ、通常時の放課後子ども教室は、下田小学校1階教室で実施するというのを回答させていただいたところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今回の南海トラフ地震臨時情報は、巨大地震注意という内容だったと思います。これについては、1週間経過したからといって、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないんだと。そのことに留意しつつ、地震発生に注意しながら通常の生活を行うということだと思えます。そういう点で、保護者会とすれば、極力リスクを少なくしていくということで、高台での開設を求めたと思うんですけれども、やっぱり市はしっかり受け止めて、高台で実施をするという方向性をこのあたりですべきじゃないかと私は思うんですが、何回も質問しておりますけども、お答えいただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 地震の発生リスクは、確かに近年高まっているというところは言われておまして、それに対して我々は、運営に当たって十分な避難が可能かどうか、経路それから時間等も踏まえて判断をしているところでございます。

なお、下田小学校はまっこ教室の実施場所につきましては、これまでの答弁でも申し上げました。それから、保護者の皆様にも回答を申し上げたんですが、やはり小学校と同一敷地内で子供たちが放課後に接続して活動できることがふさわしいというふうに考えているところでございますので、今後も引き続き安全対策に配慮をしながら、下田小学校1階教室で実施をしていきたいと考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） この件については、平行線ですけども、保護者会長さんにお聞きしますと、消防に勤めておられる方ということで、災害のことはよく分かっておられると思うんです。そういう方がリーダーで、しっかりと判断をされて市に要望されています。今後も引き続きしっかり保護者会と寄り添いながら、この問題については検討していただきたい。よろしくお願いをいたします。

続きまして、住宅の耐震化補助について質問いたします。

地震防災課は、今年度より住宅耐震化促進に向け、全世帯を対象に戸別訪問を行うということであります。非常に意欲的な取組で、大いに期待をしているところです。8月スタートで、猛暑が続きましたので、まだあまり数はこなしていないというふうに聞いておりますけれども、そこで質問です。

1981年6月以前に建てられた補助対象の住宅に住みながら、改修を希望しないという方の理由を訪問等で把握していればお答えください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

戸別訪問でのアンサーバックというのは、まだ来ておりませんので、それではちょっと分からないんですけども、これまでも耐震改修を希望していない人の理由までは、把握できておりませんので、明確な回答はできませんけれども、耐震診断や耐震設計で終わってられる方について、窓口や請負業者等への聞き取りを総合的に申しますと、耐震改修工事までの手間や時間がかかるや、実施設計を行ったが、耐震改修工事の費用が高額なため実施設計でやめる。あとは、地震直後は耐震化への意識が高かったが、時間経過とともに意識が低下したなどにより、改修工事までには至っていないというのが主な理由だと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 分かりました。

この件に関して、少し古いんですけども、国土交通省が2019年に行ったアンケート調査があります。それによりますと、耐震改修をしない理由の75%が、費用負担が大きいためという答えであります。また、44%の方は、古い家にお金をかけたくないんだと、そのように答えておられます。要するに、課長の答えにもありましたけども、お金がかかる、費用が高額である、

そういうことだろうと思うんです。

そこでお尋ねします。

実際の耐震改修工事、どれぐらいかかっているのか、県の統計、市の統計がありましたらお願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

高知県住宅課が公表している資料によりますと、令和5年度の耐震改修工事の高知県の平均金額は、約156万円となっております。工事費の内訳を見ますと、工事費130万円までの工事件数が増えておりまして、安価で合理的な改修方法を採用した耐震改修工事の実績が増加してきたことが要因だとのことでありました。

また、本市の令和5年度の耐震改修工事の平均金額は約120万円で、約76%が自己負担30万円以下で耐震改修工事を実施しております。これは、先ほど申しました県内で採用されております低コスト工法によるもので、本市でもほぼ全ての工事でこの工法が採用されております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） この件、6月議会でも言いましたように、県は、今年度住宅耐震改修工事の補助上限を総額165万円まで増額しております。多くの市町村が、それに同額か近い額に引き上げております。もうほとんど個人負担なしでできているわけです。

ところが、四万十市は、110万円ということで、県下で一番少ない補助額です。6月議会の回答で、資産価値が上がるから、一定の受益者負担は必要ということがありましたけれども、私はそういうレベルの話ではないと思っているんです。1,000万円・2,000万円かけてびくともしないように改築するというのではなくて、先ほど課長も言われた低コスト工法という技術を使って、巨大地震が来てもすぐには潰れない、逃げる時間が確保できるんだと。資産価値云々ではないんです。命を守るための耐震補強だと思うんです。そういう点で、ぜひ来年度は県の上限に近い額へ引き上げていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

6月議会でご答弁したとおり、今はあまり変わっておりませんが、本年9月補正を含めた住宅耐震工事の今年度予算を見ますと、議員がおっしゃいますように、本市の補助上限額は、県下でも低い水準にありますが、県内11市の予算規模で見ますと、四万十市は6番目の規模、工事予定件数で見ますと3番目、幡多6町村では予算規模は2番目、予定工事件数はトップですので、決して低い水準ではなく、昨年も実績が111件と伸びておりまして、着実に耐震化が進んでおると考えております。したがって、早々に増額をするということは考えておりませんが、今後も国や県内の状況、それから資材高騰などを注視しながら、補助金

の増額が必要かどうかにつきまして、令和7年度当初予算に向けて精査をしていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 南海トラフの地震臨時情報なども出まして、やはり危機感が非常に高まっていると思うんです。そういう点で、やっぱり地震で倒れないそういう家をしっかり造りたいという思いで、今増えていると思いますけれども、なお負担が少なければ、もっともっと増えると思うんです、今四万十市はいい実績を出されているという話でしたけども。さらにそれを高める。この際、一気にもう100%まで持っていくんだと、近づけるんだということを考えても、やはり他の市の状況並みには引き上げるべきではないかと思えます。それよりも少ない金額で済めばいいわけですから、上限ですのでこれは。やはり上限は高めるべきではないかなと思えます。四万十市でも私の知ってる人で、150何万円かかったという人がいます。ぜひ今後検討をお願いをしたいと思えます。

それでは、次の質問に移りますが、3月議会・6月議会に続いて、事前復興まちづくり計画について質問をいたします。これを何度もするのは、これが極めて大事だというふうに思うからです。

東京大学大学院の片田敏孝特任教授は、事前復興計画が策定されているかどうかということ、被災した後の地域の立ち上がりに対して非常に大きな影響を及ぼすというふうに指摘をしています。この7月に、私は能登半島に視察とボランティアに行ってきました。主に珠洲市と輪島市でしたけれども、もう倒壊した家々がそのまま残っている状態、そういう地域が幾つもあるんです。本当に復旧・復興が遅い。復興というより、まだ復旧がまだできてない、そういう状況なんです。奥能登地域では、この事前復興計画が策定されていなかったというふうに聞いております。実際今まさに、どのように復興するかということは今検討しているというふうに聞いております。四万十市がそうならないように、一刻も早くこの計画策定をしなければならぬと私は考えます。

しかし、予定していた県からの予算配分がなかったということで、今年度計画策定には入れないと6月議会までのご答弁でしたが、もし県予算が下りていたらどのような計画を策定していく構想だったのでしょうか、簡潔にお答えいただけますか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

国の予算配分がされたとして、あくまでも想定の話になりますけど、まず公募型プロポーザル方式によりまして業者を選定しまして、3年間の複数年契約により計画を策定する予定としておりました。

1年目は、各計画策定の準備期間としまして、計画等の整合性整理、現状整理と課題分析、

復興方針案、それから復興組織案の作成、復興パターンの作成など、当該計画の基本的な方向性を決める期間と考えております。

2年目については、事前復興まちづくりのイメージ案や素案などができてくることから、関係機関や学識経験者・地区の代表者が参画した計画策定委員会や庁内の職員を集めた作業部会を行う予定としております。

また、特に津波のリスクが伴う下田・八束地区においては、幅広い年代の住民の参画や実効性のある計画にするため、地区のワークショップの開催を予定しており、3月議会でもご答弁したように、津波を含めた地震の影響は、市内広範囲の様々な分野にわたることが想定されるため、市街地周辺の液状化や山間地域の孤立化などにも触れるようなことができる計画にしたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 分かりました。

事前復興まちづくり計画というのは、大変な中身だということは十分承知をしております。ただ、いきなり業者に投げるといことなんですけれど、これはもっと庁内できちんとするということはできないのでしょうか。そもそも最初から検討委員会を開いて、庁内のメンバーも含めながら進めていくということは難しいのでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） そういった方法も可能かもしれませんが、県下で行われてる手法が、今言った手法であることと、あとコンサルタントの業者は、復興に携わった方々も大勢いると聞いておりますので、そういった方々の手法やアドバイスなども聞きながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それならば、本当に早くやるべきだということで、先ほど紹介しました片田特任教授は、国からの予算配分が半減したという高知県の事情をよく知っておられて、こう言ってるんです。県や市町村も独自の予算を入れてでも事前復興計画を進めておくことが一番重要だと、そのように指摘をされておまして、やはり市も独自予算をつぎ込むぐらいの勢いの中でこの計画策定を進めていかないと、間に合わないということもあるぞということです。今できることは今やるべきだと思うんです。現段階で何ができるとお思いですか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 今できることとしましては、先行して事業着手している市町村からの情報収集などと考えております。昨年開催されました幡多6市町村の課長担当者会におきまして、その議題として、事前復興まちづくり計画の各市町等の作成状況について情報共有

などを行う機会がございました。その中では、着手している担当者からは、防災部門だけではなく、まちづくり部門、その他庁内体制をしっかりとしておく。住民へのアンケートを実施して民意が反映できたなどの意見が、着手していない担当者からは、どのような点に気をつけて計画策定を進めるべきかなどの多くの意見が出されました。幡多地域を含め県内全域で事前復興まちづくり計画の策定の機運が高まっておりますので、今後も着手している市町村から継続して情報収集などをして、地域の特性や実情に沿った事前復興まちづくり計画を策定したいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これは、本当に今最重要課題と言ってもいいぐらいのことではないかなと思っておりますので、どうか早めの対応をよろしくお願いをいたします。

続きまして、防災対策で気になったことが2つありますので、質問したいと思います。

まず、総務常任委員会委員長の報告にもありましたが、ヘリコプターが離着陸できる場所が、平成25年、2013年は27か所だったけれども、現在は58か所と、10年余りで倍増しているとのことです。これはいいことだと思います。これは巨大地震が起こった場合に、救助隊や救援物資の運搬は、ほぼ空路になると思います。土砂崩れや土地の隆起・陥没で、道路や鉄道が寸断をされる。陸路は多分すぐには使えない状況になるでしょう。また、津波で港が使用不可能になれば、海路も使えません。そうすると残りは空路です。空路でも長い滑走路が要らない、そういうヘリコプターが、まさに頼みの綱となると思います。

そういう点で質問なんですけど、58か所あるというヘリポートの中で、夜間も使用できるヘリポートは幾つありますか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

消防防災ヘリを運航する高知県消防防災航空隊への聞き取りとなりますけども、本市のヘリコプターが離着陸できる58か所のうち、夜間に使用できるヘリポートはないとのこと。これは、高知県の消防ヘリの運用としまして、日の出から日没までと決められておりまして、照明設備などを整備したとしましても、飛行活動は実施されないとのこととございました。あくまで日中を想定した航空隊の運用によるもので、例えば救急活動等によりまして、現場に日没近くに着陸した場合、日没後に離陸した事例はあるようですが、原則日の出から日没までの運航となるそうです。県内他市町村でも同様の対応となっております、東日本大震災や熊本地震でも夜間の離着陸は、事例がないとのこととございました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これは人命救助ということになります。人命救助ということになれば、

やっぱり一刻を争うことになります。そういう点で言うと、やっぱり24時間運航ができる体制を、少なくとも四万十市でも一つは取っておくべきではないかなと思うんです。先ほど説明がありました夜間は発着はしないんだと、そもそもそうなっているんだということなんですけど、これは全国そのような形になっておるのでしょうか。夜間照明があって夜間も使用できるヘリポートは幾つもあるというふうに聞いているんですけども、そこをお答えいただけますか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 全国かどうかは、そこまではお調べしておりませんが、高知県の対応は、そうなっているということでした。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） ぜひそのあたりも調べていただいて、どうすべきかということを今後検討をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

もう一点です。台風など災害発生のおそれがあるとき、市は避難所を開設をして、そこへ市の職員を派遣しています。先月も台風10号が発生をしまして、市内全域に警戒レベル3、高齢者等避難が発令をされまして、避難所を開設しています。私は、ある避難所の様子を見に行っただけですけども、そこでは、女性職員が一人で対応をしていました。夜中の12時に交代をするということでしたけれども、女性が一人で深夜まで勤務することについては、やっぱり心配です。人数を増やせば、それだけ市の職員の皆様の負担になることは重々分かるんですけども、やはり安心・安全、安心して任務に就くには、複数配置にすべきではないかと思いますが、その点はいかがでしょう。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

避難所への職員配置については、災害対策本部の市民生活部避難所班が開設する避難所に応じまして、各課へ人員要請を行って、避難所の運営を行っておるところでございます。

先月の台風10号では、市内全域の避難所を開設しましたが、近年大きな災害がなかったため、慣れていない職員も多く、開設準備や運営の対応に追われたところがございます。そのため、改めて避難所開設運営にあたっての課題などについて、避難所班が意見集約をしております、その内容につきまして、現在地震防災課で検証を行っているところでございます。

課題の中では、女性職員一人で避難所の運営を行った事例がありまして、その中には、大災害時は職員も被災するため、男女を問わず、現段階から一人での配置を経験すべきや、特に夜間の対応は、女性2人体制がよいなどの意見が上げられているところがございます。

避難所に職員を何人配置するかについては、現在はっきりと決めておりませんが、今回のように台風の速度が遅く、長丁場が予想される場合などは、市の通常業務を行いながら、避難所運営となりますので、避難所運営が1人になる場合もあるかとは思いますが、ただし、議員

がおっしゃいますように、夜間対応や避難者が多くなった場合の対応などは、対応する職員を増やすことも考えなければならぬので、取りまとめた意見を基に、避難所班や職員を派遣する課などと協議を行いまして、適切な職員配置に努めたいと思います。

また、今回避難所運営を地区にお願いした場所もございました。大規模災害になると、市職員も被災する可能性もあることや避難所運営以外の業務ウエートが大きくなりまして、避難所運営に手が回らなくなる可能性もございます。そうしたことから、台風などによる避難所開設時にも地域や自主防災組織で避難所を運営していただくことも大変重要だと考えておりまして、地域や自主防災組織に相談をしながら、そういった取組も併せて行いたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 最後に課長が言われたこと、私も賛成です。地域に自主防災組織がありますので、そこにしっかり協力を頼んで、少なくとも夜間に女性が一人で対応するというようなことがないように、そこはぜひ今回のこともしっかり検証しながら、今後の中身をつくっていただきたいと思います。どうかよろしく願いをいたします。

続いて、放課後児童対策について質問をしたいと思います。

まず、放課後児童対策における市の責務についてお尋ねをいたします。

市は、放課後の児童の健全育成に責任を持つ立場にありますか、ある・ないでお願いします。その根拠を示していただきたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 責任につきましては、あるというところになるかと思います。

その根拠につきまして、まず児童福祉法におきまして、第1条第1項にて、全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有するとなっており、さらに第2条第1項において、児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負うとされています。そのことから、放課後も含めた児童の健全育成に責任を持つ立場の者は、第一義的には保護者であると考えております。

一方で、児童福祉法第2条第3項では、国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとされていまして、市は保護者とともに責任を負う立場であるというふうに認識をしてるところでございます。

これらを踏まえた上で、市としましては、子育て支援サービスの一つとして放課後の児童の健全育成を図る取組として、放課後児童クラブ事業を実施しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■ 9 番（川淵誠司） よく分かりました。市はしっかり責任があるというお答えでございました。

続いて、市には、放課後児童クラブの運営指針を策定する責務がありますか、これもある・ないでお答えいただいて、その根拠を示してください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） まず、これはあります。放課後児童クラブの運営を行う市町村は、児童福祉法第34条の8の2第2項の規定により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保する基準を条例で定めなければならないとされているところでございます。そのことから、四万十市においては、四万十市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を定めているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■ 9 番（川淵誠司） よく分かりました。責務があるということです。

続いて、放課後児童クラブというものは、そもそも何ですかと、どういう定義・趣旨・目的なのですか、お答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 放課後児童クラブの定義につきまして、四万十市では、保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業、放課後児童健全育成事業でございますが、これを行う組織を放課後児童クラブと呼んでいるところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■ 9 番（川淵誠司） よく分かりました。

それでは、放課後児童クラブが運営されている小学校、市内で運営されている学校名を全て上げてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 四万十市で放課後児童クラブを実施している小学校は、中村小学校・中村南小学校・東山小学校・具同小学校・東中筋小学校・西土佐小学校の6校でございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■ 9 番（川淵誠司） 今課長が上げられました6校ですけれども、この開設日数、週何日ぐらい、月何日ぐらいというのをお答えいただきたいんですが、ほぼ一緒だということであれば、平均値でお願いしたいですし、大きくばらつきがあるというんだったら、それぞれのことをお

知らせいただきたいと思ひます。

また、そこで子供たちは、主にどうひうことをしているのか、どうひう生活をしているのか、簡潔にお答へください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 学校により多少の異なりはございますが、ほぼ平均的でございますので、平均的に週5日、月21日程度の活動を行っているところでございます。

活動内容は、放課後、授業が終わりましたら、クラブのほうの施設に集まりまして、みんながそれぞれ支援員の指導によりながら、宿題をしたり外で遊んだり、施設内にあるおもちゃ等で遊んだりというようなことをしているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） よく分かりました。

それでは、ほとんど同じことになりまひすけれども、今度は放課後子ども教室で質問いたしまひす。

放課後子ども教室とは何ですか、定義・趣旨・目的についてお答へください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 四万十市では、放課後や週末等に子供たちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施し、子供たちが地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進する事業を放課後子ども教室としているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） それでは、今言われた放課後子ども教室を実施している小学校を全て上げてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 四万十市で放課後子ども教室を実施している小学校は、八束小学校・中筋小学校・利岡小学校・蕨岡小学校・大用小学校・竹島小学校・中村小学校・西土佐小学校、これに下田小学校を加えて計9校でございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 今言われました実施校の開設日数は、週当たり・月当たりどれぐらいでしょうか。ばらつきがあつたら、また答へてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） これも学校により多少異なるところがありますが、大体平均的でございます。平均的に週5日・月21日程度の活動を行っているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） 確認ですが、西土佐小学校も週5日・月21日の子ども教室を開いていま

すか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） ここは、開設は基本的にはほぼ同じ、放課後児童クラブに接続する形で教室をやっているの、ほぼ一緒ですが、教室のほうが少し休むときとかもあるというふうには聞いております。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） そこで、私提案なんですけれども、今聞いていただいたように、放課後児童クラブと放課後子ども教室、ほとんど同じ日数をしています。そういう中で、本来保護者が労働等によって昼間家庭にいない児童がいる全ての小学校において、やはり放課後児童クラブを実施すべきだと思うんです。先ほど放課後子ども教室をしている八束・竹島・中筋・利岡・蕨岡・大用・下田・中村・西土佐ですか、そこについては、保護者が昼間家庭にいないという児童は、一人も存在しないということはまずあり得ないですね、そこはどうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 当然に共働きの家庭というのは、どの学校にもおいでになるというふうに考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川淵誠司議員。

■9番（川淵誠司） ですから、本来は保護者が昼間家庭にいない児童、そういうところの学校は、基本的に市の責務として放課後児童クラブをすべきだと私は思っております。それで、規模の小さいところは、今子ども教室という形で運用されているんですが、そこは、やる中身が本来違うんです。けど先ほど聞いたら、ほとんど同じようなことをされている。そこで、6月議会で私質問をいたしました。指導員の休暇とか保険加入といった労働条件の質問をいたしました。そのときに課長は、放課後子ども教室の支援員は、社会保険に加入する条件を満たしていませんと。支援員には有給休暇や特別休暇の概念もありませんということでありました。放課後子ども教室の支援員の方は、依頼により活動しているという、そういう協力者という位置づけなんです。だから、労働の対価であるはずの賃金はもらってないんです。謝金をもらっているんです。そして社会保険に加入できない。これは明らかに実態を反映していないと思うんです。ほとんど同じ仕事をされながら、片一方はこういう状況です。これは本当に労働基準法にも違反するのではないかと、私心配をしてるんですけれども、そういう状況を放置してはならないと思うんです。やっぱり一刻も早く放課後児童クラブということに切り替えて、そちらで運営すべきだと。それとはまだ別に、放課後子ども教室は放課後子ども教室として意義があって、そういう取決めを文科省はしているわけです。西土佐なんかは両方あるわけでしょう。中村小学校も両方あるんです。そのように地域によってぜひ子ども教室もやろうということは、子ども教室も継続しながら、しかし本来の放課後児童クラブ、いわゆる学童保育です。これをやっていくべきではないかというように思いますが、そういう考えはありませんか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 全ての小学校に放課後児童クラブを開設することを提案いただいたというふうに考えております。

これまで中村地域の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、学校区ごとの事業運営を保護者組織の運営委員会に委託させていただいておりました。そのことから、運営内容や支援員が、例えば児童クラブでは雇用、放課後子ども教室では依頼・委託といった処遇等に違いがあるなど、多くの課題がありましたが、保護者の皆さんがボランティアで運営を行っている状況では、保護者の皆さんへの負担が大きく、抜本的な解決が難しいことから、まずは運営組織の一本化に取り組んだところでございます。

本年4月より運営体制の見直しが図られ、順次諸課題の解決に取り組んでまいりましたが、施設的环境整備や支援員の処遇に関しては、放課後児童クラブに比べて放課後子ども教室は、実施できる事項に制限が多く、我々としても改善に苦慮しているところでございます。本年3月議会における寺尾真吾議員の一般質問でもご答弁申し上げたところではございますが、多くの課題の解決方法として、全ての小学校での放課後児童クラブの実施を検討しており、既に支援員の皆さんと意見交換を行ったところであり、来月には保護者の代表にお集まりいただき、意見交換を行う予定としております。

放課後子ども教室から放課後児童クラブへ移行すると、支援員は委託から雇用になり、処遇は大幅に変わるものの、保護者にとっては利用料が必要になるなど、デメリットもあります。子供たちがよりよい環境で放課後を過ごすことができるよう、引き続き取り組んでまいりたいと思います。

その中でもう一つご質問がありました両方の活動を一つの学校でやってはどうかというところでございますが、現在放課後児童クラブ・放課後子ども教室ともに支援員として活動していただく方の確保に大変苦慮しているところでございます。放課後子ども教室は、先ほども申し上げたとおり雇用ではなく委託の中で、資格等は不要となっておりますが、放課後児童クラブは、実務経験を伴う資格が必要になるところが、人員確保に苦慮している大きなポイントでございます。こういうこともありまして、一校区で両事業を同時に実施するには、支援員の確保が難しいことが想定されるところでございます。その上で、西土佐小学校がどうして両方できているかというところでございますが、こちらにつきましては、子ども教室は放課後の時間の長い水曜に実施することとしておりまして、実施内容も隔週で学習教室と体験教室を行うなど、支援員不足に陥らないよう工夫をして実施をしているところでございます。中村地域においても、同様の実施方法であれば、一校区での両事業の実施は可能かと思いますが、児童クラブの利用対象外となった児童の居場所とはなり得ないことも想定されますので、こういうことを踏まえた上で、両事業をどのようにするかということは考えていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 既に児童クラブにしていこうということも検討の一つに入っているようですので、ぜひそのようにお願いをしたい。そうしないと、本当に働いている人たち、ちょっと今の状況はおかしいと思うんです。これについては、これを請け負っていただいていますスマイルはたっこの皆さんは、本当に一生懸命やられています、この状況はいかんともし難いと、何とかしたいという思いを持っておられました。ぜひそのように改善をしていただきたいと思ひますし、放課後子ども教室については、これは必ず毎日やるということではなくて、必ず支援員ということではなくて、それはまさに謝金でいいと思うんです。地域の協力者のボランティアということで位置づければ、それは可能ですので、その地域がぜひやりたいということであればそれを実施する。基本は児童クラブだということに思ひますので、どうかよろしくお願ひをします。

それでは、最後の業者選定についての質問に移りたいと思ひます。

本市には、プロポーザル及びその審査委員会に関する条例または規則というのがありますか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） プロポーザル方式は、随意契約の一形態となりますので、地方自治法ですとか地方自治法施行令、そして市の契約規則等に基づいて行うこととなっておりますので、その実施方法を統一する目的で、本市ではガイドラインを策定し、事務を執っております。

また、審査委員会については、そのガイドラインを参考に、業務ごとに設置要綱を制定して実施しております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） お隣の宿毛市は、プロポーザル審査委員会条例というのをつくっています。それから、高知市も名前は違いますが、プロポーザル選定委員会条例をつくっています。南国市もプロポーザル審査委員会設置条例というのをつくっています。また、条例ではなくて、例えば宇和島市などは、プロポーザル審査委員会規則というのをつくっていますし、奈良市や岐阜市、その他多くの市が、規則か条例でこれを定めていると思ひます。

本市においても、これは審査委員会に関する条例または規則をしっかりつくるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） そういふような他市の状況も提案していただきましたので、参考にさせていただきます、検討をさせていただきますと思ひます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） それでは、具体的にお聞きしますけれども、審査委員会の委員というの

は、どのように決めておられるんですか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） その業務を所管する課が、その業務内容等を勘案して委員を選任しまして、最終的には市長の決裁を経て決定しております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 所管課が決めるということのようですけれども、じゃあさらに詳しく行きますと、例えば具同保育所の移転改築がありました。それから東山小学校の建築設計というものもありました。この両方の建築設計は、いずれもプロポーザルでした。この審査委員というのは、どういう構成で行われていますか。人数と職種、市の職員とか外部委員とかいろいろあると思いますが、それでお答えください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、具同保育所のプロポーザルにおける構成につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

具体的には、副市長・財政課長・子育て支援課長・まちづくり課長・農林水産課長・財政課長補佐（建築土木管理担当）、それから保育所長2名、計8名を委員としているところでございます。

以上です。

（「2つ目の東山小学校は、すみませんでした」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

それでは、私のほうからは、東山小学校の校舎の改築についてご答弁させていただきます。

全体の委員は6名で構成をしております。内訳といたしましては、当時の第2副市長・財政課長・学校教育課長・農林水産課長・まちづくり課長・建築土木管理担当の財政課長補佐でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今お聞きしますと、ほぼ市の職員ですね、保育所の方も市の職員だと思いますので。そうなりますと、具同保育所についても東山小学校についても、庁内でということになるのではないかなと思うんです。先ほど言いました条例や規則で審査委員について定めているところの多くは、審査委員としてのまず第1に、学識経験者を上げています。それから高度な技術または専門的な知識を有する者というのが入っています。そして市職員、それから市長が必要と認める者というパターンが多いかと思います。そういう点で、やっぱり私は庁外の学識経験者ということを入れるべきではないかなと思っています。あるところは、全て庁外の

学識経験者で構成するというようなところまであります。これは、徹底的に恣意的な契約を防ぐということで、かなり厳密な規則や基準を設けてやっています。これは市ではないんですけども、大阪市と八尾市と松原市の環境施設組合、ここで言うたら消防組合とかそういったものに類すると思いますが、ここは委員制定においても、恣意性を排除し、委員の固定化や短絡的な委員制定とならないように、当該事業にふさわしい委員の選任を行うことを目的とするということで基準を定めていまして、ここは先ほど申し上げたように庁外の委員、学識経験者で構成するということです。ここまで徹底をしているところもあるということなんです。そうやって構成して透明性を高めているということです。ぜひそういう方向でプロポーザルの審査委員会というものをつくって、条例で定めてほしいな、そのように思いますが、再度お聞きをします、どちらになりますか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 現在のガイドラインでも外部の方を加えることができるという形にはなっていますが、実際には、今回の2件の件につきましては庁内だけでという形になっております。公平性とか透明性という意味で入れるというのも一つの方法だと思いますので、そちらについては、先ほども答弁いたしましたように、検討させていただきたいと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） これについては、市長にもお伺いしたいんですけども、特に今回、消防のことはなかなか言えないということなんですけど、消防も含めまして、全部ほかの市外になったということで、地元の建築協会等も相当反発をしておられたと。我々は、分野別意見交換会というのも開いて、そこで意見も伺ったという状況であります。市長はそういうことについて経過をご了解していますか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほどから課長のほうも答弁してましたように、今回東山小学校そして共同保育所をプロポーザルで実施をいたしました。その中で恣意的なことは全くなかったと私は判断しておりますし、そのためにどうしても市外の業者の方が取られたのではないかなと思います。公平な担保の下にプロポーザルをやりましたので、もしそれが恣意的なのであれば、当然市内業者が取るというのが普通ではないかなと思いますが、公平の下にプロポーザルでの選定をいたしましたので、どうしても点数の高い、そこが選定をされたと。それが結果的に市外の業者になられたのではないかなと思います。

ただ先ほど議員が申されましたように、外部の学識経験者あるいは特別な技術を持った方を入れるということについては、それは当然のことでございますし、またこの庁舎につきましても、当時私は副市長でありましたけれども、大学の先生方に入っていて、ここの庁舎のプロポーザルをした経過がございますので、やはり今後いろんな形で、一番は公平性、恣意的

なことがあつては絶対いけませんので、それを一番にやっていきたいと思ひます。

今回は、先ほど申しましたように、そういう形の中で、各職員ではございますけれども、しっかりと点をつけた中で、その中で結果的に市外の業者の点がよかつたということであろうと思ひますし、このことにつきましては、もし情報公開で請求があれば、全て開示するようになっていふと思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

ただ今ほど議員が申されたことも参考にしながら、今後プロポーザルにつきましては、やはり詰めていく必要があろうと思ひますので、しっかりと担当課と話をした中で進めてまいりたいと思ひます。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今市長の話の中で、市外の方が取ったから、公平性が担保されたんじゃないかみたいな話がありましたけれど、そうとは限らないと思ひますので、そこは私はそうとは言い切れないというふうには思ひています。

そこで、今市長が、何かあれば公開はしますというお話でありました。

それでは、苦情を適切に処理する仕組みというのは、そもそもあるんでしょうか、お尋ねします。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 全国的には、県ですとか大きな自治体で、プロポーザル方式に限らず、入札とか契約に係る苦情処理、こういった手続について取決めをしているところもあるようですが、本市については、そのような取決めとか仕組みは設けておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 今課長言われましたように、このことがやっぱり大きな問題になつたと思うんです。つながつたと思うんです、苦情ができないですもん。苦情、言えないんです。

ここに四万十市立具同保育所移転改築工事等実施設計プロポーザル実施要綱というのがあります。これぐらいのもんですけれども、この中に、11番がその他になつてまして、その8番目にこう書いてます。審査結果に関する問合せ・異議申立ては一切受け付けないと、これが具同保育所です。それから、四万十市立東山小学校校舎改築事業設計業務プロポーザル実施要綱、これもやはりこれほどありまして、ずっと読んでいきますと、やはり最後の11番のその他の項目の8番目に、各審査結果に関する問合せ・異議申立ては一切受け付けないということでありまふ。こういう状況で、これを苦情処理すると言つたって、そもそも苦情を受け付けないのが苦情処理かということになりますので、これはやはり改めるべきではないかと思ひますが、この点いかがですか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） これも審査委員会の条例規則等と一緒になると思ひますが、他団体

の取決め等も参考にさせていただきながら、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 最後に、市長からも一言いただきます。苦情処理がこれできない状況です。どうしますか。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 先ほどもご答弁申しましたように、今回の2つの案件につきましては、私は恣意的なことはあったとは全く判断をしておりません。その中で点数をしっかりと公平につけた中で、結果的に市外の業者が落札をしたということでございますので、ただ先ほど申しましたように、情報公開につきましては、当然できますので、例えば点数であるとか、そういう形は情報公開の中で請求をしていただければ、しっかりと公開ができるのではないかなと考えております。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前10時59分 小休

午前10時59分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

苦情の申立てというのが、私いま一度ちょっと理解ができないわけですが、例えば苦情の申立てというのは、どういう形について苦情の申立てをしたかったのかなというのがございます。まず一番は、市内だけでやれとか、そういう形の苦情か、もしくはどんな苦情があるのかなというのがちょっと分かりませんので、その内容にもよりますけれども、その中で先ほど申しましたように、一切申立てを受け付けないということで、2つの案件につきましては、そういう形になっておりましたけれども、これはやはり若干いろいろ考えるべきことがあるかなと思いますので、今後検討してまいりたいとは思っています。

■議長（宮崎 努） 川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） その異議の中身がどうこうではなくて、そもそも異議申立ては一切受け付けないということ自体がおかしいと思うので、市長最後言われましたけど、これはぜひ改善をしていただきたい。各審査結果に関する問合せ・異議申立ては一切受け付けない、今どきこういうものはないんじゃないかと私は思っていますので、ぜひとも早急な改善をお願いをしたいと思います。そのことを申し上げて、以上で一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で川渕誠司議員の質問を終わります。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 議席番号4番、市民クラブ前田和哉です。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、東山小学校のスクールバスについてお伺いをいたします。

ご存じのとおり、東山小学校は、令和7年度1学期いっぱい建て替え工事を終了し、佐岡の元の場所へ竣工する計画となっております。来年度の2学期から授業が開始される予定でございます。現在は、安並のスポーツセンター内の仮校舎で授業が続けられており、北へ1.6km離れ、通学距離が長くなったことから、古津賀・下田分岐より東側から通学している1・2年生を対象に、60人余りが業者委託された2台のスクールバスで通学をしているところでございます。バスは、校舎が移転する来年の7月いっぱい廃止される予定となっておりますが、引き続き運行を継続していただけないかと思ひまして質問をいたします。

来年度のことではあります、予算も絡みますので、今議会でお伺いをいたします。

全国的にもスクールバスが始まった経緯は、人口減少に伴う学校統合に起因する場合がございます。本市も学校統合により始まったものがほとんどだと思っておりますが、東山小学校は、既存の校舎の跡に新校舎を建築するための移転に伴い、自転車通学のできない1・2年生を対象に、通学距離が4kmを超えることを理由に始まったものと承知をしております。

そこでお聞きをいたします。

本市の小中学校のスクールバスの運行状況について、始まった理由と路線数、台数を学校別で大まかで構いませんので、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

現在、本市で運行しておりますスクールバスは、学校統合に伴い遠距離通学となる児童生徒の通学の安全を確保するため、中村地域、こちらは中村小学校・八東小学校・大用小学校・中村中学校・中村西中学校の5校でございますけれども、こちらに11路線、それから西土佐地域、西土佐小中学校の2校におきまして7路線の合計18路線を運行しております。台数につきましては、各路線1台でございます。

そのほかに、今前田議員も言われましたように、東山小学校の建て替えに伴い、一時的に仮校舎への通学となる東山小学校におきまして、遠距離通学となる1・2年生の児童を対象に、新校舎が完成するまでの期間限定でスクールバス、こちらは2台でございますけれども、この

2台を運行しているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。やはり統廃合に伴う遠距離の通学の安全を確保するために運行されたと。中村地域は5校で11路線、それから西土佐地域は7路線ということでございます。分かりました。

続きまして、スクールバス運行には、経費も必要でございます。運営には国の補助金や地方交付税措置があると思いますが、どのような財源支援があるのか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

スクールバスの運行に係ります国庫補助金につきましてはへき地児童生徒援助費等補助金がございます。この補助金は、僻地等における初等・中等教育の円滑な実施に資することを目的といたしまして、市町村が負担するスクールバス等の購入費でございますとか、遠距離に係る通学費用などについて、国が一部補助するものでございます。

当該補助金は、学校統合に伴うスクールバス車両を購入する際には補助対象となり、本市でも活用しているところでございますけれども、市の所有するスクールバスの運行に係る委託料は、補助対象外となっております。

また、スクールバスの維持・運営費といたしまして、市が所有する定員11名以上のスクールバスにつきましては、普通交付税の対象となっており、令和6年度の普通交付税の基準財政需要額ベースで申し上げますと、1台当たり約600万円が算入されているという計算になります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） へき地教育振興法によって、学校統合等に伴いましてバスを購入する場合補助されるという補助金とバスの維持・運営に関しまして交付税措置、年間1台当たり600万円ということで承知いたしました。

そういう中、では補助金、地方交付税措置、東山小学校の新校舎に伴うスクールバス運行には当たらないのか、その辺を現在の運行に係っている経費も併せて教えてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

東山小学校の1・2年生が乗車するスクールバスにつきましては、民間に委託している2台を運行しておりますが、今年度の委託経費は2台で約1,600万円程度となる見込みでございます。

また、運行経費に係る補助金につきましては、東山小学校のスクールバスは、学校統廃合によるものではございませんので、へき地教育振興法に基づく補助金の要件には合致しておらず、

バスの購入でありますとか、遠距離通学の交通費に活用できる補助金はございません。

また、バスの維持・運営費につきましても、市が所有するバスをスクールバスとして運行する場合は、地方交付税措置がなされますが、東山小学校のスクールバスは、民間のバスを使用しておりますので、地方交付税措置はないものと認識しております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ちょっと私の解釈とは少し違ったと思います。へき地教育振興法によるバスを購入する場合は、これには当たらないと思いますけれども、運営費の地方交付税は、民間委託・専用運行、両方それに関しては、通学距離に関係なく維持・運営費が当たると解釈をしておりましたけれども、ちょっと確認をお願いします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

東山小学校のスクールバスについては、先ほどもご答弁いたしましたけれども、民間の委託先のバスを使用しておりますので、地方交付税措置はないものと私どもは解釈しておりますのでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 少し私解釈が違っているのかも分かりません。私は、運営費のほうの600万円は当たるのではないかと考えておりますが、ただし、やはりバスを購入することになりますと、今後運営するとなりましたら、2台を購入しなくてはならないということになります。そういう中で1,600万円現在かかっているということで1台当たり800万円、運営費のほうは、やはり600万円もし交付税措置があるものでしたら200万円ほど足りないというような状態を想像しておりました。そういう中、バスを購入して運営していくというそういう仮定で考えたときに、バスは1台当たりどれぐらいかかるものでしょうか、ちょっと分かりませんか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） スクールバスにつきましては、現在購入しておるバスにつきましては、14人乗りが400万円強、29人乗りが1,100万円程度かかると考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 400万円程度、ちょっと私安く見積もられたかなと思いますけれども、すみません、通告はしておりませんでしたけれども質問をさせていただきました。

次に、やはり購入する仮定で考えていきたいと思うんですけれども、少し視点を変えて、東山小学校の通学状況をちょっとご紹介がてら質問をしたいと思っております。

自転車通学の部分に関して考察をしますと、東山小学校の自転車による通学は、令和5年度全校生徒306人のうち、3から6年生のほぼ全員の200人ということになっている、このような数字を私聞いております。同規模のほかの小学校の状況は、いずれも許可に関しては3年生以上に出されており、中村小学校は、令和5年度の場合25名、中村南は10名、全校生徒396人の具同小学校でも50人、東山の数が200人と突出しております。

また、他の学校の通学の条件は、中村小学校は岩田・カツラ山・田野川・敷地からの通学、南小学校は校区外からの通学などで校長が特別に認める者と、具同小は距離が2 km以上の場合となっています。東山小学校に関しましては、距離や住所の規定はございません。このことは、それだけで通学距離が非常に長いということを表しておると、そのように私は思っております。近辺からの通学ではなくて、2 kmから3 kmを超える自転車による通学でございますけれども、主な者が200人と思っております、3から6年生に関しまして。このうち古津賀方面からは約120人が通学しておるということでございますが、佐岡の今度戻る現場所から古津賀の下田分岐のサニーマート付近で距離が約2 kmでございます。現在でも自転車通学の6割120人が、2 km以上の距離をとおるということでございます。それゆえこれまで佐岡橋から下田分岐までの歩道を一般の方、それから中学生・高校生、先ほど言いました3から6年生の自転車、これまでは1・2年生の徒歩が利用していたため、朝は特に過密になり、側道から進入する車も大変多くて、交通事故が発生しておりました。昨年度は、帰宅時のことではありますが、自転車で転倒して歩道を越えて車道に出たという事故もございました。幸い腕を骨折したのみで終わりましたが、車道に転倒してしまったということで、車にはねられる可能性も十分あったと聞いております。自転車で佐岡橋から東に向かうと下り坂になっており、スピードが出ることから、ここでは毎年何らかの交通事故が起こっておると聞いております。本年度はまだ発生しておりません。これは1・2年生の徒歩による通学がないことで、歩道が過密になってない可能性がございます。これに来年度の2学期からは、1・2年生がまた再び返ってきて加わることとなります。120名プラス60名、180名程度が、古津賀方面から危険な幡多公設市場付近を通うということになります。普通都会の小学校の通学と言えば、全校生徒と一緒に徒歩通学ということではないでしょうか。1・2年生のみの東山小学校、幼い体で大変重いランドセル、夏場となれば水筒なども抱え、熱中症も心配をいたします。さらに、4 kmを超える通学も現在既にあります。佐岡から4 kmとなると、国道56号線を進み、逢坂トンネル前までのカラオケピンポンパンの付近で4 kmとなります。第2団地奥の雅ヶ丘団地も4 kmを超えてまいります。したがって、1・2年生にこの距離を徒歩で通学させるということは、あまりにも苛酷過ぎるのではないかと考えております。中村地域の他の学校とは条件が違うことを十分考慮いただきまして、1・2年生60名を超える子供たちがいます。ぜひスクールバスを引き続き運行できないか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

質問のありましたスクールバスの運行の継続につきましては、今議員も言われましたように、登下校の安全確保という点では効果的だと思われませんが、仮設校舎への移転に伴いまして通学距離が4km以上となる小学1・2年生の児童を対象として運行しているものでございまして、保護者の皆様方へも周知を行っておりますので、新校舎完成後の運行は、現在考えておりません。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） ご答弁、非常に残念でございます。考えていないということでお答えいただきましたけれども、さらに少しここで考えていただきたいと思います。

条件は先ほど申しましたとおりでございます。さらに、スクールバスの現在の運行も少し改善するところはあると思います。現在は、朝2台ともが満員だそうです。帰りはほとんどが放課後児童クラブに行くので、17時を過ぎての運行の時間の変更、それから朝2台を帰りは1台もしくは廃止するなど、柔軟な運行もできるかと思えます。その辺を踏まえて、現在の小学校1・2年生の保護者、さらには来年・再来年度1年生となる保育園児の保護者を対象にニーズ調査のようなものを検討していただけないか。それをもってご判断をいただけないか、そういうふうに思っております。現在のスクールバスは、特に来年・再来年1年生・2年生になる保育園の保護者の皆さんは続いて乗っていただけるものと思っていると聞いております。その辺アナウンスも十分されておられませんので、周知することも含めましてニーズ調査ができないか、お願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

東山小学校のスクールバスにつきましては、1月に対象地域の小学生1年生、それから保育園児等の保護者に対しまして利用希望調査を実施した上で、運行方法を決定しておるところでございます。

委託先が運行するスクールバスにつきましては、最大28名の児童が乗車可能となっておりますが、この利用希望調査の結果、登校便は52名、それから下校便は31名が利用を希望するとの回答がありましたので、そういった下校便31名の児童数を考えれば、バスを2台運行する必要がございます。

それから、ニーズ調査につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在のスクールバスは、仮設校舎への移動のため運行することとしておりますので、実施する考えはございません。

また、来年度以降、東山小学校に通う児童の保護者の中には、バスの運行が終了することを知らないというご指摘を今いただきましたので、10月実施予定の就学時健診で改めて周知を行うとともに、これまでと同様に対象の児童や保育園児を対象に利用希望調査を1月頃実施した

上で運行方法を検討し、改善に努めたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

希望は既に取り替えているというご答弁だったと思いますが、この中でかなりの児童の保護者さんから利用をしたいという希望もあると思います。さらに、10月頃をめぐりもう一度調査をしたいという中で、そういう判断をしていただきたいとは思っているところでございます。ちなみに、私の近所に、昨年神奈川県湘南のほうから移住してきた家族がおりますが、ご主人は市街地、この辺に勤めに出てきております。奥さんは自営で自宅でお仕事をされておりますが、子供が3人おまして、一番上のお子さんは、今年1年生でスクールバスを利用しております。下の2人は、まだ保育園です。奥さんは都会暮らしで不便を感じなかったのか、まだ自動車免許を取得しておりません。早いうちに取りたいとは聞いておりますが、仕事と子育てで、そこまでに至っていないというようなことでございます。来年スクールバスがなくなるとなると、送り迎えに大変負担がかかるということが想像されます。移住対策や人口減少対策、子育て支援にも関わってくるこの問題でございます。ぜひスクールバスを継続していただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

次に、学童保育の長期休みの昼食提供についてお伺いをいたします。

昨年9月議会で川村真生議員が、長期休みに学童保育において事業所によるお弁当の提供ができないかとの質問があり、運営体制の見直しの中、保護者・関係者の意見を聞きながら、個別事情に応じた対応をするとの執行部側の答弁もあったことは承知をしております。

そういう中、本年度から中村地域におきましての学童保育につきまして、放課後児童クラブ・子ども教室とも、NPO法人スマイルはたっこさんが一括委託をされております。そういうことを踏まえまして、長期休みの昼食について質問をいたします。

まず、私の知っている地元の保護者のお話では、夏休みとなつてとても忙しいということでございました。朝早いうちに起きてお弁当を作り、その後スクールバスの運行がないので、学校まで送って行ってから職場へ向かい、再び夕方仕事が終わってから18時頃迎えに行く。兄弟もおつて、下のお子さんその後保育園のほうに迎え等もあるということでございました。その方が申されていたのは、都会のほうでは学童保育に学校給食を提供しているところもあるそうで、近所にお盆で帰省している友達が、神奈川県下の小学校では今年から夏休みの学童保育に昼食が出るようになり、非常に助かっている、このようなことを申しておりました。学童保育がある全ての日数なのか一部なのか、その辺は私は存じてはおりませんが、その方が言うには、とても羨ましいということでございました。

また、そのお子さんは、お弁当を朝お母さんが作って持っていつているそうですが、自分のロッカーの前に置く、そういうような保管方法だそうです。別に冷蔵庫とかそういうものに入

れるわけではないらしいです。ただお昼に食べようとしたら、夏の早いうちでございましたが、おむすび弁当だったそうですが、蓋を開けると変な臭いがしたと。おむすびは食べなかったというようなことを聞いております。やはり冷蔵庫などに入れることなく室内に置いているということで、お母さんは保冷剤もお弁当の中には入れているが、なお食中毒も心配というようなことを聞いております。

そこで質問をいたします。

まずは、本市の夏休みの日数と学童保育を行っている日数、また夏休みに学童に来ているのは、利用している児童の何%に当たるか、大まかに教えてください。先ほどの川渕議員の質問と少しダブるところがあるかもしれませんが、ご答弁ください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、市内全体の学童保育の実施状況ということでございますが、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を併せて、学童保育の数としてお答えをさせていただきますと思います。

まず、利用率についてでございますが、今年度の市内小学校の全校児童1,464人に対し604人が学童等への登録を行っているところでございます。登録率は41.3%ということになるかと思います。約4割の方が学童等を利用されております。

次に、小学校の夏休みの日数でございますが、令和6年度は1校が40日間、11校が44日間、1校が45日間となっております、平均は約43日間となっておりますところでございます。

夏休み期間中の実施状況としましては、夏休みの活動は月曜日から金曜までであり、お盆期間である8月13日から8月16日を主に休所としていることから、夏休みの開所日数の平均は24日となっております、延べ8,169人が利用をしているところでございます。

夏休み1日当たりの平均利用人数は、340人となりますので、夏休み期間中の利用率につきましては、56.3%となっているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。平均43日の夏休みに利用率が56.3%ということでした。

事前に、私は東山が地元ですので、東山小学校の学童人数を聞いてみますと、登録が95人で、8月の夏休み平均59人が利用したということでした。ここはちょっと利用率が高くて62%ぐらいだったということですのでございます。全生徒は東山は306人ですので、約19%が登録しておるとするか利用しておるとかということですのでございます。

そこで質問をいたします。

夏休みの学童保育に学校給食を提供できないか、まずお聞きをいたします。

まず、学校給食を提供しているスクールミールは、1か所で何食を普通提供しているか。ふ

だんの必要食数を考えますと、本市にはスクールミールは、西土佐地域と中村地域で東山・南小・具同小を含め4か所あって、令和5年度の児童でございますけれども、合計で2,218人に給食を提供していることとなります。県立中村中学校や教職員にも併せて提供していると聞きましたので、その辺を合わせればもっと多くなると思います。配食に関しましては、少し西土佐地域は外しまして、西土佐の小中学生109人を外すと2,109人となります。これを中村地域3か所で割りますと、1つのスクールミールで1日に703食を作っている、単純に3で割ったものでございます。

それでは、中村地域の夏休みの学童での必要数はどれぐらい要るのか。スマイルはたっこさんが運営している中村地域の放課後児童クラブ・子ども教室は、先ほど少し数を申されていましたが、昨年の数になるかもわかりませんが547人となっています。東山小学校の夏休みの利用が、ふだんの62%ですので、当てはめると全てで339人分となります。単純計算で1か所のスクールミールで703食を提供しているところ、339人分を提供いただければ賄えるということでございます。夏休み中には、給食施設の改築工事などもあると聞いておりますが、工事を行っている場所や期間を除いても、その他のスクールミールで賄っていけないのでしょうか。配食に関しましては、1か所で作って13か所に児童クラブ・子ども教室に配食するというのは、やはり車の台数などで制約がかかるとは思っております。難しいんじゃないかなとは思っておりますが、それゆえ開所日全てでなくても構いません。1か所のスクールミールで5日でも数日でも提供できないか、来年に向けて考えてみていただけませんか。ちなみに東京の八王子市では、今年夏休み期間中、9割の学童保育で学校給食を提供する取組を行ったと聞いております。一度夏休みの学校給食について、西土佐地域も含めご検討願えないか、ご所見をお願いします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

その食数につきましては、数は1か所でも検討はできると思っておりますけれども、学童保育に給食を提供する場合、学童保育施設内に給食センターで配食に用います食缶を受け込むプラットフォームやこれを受けても配膳ができる環境がないため、子育て支援課からは、お弁当のような個別配食が必要ということを知っております。

しかしながら、学校給食センターでは、調理から配送までの工程を食缶を介して行っておりますので、センター側で個別に配膳・配送するといった方法には対応できないところでございます。以上のことから、学校給食センターから学童保育に給食の提供を行うことは、非常に困難だと考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 非常に残念でございました。やはり配送・配膳等をすることが難しいと

というようなことでございました。

さらに、私が想像する中では、注文数の変化とかそういうようなものとか集金とかもあると思います。その辺も含めまして、次に、岡本課長のほうからお話がありましたけれども、一般のお弁当屋さんによる注文による配食、こちらのほうを少しお伺いをいたします。

スマイルはたっこさんにお聞きをいたしました。昨年までは具同小学校の学童へ喫茶店より配食し、提供があったようですが、今年に従業員の不足により断られたと聞いておりますので、今年度は四万十市内は全てやってないのかも分かりません。業者による配食による注文等は、各学童独自で行わなければならない問題なのかも知れません。

反面、全国では自治体が主導して、昼食提供業者のシステムに直接親御さんが注文、支払いを行うような取組も行われております。これも実施を検討していただきたいところでございませうけれども、全ての開所日全ての日数でなくても最初は構わないと思います。

さらに、少し戻りますけど、これと学校給食をもしか組み合わせられるものであれば、さらにいいのかなと思います。これについてお考えをお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） まず、冒頭に答弁させていただきましたとおり、連日相当数の弁当の提供を求めることになってまいります。また、食事提供が行われるということになれば、恐らく利用率等も上がってくるのではないかと考えておりますので、今見込んでいる数字以上のニーズがあるのではないかとというふうに考えておりますが、これを供給できる業者が市内にいるかどうかといった根本的な課題があろうと思います。配食を外部に求めることになる我々のほうにも、別途様々な課題がございます。利用スケジュール管理、児童のアレルギーに関する事、食べ切れる量のばらつき等、児童に合わせた食事の対応ができる事業者があるか。また、全域に同じ対応ができるかといった点や児童クラブや子ども教室の受入れ体制として、代金の集金や弁当の注文、受け取り等に当たる人員が必要となり、支援員を新たに雇用する必要がある点などが考えられておまして、これらの課題を解決することができれば、弁当業者などによる配食を行うことは可能であるというふうに考えているところでございます。

学校給食とお弁当等の配食との併用につきましては、先ほど学校教育課からの答弁と重複しますが、児童クラブには、配膳できる環境、食缶等を受け込む環境がないため、ふだんの学校給食の形式である食缶受入れということは行うことができませんので、併用は難しいのではないかと考えるところでございます。

今も議員がおっしゃられたとおり、全国的に学童保育への配食ニーズも高まっており、県内他市町村を見ましても、以前より実施しているの町や四万十町のほか、今年度から高知市や香美市など、お弁当の配達を開始した市町村もあると聞いています。本市としましては、現時点では課題も多く、早期に全域へ食事提供を開始することは難しいと考えておりますが、期間的な限定的なものというような提案もございました。今後、保護者へのニー

ズ調査や市内業者に対して配食の対応が可能かどうか等の調査を行い、他自治体の取組についても情報収集を行いながら、委託事業者とともに、実情に応じた対応が行えるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 前向きにお答えをいただいたと判断をいたしました。

やはりニーズは上がってくると思います。それに伴う市内業者は、なかなか難しいところもあるかとは思いますが、先ほど言いました県下で業者が配食をしている市町村もございまして、高知市が民間事業を活用した昼食提供の実現に向けて、間もなくサウンディング型市場調査を実施するというような情報もございました。そのほか、少し前の先ほどの神奈川県の話に戻りますけど、後で分かりましたけれども、横浜市は市長の公約で今年の夏休みから全ての学童保育に1食400円で業者によるお弁当を提供し、モデル事業として行っており、来年から本格的運用ということになっておるようでございます。繰り返しますけれども、本市においても、来年すぐというわけにはいかないかも分かりませんが、ニーズ調査それからサウンディング調査等もしていただいて、前向きにご検討をいただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移ります。

最後は、南海トラフ臨時情報についてお伺いをいたします。

先ほども川淵議員からの質問もございましたが、さらに今朝の高知新聞にも幾つか課題が出されておりました。南海トラフ臨時情報については、8月8日午後4時43分、宮崎県沖の日向灘で起きたマグニチュード7.1の地震に伴い出された情報でございます。

そこで、本市の考えや対応についてお聞きをいたします。

私もこの情報というか、J-ALERTが鳴ったときは、大変びっくりをいたしました。そのときテーブルの下に入って揺れることを覚悟しておりましたが、それほど大きな揺れはなくて、ゆっくり何かふわふわしたような感じの揺れでございました。後に聞きますと、具同のフジランの駐車場なんかはかなり揺れたと聞いております。津波注意報も発令をされましたので、少し時間を取って下田の西南大規模公園の高台まで、高い津波が来ないようなルートで行ってみました。水位の変動や避難者も全然見受けられませんでした。臨時情報は、南海トラフ地震の想定震源域で、一定以上の地震が起きたとき、後発地震に備えるために出される情報と認識をしております。1854年に起きた安政東海地震の後、32時間後に安政南海地震が発生、それから1944年の昭和東海地震の2年後に昭和南海地震が発生をしております。そういう観点から定められた臨時情報であると思いますが、まずはどういったときに発令されるものか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ地震の想定震源域またはその周辺で、マグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や南海トラフ地震の想定震源域のプレート境界面で、通常とは異なるゆっくり滑りという現象が発生した場合に気象庁から発表される情報となっております。

情報の種類は、調査中、巨大地震注意、巨大地震警戒、調査終了の4種類で、調査中は、南海トラフでマグニチュード6.8以上の地震が発生した際、有識者から成る南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会が調査を開始した場合に発表されるものであります。その調査の結果、モーメントマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常と異なるゆっくり滑りが発生したと評価された場合に巨大地震注意が、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価される場合に巨大地震警戒が発表され、巨大地震注意・巨大地震警戒のいずれにも当てはまらないと評価された場合には調査終了が発表されるということになります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） お答えをいただきましたけれども、非常に分かりにくいというところがございます。特にゆっくり滑りというような概念、こういうところは非常に分からないところではございますけれども、次の質問に移ります。

今回の大地震注意、これはどういう理由で発令されたものですか、当てはまる部分を教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

南海トラフ沿いの地震に関する調査検討会におきまして、今回の地震が、陸のプレートとフィリピン海プレートの境界の一部がずれ動いたことにより発生した、モーメントマグニチュード7.0の地震と評価されまして、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震の発生可能性が、平常時に比べて相対的に高まったとしまして、巨大地震注意が発表されたものであります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 専門的なお話で、これも非常に分かりにくいところはございますが……。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時58分 小休

午前11時58分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 本市では、一時的に避難所を開設をいたしました。避難者の人数や1

週間の状況を教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

本市の南海トラフ臨時情報に係る防災対応指針に基づきまして、巨大地震注意が発表された場合の対応としましては、防災行政無線と市の公式LINEなどによって、市内全域に親類や知人宅等への自主避難を促すとともに、避難場所の確保が困難な方のために、市内各地域に1か所を目安としまして、13か所の避難所を開設しましたけども、翌9日の朝まで避難者がいませんでしたので、10時には避難所を1か所に縮小しました。その後、避難に関することやハザードマップ、家具転倒防止などの問合せが数件ございましたけども、結果的に1週間の避難所閉鎖まで、避難者はいない状態でした。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 結果だけ受け止めました。

避難所を開設したが、誰も避難してこなかったということでございます。そのあたりを少し聞きたいと思っております。

さらに、注意の上に警戒というものがありますが、これが出されたとしたら、本市の状況はどうなるのか、そこをさらに教えてください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 本市の対応としましては、先ほどの方針に基づきまして、巨大地震警戒が発表された場合は、発表後1週間は市が指定する事前避難対象地域、これは下田地区で平野・双海・井沢団地を除く地域と八東地域がこの対象地域になりますけども、その対象地域に対しまして避難指示を発令しまして、その他の地域については、自主避難を促すことになります。その間、1週間何もなければ、避難指示を解除しまして、引き続き1週間市内全域に自主避難を促すことになりまして、合計2週間、後発地震に備えながら社会経済活動を維持していくということになります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

かなり以前から私承知しておりますけれども、厳しい避難態勢、そういうようなことになったりすると思います。そういう中で先ほど申されました下田・八東地区3,000人程度だと思いますけれども、避難指示が1週間、さらにもう一週間自主避難、市内全部には1週間の自主避難ということになってくると思います。この場合、特に懸念される場所は、八東・下田地区の避難行動要支援者、令和4年6月のご答弁の中では82名が下田・八東の中におるといような答弁をいただいておりますけれども、この方をどう避難させるか、そういうところも出てき

ます。その辺もご検討をいただきたいと思います。

次に行きます。

発表から1週間後の8月15日17時で巨大地震注意は解除をされました。今回住民への周知が十分であったとは、私は思っておりません。そもそも臨時情報について知らなかったという人が、新聞で見ましたが61%に上るということですのでございます。政府の中央防災会議の福和教授も対応を示した国の指針の見直しも必要と申されておりました。1週間で巨大地震の発生率がゼロになったわけでもないし、今後30年以内の70%から80%の確率は変わりません。したがって、次に注意や警戒が出るまでに、本市の今後の避難体制や訓練の見直しが必要だと思えます。国の方針はまだ示されておられませんけれども、大きくお考えがありましたらお答えをください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えいたします。

南海トラフ臨時情報の制度に関しましては、これまで事業所や学校等での研修会、それから広報などで一定周知はしてきているところがございますけれども、市民に十分認知されておらず、また制度が始まって初めての発表であったことから、自治体の対応や市民の反応に差が生じることとなりました。地震発生 of 危機感を高め、備えの確認を促すという意味では、今回の臨時情報発表は一定効果があったと考えてはおりますけれども、本市でも初動に戸惑いがありましたし、県や他市町村の動きを見ながらの対応となりました。

また、熱中症対策を踏まえました避難所選定に時間を要したことなど、反省点もあったため、今後議員がおっしゃった国や県の検証、また方針の見直しなどを注視しながら、様々なケースを想定しました対応や配備体制を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

国の方針が出てから、今の時点では大まかにお考えいただくしかないとは思いますが、先ほどご答弁の中にありましたように、注意情報の1週間、気温が連日30度を超えて、35度に迫る日が続き、非常に熱中症アラートも出ておりました。したがって、注意であったため、避難者が少ないと見込んで避難所を開設したところが、エアコンが利くところの13か所を選んで開設したと思えますけれども、戻りますけれども、やはり大地震警戒や実際地震が起こったというときの避難者の人数を予測しますと、大変懸念するところがございます。その場合、エアコンが設置していない避難所で、せっかく助かったのに熱中症で命が失われる、このようなことが起こる可能性もございます。

また、今回も避難はしたいと思ったにもかかわらず、あまりにも暑いことからためらった人もいるのではないのでしょうか。ぜひ避難所を兼ねる学校の体育館など、断熱工事とエアコン設置を早急に行って、避難所の環境を整えていただけるよう県・国に求めていっていただきたい、

そのように思っております。今回の注意情報を踏まえて、その辺見解があれば、よろしくお願
いします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

先ほども申しましたけども、今回避難所の選定に時間を要したのも、熱中症対策が可能な施
設を選定する必要があったためで、現状、大人数が避難可能な施設で空調の整備がされた避難
所を各地域に開設することは、困難な状況だと考えております。大規模災害時に強いられる避
難生活において、暑さや寒さ対策は必須でありまして、本市でも扇風機やジェットヒーターそ
れから毛布などを備蓄しておりますが、昨今の気候変動には、対応できなくなっていると考え
ているところでもございます。

避難所の環境整備については、空調は必要になってくると考えますけども、避難所は、議員
がおっしゃられましたとおり学校の体育館が多く、整備には多大な事業費が伴いますので、ま
ずは空調の整備された校舎内の部屋の利用などを相談しつつ、体育館の整備については、有利
な財源や平常時での空調使用、それから他事業との優先順位などを勘案しながら、今後教育委
員会部局と一緒に協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。ぜひ前向きに早急に進めていただきたい、その部分に関
しては。お願いをいたします。

最後に、少し観光業への影響についてお伺いをします。

お盆と重なったこの臨時情報ですが、本市のホテルの宿泊キャンセルや宴会・イベントの中
止など、損害額はどれぐらいになるのでしょうか。

また、それに対する補償や支援など、県や国に要望はしていないのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

南海トラフ地震臨時情報が発表されたことによる本市の観光業全体への影響につきまして、
詳細な損失額等は把握できておりませんが、高知県旅館ホテル生活衛生同業組合が、加盟施設
を対象として、8月9日から8月18日の間における宿泊等の予約キャンセル状況を調査してお
ります。8月20日に公表された調査結果では、高知県内の宿泊キャンセルは1万2,449人、宿
泊売上げ影響額は1億7,419万円、宴会のキャンセルは177人、宴会売上げ影響額は103万円と
なっております。この結果につきましては、無回答の施設もあるようですので、損失額はさら
に大きくなるものと思われま。

なお、この損失に対して、市として高知県や国への支援要望は行っておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 前田和哉議員。

■4番（前田和哉） 分かりました。

なかなか補償・支援等は難しいと思いますけれども、かなり損害を被った皆さんがおいでると思いますので、何かの形でよろしくお願いをいたします。

この臨時情報は、やはり83%の方が可能性が少しでも高まったら出してもらいたいと申しております。次回以降も本市がどのような対応が取れるのか、十分検討をいただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で前田和哉議員の質問を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時11分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川渕誠司議員より、午前中の一般質問における発言に関し訂正の申出がありますので、お聞き取り願います。

川渕誠司議員。

■9番（川渕誠司） 発言の訂正をお願いいたします。

私の午前中の一般質問におけるヘリポートについての発言中、「総務常任委員長報告にもありましたが」と申し上げるべきところを「産業建設常任委員長報告にもありましたが」と申し上げました。おわびするとともに訂正をさせていただきます。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

一般質問を続けます。

続いて、大西友亮議員。

■11番（大西友亮） それでは、質問通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、防災・減災について質問をさせていただきます。

午前中の川渕議員の質問の中にもありましたが、四万十市として令和6年度から令和10年度にかけて四万十市の全戸訪問をして、住宅の耐震に加えて、家具の転倒対策等を幅広く地震対策について啓発をしていくとお伺いしております。ぜひその中に、私として、家の2階以上だったりとか、高いところに設置されたエアコンの室外機やベランダのそばで栽培をされている植木鉢等の落下防止対策等の啓発をしていただきたいと思います。地震後の避難時に高いところからの落下物は非常に危険と考えます。市の考えをお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

エアコンの室外機等の落下防止対策につきましては、災害時の落下防止を考慮し、耐久性の

ある室外機の架台を使用している事例や地震の揺れによって倒れないようにワイヤーや金具をつけていることがあるようです。戸別訪問の際、こうした対策への徹底という点でございますけども、既に説明会が終了しております後川地区に対しましての徹底は、ちょっと難しいとは思いますが、9月末に予定している中村地区への戸別訪問の説明会の場におきまして、今後発生が予定されている巨大地震に備えて、落下防止対策について説明をするとともに、併せて学校や各地域で行っている学習会の際にも周知・啓発をしていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ちょっとそこでお伺いをしたいんですが、私この全戸訪問、川渚議員もおっしゃっていましたが、非常にいいことだと思っております。地震防災課はいろんな業務に携わっております、なかなかこの業務1個にかかるというのは、なかなか難しいと思うんですが、一体今何人ぐらいの人員でこれにかかっているんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 戸別訪問の業務につきましては、担当を1名から2名でやっておりますけども、戸別訪問を行っていただくのは、地区とか地区の自主防災組織の方をお願いしていきますので、回っていくメインは、そういった方になるということでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） つまり職員の方が一戸一戸訪問するのではなく、地域の自主防の方がそれを担って、それぞれ全戸訪問をするという形なんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 地区長であったり地区の役員の方であったり自主防災組織の方々だったりということになると思います。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。私としては、やはり地震防災課がやっていただきたいなという思いもあるんですが、なかなか全戸訪問というのは、すごく大変だと思います。ただ、地区の自主防の方が一緒になって歩いていただくというところも非常に大事だとは思いますが、分かりました。

それぞれ一戸一戸訪問するに当たって、僕も経験があるんですが、留守の場所だったりとかっていうところがあると思うんですが、そういう場合、2度目・3度目、留守のところへ赴いてそれについて説明をしていくという形なんですか。先ほどちょっと後川はもうできないという話だったんですが、ちょっとそこら辺お伺いできますか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 今言ったことの説明会ということですけども、これは担当して

いただく方々をお集めしまして、こういう方法で実施をしてほしいというような説明会になりますので、その場で説明するという意味でございました。

今議員がおっしゃってます留守宅のところというのは、そういったところに1回行っていなければ、もう一度行ってもらうとか、手紙を置いて連絡くださいとか、そういうふうな対応になると思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） お手紙ということですか。例えばチラシだったりとか、こういう対策をしてくださいとか、例えば後々で触れるんですが、感震ブレーカーのことだったりとか、そういうことってというのはなく、もうただ手紙を入れるという形なんですか、現状は。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 今申しましたのは、留守の場合の対応ですので、会って話していくというのが基本です。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） もちろんおられたらそこで説明をされるということですが、留守の場合はお手紙しか入れないということでもありますので、やっぱりこういう形で訪問しましたと。こういう対策をしてくださいというようなチラシだったりビラを作って入れるということも大事なんじゃないかなと思います。若い方だったら、お手紙入れられたからといって、そこで再度お電話するというのは、なかなかないのかなとも思うんですが、そこら辺の対策というのは、今後考えていく考えはないでしょうか。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 今手紙を置くといったのは、来ましたよというような意味でありますので、基本は会って話していただくというのが基本でございます。そのときにアンケート調査みたいなチェックシートでチェックしていくような形になりますので、ただどうしても会えないとかという場合には、話ができないという場合もございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

今後、ちょっと会えないという多分家が結構出てくると思うんです。ぜひそこら辺の対策等考えていただきたいなと思って、これはお願いです。ありがとうございました。

続いて、感震ブレーカーについてお伺いをいたします。

この質問は、6月議会でも前田議員がされておりました。その中で9月頃をめどに制度化を図りたいという答弁があり、今議会に家具転倒防止等対策として予算が計上されています。非

常にありがたいことです。ありがとうございます。課長の努力がすごくあったんだろうなと思います。この中では、家具等の転倒防止のための器具やガラス飛散防止フィルムの中に、感震ブレイカーの購入並びに取付けに対する経費を補助することとありますが、事業費の予算として64万円と、私が考えるところでは非常に少ないように思いますが、一体何件分の感震ブレイカーの設置を考えているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

感震ブレイカーの助成制度化につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、今議会に20件分64万円の補正予算を計上させていただいておりまして、10月以降、早い段階でスタートできるように準備を進めているところでございます。

制度内容につきましては、3月議会で答弁しましたように、国の補助制度を活用しまして、家具転倒防止対策と併せて感震ブレイカーの購入及び取付け補助を行う予定としておりまして、国庫補助対象制度の対象になりますガラス飛散フィルムの購入及び取付けも助成対象としてこれを加えまして、内容を拡充する予定としています。

先ほどから申しますように、今年度は戸別訪問も行っており、今後は件数が伸びることを想定しておりますけれども、これらの対策を行う事業者からは、全国的な地震のニーズの高まりにより器具が入ってこない。人手不足により器具設置に係る人員を回せないといったご意見もいただいております。8月に発表されました臨時情報などの影響で、この1か月間で状況が一変しまして、制度改正に向けた調整に時間を要しているというところでございます。現在も他市町村への聞き取りや耐震工事事業者への器具取付けの可否につきまして調査をしているところですが、できるだけ早い段階で事業開始をしたいと考えています。

また、今回制度設計を行う上で国への追加要望について問合せをしましたが、能登半島地震等により国費の追加は厳しいということでもありますので、現段階で国費が活用できる20件分の補正をお願いしているというものでございます。

今後につきましては、事業の適正な執行に向けまして財源を確保するため、来年度予算の獲得を目指して関係機関との調整を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。拡充に向けて頑張ってくださいということで非常にありがたいです。

この感震ブレイカーの効果を発揮するには、例えば1件設置するだけでは、十分な効果は発揮できません。自分の家だけ設置すればいいというものではなくて、感震ブレイカーの設置率が上がっていかねばなりません。今後どの程度市として設置率を目指していくのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 現在、設置率につきましては、なかなかちょっと把握が難しいところではございます。ただ議員がおっしゃられますように、1つの家がつけても意味がないということがございます。ちなみに県が、今回地震火災対策を重点的に推進する地区に配布をするというふうなことで今作業をしているようなんですけども、8月ぐらいから周知し始めて、四万十市では実質ゼロ件の申請であった。申請はあったんですけど、ちょっと間違いとかがあったんで、つけてるところは一件もないというふうな状況であるということで、感震ブレーカーに対する周知とかが、私どものほうに至ってないということは感じておりますので、今後とも周知・啓発などに努めながら、より周りの方々が一緒になって感震ブレーカーをつけていけるような形を取っていけるようにしたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。県の制度としては、新しい家というところが対象ということで、今回のうちの予算で言うと、古い家も対象になるということで、分かりました。

先ほど課長もおっしゃられましたけど、もう1軒がやればいいということではなくて、ぜひ四万十市としても設置率について追求をしていただきたい。できるだけ多くの家が設置をすることによって、防災・減災対策になりますので、ぜひそこら辺、今後庁内で図っていただいて、ぜひ設置率という数にこだわっていただいて、設置をしていただきたいと思います。

ごめんなさい、ちょっと1点だけ聞きたいんですけど、今回補助という形なんですけども、大体補助率というのは、個人でどれぐらいの負担をするような形になるんでしょうか、そこら辺の制度についてお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 現在予定しているのが、家具転倒防止器具とそれから設置に関する費用とそれから飛散防止フィルムのフィルム代とそれに設置に係る費用、それから感震ブレーカーとそれから感震ブレーカー設置に係る費用の3点になりますけども、大きくは。それが上限3万2,000円ということで考えております。ですので、例えば感震ブレーカーだけ、簡易なものを取り付けるというのであれば、持ち出しがなくなる可能性も十分考えられます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

感震ブレーカーの設置率、ぜひこだわっていただいて、どんどん普及していただいて、いつ来るか分からないという地震に対して備えていただきたいと思います。

防災・減災については、以上とさせていただきます。

続いて、買物難民対策についてお伺いをいたします。

さきの産業建設常任委員会で説明を受けましたが、いちじょこさん市場が、令和6年9月末をもって閉店するというこの報告を受けました。これでまたまちでの買物をするところが一つ減るといことになり、日用品や食料品を買うことが困難になっています。まちの中で買物をする場所は、まだありますが、車の免許を返納した高齢者やもともと車等の移動手段を持たない方にとっては、非常に困る状況となっております。

また、最近、暑さも幾分ましになってきましたが、今年の夏も猛暑日が何日も続き、歩いて買物に行くのは、高齢者等には非常に危険な状況だと思いますが、市として旧町内での買物をするところが少なくなっている状況をどのように考えているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

中心市街地における店舗の減少につきましては、人口減少に伴う域内の消費購買力の低下や大規模小売店の郊外進出やネット販売の普及による利用客の減少など、複合的な要因によるもので、商店街をはじめとする小売業を取り巻く情勢は、大変厳しいものと認識しております。

店舗が減少することで、周辺住民の方々、特に高齢者の方にとって生活する上での利便性の低下にもつながってきますので、市としましては、総合計画をはじめとする各種計画に位置づける中心市街地の活性化に資する政策を推進し、商店街等のにぎわいづくりや事業者の経営安定化等の取組を通じて、店舗の減少に歯止めをかけるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

このいちじょこさんは、非常に大変だと思います。報告を受けた内容でも、もうずっと赤字続きで、これを運営しろというのは、なかなか酷な話なのかなというふうには受け取っております。ただ、いちじょこさんの従業員の方が個人でやっていくみたいな話も聞いたことがあるんですが、そこら辺ってというのは、課長のほうで何か聞いてたりしますか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 特に聞いておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 分かりました。

どうやらそういう話もちよつとちよつと出てるようですが、どこまで本当なのかなというのが疑問なんです、そういう場合、このいちじょこさんをそのまま落として、そのまま個人経営をされても、恐らくもうずっと赤字続きなんだろうなというふうには思うんですが、その部分で、例えばちよつと変えて、従業員を減らしてだったりとか、そういうところで運営をしていくっていうところになった場合、市としてぜひ応援をしていただきたいと思うんです。

が、そこら辺はどうでしょうか。ごめんなさい、聞いたことない話の質問になってしまいますので、答弁難しそうだったら、もう次行きますので、難しいですね。分かりました。ごめんなさい。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時18分 小休

午後1時18分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

大西友亮議員。

■11番（大西友亮） 大変失礼をいたしました。

そういう話があった場合、ぜひ市としても話を聞いていただいて、協力をしていただきたいと思えます。

続いての質問に移りたいと思えます。

買物難民にとって今回のいちじょこさん市場の閉店は、生活をするに当たって、先ほども言いましたが、非常に困る状態となっています。

そこで、民間等のサービスをもっと広報できないかということをおはちょっと考えるんです。今回いちじょこさん市場の閉店を受けて、私へも高齢者の方から相談がありました。そこで、民間のサービスの話をすると、そのことを知らなかったんですね、その方は。市として買物難民の方々に向けての民間のそのようなサービスをもっと市民の方に向けて発信してほしいと思えますが、その点はどうお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 答弁いたします。

先ほどの民間のサービスというのは、移動スーパーのことだと。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

市では、65歳以上の高齢者のうち、要介護認定をされた方以外を対象に、高齢者在宅生活ガイドブックを配布しております。高齢者の食の確保に資するため、市内で営業をしている移動販売サービスの情報をこれに掲載し、高齢者の方には周知を行っているところですが、議員からご提案のありました広報等での周知につきましても、関係各課と連携し、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます。

私は、全てを民間に任せるっていうのはちょっと反対なんですけれども、やっぱりこういうサービスに対しては、市がもっと協力していくべきだと考えています。

そこで、次の質問に移るんですが、買物難民を支援するためにも民間等のサービス等に対し

て支援などできないでしょうか。もちろん市としてもある程度支援はされていると思うんですが、この物価高によりいろいろなものが高くなっており、民間のサービス等もそのあおりを受けていると思います。市としても買物難民を少しでも少なくするためにも、民間のそのようなサービスを向上させるためにも支援はできないでしょうか。いろんな市町村でも民間と協力をして買物難民に対して少しでも減らしていくためにそのような制度をやられているようです。四万十市としてもそのようなことを、今でもしてると思うんです。でももっと拡大していただきたいなというお願いなんです、そこについてはどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

移動販売等の燃料費の運営費の補助を行っている自治体もあるようですが、物価高騰等のあおりを受けて、市内の中小企業もなかなか厳しい状況にある中、現時点におきましては、こうした移動販売事業に特化した運営補助的な支援策を講じることは、なかなか難しい状況であると考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ちょっとそこが納得できんというか、このサービス自体は、実際市としてもありがたいサービスだと思うんです。そのサービスに対してしっかりと支援をしていく、これは非常に僕は大切なことなんじゃないかなと。だから、行政の手が届かないところに民間がしっかりとそこにサービスを構えてくれる。もちろんビジネスとして成り立たないと、そこはやっぱりやれない。だから、市の代わりにやってくれてるサービスに対して、そこをしっかりと補助していくっていうのは、非常に大切だと思います。それこそ市長のお家の周りの方も結構困ってると思います、今度のいちじょこさんだったりとかがなくなったところっていうのは。だから、そこら辺をしっかりと補助をしていただきたいと思います。そこについてもう一度答弁をお願いできますか。僕は普通の中小企業のあれだとは思ってないんですが。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 議員が申される民間のサービスだけではないとおっしゃられる意見も分かりますが、民間の営利事業となっておると自分は考えておりますので、他の業種との公平性の観点から、市としましては現在のところ、実施する考えは難しいのではないかと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ちょっとここについては納得ができません。やっぱり高齢者を守るという観点でも、暑い中、徒歩だったり自転車で近くのところに買物に行くっていうのは、本当に生命の危機を感じると思うんです。行政の手が届かないそこに対してしっかりとやってくれ

ている民間サービスに対して補助ができないというのが、ちょっといま僕は理解ができないというか、もっと向上させていただいて、どんどん買物難民を減らしていただきたいと思うんです。コンビニエンスと提携したりだとか、フランチャイズと提携して過疎地域でやったりとかっていうところもあるみたいです。それこそ移動販売だったらガソリンが、もちろんかかるわけです。現状、物価高騰の状況で、ガソリンがどんどん高くなって、じゃあこれができなくなったっていったときに、困るのは市民なんです。買物難民の方々が困るんです。そこに対して市がしっかりと補助ができないっていうのが、公平性の観点というのは分かるんですが、そこについてもっと市として手を差し伸べていただいて、決して黒字のところをもっと黒字にしろと言ってるわけじゃないんです。だから、物価高によってやっぱりちょっと減って、これできなくなってしまったところのラインに対して、しっかりと補助をしていくっていうことをお願いなんです。そこについてもう一度、市長に問いましょうか。市長に問うたほうがいいですか。市長お願いします。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

四万十市になってからも街の冷蔵庫そしてマルナカ、今回いちじょこさん市場が閉鎖するというので、大変危機感を抱いております。特に私、今桜町にいるわけですがけれども、ここまで自分の足で歩いて約10分くらいかかります、途中で人と話することもありますので。それを高齢の方が、例えば手押し車で買物に行くとなると、現実的にも無理やろうなど、特に夏の暑いときなんかについては。これがまちなかの実態ですがけれども、実は昔であれば、私は目黒川の流域ですがけれども、帰ってきた当時には、移動販売の方々が3件ありました、約7つの集落ですがけれども。その中で売上げなんかにつきましても、当時は約3,000万円から4,000万円あったとお聞きをいたしておりました。それが、平成20年過ぎたぐらいになりますと、700万円から800万円になって、それは人口減少であるとか、もう一つは、やはり冠婚葬祭なんかはほとんど外でやるようになりました。それまでは体育館でやっておりましたし、また葬儀についても家でやっておりましたので、その料理なんかがそういう形であったわけですが、大変厳しく、今はもう一件も移動販売はなくなって、とくし丸さんが来ていただいたおかげで、自分のおふくろなんかもすごい楽しみに、それが来るを待っているような状況でございます。その中で、移動販売につきましても、一定車の車両の補助とかは、県の事業であるわけですがけれども、やはり今後これを継続していくためには、特にいろんな形でこれをつくっていかないといけないと思いますし、例えば、今の制度でできないのであれば、新しい制度をつくって、そして地域の人を守っていくという、そういう必要性があるのではないかと、自分としては考えております。

先ほどいちじょこさん市場の話もございましたけれども、これにつきまして、もし民間の方がやってみたいという希望があるのであれば、当然それに対して、例えばいろんな制度事業が

ないのか、そういう形は市としてできますので、話をしながら、できるだけあつこを継続していただけると、そういう形ができたなら最高ではないかなと思っております。特にあつこがなくなりますと、これから街フジ等へ行かなくてなりませんので、そうなりますと、現実的にまずもう無理やろうということもありますので、やはり買物難民をどう応援して、そして地域の生活を守っていくことにつきましては、これはまちなかのみならず、四万十市端から端まで全体の取組であろうと思っておりますので、そこらあたりをまた今後民とも意見交換をしながら、いろんなよい方向性があるのかないのか、そこらを探っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

先ほど課長のほうの答弁では、どうしても課長のこととしては、ああいう答えしかできませんので、それにつきましてはお断りをいたしますが、いろんな形の中で、本当に困っている人を助けていくのが、私は政治であろうと思っておりますので、そこらあたりは、今後いろんな意見交換をした中で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 大西友亮議員。

■11番（大西友亮） ありがとうございます、市長。

4番目に、今後市として買物難民に対してどのように対応していくのかというのを問おうとしたんですが、恐らく市長の答えが多分全てだと思います。本当にありがとうございます。それこそ本当市長のご近所の方から相談を受けて今回この質問をさせてもらってます。本当にその方は、歩いていくのにほんまにもう片道10分、往復で20分、この暑い中やっていくのは本当に大変だという相談でした。やっぱり手が届かないところを民間と協働して、高齢者だったり弱者の方を守っていく、この考え方は非常に、それこそ政治の問題だと思います。なので、市長もこれからそういうことに関してちょっと考えていくということですので、僕、質問する内容がなくなってしまったんですが、それが恐らく答えであろうと思っておりますので、ぜひ今後も市長、任期の間、買物難民に対して頑張っていただきたいと思っておりますので、それをもって僕の質問を終わらせていただきますが、よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で大西友亮議員の質問を終わります。

13時40分まで休憩いたします。

午後1時30分 休憩

午後1時40分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 議長のお許し得ましたので、42回目の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、大学誘致失敗についてというふうに通告しております。

私は議員になって10年半なんですけど、市長と約5年、半分ほど、大学誘致の話が始まってか

ら20回ほどこの大学誘致については取り上げてまいりました。その中で今現実的には、認可がいただけないということで失敗というふうに書いてますが、京都看護大学のほうが申請を取上げて現在に至っております。その至った経過の中で、認可をいただけるか、いただけないかということで、令和4年9月議会、ちょうど2年前だったと思います。そのときに私は、何日かこの問題をいろいろな方向から点検をして質問しました。時間もかけて質問もしました。その中で15項目ほど市長にも質問させていただきました。その中でどうしてもやっぱり私が言うたとおりやないかという問題がありますので、今後、出した補助金、また旧下田中学校の工事を中断して賠償金を2,000万円払った、プールもみだした等いろんな問題がまだ山積みしておるわけです。その中で確認も込めて質問をさせていただきます。

令和4年9月定例会で市長のほうからの答弁で、どうしても私は納得がいかないという答弁がありました。その一つは、今の旧下田中学校の敷地とか建物を無償で大学に貸さないかんわけです。ええ物を造って貸しますという契約があったわけです。その契約を結んだわけですが、令和4年4月1日から契約を結んでおります。その中で判とあれが座ったのが4月5日なんです。いろんな事務手続があって4月5日。そこで、判のない契約は、私は地方自治法違反じゃないかと、何条に違反するというふうに市長に問うたわけです。市長の答弁は、私は法律の専門家じゃないから、それは分からんと。精査してみたいと思うと。そして、財政課長竹田課長のほうからは、そのことに触れず、民法では判がなかっても契約は成立するんだというご答弁もいただいております。

そこで、市長にまず問います。

2年前から精査をしてみたいと、どのように精査をしたのかと、やはり地方自治法に違反すると私は思っております。判例も出ております。また、委員会でも執行部からそういう答弁もありました。そこで9月議会の委員長報告でもそのことに触れております。市長、改めて精査した結果、また自治法違反かどうなのか。私は、行政の長として自治法を守って行政をしていかないかんとそのことを強く言いたかったもんですから、市長に問うたんです。お答えのほどよろしく申し上げます。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） ちょうど2年前の議会であったと思いますが、上岡議員から質問を受けて、それからいろいろ自分なりにちょっと勉強をさせていただきました。

まず、民法の規定によりますと、契約は相対する2つ以上の意思の合致によって成立するとされておりますが、地方自治法第234条第5項では、地方公共団体が、契約につき契約書を作成する場合には、地方公共団体の長またはその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名・押印しなければ、当該契約は確定しないとされております。ただ成立ではなく、確定という言葉が使われていることや、契約の効力発生には、幾つかの学説があること、また裁判所の判例でも、契約書の作成により初めて成立するというべき判例がある一方、契約書の

作成がないからといって、契約の効力がなくなるものではないとする判例もあるようであります。そして、実務的なことからいいますと、当該契約に関わりませず、市が4月1日に向けて締結しなければならない契約は多岐にわたっておりまして、それらを全て4月1日に双方の押印を完了するのは、物理上困難でもあります。そういったことから、市が締結する契約は、双方の合意があり、決裁が完了した日を効力が発生する契約日とし、押印は、その契約を確定させるものであるため、タイムラグがあることはやむを得ないものと判断をしております。

今ほど言いましたように、設立ではなく確定とか、いろいろな裁判所のほうでも言葉がっておりますので、なかなかこれがこうというのは、私としては難しいのではないかなと思うのが、今の民法の解釈でございます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後1時47分 小休

午後1時48分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長、私は民法では違反しとったとは言っていないんです。さっき地方自治法234条の5項とか言ってましたけども、それについては明解に書いてるんです。そのことについて私は違反だろうと、そのことを精査すると言うけん、どれだけ精査してくれたのかを聞いたわけでございます。そのことは了とします。

そして、先ほど少し市長のほうから答弁の中で触れられたようですが、決裁です。決裁は確かに4月1日にしております。4月1日までに大学と内容についてメールのやり取り、午前中までしています。そして、決裁のときに市長はいなくて、代決で財政課長がしております。そのときに財政課長から答弁をいただいております。その答弁が、間違うちよったら後で指摘してもろうたらええんですが、原稿を書いておりませんので、宙覚えでございます。私は、その決裁が、契約書に将来紛争とか訴訟とかそういうもんが考えられる場合は、市長に代わっての代決権はないんだというふうに問いました。また、契約書には、訴訟があった場合は、中村の裁判所で行うということまで書いちよるやないかという質問をしたところが、財政課長からは、そういう心配がないからやりましたと、代決権で決裁をしましたというご答弁をいただいたが、そのことについて間違いはないか、確認しときます。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） そのときの答弁ですが、今回の賃貸借契約が、これから大学と協力して事業を進めていこうという段階で、紛議・論争のおそれがあるというふうには考えにくいということで、私のほうが専決事項として決裁を行いましたという答弁をさせていただきました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私の記憶もそのようになっております。

そこで、再度お聞きします。

私は、やはり今の現状を考えたときに、非常にそういうおそれがあると思っております。なぜなら、補助金決定を取り消した。3億1,000万円何がし、約3億2,000万円、そして担当課に聞いてみますと、私は、委員会でも早く規則にのっとって返還命令を出すべきやということを話しておりました。ほしたら出したそうです。出してすんなり約3億2,000万円が返ってくれば、訴訟の心配もなかろう、話合いの心配もなかろう。しかし、3億2,000万円、期限は10月末らしいです。私はもんでくるとは思いません。

そこで、その心配はないということで代決した、決裁をした。そのことについて財政課長は、今現在このような事態になってどう思っとるか、ご答弁を願います。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 逃げるというわけではないですが、あくまでこの契約は、使用貸借契約、これに関して私のほうとしては、紛議・論争のおそれがあるとは考えにくいと。その時点では考えましたのでという答弁をさせていただきました。補助金のことですか、大学誘致全体の話まで私も及んで話をしたわけではありませんので、その点ご理解をいただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 課長、当然貸すわけですので、うちが造って貸すわけです。古くなることもある、建物が。古くなったときにはどうするのか。また、話合いがあったり意見が違ったりすることは大いにあると思うんです、そう言うて私はそのときにも追加の質問をしたんです。そのことはそれで済んだことですので、了としますがね。やはりこの種の問題は、その日のうちに決裁内容も、以前、市長はじめ副市長と話した内容が変わったんです。何が変わったかという、当時の答弁では、メールのやり取りをした課長さんもおりますので、何が変わったかという、そこは体育館は、大事な避難場所やったんです。ほしたら全体の流れとしては、大学が来ても、避難場所には十分に配慮してくれるという説明がずっとなされよった。私もそれはそうだろうとも思っておったが、この中でも授業を中止してまでなるんかやとか、いろいろ心配事もありました。そこで大学側は、管理運営に関して支障があるときは貸せないというのが1個入ったんです。4月1日に。先ほど話しよったメールのやり取りの中で、それを決裁したんですが、そのことを市長にも問うたけど、そのことは伝わってなかった。そのことはこの場ですので、総括みたいな質問になっておりますので、私のほうから話して、そういう決裁だったんです。そのことをご存じで決裁したんですか。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 私が財政課長になったのが4月1日です。それまでのやり取りの細

かいことまでは存じておりませんが、当然契約書の案がついてますので、それを見た上で決裁をさせていただきました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 私はそのときも言いました。4月1日で分からんづく決裁した。上へ回すべきやなかったかというふうにも指摘したんです。今4月1日やったけん、内容が変わったんですよ、中身が。そのことはそれでいいです。

次に、先ほど触れました誘致失敗の諸課題、残された問題、いっぱいあります。その一つは、補助金を約3億2,000万円、大学のほうに補助金返還を求めたという話を聞いたんですが、いつ出して、いつが期限かということをご答弁願います。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、補助金返還命令の出した日と期日でございますけれども、補助金返還命令を行った日、これにつきましては、9月5日付で行っております。

それから、返還の期日ですけれども、令和6年10月31日としているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ありがとうございます。

私は後ほどこのことについても問いますが、もう一つ明らかにしとかないかんと思うんです。補助金の返還命令を出したと。私は、6月議会だったでしょうか。川村一朗議員が、補助金だけじゃないことないかと、プールみだしたがはどうなっちゃうかと、いろんな質問をしました。それについても答弁では、精査してみるとかというような形の答弁だったというふうに記憶しております。間違っておれば記憶違いで許してもらいたいんですが、そこで私は、大学が令和4年10月20日ぐらいだったと思うんですが、文科省に出したのを取り下げたと。大学自らが取り下げたということで、下田中学校で5億円何ぼで工事をしよった分を執行部は中止をしました。中止をして、その賠償金、当然出ます。2,000万円払いましたと。私は、これは当然大学に請求すべきだと。大学が認可申請を取り下げた。認可が出ないということが分かったんで取り下げたんですけど、そのことについて私はそう思うんですが、市長のほうはどう思いますか。決定はうちがしたんですね、やめることを。うちが発注しようから。だからやめたことによって、受けた業者さんに賠償金を、うちの責任ですので、当然補償はしなきゃならない。今後もうけたであろうお金が、清算はしたんですけど、2,000万円だったと。このことについて市長は、当然それは大学に言うべきやないと、うちが発注しとったけんうちが出すべきだと。私は逆に、大学が認可をよういだけなかつた。だから大学に請求せないかんと。まして単費、市民の血税、そういう向きで質問しております。市長のお考えをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 確かにあの時点で、まさか工事を中止しなくてはならないとは、私も想定しておりませんでした。その中で、工事を中止した後に賠償金の話が出たわけでございますけれども、当然これは認可が予定どおりいっていたとすれば、この工事中止、そして2,000万円の賠償金というのは発生しておりませんので、その中には、今議員が言われたように、確かに法人側の責任も多々あると思っております。

ただ私は、今でも思いますけれども、何で認可にならなかったのか、どうしても気持ちが解けません。その中で6月議会でも言いましたけれども、例えば2年前に文科省のOBの方がその法人に入り、そして2年間大学推進室のほうに籍を置き、その中で文科省と調整をし、また1年前には、次期学長候補の方に来ていただき、教授そして講師も全て構え、その中で高知県内で研修先病院も全て確保し、あとは認可だけとなっていたわけでありましてけれども、その中で何があったのか、中・長期的に学生確保が安定的に見込めないという理由が認可にならなかった理由でございますので、うちが損害賠償を請求しておりますので、今後、恐らく相手方からはそれに対していろいろ反論があるかと思いますので、それがありましたら、私は文科省のほうに、どういう形で今回こういう形に決定になったのかというのを徹底的に調べてみたいと思います。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 市長の考えは分かりました。認可が下りなかったという見解については、私とは随分と違っておりますけれど、市長の考えは分かりました。

私は、まだ2,000万円について、やはり市長も大学にも責任があるんだということをご答弁されました。私はそれで今議会は了としますが、この問題、ちょうど2年前の9月議会で質問したんです。今朝ほど市長と話す機会もあって話したんですが、やけど私は8月末に、高知県の代議士じゃないんですが、尾崎代議士でも中谷代議士でもないんですが、私はちょっと他県の代議士と知り合うことができ、8月には認可が下りないという情報を得ましたので、8月末だというふうに初めは言われておりました。そこで私問合せをしました。9月議会の前には、認可は非常に厳しいですよ、上岡議員という連絡が、元大臣もされた方ですが、他県の代議士から、私のところに連絡が入った。そういう中で、私はつくった質問なんです。ひょっとしたら認可は危ないんじゃないかということで問いました。

まだ聞きたいこともたくさんありますけれど、時間の関係もあります。プールについても、委員会では、取り壊したプール、あこへ早く整備したいということで先行してみだしました。今回偶然でもないんですが、私はそれが正解だと思ってます。小学校を上げると、下のプールを使うわけにはいかんと、危ないところ。プールを造るについては、最低でも概算の概算ですが1億5,000万円かかると。2億はかかるでしょう。それもみだしております。これについてはどう考えるかということについては、後ほど総括的な話で質問させていただきますが、私はいろんな問題が、この後始末の問題、たくさん残っていると思います。ひとつ市長も仕事で責任

を取るといふことでありますので、十二分に市民に迷惑をかけないようにひとつお願いをして次の質問に、また時間があつたら質問させてもらいますけれど。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後2時5分 小休

午後2時6分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

上岡 正議員。

■15番（上岡 正） ちょっと資料があれですが、次に、災害対策について、私は6月議会でびっくりしました。寺尾議員の質問にびっくりしたんです。L2での廃棄物の処理計画が、約8万㎡足りないということについてびっくりした。また、今現在計画しよるのが、一番大きいところがトンボ公園だと。トンボ公園が1万9,000㎡ぐらいですか、約2万㎡、それも入れてそれだけ足りない。まだまだその箇所を私が点検してみますと、今度消防が行くところも入ってます。それから、坂本の火葬、昔の火葬場ですが、やぶだらけのところも入ってます。本当に実際どんな仕事をしよるのかと、今朝ほどもみんなの議員が災害対策についてはいろんな面で心配をしております。

そこで、6月議会から今回見直しをして、また見直しで増えた分とかあれば、まずは6月議会から今議会までの3か月の間、その中には日向灘地震もあつて、マグニチュード7.1、初めての危険情報も出ました。その中でどういう対応をしたのか、まずはお答えください。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 私も6月議会、寺尾議員から質問を受けまして、それまでもいろいろ調べておつて、そういった災害廃棄物の仮置場の面積が足りない、私もびっくりをしておりました。

そこで、質問もいただきまして、また日頃の取組の中で仮置場の確保を進めてまいりましたけれども、現在やっておりますのは、公用地をメインとしてその面積の確保を優先して取り組んでいるというのが現状であります。現在、国有地また県有地につきまして、現場の確認を行いまして、利用の可能性が高い土地、こちらを打診させていただいているというような状況でございます。

また、市の持っている市有地につきましても、候補地の追加ができるよう取組を進めているところでございます。

今後の方針といたしましては、想定を超える災害に備えまして、災害廃棄物処理計画上の必要面積、こちらにとらわれることなく、できる限り多くの候補地を選定するという事はもちろんでございますが、現在の候補地につきましても、今ほど議員から指摘があつたように、再度有効面積それらを見直すなど、実際の利用に即した精査をしてまいりたいと考えています。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 一つも具体的なあれが出てきませんが、6月議会から今議会までに7万8,000足らんかった。見直しもすると答弁しました、トンボ公園については。また、トンボ公園は、市有地ばかりではありません。法人の土地とか、いろんな土地が絡んでます。また、トンボの池になってますから、池に災害ごみはやれません、どう考えても。見直しを言うと言って答弁したから、した中でどればあ減って、どればあ3か月の間に増やしたのか。なかったらないでええんです。箇所と面積を言っただけであればよかったです、具体的にどれだけ減って、どれだけ増えたか。例えば今も言う消防のとことか、計画のある。また、大きなところでは、古津賀の保育園の前の公園です、大きな公園がある。そこも左側の遊具のところには、恐らく置けんでしょう。右のグラウンドのところには、100%置けます。そういう洗い出しを3か月の間にしたのかどうなのかということ、再度簡単にお答えください、時間がない。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 6月以降の取組、数値で示せということでございますが、6月議会では、不足分が約7万9,000㎡程度ということで確認をさせていただきました。その後、今ほど申しましたように、国有地・県有地等を優先的に洗い出しをさせていただきまして、現在15万4,000㎡ぐらいの候補地を上げております。これに対しまして、先ほど議員から指摘を受けました消防の用地、これは9,750㎡でございます。また、6月議会から話の出ておりますトンボ自然公園、これが1万9,000㎡ちょっとでございます。これらを加味しますと、6月議会に申しました7万9,000㎡程度不足というのが、10万7,000㎡何がし不足ということになります。その10万7,000㎡に対しまして、今上げておりますのが、先ほど申しました15万4,000㎡ということでございますので、まだこれは全部決まったわけではないですけども、逐一今交渉させていただいている途中でございますので、できるだけ余裕を持った形での用地確保、それを今しているところでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。

国有地・県有地、確かに空いちよるところがあれば、それは当然候補地に上げて検討してもらわないかと私も思ってます。そしてそれで足らん分については、民間の会社が持ちちよるとか、個人が持ちちよるとか適地があれば、それをせないかと思うんです。

そこで、一つだけ、私はこんなことで本当にいいのかと、このことを思うんです。今まだ確定は全然してない。候補地を上げとるだけと。言われ出して何年なるんですか。市長、本当に私は情けないぐらいです。それが個人的にちょっとありましたので話をします。

私は2年ほど前、前課長のときです。辞められた私の土木の後輩ですが、渡邊課長のときに、私の家族が貸しとる土地約1万5,000㎡です。場所は言ってもいいんですが、江ノ村の辰の口というところで、大英何とかいう会社に、うちのごみも取っただけの会社に貸しております、家族が。3人名義で、ちょっとだけ私の名義もありますが、主に妻の名義で貸しており

ます。約1万5,000㎡あるんです。そこで、貸しちよる会社のナンバーツーから私に電話がありました。役所からそういう電話があったけど、うちは構んがやけど、地主さえ構なあどうでしょうかというて、又貸しは禁止しちよるけん、まず役所のことやけん、役所から言うてきたら、私も議員やけん貸す方向であれするけん、そのときは頼むということで電話を切りました。そして、私は、あまりにもおかしい話なんです。そこで当時の総務課長、岡本総務課長にそのことを、おかしい行政をしよう。まずは地主に許可をもらわんとおかしいんやないかというて2年ほど前に言ったけど、その後何ひとつ言っこないんです、行政は。何ひとつ言っこない、何ひとつ。そんなことで、私はどうなのかと。溶融炉に近い、また借りちよる人もおおむね了解をしよる。あとは来てから、実はこうこうで議員お願いできませんかと言言言えば、話はほとんどつく話ですが、そういう言うちよるにもかかわらず、総務課長に言わせと、言うてこない。私、本当に仕事しよるのかと思って、こうやって私が今そういうふうにして市長にも訴えたわけですが、その事実は認めますか、課長に。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 今ほど議員から指摘を受けた点については、大変私も反省をしております。

先ほど申しましたように、用地の面積の確保につきましては、国有地・県有地等を中心にやらせていただいたと。と申しますのは、仮置場といたしまして、いざ廃棄物の搬入が始まって、計画では最長3年とか、そういう災害の規模によっては、もっと利用が制限されるというようなことも候補地の面積を確保する中でいろいろ考えて思いました。といったことで、公有地をメインに探させていただいたわけですが、先ほど議員が申されましたように、しっかりと協定の中に基づいた個人様の用地、そちらについては、しっかりと気づいた中でお話しに行くべきだったと、本当に反省をしております。これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） そのことを指摘して、できるだけ早く市民に安心を与えるという意味でも確保せなならんと、私は思っております。どの議員さんもやっぱり南海トラフ地震を心配する。それは市民の命と財産を守るために心配しよることは、皆さんも感じとると思ひんです。どうか本気になって仕事をしていただきたい。一月後には来るかもしれんということでやってもらいたい、そのことをお願ひして、次の質問に移ります。

次は、今年の第3回の臨時議会で、具同保育園の材料が入らんから工期を延ばしたということで、私は薄っぺらい、議案も2つぐらいでしたので、第2号議案で質疑を3回し、そして答弁もいただき、また反対討論もして、臨時議会の中で活字になっちよるのは、議長よりも多くて、8割方私のこととございました。採決をした議員各位は、私が言よることよりは市長が言よることが正しいという判決が出ちよう話とございますが、私は納得しておりませんから質問をするわけとございます。

執行部も議員さんも承知だと思いますけど、工期が延びた原因は、大阪での万博があるから材料が入らんということでございました。私は、そのときも万博があることは、当然発注時も役所も知ってる。また、実務者も知ってるということでもありますので、それは理由にならんがやないかというふうに話したわけでございます。仮に想像以上に木材需要が多くて、木でやることもニュースでもありました。そういうことであれば、一概に工期を延ばすことは仕方ない部分もあるなという考えもあることはあるわけです。そこで、109日この日にちにこだわらるんですが、なぜこだわるかと言うと、この日にちが長くなりゃなるほど、諸経費が上がって業者に払うお金が高くなるということがありますから、私は日にちを109日にした根拠を市民にも明確に示す必要があると。話合いの産物で業者と担当課が話して109日に決めたけど、決め方によっては、50日になっちゃったかもしれん。反対に200日になっちゃったかもしれん、開園が4月1日ですので。延ばしたことによる影響はないと、今回も繰越しがあって、具同保育園の外構は、7年度に繰り越す。園が開園でも。あれはいっぱいあるんですね、影響は。そのことを含めて109日にした根拠を教えてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 根拠についてお答えいたします。

今回の工期延期については、建物の主要構造部材の一つであるCLTの納品が遅れたことによるものであり、建て方において、この部材がなければ、本体工事を進めることができないということで、このCLTの納品を待っていたものでございます。よって、当初予定していた建て方開始時期から延期となる期間、これが109日見込んでいたのが、CLTの納期が6月末頃を見込んでいたので、そこまでの延期で109日を延長し、工期を延期したものでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 分かりました。109日にしたことは分かりました。

そして、私は先ほども言ったように、この発注で、品物が来だったということについては、市の瑕疵はないと、責任はないんだという中で、執行部答弁は、社会的には双方にあるんだというふうに質疑では答弁されております。双方にあるとしても、109日のうちの69日分が市、40日が発注者、市の分の諸経費が69日分で1,000万円何がし、約1,000万円、1日当たり15、6万円、延ばすことによって。69日と40日とした根拠を明快に教えていただきたい。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 69日と40日の案分の根拠についてお答えをいたします。

先ほど申し上げたとおり、大阪・関西万博の影響により起こったものであるということから、我々としては、発注者及び受注者どちらの責にもよるものではないと考えておまして、これを必要な共通費については、変更について増額としております。この際、大変申し訳ございません。必要な共通費、前回の8月臨時議会では、共通費のうち共通仮設費と現場管理費と答え

ておりましたが、これに加えて一般管理費につきましても変更をしたものでございます。ただし、合計の金額1,009万300円については、変更はございません。

その中で109日の工期延期のうち、4月から6月の作業日がこの109日に当たるわけなんですけれども、このうち工程表を確認しまして、関連工事との調整や1日分の作業量として考えられない日、つまり工事が止まっている、休んでいるとみなせる日について、受託業者に聞き取り及び協議をして集計した結果が、40日となりました。この部分については、市としては負担をする必要はないと考えたものでございます。そのため工期延長期間109日のうち、40日間は共通費算出のための工期から減ずることとさせていただいたものでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 全然納得しておりません。全然根拠は納得しません。

課長、ちょっと変な答弁されたんですけど、質疑のときには、諸経費について何がどうなんでしょうかと問うたら、共通仮設費と現場管理費を合わせて69日分1,009万300円ですよとかというふうに答えたんですね、議場において。今変なことを言いました。一般管理費もありましたと。その答弁を直したんですか。間違いやったんですか、臨時議会のときの答弁。そのことをまず、変なことを言いましたので、お聞きしときます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 8月の臨時議会のときに申し上げた費目は、2費目を申し上げていたところ、1費目一般管理費が抜けておりました。これは、その議会の後、訂正をかける機会がなく、本日に至っているところでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） 了解としますが、やはり大事な質疑ですので、私も一般管理費があるんじゃないろうか思ったけど、私も正確でないもんですから、そのことについておかしいやないかという話はできなかつたんです。それを信じてますからね、その答弁を。私は、やはり大事な議会で採決をするわけですので、間違えないように。

69日と40日、話合いでいろいろ調査した結果、調査したのは、誰が調査したんですか。課長ではできないと思うんですね、全然。誰と誰が協議をして、69日と40日になったのか、そのことを教えてください。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 協議を行ったのは、受注者と本市の職員でございます。職員につきましては、本課子育て支援課の担当係長とまた市の建築士が同席して行っているところでございます。

■議長（宮崎 努） 上岡 正議員。

■15番（上岡 正） その話合いによって、1日増えれば15万円何ぼ違うんです。フィフ

ティー・フィフティーで、仮に社会通念上という言葉を使ったけど、どちらにも責任がないと。ないから上げた。私は臨時議会のときの質疑でも、工事関係、もう工事費が上がったら諸経費が上がるんです。今回は工事費は上がらんけど、日数が増えたから、諸経費が上がったという話です。この種の話というのは、土木のほうではあまりない話なんです、私は1,000件ほどしたと言ってますけど。それを話合いでした。取った業者も私の大先輩のバスケットの先輩で世話になっちゃる方ですけど、こんなことが二度と起きたらいかんもんですから、多数決で可決された問題ですけど、あえて質問をしたわけでございます。

次に、残りの時間も10分少々になりました。少子化対策について質問するわけでございますが、少子化、人口減少、この部分については、私も市長も選挙したものの立場としても、行政で35年お世話になった。72歳になって、いよいよこれは将来子・孫の時代に困った時代が来ると。私は、この問題がやはり日本の国益に将来本当にすごいことになる、人口が100年先に80%も減少するんだという話からしても、ぞっとするような話です。まだ見てない孫は、そのときに生きちよると思います。そういうことですので、岸田総理の少子化対策について子育て支援については、異次元の対策をすると、私は大賛成でございます。

今日、通告で取り上げとるんは、1つだけ。給食費は、いっぱいある中でも一つだけ取り上げたんですが、それはいろんな考えがあろうと思います。給食についても、給食自体お母さんが作ると。愛情を込めて作るのが正しいというお母さんも100人に1人2人おられます。私は、6月議会に、同じ上岡ですが、上岡真一君が、市長に来期はどうするかという質問の中で、市長が答えた中で、これを取り上げたわけなんです。というのは、市長の成果の中で、私もいろいろ成果があった。市長は、しまんとびあもやりましたという中で、一つ完全給食をしたということで答弁をされました。私はそのときに、中平市長にはいっぱいいろいろな成果があるのに、完全給食を私がしたというて、次・来期引くという話をするんかよと思ったから、今回少子化対策の中で給食を取り上げたわけでございます。

市長にも今朝ほどちょっと会ったときに、市長のお父さんは、昭和55年には5期も村長さんをやって、西土佐は完全給食に昭和55年になつとんです。うちは市長が言ったように完全給食になったのは、平成28年なんです。市長が最後にしました、最後したんです。それまでには田中全さんがいろいろとようけやっております。最後に残ったところを市長がやったんですが、私はそれは今令和の時代、給食をしてない市町村というのはあまりないなと思うんです。私は、この問題、完全給食をすべきと、保育園・小中学校という論者なんです、もともと。市長には、子育て支援、1期目のときに土曜保育の延長とか、保育園の完全給食化も市長にしてもらいました。そのときに私は今でも覚えています。西土佐はしておりました、完全給食を。市長の孫にはぬく飯食べらせて、私の孫には冷や飯食わすのかと。同じ保育料を払って、そんな不公平はおかしいじゃないかと言うて迫って、すぐ翌年の4月から取りかかっていたいただきました。そういう意味で市長も子育て支援については、5人のお子さんを育てて、やっぱり子育て支援は大

変やということで、同じ匂いがするなという思いで1期目、2期目の途中まで、大学誘致、ワサビまでは付き合っていました。しかし、途中から匂いがちょっと違ってきましたので、こういう質問になるわけですが、私は保育園に関して聞いてみますと、今0歳から6歳まで公立保育園に600人おります。600人で3歳から5歳児は、国の制度があつて無償だそうです。0歳から2歳までが約160人おります。その中で約100人が給食費を払っておる。残りの60人は非課税家庭でございますので、市県民税の。それは無料という制度があります。600人のうち1人行きよる人もおるし2人行きよる人も3人行きよる人もおるでしょう。600人の中で約100人足らず99人ですが、率にしても十何%の人だけが払いよう、制度によって。そのことについて、私はいよいよ国も異次元のあれで、0歳からにしちやりゃええことをと思うわけです。

また、担当課も思うちょると思いますけど、市長も来期の新規事業については、やはり概算でなかなか言いつらいともあると思います。そこで、小学校・中学校についても、やはり全国でどれだけの自治体で無料にしとるのか。約3分の1です。国を待ちよつたち始まらないと。いつかは国もやってくれるだろうという考えの市長さんが約3分の1おるんです。そこで市長と教育長に、教育長は書いてませんが、そのことについて市長でもいいんです。私はできるだけ早く過半数にならんときに、次の市長にはやっていただきたいとこう思うように思っております。そのことについて、市長、あと3分半分ばありますので、教育長のお考えを聞きよつたら時間ありませんので、市長のお考えをお聞きして、私の質問は、言いたいばあ言うてもらって終わりにしたいと思います。どうぞ。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、その前に先ほどの大学誘致関連の質問の中で、10月末を返還請求命令と申しております。そしてその後で、損害賠償命令を出すということですが、まだ損害賠償は出ておりませんので、それは訂正をさせていただきたいと思っております。

そして、給食の問題でありますけれども、実は自分が副市長当時、当時の澤田元市長さんと話をした中で、そうした自分も経験もありますので、中学校の給食については、どしたちやろうという話をしておりました。ただ澤田市長が選挙で敗れましたので、それから4年間たつて自分が市長になったわけでありまして、その当時には、学校給食のほうは、特に中学校は、全くできておりませんでしたので、私は1期目の公約として、子育て支援、そしてその中の給食が大きな一つの柱であったと思います。それにつきましては、先ほど議員も申されたように、28年に完成をいたしました。ただその中でも、まだ県立中学校のほうはできておりませんでしたので、これをどうにかしたいという思いがありましたけれども、これもやつと県立中学校のほうも完成をいたしました。特にこのことについては、宿毛から通っている方々の父兄の皆様から、またいろんな方から、特に宿毛は給食をしておりますので、どうにかしてくれんろうかという話がありましたけれども、県立中学ですので、自分のほうじゃどうに

もできませんでしたが、特に県会議員の方々を通じた中でどうにかできんろかという話があり、その中で今回やれるようなことになったことにつきまして、大きな成果であろうと思っております。

そして、議員も申されましたように、今一番の課題は、人口減少そして少子化であろうと思います。特に少子化につきましては、令和元年には幡多地域で442人の子供さんが生まれておりました。四万十市は218人でございます。そして令和5年度には177人、全体で329人と大幅に減っております。やはり今後、いろんな形で子育て支援をする中で、私も岸田首相の異次元の子育て政策については大変期待をしておりましたけれども、まだまだ異次元にはなっていないのではないかなと思います。やはり今後、特に保育所の給食も含めまして、ありとあらゆる子育て支援に対することにつきましては、国の責任でやり、その中で少子化を一定止める、そういう形をやっていく必要があると思いますし、また一遍にできないのであれば、当然これは行政でやらなくてはなりません。その中で、小さい行政につきましては、問題なしになっていけるとは思いますけれども、四万十市の場合は、先ほども議員が申されましたように、保育所だけで約600人、小学校・中学校を入れますと大変大きな人数になってまいりますので、やはりその中で、来年4月には市長選挙がございます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後2時42分 小休

午後2時42分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

■市長（中平正宏） 特に現在2人の方が来年4月、私の後を目指して手を上げておられます。その中で、これからいろいろな政策とかそういう形を発表していくんであるかと思いますけれども、その一番のブレーンになるのは、皆様市会議員の方々であろうと思いますので、ぜひその中で少子化対策も含め、いろいろな形でアドバイスをし、その中で政策を練り上げる、そういう形をしていただくのが一番よいのではないかなと思います。私が4期目をやるのであれば、これは公約としますけれども、もう3期、来年5月14日には終わりとなっておりますので、あまり無責任なことはできませんけれども、これは後をつなぐ方々にぜひ少子化対策を含め、学校給食それについては実現をしていただきたいというのが、自分の今の思いでございます。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 以上で上岡 正議員の質問を終わります。

この際、3時まで休憩といたします。

午後2時43分 休憩

午後3時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問していきます。よろしくお願いいたします。

まずは、教育行政についてお伺いしていきます。

初めに、前回の6月議会で就学援助の修学旅行費の支給時期について、支給時期を早めることはできないでしょうかという質問をいたしました。難しいという答弁でしたが、前回質問からのこの間、他の自治体の状況を確認したり、何か検討はされたのでしょうか、まずはお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

修学旅行費の支給につきましては、実際にかかった費用の実費に対して支給するものであること、また修学旅行を実施する年度に支払い行為が行われるものでありますので、前年度の3月に支給しております新入学準備金と同様に支給することは難しいという考えは、6月議会と考えは変わっておりません。

また、県内の他市の状況を確認してみましたが、修学旅行の実施前に支給している市町村は、市はございませんでした。

また、県外の他市の状況なんかもホームページで確認いたしましたけれども、修学旅行の費用を行事しまいに支給しているところが、確認できた範囲ではほとんどでしたので、現在課題の整理を行っているという状況でございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

なかなか自分も調べる中で、実施前に支給するというのは難しいかなというのありました。ただ実費に対してとありましたけど、前回の議会での質問内容にありましたとおり、四万十市は、上限での支給ということで、ほぼほぼもう上限にいくというようなことで、上限の値段は決まっておりますので、実費というよりは、可能性がないと否定はできないですが、ほぼほぼ上限になるんじゃないかなというところではございます。私も他の自治体の状況を確認する中で、市のほうはないということでしたけど、四万十町では、昨年までは修学旅行の実施前に就学援助の支給をしていたようです。ただデメリットも感じまして、今年度から修学旅行実施後の支給にしたようにお伺いいたしました。実施前にできていた理由としましては、就学援助の審査決定が、4月中にできていたというのが主な理由だと私は思っております。DXも進んでいるので、年度が始まっての早期決定、こういったものができないかなども検討していくべきだと私は思います。このように実際にはできる方法も考えればあるのではないかなと思って

おります。選択として旅行実施前には支給できないではなくて、選択としてメリットとデメリットを考慮し決めるのでは、大きな差があると思います。できる方法がないで終わるのではなく、ぜひ選択として判断ができるよう引き続いて修学旅行の実施前に支給できないか、検討して行ってほしいと思いますが、そこら辺どうでしょう。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

検討を進めるに当たって、保護者の一時的な負担をなくす方法といたしまして考えられますのは、認定者に係る修学旅行費用を市が直接旅行者にお支払いする方法がございます。この方法は、県内他市においても行っているものでございます。

しかしながら、その場合、修学旅行の実施には、対象者を認定しておく必要がございます。本市の場合は、7月に認定していることから、5月・6月の修学旅行時には、認定者が決定しておりませんので、修学旅行前に市から認定者に修学旅行費用をお支払いするというのとはできないということになっております。4月に決定するということもあるかとは思いますが、仮に4月に決定をいたしましたら、その前の、もう1年前の課税状況なんかを調べて決定することになりますので、そういった場合におきましては、より今の決定方法よりかは収入の実態、生活の実態が反映されにくい、こういったデメリットもあるんじゃないかとは考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

四万十町では、3月末までに課税状況を出してもらおうというふうにも言うておりました。何か方法はないか、継続して考えていただきたいなと思っております。

一つ確認なんです、市のほうがついていうのも話も出ましたが、修学旅行の契約についてですが、現在各家庭が旅行会社に支払う形を取っておると思います。契約は、学校と旅行会社とで交わされていると思いますが、その認識で合っているでしょうか、ご確認させてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） ご答弁申し上げます。

そのとおりでございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

そういった学校と旅行会社が契約をしているのであれば、また市のほうも介入しやすくなったりとか、何か方法はまた幅広く考えられるのではないかなと思いますので、そちらのほうも併せてご検討いただきながら、この件につきましては、引き続いてのご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、支給額についてお伺いしたいと思います。

先ほども申しましたとおり、各市町村をずっと実施時期、支給のタイミングをお伺いするに当たり、支給額についても一緒にお伺いしていきました。すると、支給額については、幡多の6市町村の状況を確認すると、四万十市以外は、どこも全額支給になっておりました。どこの自治体も就学援助を受けている家庭の負担軽減を鑑みてのことだと思いますが、まずはこの認識についてお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

現在、本市の就学援助制度における修学旅行費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の上限単価に合わせ、単価設定を行っているところでございます。

単価につきましては、小学校で上限2万2,690円、中学校で上限6万910円となっているところでございまして、国内情勢を勘案した国の単価見直しがあった場合には、本市においても上限を引き上げるよう柔軟に対応しているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 認識はあるのかということでの質問なのですが、認識しているということでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） この支給額につきましては、この前の6月議会で一般質問が出ましたので、その後、他市の状況なんかを調査しているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 認識がちょっと明確ではないんですけど、他市の状況を確認しながら検討はされたのでしょうか。検討は今からなんでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

この6月議会で一般質問がございまして、その後他市の状況を確認して検討したところでございます。県内他市それから幡多地域の市町村を調査いたしました。本市以外は全て上限はなく、実費支給となっている状況でございました。本市といたしましても、これまで国の上限に合わせまして単価増は行ってまいりましたが、昨今旅行費用の価格上昇も言われておりますので、上限見直しは検討していく必要があると認識しているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。では、上限の見直しは検討しているということですので、

これは了にしていきたいと思えます。

本当に先週末、中学校の運動会がありました。教育長も来ていただいておりますが、PTAとして関わって、子供たちの真剣な様子であったり、力を合わせている姿、負けて悔しくて泣いてる子供たちもおります。一つの行事としてだけではなくて、この経験が子供たちの成長の種になり、友情を育み、かけがえのない思い出になる子供たちもいることでしょう。そう思うと、修学旅行も同じで、家庭の金銭的な事情により、参加できないなどがないよう、学校長委任制度などの活用なども考えながら、個別の対応もご検討いただきたいと思えます。

私もそうですが、子供時代によい思い出がたくさんあれば、将来地元にも帰ってこようかなと思える機会がより多くなるのではないかなと思えます。ぜひ修学旅行に金銭的な理由で行けないというような子供たち、家庭がないように、前向きなご検討をいただくよう重ねてお願いしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次は、小学校の統廃合についてお伺いしていきます。

昨年12月議会で上岡真一議員が、小学校の統廃合についての質問をいたしました。そのときに教育長が当時のお考えを答弁しております。それに変わりがないのか、現在の小学校の状況を踏まえての教育長の再編に対する考えをまずはお伺いしたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えいたします。

小学校の再編につきましては、今議員が言われたとおり、12月議会で次のように答弁をさせていただきます。

現段階では、できるだけ小学校を地域に残したいと考えているため、再編を行う時期は決めていない、そのように答弁させていただきました。ただ、児童数が少ない小規模校は、児童の減少が続いている状況です。今後も少子化により、さらに学校規模が縮小していくことが見込まれますので、教育に望ましい学校規模を確保するためにも、各校の児童数の状況については、引き続き注視していく必要がある、そのように考えております。

また、前回の答弁でもお答えいたしましたけれど、児童の減少に伴い、保護者から再編を求める、そのような声が上がった場合は、保護者と協議し、再編計画にある枠組みに沿って再編も考えていく、その可能性があると思えます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。順次聞いていこうかなといったものが、全部お答えいただいたので、ここら辺は飛ばしていきたいと思えますが、現状では、もう小学校は地域に残していきたいということで、少なくなっている現状も踏まえながら注視をしていくと。そして、もし保護者であったり地域から再編を望む声があれば、それには対応していくということで分かりました。

それでは、ここの部分は今のご答弁を了としまして、次に行きます。

次に、スクールバスの運行について質問していきます。

これは、相談があり、現状を確認して、検討の必要性があると思いましたのでお伺いしていきます。

相談内容は、一番上のお子さんが、来年度から中村中学校への進学を予定しております。下のお子さんたちは、今後の再編の可能性や子供が多くいる学校に行かせてあげたいとの保護者の意向もあり、中村小学校に行かせたいとのこと。ここからスクールバスの話になりますが、一番上のお子さんがスクールバスでの通学予定になります。しかしながら、下の子供たちは、中村小学校に通うようになった場合、校区外申請により校区外通学となりスクールバスには乗ることができません。兄弟ですが、上のお子さんはスクールバス、下のお子さんたちは保護者の送迎となります。乗るスペースがあり、可能であれば、スクールバスと一緒に乗ることができないでしょうかという相談でした。保護者の方も学校教育課に相談に来たようですが、返事としては、校区外の生徒のスクールバスの使用はできないことになっているので、現状では同乗することはできないということだったとお伺いしました。この同乗できない理由については、先ほど述べた内容でよいのか、まずは確認をしたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

校区外から通う小学生のスクールバスの利用についての質問でございますけれども、現在本市で運行しておりますスクールバスは、学校統合に伴い、遠距離通学となる児童の通学の安全を確保するために運行しているものでございます。スクールバスによる送迎を行う対象者は、指定学校に通学する児童のみとなっております。特例措置により指定学校の変更をされた児童、校区外から通う児童につきましては、保護者の責任により送迎をお願いしているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 現状ではそのようになっているというのは、自分自身も確認させてもらって分かりました。

校区外の児童がスクールバスに乗れないことについて、近隣の市町村の状況は、把握しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） ご答弁いたします。

宿毛市にお聞きしたところ、宿毛市も校区外の児童につきましては、スクールバスの利用はしてないということでした。ほかの市町村については、確認はしておりません。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 私も各市町村、連絡できる場所であつたらお伺いできる場所はしてきました。宿毛と清水に関しましては、確かに四万十市と同じような状況でございました。

しかし、黒潮町では、統合によりスクールバス通学になった生徒さんをはじめ、校区外に通っている児童、また空きスペースがあれば一般の市民の方も同乗しているということでした。以前より住民と議会の懇談会等でも、スクールバスの空いてるスペースを活用することはできないだろうかと問われることが多々ありましたが、このように運行しているところもあった事実に、少し驚きました。

また、四万十町では、一般市民は乗れませんが、校区外の児童の便乗については、事前に便乗申請を出してもらい、個別に判断をしているとのことでした。自治体によって考え方は違うと思いますが、運行の仕方は、検討の余地があると思います。今後、児童が少なくなっていく小学校では、このようなケースが多くなってきたり、保育所から小学校に進級する段階で、生徒の多い小学校に入学するケースも多くなってくるのではないかと想像します。

また、地域の保育所が閉園になったりすると、その保育所に通っている子供、また通うことを予定していた子供たちは、まちなかの保育所に通うことになると思います。まちなかの保育所に通った場合、地元ではなく、まちなかの小学校にそのまま進学するのではないかと想像します。そう考えると、現在のスクールバスの運行については、検討する必要性が出てきている時期になっているのではないかなと思っておりますが、運行の仕方について検討していくというようなお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

今後、人口減少が見込まれる中で、議員のご指摘のような事例も出てくると想定しております。本市といたしましては、それぞれの地域性や路線の状況も異なる中で、全体の公平性を担保する必要がございますので、原則指定学校を変更した児童の送迎は、考えておりません。

ただ、今後個々のケースによっては、様々な事情が出てくることも考えられますが、例えば経費が増加することもございますので、慎重に判断していきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 先ほどの上岡議員の質問の中でも、少子化に対しては、やっぱり力を入れていくべきじゃないかという中で、そういったスクールバスの運行、子育てしやすい環境づくりというのは、結構大事な部分ではないかなと思うんですけど、そこら辺のお考えというのはないでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

子育て世帯につきましては、かなりメリットがあることだとは思いますが、思いますけれども、例えばスクールバスを拡大した場合については、路線の経路をどうするだとか、それからスクールバスの必要台数だとか、それから運転手の確保であるとか、必要経費であるとか、また校区外に通っている児童生徒もかなりおりますので、そういったことを総合的に判断する必要があるんじゃないかと考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 今話している内容は、主には現状あるもので、空きスペースがあるところを有効活用してはどうでしょうというのが主な内容にはなるんですけど、現状では、空きスペースはないんでしょうか、確認させてください。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 現状、乗車定員が満車でないところもかなりございます。そういったところにつきましても、今後いろんな事情があると思っておりますので、他市の状況なんかも調査しながら、研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） もうそろそろスクールバスの運行については検討していく時期ではないんじゃないかなと思っておりますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

教育や子育てがしやすい環境をどのようにつくっていくのかというのは、そのときの状況や時期によって改善をしていくべきと私は思っております。新しく新設をするというのではなくて、現状あるものをいかに活用していくかということを知恵を使いながら、生活しやすい、子育てしやすい地域になっていくことを私は願っておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これで、教育行政についての質問は終わって、次に移りたいと思います。

続きまして、市史の編さんについて質問していきます。

今年度より市史編さん室も新たに設置され、いよいよ市史の編さんが始まります。スケジュールや取組については少し見聞きしておりますが、詳しい内容については分かってないこともあり、質問していきます。

今年度は、今後の編さんの中心を担っていく編さん委員会も立ち上がるものと認識しておりますが、まずは現在の取組状況についてお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

市史の編さんは、本年度から9年をかけて通史編・資料編の編さんに取り組む計画としております。

編さんに当たりましては、専門家による編さん委員会等を立ち上げ、編さん方針を策定して調査研究、執筆及び編集を行っていきます。

編さん委員会は、令和7年度に設置を予定しておりまして、本年度は編さん委員会の立ち上げに向けて条例等の整備、編さん委員候補者の選定、調査体制確立のための調整、県史や市町村史に取り組む県や市町村との連絡調整及び専門家の調査に先立つ地域資料の所在確認等に着手をしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 内容は分かりました。編さん委員の発足は、7年度なんですね。分かりました。

私、編さん委員、この選定がかなり重要なポイントだと思っております。その委員の皆さん、特に互選で選ばれるであろう委員長になられる方の考えや発言が、今度の編さん作業、この9年間の編さん作業の方向性や内容等に大きく影響していくものと思われま。委員長や委員の皆さんに理解を求める市の考え、方針といったものはどのようなものなのでしょうか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

会議を構成する編さん委員の選出につきましては、市史編さんの根幹に関わる人選であることから、慎重に選出基準を検討してまいります。

市史編さんの方針は、令和7年度の編さん委員会で完成することとなりますが、現在の市の考えとしましては、市史の刊行によって四万十市の歴史の変遷を明らかにすること、市民が歴史への理解を深め、郷土への愛着を育める素地をつくること、市内の歴史・文化資料を網羅的に調査し、後世に継承する仕組みをつくること及び市の歴史・文化を伝え、研究する人材を育成すること等を重視して編さんを進めてまいりたいと考えております。この考えに沿って編さん委員等は、市史刊行に必要な専門性や実績を有する方を厳選し、委員会として分野や専門性のバランスを図りつつ、お願いをしていく予定でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） おおむね理解いたしました。

先ほど申されましたとおり、市民不在の市史編さんにならないよう、この機会を生かし、ぜひ市民に地域の歴史や文化に興味・関心を持ってもらう工夫や情報発信を積極的に丁寧に行っていたきたいと思っております。

先ほど答弁いただきました現状での市の考えや方針、そういったものをご理解いただいて委員になってもらうというふうに私も認識しております。

そこで、再度になると思うんですが、委員の選任に当たり、何を重視して選任するお考えなのか、お考えがありましたらお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

市史編さんを監修する編さん委員については、専門とされる分野の知見だけでなく、市史全体を見通す幅広い視野、市民が活用できる図書の作成に向けて広く一般に情報を共有するノウハウ、高知県の歴史・文化に精通した研究実績、編さんを進めていく上で都度相談できることなど、多くの条件を満たす委員を検討しております。

その他の編さんに関わる専門家についても、市史編さんに必要な分野について、専門的な調査研究によって学術的な実績を有し、市史編さんにおける役割について理解をいただいた上で、根拠を持って執筆に当たっていただける委員を検討しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

この委員の決定が、今後の市史編さんに大きな影響を持つものという思いから質問をさせてもらいましたが、ぜひしっかりとしたぶれない市の考えや方針を持ち、学識のある先生方に頼るだけではなく、慎重な選任をお願いしたいと思います。

もう一つ確認ですが、コンサルの方々等に委託をするお考えについてお伺いいたします。

業務の委託については、何かの作業、どこかの部分で委託を想定しているものが現状であれば教えてください。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

市史の編さんに関する業務委託についてでございますが、市史刊行に伴う刊行前の編集や語句の整合性のチェックといった、いわゆる編集業務、それと印刷業務等を想定しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。これについてお伺いしたのが、編さん業務の大部分をコンサルにお任せする自治体もあるようでしたので、確認をさせていただきました。編集と印刷、そういった部分ということでの関わりということは理解できました。

先ほども申しましたが、地域や市民が不在とならないよう、地域住民や地域の団体や企業と連携し、市民も参加できたり、関心を持つような広報に努め、また人材育成にもつながるような機会にしてほしいと願います。

9年の年月を重ねての市史の編さん、後世に残っていくというプレッシャーもあろうかと思

いますが、一方では、後世の皆さんに文化・伝統などがしっかりと引き継がれる資料となり、やりがいのあるものであると思っております。これは大変ですが、必要な事業だと思います。適時確認もさせていただきながら、私もできる協力はしていきますので、ぜひ妥協せず、いいものを作成してほしいと願います。

最後に、意気込みまた担当課長の所感ありましたら、お伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） 現在の市史それと村史につきましては、刊行から約50年が経過をして、内容には改訂が必要となっております。

また、まちの文化を語れる世代が高齢化し、徐々に資料や情報の継承が難しくなっているというような状況になっているものと思われま。今回、市史編さんの機会をいただきましたので、市史の編さんに当たりましては、市民が郷土の歴史・文化に対する理解と愛着を深められるものとし、後世に継承できるしっかりとした市史を作成してまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 大変な事業になると思いますが、ぜひとも妥協せず、いいものを作っていただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、農業振興について質問してまいります。

今回は、農業経営収入保険の補助事業についてお伺いしていきます。

この収入保険については、6年前の平成30年9月議会に私が、また3年前、令和3年9月議会に松浦議員が質問しております。その質問の中で法律改正があり、始まったことから、収入保険の内容、有効性等については、既に述べてきましたので、詳細は省きたいと思っております。

簡単に言いますと、直近5年間の売上げから平均を出し、これを基準として当年の売上げが減少した場合、最大でこの基準の9割まで補償するというものです。減少理由も様々なものが対象になるので、その年に何かあり、売上げが減っても農業を続けていくことができる可能性を格段に上げてくれるものであると認識しております。実際に私も病害虫がひどく、売上げがぐんと減ったときに保険を使わせてもらい、随分助かりました。今までに2度の質問があり、担当課では、収入保険の加入促進に向けての補助事業について予算を使いやるのか、やらないのか、既に何度か検討をしていただき、現状に至っているものと推察しますが、再度今回取り上げさせてもらいました。というのも毎年農家から聞こえてくる声に、随分長いこと農業をやりたいけど、こんな天気・天候は初めてやと毎年聞きます。本当に毎年聞いております。毎年今までにない異常気象が起こっている状況です。作物の栽培のしにくさを毎年感じ、自然現象による栽培リスクが高くなっているものと実感しております。

また、コロナ禍や世界情勢の不安定により、資材は大変高騰しております。実感としては、

3割から4割程度上がったのではないのでしょうか。

しかしながら、売価は上がっておらず、結果として、自然現象のリスクは高まり、売上げは変わらず、経費の割合が増えているのが現状です。このような状況で、自身の病気やけがなどを含め何かあり、売上げがぐんと減ってしまった場合、先行きの見通しも分からないので農業を続けていくことに大きな不安を抱え、今後続けて農業をやっているのか、選択を迫られるときが来るように感じております。このような状況ですので、農業者の経営安定には収入保険は有効であると思います。加入できる条件の一つに、青色で申告している農家である必要はありますが、青色申告している人でも、約半分の農家が未加入です。コロナ禍の折、四万十町や黒潮町では、コロナの交付金を使い、それぞれの自治体で補助内容は違いますが、補助事業を行いました。両町とも現在は補助事業をやめておりますが、加入促進につながり、青色申告農家の約7割が加入するところまで伸びました。加入初年度につき若干でも補助があれば、加入のきっかけにつながるのではないかなと思っておりますが、現在の担当課の見解について伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

収入保険の補助制度創設につきましては、先ほどもありましたが、本市においてもこれまで何度か検討した経過がございます。直近で言いますと、令和2年度に県を通じて農林水産省からコロナ対策ということで、コロナ禍に伴う収入減少に対する対策としまして、国の地方創生臨時交付金を活用した保険料等の補助制度の実施について依頼がありまして、先ほど議員のほうからもありましたが、近隣でも四万十町・黒潮町等は、補助制度を創設した、そういったような団体もございます。

ただ、あくまで個人の保険ということや国の交付金の支援策が終了した後、いつまで事業を継続するのか、またその際の財源はどうするのかといったような観点から総合的に勘案し、本市においては別途の支援策、この当時は、第1次産業持続化応援金という取組を行いました。そういった支援策を講じることとしまして、補助制度の創設は見送った経過がございます。確かに補助制度の創設は、保険加入への促進、きっかけにつながるものというふうには考えますが、先ほど申し上げたことも踏まえ、現時点におきましても、補助制度の創設は考えておりません。

なお、今年度につきましても、別途の支援策としまして、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して、農業者への物価高騰対策の支援をしているところでございますが、議員の言われるとおり、近年の異常気象をはじめとする様々なリスクに対し、備えは必要なことであり、農業の安定的な経営や継続のため、収入保険への加入の必要性は重々理解しているところでありますので、今後も窓口となる高知県農業共済組合をはじめとした農業関係機関との連携の上、引き続き制度の周知・啓発、そういったことに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 大体そのようなご答弁が来るんじゃないかなと思っておりました。確かにそうなんです。ただ、農業を自分もして思うんですけど、本当に重要な役割を担っているんじゃないかなと思っておりますので、その部分についてちょっとお伝えさせていただきたいと思います。

現在、この四万十市だけでなく、日本全体でも毎年新規就農者の数は最少人数を更新しております。他方、高齢者の離農が大部分ですが、農業を辞められる方が多く、ここ10年では、日本全体では60万人の基幹的農業従事者が減っていると言われております。1次産業の農業は、その土地や自然体系を守り、自然災害のリスクも減らしているものと認識しております。それにまた、農業は国の自給率も守っているのではないのでしょうか。少なからず地域の自然を守り、また災害から地域を守る。そして国の食を守っている役割も担っていると思われまます。そう考えると、農業者の持続的な経営の安定、こういったことは、大変重要なことだと考えます。現状では、収入保険が農業者の経営の安定を図っていく柱になるように感じておりますが、重要性は重々承知というようなご答弁もございましたが、再度担当課の、農業者の経営の安定を図っていくということに対しての見解がありましたらお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 農業者の経営安定という観点からのお話だと思っておりますが、所管課からの所感といたしますと、農業経営を安定させる施策、確かに言われるように、収入保険も選択肢の一つだとは思いますが、全国的に言われているように農産物の価格転嫁、あといろんなそういったことをはじめとした国とか県とかいろいろ全国的な農業施策を今打ち出しているところだと思っております。そういったところを踏まえまして、そういう情報を市としてもアンテナを張りながら、農業者のための農業経営の継続につながるような施策といったものを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ぜひ農業経営の安定というところにも目を向けていただきながら、施策を考えていただきたいなと思っております。

価格への転嫁もやっぱりしっかりとした農業ができる農業者がいるという中での価格転嫁になってくると思います。農業者がいなくなったり、毎年作りにくいというリスクが高まっているという現状で考えると、経営の安定がある上に価格転嫁というものも考えていただけたらなと思います。

少し視点を変えますが、国からの地方交付税において、農業1人当たり幾らという形で基準財政需要額の金額が補正係数等によりプラスされております。その違いでいくと、10万円いか

ないくらいだと思いますが、補助率にもよりますが、補助事業での1農家への補助は、それよりも随分少ない場合が多いものと考えます。農家が離農した場合、次の職業にもよりますが、その基準財政需要額のプラスの部分がずっとなくなっていくと思います。それを長い年月で考えると、その違いは大きいです。確かに個人の保険への補助になるというのもそうかもしれませんが、地域の自然を守り、自然災害からのリスクも軽減し、地域の食も守り、プラスの交付税も得るように感じておりますが、こういったことも鑑みて、再度ご検討はいただけないでしょうか、お伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

農業行政費の部分の地方交付税の算入額ということで、自分のほうも過去の数値等を確認させていただきました。ここ数年で確かに離農や少子高齢化等含めまして、そういった要因の中、離農等もあるでしょうから、減少傾向ということで、当然地方交付税の部分のルール分として入ってくる金額のほうも減少傾向ということになっております。先ほど議員のほうも言われましたように、1戸当たりで換算すると10万円程度といったような金額にも、単純計算ではなっていないかと思っております。

ただ先ほど言いましたように、個人への保険であることと、あとまた他の支援策というところでいろいろ打ち出せるものがあれば取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、収入保険の部分については、現時点では補助創設というところは考えていないというのが現状であります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。理解いたしました。

ただやっぱり経営の安定という面では、収入保険はいいものだと思いますので、きっかけづくりというように考えていただきながら、加入者が増えることによって、地域の農家が減らないような取組につながることも施策の一つに考えていただきたいなと思っております。

また、これもお願いしながら、次の質問に移りたいと思います。

最後は、子育て支援が必要な家庭についてということで質問していきます。

これも令和4年6月議会で質問しておりますので、まずはそれ以降の取組と現状についてお伺いしたいと思います。

以前の質問では、子ども家庭総合支援拠点の取組を中心にお伺いいたしました。そのときに、予定や計画についてお伺いしますと、立ち上げたばかりなので、今後の実践の取組を進める中で、様々な状況が見えてくるだろうと考えている。基本的には、そうした状況に応じた機動的な運用を行いたいと考えているとの答弁でした。

そこで、まずはこの2年間の取組と取り組む中で分かったことや課題、またその評価なども

できていればご答弁をよろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

私からは、子ども家庭総合支援拠点を所管する福祉事務所として、関係機関等との取組の中で気がついたことに基づき、関係機関に提案をさせていただいておりますので、まずはこれをもって分かったことということに対しての答弁とさせていただきます。

5月に関係する庁内部署において、子ども家庭センターの設立や現行の連携方法等について協議を行いました。福祉事務所としては、子供の発達に係る連携の制度・向上のための提案として、関係部署の現行の取組を振り返り、新たな連携の提案と共通目標の設定について提案をさせていただいております。現状の関係機関における役割としては、産前からの健康推進課の保健師によるアプローチ、保育所等に入所すれば保育士、小学校に入学すれば教員といった専門職による関わりの仕組みができておりますが、各関係機関が子供の発育・発達に係る評価をしても、それが成長発達段階でのサインなのか、本人の特性なのかということの見極めは難しく、結果として様子を見るという場合がございます。特に就学後に支援が必要となった子供の中には、後発的な要因によるもののほか、これまで関係機関によるアプローチである程度予防ができたものもあると考えております。これらの経過によらず、結果として支援が必要となった児童については、これまで関わってきたそれぞれの機関での支援を振り返ることで、支援制度を上げられるのではないかと考えており、こういったフィードバックの仕組みをつくれかどうかということをご提案をしております。

また、就学後に支援が必要となる児童の中には、発達障害や学習障害など、何らかの障害等を有している場合もあり、これらを原因として不登校となる場合も考えられます。これらは個人差はあるものの、ある程度予見できるものではないかと考えております。こういったことから、関係機関による共通目標として、不登校の解消ということをご提案をさせていただいております。四万十市としての取組の重要度も高く、関係部署での連携の軸とするにふさわしいと考え、提案をさせていただいているものでございます。

次に、課題について答弁をさせていただきます。

就学前頃については、子供の成長・発達の差が顕著となります。これが療育を要するものなのか、単なる成長の遅れなのかを見極め、療育が必要な場合はそこにつなげていくことで、子供の発達が促されます。こういうことが見極められて支援につながる場合はよいですが、親がそれを受け止められない場合もございます。その理由も多岐にわたっていて、療育に対する偏見的な考えであったり、自身の幼少期と変わりはないなど、これをリスクと捉えたくない理由は多くございます。こういった場合に、サービスや医療にどう促しをするのか、保護者との信頼関係がある場合は、説得力がございましたが、そういう方がいるのかなど、様々な情報を集めた上で考えられる最適な方法をチョイスし、将来の生きづらさにならないためにも、スピー

ディーに展開していくことが求められますが、これを全ての保護者に共感を得て、サービスや医療につなげるということのはなかなか難しく、これを課題と捉えております。

続いて、連携の評価についてご答弁させていただきます。

連携というのは、今の仕事をどの部署がどういう仕事をしているのかという業務の共有、これももちろん必要なことなんですけど、これにとどまらず、現行の取組を振り返り、課題を見つけて支援の制度を上げていくというふうに考えており、それが十分達成されているのかということによって連携がうまくいっているのかどうかの評価になろうかとは思っています。

福祉事務所といたしましては、拠点に集められた事案については向き合って対応しております。一定連携の成果はあるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 幾つか確認をしたいこともあるんですが、後々にするとしまして、主には、見えている方に対しての連携であったり取組であったりというふうに感じております。潜在的に支援を必要としている家庭、こういったものも前回の質問の中ではしておりました。そういった潜在的、まだ見えてない子供さん含めたご家庭への支援、こういったものに対してどういったふうにアプローチしていくのかというような答弁では、包括的な支援体制の整備、関係機関のネットワークづくり、またLINE、こういったものも取り入れてはどうかという提案に対しては、既に活用しているというようなことでもございました。こういった潜在的な支援が必要としている家庭に対してのアプローチ、そういったものに対しての取組はどのようにしてきたんでしょうか、お伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

見えていない事案ということですが、これは本人というか、保護者の方がなかなか気がつきにくいということは当然あるかと思いますが、その子供に関わる専門職であるとか関係機関もでございますので、そこの気づきが一番必要になろうかと思っております。

あとは、包括的な支援体制の整備と関係機関のネットワークづくりについては、以前、重層的支援体制整備の事業の中の取組の中で子育て家庭への情報の収集等を行うことができるという意図で前所長が答弁されたことと思っております。令和6年度から重層的支援体制整備がスタートしていることもございまして、子ども家庭総合支援拠点で対応し切れなかった部分については、重層での対応ということも十分考えられます。

また、LINEについては、現在も速やかな相談の受皿であったり、信頼関係を構築するというための有効な手段として運用は継続をしているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 分かりました。

幾つか取組について確認したのは、やはり現状でも各関係機関等でスムーズな連携ができていなかったり、それぞれの場所や対応で何がしかの異変に気づいても、情報共有や解決に向けた取組が適切に行われていない部分であったり、そういったときも若干感じている部分があるからというところで確認させていただきました。

例えば、保育所や学校また児童館でも、職員さんが何か子供の異変を感じた場合、感じた異変の気づきの内容によって相談先は変わると思うんですけど、どのように対応するのか、分かりやすくですけど、現状での流れ、こういったものを簡潔にお伺いしたいと思います、どうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ここでは、一応保育所ということのを例に挙げさせていただいてご答弁をさせていただきます。

公立保育所に限らず、民間も含めてとなりますが、その施設で解決に至らない事案がある場合は、子育て支援課とその情報を共有し、解決策を導いていただくと。それが子育て支援課とその施設ではなかなか解決が難しいということであれば、子ども家庭総合支援拠点である福祉事務所につないでいただくというイメージになるかと思います。ただし、虐待案件等スピードを求められる案件については、直接福祉事務所のほうに連絡をしていただいて構わないというのが、オーソドックスな今の仕組みとなっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ということは、まずは保育所であれば保育所内、学校であれば学校内で対応可能かどうかというところで終わるといえるか、解決策をまずは探るといえるのでしょうか。何か気づきがあれば、すぐにどっかに相談するというものではないということでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 子ども家庭総合支援拠点は、全てのところを把握するというふうにはなっておりますが、全ての案件をこれだけの人数で把握するというのは、当然難しいですし、各所管の力量にもよりますが、それをどう課題を捉えて、どう解決策を導くのか、これが確立しているところであれば、その部署の中でしっかりと解決をしていただくというのが方法になるかと思います。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） そこなんです。若干もうちょっと解決に至ってほしいというのが、学校であったり保育所であったりの内部の中で、どこに相談してどうつながって解決に至っているのかというところが、若干見えにくくなっているのかなと思いますので、何かそこら辺の連携であったり、気づいたことを早急に全体としての共有であったり、何かできないかなとい

うような思いもあります。

ある保育所では、障害や発達障害がある子供が増えてきているように感じているとおっしゃっておいりました。その子供さんを通じて感じるのが、家庭対応への必要性を感じているというふうにおっしゃっておいりました。それぞれの職場やその場所や対応で気づく、あれっと思う異変をどうやって拾い、しっかりと支援につなげていくのか。子ども家庭センターが今後設置を予定しているのかなと思うんですけど、そういったものを体系的にスムーズに連携につながるようにそういうのを設置するのか、ちょっと子ども家庭センターのイメージがまだついていないんですが、役割や設置についてのお考えをお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 子供たちの発達に関する気づきをどのようにということですが、先ほど福祉事務所長からも答弁があったとおり、基本的には組織の中で解決ができる程度のものであれば、組織の中で解決をしていき、解決が関係機関にまで幅を広げて及ばなければならなくなったときに、拠点のほうに現在はつないでいくというような形を取っておいります。その中で、この拠点の活動を継承するとされる子ども家庭センターは、どのような役割・責任を担うのかと、役割と設置についてご質問をいただきました。

現在、子ども家庭センターの設置につきましては、子育て支援課のほうで調整を行っておいりますので、経過等も含めて設置についてはお答えをさせていただきたいと思ひます。

令和4年6月施行の児童福祉法改正に伴い、養育に課題を抱える子育て家庭への支援の強化を目指して、新たな仕組みとして子ども家庭センター制度が設けられました。これは、全国的には、連携・強化が必要とされている子ども家庭総合支援拠点とそれから子育て世代包括支援センターこれを統合すれば連携が進むのであろうということで、国がこの形を求めてきたということでございます。

子ども家庭センターの設置は、市町村の努力義務という位置づけではありましたが、四万十市におきましては、令和4年10月に庁内協議を行い、令和6年4月の設置を目指しながら、子育て支援課を調整役として、関係課の子育て支援課・福祉事務所・健康推進課・学校教育課で協議を進めていくことを決定したものでございます。その後、協議を重ね、本市におけるセンターの設置方針としましては、国の制度設計をおおむね踏襲することとし、福祉事務所所管の子ども家庭総合支援拠点と健康推進課所管の子育て世代包括支援センターを統合した子ども家庭センターを子育て支援課に設置し、結婚から妊娠・出産・子育てに至るまで切れ目ない子育て支援体制の強化を図るとして協議を進めているところでございます。

経過から続けてこの設置の時期でございますが、現事業の財源として活用している国庫補助金を引き続き活用するためには、令和8年度までの設置が必要であると示されたことから、現在は、令和7年4月もしくは令和8年4月に設置することができるよう、人員体制や所管する業務内容などについて協議を行っているところでございます。

これを受けての役割ということになりますが、基本的には、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターは既にありまして、これは機能しておりますので、センター化により機関間の連携がより密となり、支援に必要なデータの一体化が図られるなど、妊娠期から成人期になるまでの期間の支援が充実されるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） ちょっと分かったようで分かりにくかったですけど、まだ理解が進んでいない部分があります。ただ聞きたいのは、やっぱり現状で連携がちょっとまだ取れてない部分があるんじゃないかなという気持ちであります。乳幼児などでは、先ほども申しましたとおり健康推進課、保育では、子育て支援課、保育所での気づきであったり、学校では、学校教育課だったり教育委員会、虐待や家庭のことなど、ケースによっては福祉事務所や児童相談所、それぞれでそれぞれの組織が内々で解決しようとしたものっていうものが、共有できてないんじゃないかなという思いであったり、じゃあ先生が気づいたときに、どこに言いに行けばより解決になるのか、それが大切だと思っても、学校ではそこで処理ができるから、その中でしましうってなるのか、そこら辺ちょっともう少し透明性を持った形でスムーズな解決に向けていけるような促進をお願いしたいと思いますので、子ども家庭センターができることによって、それを契機としてそういう流れをつくっていく、そういうふうにぜひしていただきたいと思いますので、そこら辺はどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

まず、子ども家庭総合支援拠点と今後令和8年度までにはできるであろう子ども家庭センター、これの役割と申しますか、これについては、基本的には一緒です。先ほど中脇課長のほうからもありましたが、これが一つの課に集約されることによって、機能としてはかなり向上していくのではないかとこのように思っております。

どういうふうにこういうものが高まっていくかというふうに考えた場合、あらゆる困難事例を共有して、支援方法の構築を経て、関係機関でノウハウを共有するということでより高まっていくのではないかとこのように考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 西尾祐佐議員。

■12番（西尾祐佐） 本当に支援が必要なご家庭、潜在的にも多いと感じておりますので、少しでも不安や困難が和らいで、ぜひ将来に明るさを感じてもらえるような家庭が一つでも増えることを願いながら、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で西尾祐佐議員の質問を終わります。

16時10分まで休憩いたします。

午後 3 時59分 休憩

午後 4 時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、川村真生議員。

■2番（川村真生） 市民クラブの川村真生でございます。それでは、議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回は、大項目で3つ質問をさせていただきますが、その中でも最後に産業振興、地産外商の戦略をいたします。

それで、それに関連しまして、皆さんもご案内のとおりだと思いますが、先日の土日によさこい四万十2024が開催されまして、私も運営スタッフで関わっておりました。雨が心配だったんですが、土曜日は初の試みとなる前夜祭も行われまして、日曜日の本祭も無事終わることができました。本祭では、過去最高の45チームに参加していただきまして、県外を含む市内外から総勢約2,500人もの踊り子さんたちに参加をしていただきまして、大変盛り上がりも見せましたが、地元事業者に出店をしていただいた飲食類もほぼ完売し、地域経済の発展、地元事業者の利益向上にも寄与したものと感じておりまして、これも地産外商の手段の一つなのかなと感じました。本当に多くの方にご協力をいただきましてありがとうございました。

少し前置きが長くなりましたが、それではまず初めに、子供の意見表明についてご質問をいたします。

先月になりますが、8月20日にしまんとびあにて四万十市こどもサミットが開催されまして、私も教育民生常任委員会委員として招待をいただきまして、貴重な機会でありましたので参加をさせていただきました。この質問をするに当たりまして、タブレットに資料を入れておりますので、よければご確認をしていただければと思います。後ほど議場のスクリーンにも映させていたいただきたいと思います。

こどもサミットの流れとしましては、各学校から選定したテーマを3・4校ごとに協議グループをつくって、実際にはAからEグループの計5グループがありましたが、各グループに分かれて様々な議論がされていると感じました。何より子供たちが、どうすればこの四万十市がよりよいまちになるのかを議論している姿がとてもよかったなと感じたところです。このような活動を通じて、一度は都会に出て様々な経験をして、いつかはUターンで四万十市に戻ってきたい、あるいはずっとこのまちで暮らしていきたいと思えるようなそんな子供が少しでも増えてくれればと思いますし、まさにシビックプライドの醸成を図る意味でもよい取組だったと考えております。

それでは、まず最初にお聞きしますが、四万十市こどもサミットの開催目的についてお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、開催目的についてご答弁申し上げます。

令和5年4月1日に施行されましたこども基本法において、地方自治体には、子供たちの意見表明の機会を確保するとともに、必要な措置を講じることが求められていることから、市内小中学校の子供たちに自分からの意見を表明する機会を提供したいと考え、開催をいたしました。

なお、今回子供たち自身で声明をつくり上げるサミット形式にした経緯でございますが、小中学校の代表者に各学校で集約した意見を持ち寄り、他の学校の代表者と協議するという過程を通じ、自らに意見表明権があり、かつその場が保障されていることと、同権の行使がよりよい社会の構築につながる事等への自覚を促して、人間関係形成・社会形成能力や課題対応能力の成長につながるよう、そしてこの効果をサミット参加者だけではなく、意見を出した全ての子供に手応えを感じてもらいたいという思いによるものです。これらを受けて、当日のサミットのメインテーマは「みんなのふるさと「四万十」をもっと良くしよう～いつまでも住み続けたいまちであるために～」と定めて協議を行っていただきました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。子供たちが意見を持ち寄って、子供たち自身で声明をつくり上げたということですね。分かりました。

それでは、この取組ですが、約1か月たちましたけれども、担当課の所感のほうをお聞かせいただけますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 四万十市では、初めての取組であり、全国にもあまり類似の事例のない取組でしたので、まさに手探りでの開催となりましたが、参加いただいた子供たちはもとより、校長先生をはじめ、教職員の皆様、保護者の皆様に趣旨を理解していただき、前向きにご協力いただいたおかげで、非常に実りあるものになったと感じております。

子供たちには、ふるさとの未来について真剣に意見交換をして、自らの言葉で意見表明をするという大切な経験をさせていただくことができました。子供たちから出していただきました9つのコミュニケ、声明のことをコミュニケと言いますが、この9つのコミュニケは、非常に貴重な意見ですので、市の各部署で取り組む関連施策に生かすことができるように庁内で周知を図り、活用を呼びかけているところでございます。子供たちにとって、自分たちで考えて表明した提案が、市の行う事業に活用されていることが実感できれば、今回得た経験に加えて、さらなる成長につながるものと期待しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） ありがとうございます。

私も同じように、すごくいい取組だと思います。子供たちが四万十市のために何かを考えるという貴重な機会であったかと思います。

それでは次に、各校から選ばれたテーマについてお聞きをしていきたいと思います。

すみません、カメラのほうよろしくお願いします。

まず、タブレットの資料にもついているので、そちらのほうが見やすいとは思いますが、このサミットは、とある学校のテーマになっているんですけれども、サブテーマが定められておまして、サブテーマはいろいろありますが、自然環境についてだとか現状認識だとか、よいところやもっとよくなってほしいとか、課題解決策として課題解決の意見が文章で示されたものがこの資料になっております。

その他、サブテーマの中身等見ますと、各地域の特性を上げたサブテーマや四万十市の豊かな自然を生かすことや子供の遊ぶ場所、ごみの問題等が上げられておりました。サブテーマについては、各学校によって異なっておりますが、どのようなプロセスを経てこどもサミットで発表されるようになったのか、テーマの決定のプロセスについてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） サミット当日は、各学校の代表者が集まる形式としましたので、代表者が持ち寄る各校の意見には、できるだけ全校児童の意見が反映するようにしたいと考え、小中学生全員に対しアンケート形式で四万十市のよいところ、もっとよくなってほしいところやもっとよくするために取り組みたいこと、取り組んでほしいことを出させていただきました。学校別で言ったらこの意見が百数十というようなかなか意見が上がってきているところがございます。この意見の分類根拠となりますサブテーマ、資料でありましたら、左側に書いていますサブテーマは、事務局のほうで設定をさせていただいたところがございます。

各校の全校児童から集まった意見は、事務局にて学校別に集計を行い、それぞれの学校ではどのような意見が寄せられたかが分かる資料を作成し、各学校にお返しをしました。学校では、事務局から戻ってきた資料を参考に、それぞれの学校の意見として、先ほどディスプレイのほうに表示されている形に取りまとめたものでございます。あれらは、学校で出した意見を集約したものという形になります。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■ 2 番（川村真生） よく分かりました。取りあえず全児童生徒にアンケートを取った上で、最後に集約をしたという形ということですね、分かりました。

それでは次に、サミットに参加をした各学校の代表は、どのようなプロセスで決定されたのかについてお聞きをします。

立候補者を募ったりだとか、その後協議で選考したとか、生徒会の役員だとか、いろいろ考えられるんですけども、それらの決定のプロセスについてもお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） サミットに当日参加いただいた各校の代表者ですが、参加者の選任は、各学校にお願いをしております。人数は、2から3名とさせていただいております。この人数は、サミットという名目上、児童会・生徒会の会長・副会長等を想定したものでございます。結果として、ほぼ全ての学校が生徒会・児童会役員の中から選んでいただくこととなりましたが、一部児童会の役員等の形式を取っていない学校につきましては、6年生の中で参加可能な子供たちが出てきたという小規模校もございました。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ということは、各学校に任せたとということがあったので、共通の基準があったとかということではないということですね。分かりました。

それでは、以上を踏まえて、次の質問に移ります。

こどもサミットですが、初の開催であったので、大変なご尽力があったものと感じております。先ほど担当課としての所感をお聞きした上で、私としても全体的により取組であったと考えておりますが、見学をしている中でちょっと課題といたしますか、そういったものがあつたのではと私は認識をしております。

すみません、ここでカメラのほう、よろしくお願ひします。

タブレットのほうがよかったら見ていただければと思うんですが、ちょっとこれ当日もらった資料の一部になります。こちらご覧いただければと思いますが、サミット開催のときに司会の方から、今から言うことと一緒になんですが、観覧は自由なんですけれども、意見交換の妨げはしないでくださいというアナウンスがなされておりました。このように今映し出しているサミット開催の要領にも同じ内容が記載されております。先ほどテーマの選定とか開催目的等、お聞きいたしました、ちょっと学校によってサブテーマとはちょっと全く違うことを述べようとしているところがありました。そのグループの進行役が制止をさせて、なぜ学校で決定したテーマを発言をしないのかと理由を聞いても、ちょっと黙ったままになってまして、またその後ろに、その関係者がちょっと分かりませんが、そういう方から意見の妨げがあつたように私は感じております。どういった行為であつたかは、この場では申し上げませんが、率直な感想として、ずっと黙っていた子供には、ちょっとむごいなと思いましたが、何より政治的なお話を結果的にはしゃべったんですけれども、子供の意見表明の場、先ほど開催目的にもあつたように、子供たちが各校の意見を持ち寄って、子供たち自身で声明をつくり上げるという開催目的においても、明らかにそういう政治的な、子供の意見表明の場で発言した行為は、ちょっと問題があつたのではないかと考えておりますし、これは子供の意見表明ではなくて、大人を通じた意見表明であつたと思わざるを得ないところであります。実際に私、この出来事を拝見しておりますので、こういった発言をさせていただいているんですけども、今

の私の発言も含めて、担当課としてこどもサミットを行った上でどのような課題認識があつて、それらの課題整理がされているのか、そのことについてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 当日は、グループごとに発言量に差があるとか、今川村議員がおっしゃいましたとおり、保護者の方がグループ協議に介入されたといった個別の課題があつたということを確認しております。特に保護者の協議介入は、相当の程度であつたとも聞こえておりますが、私人の行動でございますので、その妥当性あるいは不当性についての答弁は差し控えさせていただき、専ら運営者である我々の課題について反省点を答弁させていただきたいと思ひます。

全体的な課題としては、サミットの目的を達成するためには、子供たちの自主運営が望ましかったのではないかとこの点でございます。子供たちが所属校の意見を取りまとめて発表するところまでは、子供たちの力で進めてきましたが、当日のコミュニケのまとめ役のシェルパ、いわゆるコーディネーターですけれども、これにつきましては、市の大人スタッフが務めました。子供たちの自主性を確保するのであれば、子供たちで実行委員会を組織し、司会・シェルパに至るまで子供たちに担ってもらふべきと考えております。これにより、次回以降は、より一層自主性が涵養され、子供たちにとって手応えのある会に、また子供が主役となれば、おのずと保護者の方の心配も誘わないような会になるのではないかと考えてるところでございます。以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

担当課としても把握をされているようでしたし、何より自主性、今回第1回目ということなので、サブテーマのほうは、市のほうがしっかり管理されているようでした。2回目以降、ちょっとまた次にかかってくるんですけれども、よりよい形に今後なっていければなと思ひます。

それでは、次の質問になりますけれども、先ほど担当課の所感のほうをお聞きしましたが、サミット開催後の子供たちの感想ですが、そのような貴重な場でしたので、率直な子供たちの意見があれば、2、3程度もしあれば上げていただきたいと思ひます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 子供たちからは、当時終了後に、楽しかった、また緊張したといった声のほか、自分の考え方が深まったといったような感想を聞いておりますが、正式に感想の聴取という形で行つたものではございません。次回開催をより実りあるものにするために、今回参加していただいた子供たちの率直な意見が重要な参考意見になると思ひしておりますので、近日中に学校に協力をいただき、アンケートにより感想を集めたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

いろんな諸課題はあっても、よい取組だと私も、本当に先ほど申し上げたとおり感じております。今後、アンケート調査をするということですので、ぜひ子供の率直な意見のほうを吸い上げて、次回開催に生かしていただきたいと思います。

次ですが、第1回目ということで、次回開催等のことを聞いていきたいんですけども、このような取組を今後も継続して開催していくのか。何せ準備等もえらい大変やと思いますので、変な話、オリンピック形式といいますか、何年に一回とか、そういった形で行うとか、今後の開催方針についてちょっとお聞きをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 今回非常に多くの成果があったというふうに我々も考えております。このためこどもサミットは、ぜひとも継続して実施したいと考えているところでございます。

しかし、先ほども申したとおり、こどもサミットで、子供たちに出していただいたコミュニケは、市の施策に生かすことができ初めて完成となるものだと考えているところでございます。市の施策に対し効果的な提言を行ってもらうためには、サミットテーマの内容にも工夫が必要であり、また施策への反映は、一定の期間が必要であるとも考えております。

また、次回は、実行委員会形式で子供たちに運営を担っていただきたいと考えていることから、準備期間が長く必要であるとも考えております。学校にも多くの協力を求めることとなりますので、今回関わっていただいた学校関係者にもご意見を伺い、次回以降も効果ある取組となるよう、開催時期や周期、実施内容を検討していきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。今後のことについて承知しました。

本当に準備等いろいろあって、大変だと思います。今後の検討課題等もたくさんあると思いますが、ぜひ本当に継続して行っていただきたいと思います。本当に子供の頃にしかない感性というものが、確実に存在しています。私ももう今年で37歳になりましたけれども、子供の頃に持っていた感性、ちょっとなくなっているところもあると思います。様々な世代の子供が自発的にやはり取り組んで、できる・できないは別にして、四万十市をもっと盛り上げていこうと語り合う場は、大変貴重な場だと思いますので、今後の開催についても引き続き検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきまして、子育て支援団体への補助ということで、四万十市子育て支援団体活動促進補助金についてお伺いをしていきたいと思っております。

この補助金については、以前より個人的に注視をしてたんですけども、この補助金につきましては、各団体の事業計画等に基づいて、交付申請額に対して審査された後に交付決定がされてきて、一団体当たり最大70万円を限度額として子育て支援団体が受給できる補助金でございます。昨年度までは、全体で210万円の予算であったこの補助金でございますが、今年度からは350万円に増額となりました。そのことを子育て支援団体に話しましたら、喜びの声を多く聞いた記憶がございます。全体の予算からすると少額なのかもしれませんが、地域の子育て世帯を支える子育て支援団体の活動を支える大きな意味を持つ補助金であると認識をしております。

そこでお伺いをしますけれども、今年度を含む直近3年間の申請者数を教えてください。よろしくお願ひします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 子育て支援団体活動促進補助金の直近3年間の実績でございますが、令和4年度は6団体、令和5年度は5団体に利用していただいております、令和6年度は現在のところ7団体を見込んでいただいております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

ちょっとずつ伸びたりとかくぼんだりもしてはいますが、申請者、令和6年度は多分過去最高なのかなという認識をしておりますので、新規の子育て支援団体ができている証拠だと感じております。

それでは、次の質問に移りますが、今年度の補助金の交付状況についてお聞きをいたします。

昨年度までですと、たしか5月か6月頃には各団体に交付されていたものと記憶しておりますが、今年度の交付状況についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 本年度の交付状況ですが、現時点で交付希望の意思を示している全ての団体において、交付決定にまで至っておらず、内示等の調整を行っている段階でございます。

その要因ですが、本補助事業が制度開始より5か年が経過し、多くの成果を出してきたものの、子育て団体による活動も多様化してきている中、補助対象となる団体の要件の見直しや補助対象となる事業の内容の見直しが必要となったこと、財源としてした県補助金が廃止となり、新たに創設された人口減少対策交付金を財源とする必要が生じたことから、制度の見直しを行ってきたことにあります。結果として、要綱等の改正作業等は、予想以上の時間も要してしまったことから、要綱改正は来年度へ見送った上で、現在早急に交付決定が出せるよう、内示に係る調整等を行っているところでございます。といいますのも、今年度におきましては、予

算の増額を図ったものの、新規で交付を希望する団体も多いことから、予算規模を超える要望が寄せられているため、この調整が必要となっているものでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

要綱の改正が必要になって、来年度に要綱を改正をされるということで、今じゃあ作られているということなんですけど、前年度までは、県の補助2分の1で、市のふるさと納税2分の1だったと記憶をしておりますが、県の補助が廃止になったということなんです。それで間違いないですか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 県の補助は、既存の補助金は廃止になって、別の補助金に引き継がれたという形になっております。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。今年度はまだ交付されてないということでありまして、理由についても分かりました。

次に、各団体の活動状況についての質問に移るんですけども、私も全て十分把握できてるわけじゃないんですが、4月から5か月経過しましたが、精力的に活動を行って子育て世代に対するイベント等を実施しているものと認識しておりまして、実際に私も参加させていただいたイベントもございます。現状はその補助金がない状況下でありますので、何とか自己資金で運営しているんだとは想像できますが、各種子育て支援団体の活動状況等の把握とかは、担当課はされてますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） まず、前半の部分、各団体におきましては、運営努力を現在続けていただいておりますので、大変申し訳なく考えているところでございます。

各団体の活動状況についてでございますが、これまで補助金を活用していただいた取組に関しては、全て詳細な実績報告を出していただいておりますので、実績報告によって活動状況を把握しております。現在、申請されているところにつきましても、過去の実績等を踏まえて、どういふことをされたいと考えているのかということも踏まえて、把握をしているところでございます。

また、補助対象事業であるか否かにかかわらず、子育て支援団体の実施する事業については、市広報や市ホームページにイベント情報を掲載し、子育て応援SNSで周知を図っておりますので、実施前の段階から取組内容を把握し、可能なものは対象事業実施日に訪問して状況を確認しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

この補助金ですが、創設されてから毎年多分申請されている団体もあるかと思いますが。ほんで、この補助金に慣れていると言うたらあれなんですけど、交付申請額に対して、大体これぐらい出るだろうって多分ある程度理解されている団体もあると思うんですが、やはり新規の団体については、本当に交付されるんだろうかという多分心配があって、多分自分のやりたいことができてないんじゃないかなと思っております。交付申請を行ってから、連絡がないとかっていう話も聞いたりはするんですけども、今回実際に前年度であれば、5・6月に支給されていたものが、実際に今支給されていない状況の中、やっぱり遅れているのですみませんじゃないんですけど、そうやっていついつ頃までに補助が出る予定ですのでとか、そういった連絡はしておくべきじゃないかなと思うんですが、そのあたりの連絡等はされてますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 実際には、まだ内々示の調整を行っている団体もありますので、団体によっては、申請にすら至ってないところもございます。こういったところは、こちらの調整が進み次第、連絡はさせていただきたいというふうには考えているところでございます。引き続き申請に至るまで、それから交付決定に至るまで、折々の形で連絡は取らせていただきたいと思いますと考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。現時点では内々示も出てないということで、連絡できてないということなんですけれども、いつ頃に交付されるのかっていうところとかは、めど等は今ついてますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） これは、申請する団体によって時期が異なってくるというふうに考えておまして、今一律にどの時期というふうには考えておりません。もう早急に行える団体もありますが、まだいまま少し資料等の収集に時間がかかるような団体もございますので、そこはできるだけ早くというところで考えているというところの答弁にとどめさせていただきたいと思います。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） そうですね、できるだけ早く、多分今はそれしか言えない。確かに申請時期等でずれはあるということは理解はできます。

やはりこの補助金、非常に団体の活動に対して、すごくありがたいという声を聞いております。やはり子育て支援団体が、もし活動ができていないのであれば、恩恵を受けるのは、最終的には子供たちということになりますので、なるべく早期にやっていただきたいと思います。

申請を出している以上は、やはりどういった理由かというところは、子育て支援団体からす

ると、内々のことはちょっと関係ないんじゃないかとかという話も聞いたりもいたしておりますので、そう言われても仕方がないことなのかなと思ったりすることもあります。

ただ一方で、やはり子育て支援課は本当に頑張ってくれてるという話もたくさん聞いております。だからこそ、今回この補助金について質問させていただいております。

これは既存事業でありますので、先ほど要綱の改正というところを来年度にやっていくということなんですけれども、やはり子育て支援団体も申請しやすいような体制づくりも、もしよかったら検討をしていただきたいと思っております。例えば来年度の申請を前年度の9月頃に仮の事業計画等を各団体が届出をして、担当課はある程度トータルに必要な予算を把握して、来年度の予算を計上して、4月に入って補助金をやって、4月に入った段階で子育て支援団体は事業がスタートできるというようにすると、子育て支援団体の活動からいうと、一番事業が進みやすいんじゃないかなと思いますので、様々な考え方もあるとは思いますが、来年度以降の子育て支援団体活動促進補助金についての考え方を、要綱改正をやられるということだったんですけれども、現段階での担当課のお考えをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） 来年度以降の在り方ということになるかと思えます。

これまでは、県の補助金も一定同じものがずっと続いてきておりましたので、例年同じ予算措置ができるという考えの中、3月ぐらいには議会で予算案を提案しながら、関係団体とは要望の内容調整に係るといったようなことをしておりました。4月に入ったらすぐに申請を出していただいて、5月・6月には決定が出るというようなプロセスを踏んできたものでございます。

本年度は、県の補助事業の組替えもあったこと、それから今回結果的には、要綱改正は見送りましたが、運用面で配慮せないかん部分があるかというところを検討していたために、そこで時間を要したというところがございます。では、次年度は同じように3月から調整に入れるかと言いますと、実は今回財源としております県の人口減少対策交付金につきまして、既存分の事業については令和6年度限りで、令和7年度は拡充を必要とするといったような要件もあって、令和7年度にどういった形で使えるかといったことが、少し今見通せない状況がございます。こういうところも踏まえて、令和7年度も可能な限り早くやりたいという思いはあるんですが、ちょっとどの部分に不測の要件が出てくるのかが分かりかねるため、努力はさせていただきますというふうに考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） なかなか財源等、ちょっと複雑で、私も完全に理解し切れないところがあるんですが、本当に補助金の在り方っていうのは、今活躍してくれている支援団体の数が、四十市はかなり多いという認識がありますので、課長もできるだけ早期にとかという言葉をい

いただきました。いろいろと調整が多分大変だとは感じておりますが、今年度も含めて、来年度はまたちょっとよりよい方向性になっていくように今後も引き続き頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

それでは最後に、産業振興についてお聞きをしていきます。

まずは、3月議会の続きになりますけれども、本市の地産外商戦略についてお伺いをしていきます。

現尾崎正直衆議院議員が県知事時代に地産外商を打ち出して、高知県地産外商公社を設立後は、高付加価値への販売がしやすい環境整備が整いまして、県内の事業者の利益向上につながっているものと感じております。

また、3月議会に質問した際にも、実際に高知県地産外商公社と連携をしまして、市内の地場産品の販路拡大を行っているほか、大規模商談会で成約をするなど、一定の効果があるというご答弁をいただいております。このように私としましても、デジタル化の対応等もいろいろあるんですが、本市の事業者はもっと積極的に地産外商を行っていくことが必要であると考えております。まずは、地産外商の重要性について、本市の認識についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） 地産外商の重要性について本市の認識につきましてご答弁申し上げます。

人口減少・インターネットの普及など様々な要因から、現在では地域圏での消費が減少していることは、議員もご承知のことと存じます。そのような状況から、高知県全体で地産外商が推進されておきまして、本市におきましても、地域産業の維持・発展、市のPR、事業者の育成などの観点から、重要な産業振興施策の一つとして認識しているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

本市としましても重要だという認識を持っているようであります。

それでは次に、地産外商の環境整備のほうについてお伺いをしていきます。

四万十市内の事業者の中には、SNSを駆使している人などに人脈を形成して、個人の力で県外へ販路拡大を行っていたり、また大物ユーチューバーとコラボして商品をPRして、事業を拡大しているつわものもおります。

また、本市ではありませんけれども、私の知り合いにも自社のホームページ等を駆使して、約7割は市外・県外に販売して、やはり地元価格よりも高付加価値をつけて販売している会社もございます。このような例もあるんですけれども、やはり人間、得手・不得手というものがありますので、全ての事業者が積極的にできる状況ではないとは思いますが、そういったことも

ありまして、本市としても大規模商談会の出展ブースの枠を取っていると思います。それに事業者が商品企画を作成して、審査に合格して、一定の出展料を納めることで、大規模商談会に参加できるようになりますので、地産外商ができる可能性は広がるものと考えておりますが、やはり相手方もビジネス相手として見極めますので、必ず成立する保障というものは、当然ございません。中には、少人数で日々小ロットで生産している事業者にとっては、在庫状況の見極めがちょっと難しくて、大規模商談会等への参加をためらっているという事業者も少なからず存在をしております。もちろん地産外商を打ち出していくというのは、事業者のやる気が必要であることが大前提にはあるんですけども、現状、地元事業者が地産外商を行える環境整備、事業者等へのアドバイス等も含めて整っている認識であるのか、そのあたりについてお伺いします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

市内事業者が外商を行う機会の創出という観点で申し上げますと、市が主体となり出展する商談会や物産展への出展においては、市のホームページへの掲載など、広く市内事業者への周知を行い、希望する事業者が参加できる環境を整えております。

また、高知県内事業者の販路開拓等を推進する一般財団法人高知県地産外商公社とも連携を取っており、公社主催の商談会への出展、アンテナショップの活用といった外商のノウハウを持つ公社ならではの強みを利用した取組を行う際も、市内事業者が参加できる環境としております。

しかしながら、商談会等に出展する事業者の固定化も見られております。そのため新規事業者の掘り起こしは課題の一つとして捉えており、中村商工会議所や西土佐商工会、農林水産課等の関係団体と連携の下、1次産品から加工品まで、食品等を取り扱う事業者に対し、広く情報発信を行うほか、当課としましては、市内事業者が参加しやすい商談会として、県と連携し、四万十市内での商談会を開催したり、商談会に参加する際の出展費用を支援する補助制度を創設するなど、新規事業者が参入するきっかけや参入しやすい環境整備をするための施策を行っているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。ありがとうございます。

市としても様々な取組をされているというのは、何となく想像はしておりました。先ほどの質問に対して、やはりノウハウを持っているのは、多分恐らく高知県地産外商公社という認識であると思っておりますし、四万十市でも商談会をやるということは、非常によいことだと思うんですけども、やはり理想を言えば、本市版の地産外商公社のような機能があればいいのかなと考えております。高知県地産外商公社には、県からの出向の職員もおりますけれども、

民間から転職した職員もおりまして、本当に日々営業活動を大阪事務所・東京事務所で行っております。ほとんどの自治体でもそうなんですけれども、現時点において本市でも、民間企業にあるような営業部門と言われるような部署は存在していませんのが現状です。私も社会人になってからは、ずっと営業畑で働いておりまして、いろいろな職も経験しておりますが、やはり営業は会社の顔でありまして、もし本市にできると、営業できる人がいれば、多分四万十市の顔になるかと考えております。いろんな営業を経験する中で、やはりどんな会社や個人であっても、このような場合はどう対処するのかとか、どうすればいいのかとか、そういったものの感性を磨くには、やはり営業でしか学べない側面がすごくあると思うんです。だからそういった意味でも、地産外商を推進するには、営業ノウハウが要る職員がいる地産外商公社のような機能が本市でも必要であるのではと考えております。現時点でのお考えで結構ですので、本市独自の地産外商公社のようなシステム体制といいますか、そのようなものを構築することは可能であるのか、そのあたりをお伺いします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

現状では市独自で外商の循環を生むことは、なかなか難しいのではないかと考えております。理由としましては、高知県地産外商公社の最大の強みは、多くのバイヤーとのつながり、バイヤーからの信用にあると考えますが、それは平成21年の設立以降、10年以上もの間、個人ではなく、組織として外商の推進を専門に事業展開してきたことで培われたものであると捉えており、市が独自にその機能を有することは、現実的に非常に難しいものと感じております。

また、高知県地産外商公社の役割としましては、先ほど申し上げた市町村では現状補えない部分あるバイヤーとのパイプ役を担っているものと認識しており、市で独自にその機能を確保することに注力するよりも、外商公社が持つ強みを効果的に活用し、連携を図ることが、より効率的な外商の推進につながるのではないかと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。本市独自はやはり難しいというご答弁でした。やはり地産外商公社のノウハウ・役割というものを頼るわけではないですけど、連携しながらやっていくというご答弁であったかと思えます。

でもやはり、ちょっと時間はかかることかもしれませんが、本当に地産外商公社の職員の方、バイヤーとか卸業者とすごくパイプがありまして、すごく引き出しが広いんです。なので、もし仮に本市職員がそういった機能を有すると、卸とか県外のスーパーだとかのつながりができると、地元事業者が気軽に市役所なりとかに来庁して、この商品だったら、このスーパーで売れる可能性がある。だからちょっとこの卸業者に頼ってみるとか、地産外商のアドバイスとかつながりがすごくできると思います。何より地産外商公社との連携も本当に大切なことだと思う

んですけども、まず頼るとなれば、県のほうに行くと、やはりここからだとも車で2時間かかるところが、四万十市でやると、地産外商をしていく入り口をかなり広げることができますし、何より地元事業者が地産外商を行う上で、四万十市の地元事業者のコスト削減にもつながってくると思います。もしそういったことがかなうのならば、こういう商談が成立していけば地産外商にも自信がつながって、自ら積極的に販路を開拓していこうと設備投資も含めた事業拡大等にもつながる可能性が、私は高いと感じております。前回の一般質問のときにも申しましたけれども、本当に地元では700円で売っているものが、東京とか大阪だと1,000円を超えてても全然売れますので、地元向けとは異なる高付加価値をつけた売価で販売することができるので、利益向上が必ず図られるものと考えております。地産外商公社等もそうなんですけれども、本当にそういったつながりがあって、ある卸業者にエリア別の見積り等を取って、まずは東北支店で採用になった。東北支店で売れてるのを知って、今度は秋田支店とも取引もしたいという話が来て、わざわざ見積りを再度送付することなく、卸業者の中とかでもすごく評判が勝手に広がっていくという実例、夢まぼろしではなくて、本当にある実例です。こういったことは、本当にあることなんですけれども、四万十市でも地元スーパーでしたら、北海道フェアとか沖縄フェアとかが開催されているのを多分皆さんご存じだと思いますけれども、他県でも高知のうまいもんフェアみたいなので開催されております。

今回ちょっと地震とか防災の質問もありましたけれども、本当に南海トラフ地震が懸念される中、もし災害時に地産地消だけで商売していた場合には、地域内での需要喚起できる能力は格段に下がりますので、利益の維持・向上というのは難しくなってくるんですが、例えばそういったこのパイプがあると、例えば高知復興・四万十市復興といった、そういったフェアを企画提案してもらえる可能性もすごく高まると思います。そういった意味でも、他県のスーパーや様々な卸業者と本市が独自に持っていれば、他県へ地元製品を供給して、利益の損失に歯止めをかけることもできますので、本市としての独自の動きで、地産外商が、非常に大切なことと私は考えております。これまで私の気持ちがちょっとメインで先走ってるところもありますけれども、実際には、そういった地産外商公社の機能を有するというのは難しいというご答弁は前提に置いて、今後の地産外商の本市の考え方について、担当課の意気込みもあればお伺いをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

本市としましては、地産外商は先ほど述べましたとおり、産業振興における重要な施策の一つとして捉えておりますので、引き続き地産外商の推進に取り組んでいきたいと考えております。

議員が申されております販路拡大の観点でございますが、繰り返しとなりますが、当課としましても、高知県地産外商公社と連携を図りながら、商談会・物産展への出展支援などにも引

き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、出口戦略のみならず、商品の開発から製造・販売まで一貫した取組が必要となりますので、事業者の課題等に対する支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 今後の考え方についてよく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただいて、高知県地産外商公社への職員派遣について、3月議会に引き続き質問させていただきます。

先ほどの答弁等、やり取りをさせていただきましたが、やはり地産外商は重要であるので、私としては本市に独自の動きをしてもらいたいということで、地産外商公社のような役割が欲しいという気持ちであります。やはり現段階では難しいというご答弁であったかと思えます。

まず初めに、そういったノウハウを学ぶには、地産外商公社への職員の派遣が必要という観点から、また引き続き質問をさせていただきます。

念のため誤解がないように申し上げておきますが、地産外商公社への職員派遣は、県庁のほうではなくて、あくまでも営業部門がいます大阪と東京の地産外商公社のことです。よろしくお願いします。

3月議会のときにも申しましたけれども、高知県地産外商公社への出向については、四万十町と室戸市のほうで職員派遣の実績がございます。

また、県のほうにも土森県議にも確認いただいて、本市において具体的な動きがあるならば話が聞きたいという話も確認しておりますし、私も実際に今年2月に高知県大阪事務所の地産外商公社に行きまして、問題がない旨を確認のほうをしております。

やはり営業の大切さといいますか、この変化の時代においては、職員派遣を通じて民間が持っている柔軟な発想力を養っていただきたいと考えておりますし、それを望んでいる事業者も存在しております。

そこでお聞きしますけれども、3月議会から半年たちましたが、3月議会の一般質問以降で本市でどのような協議が行われたのか、ご答弁をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

本年3月議会におきましてもご答弁をさせていただきましたが、高知県地産外商公社への派遣につきましては、貴重な経験を得ることができる有意義な機会になるというふうに考えております。

しかしながら、時代や状況の変化に応じて住民が市に求めるものが、これまで以上の速さで変わり行く中、それぞれの課におきまして限られた必要最小限度の人員配置で求められる施策の推進などの業務を滞りなく実施する必要があり、また国や他の団体等への職員派遣を行って

いる状況や育児休業・病休取得等もある状況を踏まえ、今以上に各職場の人員を減らし、てまで職員派遣をすることは、現状では困難であるというふうに判断をしているところでございますので、高知県地産外商公社への職員派遣についての協議につきましては、本年3月議会以降、行っていないというのが実情でございます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午後4時57分 小休

午後4時58分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長を行います。

一般質問を続けます。

川村真生議員。

■2番（川村真生） 3月議会と同じような答弁が返ってきてまして、ちょっと残念なところではありますが、ということは、県のほうとも話をされてないという理解でよろしかったですか。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） 先ほどご答弁させていただいたとおり、県のほうとの話はしておりません。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。

ちょっとやはり進展がなかったようなので、非常に残念なところであるんですけども、ただ人の問題が一番多いのかなと思っている中で、有意義であるとかという答弁が返ってきておりますので、必要性はある程度感じているのかなという認識をちょっと感じている部分はありますけれども、地産外商公社への職員の派遣については、先ほどから熱弁しているので、これ以上は差し控えますけれども、私は本当に取り組んでいくべきじゃないのかなと思っております。人員配置がぎりぎりというところとか、ニーズ対応に取られるということで、その辺も理解ができるんですけども、本当に私前の3月議会でも言ったんですけど、まずはやはり県に問い合わせるなり、そういったこともやって、どういったことをさせてもらえるのかとかってということも確認するのも手じゃないのかなと思います。職員派遣は、今後の四万十市の産業振興策の観点においても、実現すれば、多分本当に大きな武器になると考えておりますので、先ほどやはりあまり僕が希望するような答弁が返ってきてないんですけども、職員派遣の必要性について本市の認識を再度お伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） ご答弁させていただきます。

本年3月議会におきまして川村議員から、高知県地産外商公社で本市職員が勤務する必要性

についてお聞きすることができたというふうに考えております。その中では、柔軟な発想力や営業力の必要性についてご説明をいただいたこと、また今日もご説明をいただいたことというふうに思っております。確かにこの派遣を実施することで、営業のノウハウや販路拡大の方法を勉強することは、本市にとって大変メリットがあるものというふうに考えております。

一方で、そもそも私たち地方公務員は、地方公務員法において全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないというふうにされております。よって、その時々政治的・経済的・社会的状況と住民の価値観を前提として公共の利益が何かを具体的に決定・判断していかなければならず、その点では、営業力の獲得などについて不要という考えには当然行き当たりません。

しかしながら、先ほど来ご説明をさせていただいた本市の現状を踏まえると、職員派遣というものは、非常に困難な状況であるということには変わりがないというふうにお答えさせていただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 川村真生議員。

■2番（川村真生） 分かりました。やはりちょっと悔しい答弁が返ってきているので、これ以上はもう差し控えたいと思っておりますけれども、私が訴える地産外商戦略ですが、これは本市の事業者でもすごく、先ほどのSNS等で成功を収めている事業者はいるんですけども、これにまさに共感してくれてまして、多分必要性を感じているというのを、実は別件で昨日話をしたときに、たまたまこの話になって、すごくこれは私たちも今後やっていきたい話なんだという、その方一個人は成功していますけれども、やはり四万十市全体を盛り上げたいという思いでそういう発言をしておりました。なかなか今の段階では難しいというお話でしたけれども、また今後もこの話については、どのような協議が行われるかは分かりませんが、これは本当に地元事業者と私も今後さらに連携して、いろんな人に聞き取りをした上で、今後将来にわたって本市が生き残っていけるようにもよりよい形の意見を集約した形で、ちょっと悔しい答弁だったので、今後も引き続き継続して調査研究等をしていただきたいと思います。

少しちょっと悔しい答弁もありましたが、今議会も執行部の皆様ありがとうございました。これにて一般質問を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 以上で川村真生議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後5時3分 延会

令和6年9月18日（水） 第10日

本 会 議

令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第10日）

令和6年9月18日（水）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市長 中平 正宏	副市長 田能 浩二
総務課長 山崎 寿幸	地震防災課長 遠近 由幸
企画広報課長 武田 安仁	財政課長 竹田 哲也
市民・人権課長 加用 拓也	税務課長 山崎 行伸
環境生活課長 山本 聡	子育て支援課長 中脇 弘樹
健康推進課長 竹本 美佳	高齢者支援課長 武内 俊治
観光商工課長 田村 典義	農林水産課長 吉田 貴浩
まちづくり課長 佐川 徳和	上下水道課長 池田 哲也
会計管理者兼会計課長 中田 智子	市民病院事務局長 金子 雅紀
福祉事務所長 渡辺 和博	教育長 久保 良高
学校教育課長 岡本 寿明	生涯学習課長 戸田 裕介
総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人	西土佐診療所事務局長 稲田 修
産業建設課長 竹本 志郎	農林水産課副参事 宮崎 勝也

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事務局長 原 憲一	事務局長補佐 岡村 むつみ
総務係長 土居 和博	

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

岡本学校教育課長より、昨日の前田和哉議員の一般質問に対する答弁に一部誤りがありましたので訂正の申出があります。お聞き取りをお願いします。

岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 発言の訂正をお願いいたします。

昨日の前田和哉議員の一般質問に対する答弁の中で、スクールバスの購入費について、「29人乗りが大体400万円強」と申し上げましたが、「14人乗りが400万円強」、「29人乗りが1,100万円程度」の間違いでございました。おわび申し上げますとともに、発言の訂正をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言訂正の説明を終わります。

議長において、発言訂正の説明のとおり訂正することにいたします。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

川村一朗議員。

■17番（川村一朗） お許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

訪問介護事業について質問をいたします。

今年3月議会で、寺尾真吾議員の提案により、訪問介護事業所への支援を求める意見書が全会一致で可決され、訪問介護事業の窮状と支援の必要性は、四万十市議会としても共通の思いとなっています。ご存じのように、2024年度の介護報酬の改定によって、訪問介護の基本報酬は引き下げられ、これまでも厳しい経営状況の上に、運営の継続は困難が増しています。

高知新聞では、県内の訪問介護事業所が2023年度までの5年間に10市町村で計24か所減り、2024年度も複数が閉鎖する見通しとしています。高知市では、訪問介護事業所が増加していますが、郡部では減少しており、中でも減少数が最も多いのが、7か所減った四万十市だとしています。

県民世論調査では、4割の方が医療や介護が必要になっても自宅で生活をしたいと希望しています。四万十市民においても同様かと思えます。

しかし、本市のように、広域で遠方まで出向かなくてはならない郡部の訪問介護事業所は、窮地に立たされています。

そこで、訪問介護の本市の現状を把握し、市民が安心して自宅で介護を受けられるように、国への要請はもちろんのこと、訪問介護事業に対して、市として対応できることを模索すべく、質問をいたします。

まず、本市の訪問介護事業所の現状について質問をいたします。

初めに、本市に開設されています訪問事業所の数を地域別に教えてください。

また、閉鎖した事業箇所についても教えていただきたいと思います。閉鎖した事情は、複合的だと思いますが、主な原因はどこにあると考えているのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） まず、訪問介護についてご説明させていただきます。

いわゆるヘルパーさんが家事援助などを行う訪問介護ですが、要介護の方が利用できる訪問介護事業所と要支援の方などが利用できる総合事業の訪問型サービス事業所があり、多くの事業所は、その両方の指定を受けて訪問介護サービスを提供しています。

ここで、ご質問のあった過去3年間でお答えさせていただきますが、まず閉鎖した事業所の数についてですが、要介護の方が利用できる事業者数は、中村の1事業所、要支援の方などが利用できる事業者数は、中村が2事業所、東山が1事業所の計3事業所が廃止となりました。

次に、令和6年4月1日現在の事業所数ですが、要介護の方が利用できる事業者数は、中村が2事業所、東山が2事業所、具同が1事業所、中筋1事業所、西土佐1事業所の計7事業所、要支援の方などが利用できる事業者数は、中村・東山・具同・西土佐、全て1事業所の計4事業所となっております。

続きまして、閉鎖した事業所の理由も併せてお聞きいただきましたけれども、事業所の廃止理由といたしましては、介護職員の人員不足、採算面が主な理由となっております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、訪問介護職員の処遇について質問をいたします。

正規職員、非正規職員の割合とその賃金格差、物価高騰の中で低いことが予想されますが、平均賃金としてはどのぐらいなのか、質問をいたします。

また、社会保険の加入状況についても質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） まず、正規職員、非正規職員の割合といったご質問がありましたが、事業所ごとにこれは違いますけれども、正規職員と比べて非正規職員、いわゆる登録ヘルパーが多いというのが全体的な状況でございます。

続きまして、訪問介護員の処遇といったご質問でしたが、こちら全て民間の事業所でございます、給与等の処遇につきましては、市への報告義務はございませんので、把握はしておりません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 社会保険の加入状況についても分からないということですか。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 答弁漏れがあり、すみません。

基本的には、正規職員は、社会保険に加入は当然しておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、登録ヘルパー、時間時間で雇われてサービスを提供する方が多ございますので、そういった方は社会保険には加入していない方が多くいらっしゃるというふうに聞いております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、訪問介護に勤務される方、ホームヘルパーの離職率が高いということをお聞きします。その理由には、低賃金や不安定な雇用のほかに、勤務中の利用者からのパワハラやセクハラなどが一つの要因として挙げられています。ホームヘルパーの間でも、8割の方がパワハラやセクハラを経験したと言われております。本市においても、同様のことが想定されます。訪問介護事業を途絶えさせず、継続していくためには、ホームヘルパーの方の労働環境を整えることが重要だと思っております。

本市の訪問介護事業におけるパワハラやセクハラ等の実態把握とその防止のための対策について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対策を含む職場環境、労働環境の改善を図っていくことは必要であり、人材確保の観点からもハラスメント対策は大変重要と考えております。

また、国においても、令和3年度の介護報酬改定において、介護サービス事業者は、パワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントなどのハラスメント対策として必要な措置を講ずることを義務づけられております。

ある訪問事業者にお話を伺ったところ、事業者様の話ですけれども、暴言を含め、ハラスメントは、施設のサービスよりも在宅サービスが多いと考えられる。特に訪問介護は、主に女性の職員が利用者宅を訪問し、サービスを提供しており、暴言を含め、ハラスメントを受けたとの報告はよく上がってくる。ハラスメントや不当な要求などの報告があった場合は、基本的には訪問介護事業所の管理者と担当のケアマネジャーを中心に対応しており、ご家族に相談することが多い。それでも解決しなければ、担当者、ヘルパーさんを変更するなどに対応しているといったようなお話がございました。

なお、保険者である市やハラスメントなどに関する相談窓口、これが国や県にございますが、こういったところに相談するといったケースはほとんどないということでもございました。

しかしながら、暴言を含めたハラスメントを受けたとの報告がよく上がっているということで、四万十市においても、訪問介護員が精神的苦痛を受ける事例が一定数あるものと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、介護職員が安心して働くことができるよう、ハラスメント対

策を含む職場環境、労働環境の改善を図っていくことは重要であり、人材確保の観点からもハラスメント対策は大変重要と考えておりますので、市といたしましては、利用者向けにハラスメント行為の具体例を示したハラスメント防止の啓発文書を配布するなど、取り組んでまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、介護難民等への対応について質問をしたいと思います。

閉鎖した訪問介護事業所が幾つかありましたけれども、今ある事業所で全員が利用できているのか。現在の事業所でそこをカバーできているのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 訪問介護事業所の廃止に当たっては、担当のケアマネジャーを中心に必要なサービスが提供されるよう、調整を図ることとされております。現状、その他の廃止した事業所を利用していた方につきましては、ケアマネジャー様の手配によりまして、その他の訪問介護事業所によるサービス提供が継続できております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、介護が必要と思われるが訪問介護事業をできていないという人、介護難民と言われる人数を把握されているのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 例えば、経済的な理由から介護サービスの利用を控えるといった事例は考えられますが、現在のところ、本市におきましては、介護の供給不足を起因とした介護難民が出るといった状況には至っていないと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 介護とは関係ありませんけれども、例えば生活保護の対象者は、現在利用されている方の数倍はおると言われている中で、介護難民というか、そういう方もいないというふうに答弁いただいたわけですが、実際にはかなりの人数がいるのではないかなというふうに私としては思っております。

次に移ります。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） すいません。先ほども申し上げましたが、介護の供給不足を起因とする介護難民は出ていないということでご答弁させていただいたと思うので、冒頭申し上げましたとおり、経済的な理由等々によりまして利用者本人が控えると、介護の利用を控えるといった事例はあるかもしれませんが、事業所不足に伴います供給不足による介護難

民は出ていないということでご答弁したものでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 平均で月6,000円近い介護保険税を納入しているにもかかわらず、必要な介護を受けることができないという不平等が特に郡部で発生しているように聞きます。訪問介護事業所の閉鎖や変更に伴って、これまでより遠方からのサービスを利用する場合、利用料金がさらに高くなっているのではないかと、そのことについて質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 冒頭のご質問でもご答弁したとおり、市内の訪問介護事業所は、中村・東山・具共に集中しておりますので、事業所の変更により、訪問時間、距離が大きく変わるといった事例は少ないものと考えております。

なお、買物支援の訪問介護を除き、移動時間はサービス提供時間には含まれておりませんので、利用者への影響はございません。

なお、買物支援の場合は、スーパーや商店での買物開始がサービス提供開始の始まりとなりますので、スーパーや商店が起点となることから、移動時間が延びるといった事例は少ないのではないかと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に、介護ケア会議の現状と有効性について質問をいたします。

地域ケア会議が本市でも実施されています。市の文書の中に、地域ケア会議の充実に向けて、今後の取組として、個別ケースの検討を行うことで介護ケアマネジメントにおける資質の向上を図ること、また地域に不足しているサービスや深刻化が予測される地域課題を明確にし、必要な関係機関との連携体制の推進を図ると記載されておりました。この地域ケア会議は、訪問介護事業との関連はないのでしょうか。訪問介護事業への有効性について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 地域ケア会議についてご説明させていただきます。先ほど議員からもご紹介ありましたけれども、なおご説明させていただきます。

地域ケア会議は、地域包括支援センターの職員が中心となり、多職種の専門職、医療も含めた多職種の専門職により開催している市が主催する会議でございます。この会議では、個別ケースの支援内容の検討から地域支援ネットワークの構築、高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握、先ほど議員からもありましたけれども、などを推進することを目的とした会議でございます。

それで、個別ケース、ある事例を通じて、ケアマネジャーの資質の向上であったり、地域に

はこういったサービスがある、こういったサービスが足りないといったようなことを把握するための会議でございます。この会議と訪問介護との関係ということでございましたが、基本的には、ヘルパーさん、訪問介護事業所が減ったこととか、そういったことによる地域ケア会議への影響はございませんけれども、個別事例を担当するケアマネジャーやヘルパーさんに一緒に会議に参加していただくことはありますので、そういった場を通じて、職員の資質向上、様々な有効なサービスの提供になるような会議を催しているものでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 何か分かったような分からんようなところがあるんですが。

実質は、介護事業者が介護を受け持ってやられていると。その中で、介護難民を救うためというか救済のために、どのような流れで介護ケア会議との関わり、実際に、そしたら介護難民はいないと言われたわけですけども、そういった救済の場というか、そういったものがあるのかどうか。実際に、ケア会議が、介護に関わって、いろいろな問題に対して事業者に対しての支援というか、そういうものは具体的にどういう形でやられているのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 今し方ご質問いただきました地域ケア会議は、介護職員の人材不足を解消するための会議ではございません。先ほど申し上げましたとおり、介護サービスを受けている方、1人の方の事例を通じて、地域課題を見つけていたりであるとか、ケアマネジャーが気づいていなかったことについて、多職種で協議して、新たな気づきをしたりとかということで、資質向上や地域資源の把握を行うことを主眼とした会議でございます。今し方お話がありました、介護難民を発生させないための会議というわけではございませんので、この会議は、ございません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、現状を踏まえての本市の訪問介護事業所を支援する取組について質問をいたします。

どの業種においても、人材確保が難しいと言われておりますけれども、特に介護職は深刻となっております。市としても、人材確保に向けた取組について、さらに力を注ぐと表明をされております。

まず、人材確保に向けて、市として支援している取組や取り組んでいることについてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 介護人材確保に向けた本市の取組についてご答弁させていた

だきます。

令和4年度に開始しました四万十市介護職員初任者研修事業の継続が、まず重要と考えております。この事業につきましては、この課程を修了しますと、施設の介護職員の仕事やホームヘルパーの仕事を行う資格が取得できるものですが、この研修は約4か月間、計30日、130時間にわたることから、身近な地域で研修を受講することができる環境をつくることは、資格を取得したい市民にとりましても有益なことであり、市といたしましても、介護人材不足の解消への一助となっているものと考えております。

実績といたしましては、令和4年度、令和5年度の2年間で計24名の方が資格を取得しました。なお、今年度も10月3日から開催することとしており、受講申込者は、昨日締め切りしましたが、15名となっております。

次に、介護に関する入門的研修がございます。これは、県の委託を受けて、公益財団法人介護労働安定センターが実施している研修ですが、介護職の上位資格を取得するための入り口ともなっております。この研修は4日間で修了することができまして、本市では、この研修を生活支援の担い手として従事できるいきいき生活応援隊の養成研修に位置づけをしております、今年度も共催で実施することとしております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ちょっとダブるような質問になるかもしれませんが、次に厚生労働省は、特定事業所加算の全てを取得すれば、今回の基本報酬の引下げ以上の収益が見込めるとしています。3月議会の寺尾議員の質問に対して、特定事業所加算・処遇改善加算・認知症専門ケア加算等があるが、小規模訪問事業所では加算要件を満たすことは難しいと理解している。しかし、事業所の収益につながる加算や職員の処遇改善につながる加算などがあり、取得可能な加算については取得していただきたいと答弁されております。

こういった中で、小規模訪問介護事業所でも取得可能な加算例はあるのか。先ほど挙げていただきました、答弁していただきました免許取得ということと重なるのか。また、その紹介や活用は呼びかけているのか。現状について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 訪問介護事業所とは、不定期ではございますが、令和6年に入ってから計3回、事業所の現状、課題、国・県・市に望む支援策等をお尋ねするための意見交換をする場を訪問介護事業所と設けておりますが、意見交換の中で加算についてお尋ねしたところ、事業所の方は各種加算について深く理解しており、自身の事業所がどの加算が取れるものかは理解しているものと承知をしておりますので、市からは改めて紹介する必要はないものというのが意見交換の中で感じたこととございました。

次に、お尋ねのあった小規模な訪問介護事業所が取得可能な加算でございますが、加算の種

別はたくさんございますけれども、先ほど議員からもありました特定事業所加算、また西土佐地域なんかは特別地域訪問介護加算、介護職員等処遇改善加算、その他、先ほどもありましたが、認知症専門ケア加算等々多くの加算がございますが、これら全ての加算を取得することは、それぞれ要件があることから、また事務負担も大きいことから、全ての加算を取得することは難しいと考えておりますが、先ほど3月議会での答弁のご紹介もいただきましたが、取得可能な加算については積極的に取るようにというお話は、事業所と意見交換でしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 高齢化が高い本市において、老後を安心して過ごすためには、また居宅を希望する介護を必要とする人のために、訪問介護事業所の今後の動向を本市としてはどのように見通しているのか、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 先ほどもご答弁させていただいたとおり、訪問介護事業所とは意見交換を行ってございまして、事業所の現状、課題、国・県・市に望む支援策等をお聞きしております。その中では、これまでも厳しい経営状況であった上に、今回のマイナス改定となり、本年度の決算におきましてはさらに厳しい状況が予測される。また、新たな正職員の増員は難しい。訪問介護事業所が言うヘルパー不足というのは、主に非正規の登録ヘルパー不足のことを指している。次に、60代から70代の登録ヘルパーが増えており、現状5年、10年先のことはなかなか見通せない。そういったことから、新たな登録ヘルパーの育成が必要ということです。あと、これ以上事業所の廃止があると、サービスが行き届かない高齢者が出てくるおそれがあるということを懸念しているといったような意見を伺っております。

今、市ができることとしましては、先ほどもご答弁しましたが、介護人材の育成に向けた取組の継続、また国・県に対し、本市をはじめとした地方の、また中山間地域の実情を伝えていくことが重要と考えております。

そこで、今後は、高知県市長会議などの場を活用し、国・県に対し、訪問介護事業所の声を届けてまいりたいと考えております。そのような手だてを取ることで、事業継続が可能となるよう、訪問介護事業所と一緒に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

次に移ります。

健康保険証について質問をいたします。

2022年度からマイナ保険証の方針が決定されてから、およそ2年たちますが、毎日新聞によりますと、今年7月の段階でマイナ保険証の利用率は僅か11.13%と報じられています。また、

紙の保険証を残してほしいという人と選択制にしてほしいという人を合わせると、80%になると報じています。全国18紙の新聞各社合同による9月8日現在のアンケートでは、マイナ保険証を使わない理由を複数回答してもらった結果、63.7%が今の紙のほうが使いやすいから、63%が情報漏えいが心配だから、58.5%がマイナカードを持ち歩きたくないからと答えています。開始当初から現在においても、国民のマイナ保険証への不安は解消されていないと言えます。このような国民の声を受けてか、現在、自民党総裁選の中の渦中にある人の中からも、紙の保険証廃止を延期すべき、見直すべきとの声が出て、総裁選での論点として浮上していることは、皆さんも承知のところだと思います。

この9月11日に、四国4県の保険医協会が、現行の保険証の継続を求める声明文を総理大臣・厚生労働大臣・デジタル大臣に出しました。病院の医師たちも、強引なマイナ保険証への誘導、推進をやめることを求めています。

まず、紙の保険証からマイナ保険証への移行について質問をいたします。

2024年12月2日からは紙の保険証の新規発行が終了するというので、今の紙の健康保険証が12月から使えなくなるのではとの不安が市民の中に広がっています。そこで、紙の保険証からマイナ保険証への移行について、その内容について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

保険証が廃止されます12月2日以降の本市国保の保険証の取扱いについてでのご答弁をさせていただきます。

今年度交付しております保険証の有効期限である令和7年7月31日までは、現行の保険証を引き続きご使用いただくことが可能となっております。保険証の有効期間が満了する来年8月1日以降、保険証の利用登録をされている方はマイナンバーカードを、マイナンバーカードをお持ちでない方または保険証の利用登録をされていない方には、健康保険の情報等を記載した資格確認書を交付し、ご使用いただくこととなっております。

この資格確認書につきましては、来年7月中にお手元に届くよう、お送りする予定としております。また、12月2日以降に国保に加入する方やお持ちの保険証を紛失した方は、新たに保険証を発行することができないため、マイナンバーカードまたは資格確認書をご使用いただくということになるかと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） マイナ保険証を持っていなくても、今の紙の保険証の有効期限である2025年、令和7年7月31日までは使用でき、有効期限が切れる前に、7月中という答弁でしたけれども、資格確認書が配布され、マイナ保険証を持っていなくてもそれで受診可能ということですが、再度確認です。資格確認書は、申請しなくても、マイナ保険証を持っていない人に

市から届けるという認識でよいのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられたとおり、こちらのほうから郵送で交付をさせていただくと。よく国のほうで言われていますプッシュ型という方法でお送りをさせていただくようになっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今年の12月2日からは新規の発行ができないということでしたけれども、有効期限であります7月31日までには、3月、4月の人事異動や進学に伴う住所の変更等があるかと思いますが、これに伴う紙の保険証の取扱いについて質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 先ほどご答弁申し上げましたとおり、新たに保険証、紙の保険証の発行はできませんので、マイナ保険証を利用させていただくということになるかとは思っています。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 7月31日までに住所を変更するという方は、全てマイナ保険証を作らないと受診できないということですか。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、マイナンバーカードをお持ちでない方とか利用登録されていない方につきましては、資格確認書を交付させていただくこととなりますので、そういった持っていない方については、資格確認書のほうをご利用いただくということになるかと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） そしたら、3月とか4月とかに異動とか、それで住所が変更になった場合には、資格確認書を市のほうから郵送していただくという考えでいいのか。移転した先からそれを送っていただくか。そうでないと、先ほど僕が質問したように、それ以外はマイナ保険証を作らないと受診できないという形になりますので、その点の確認をお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 申し訳ありません。詳細な資料等を今持っておりませんので、ご答弁をしかねますが、何らかの方法で、住民登録の異動届等を窓口にしていただくという形になろうと思っておりますので、場合によってはその場で国保の窓口等においでいただいて、住所の変更等のご申請等をいただければ、その場で交付は可能ではないかと思っておりますが、す

いません、今細かな資料を持っておりませんので、どういった対応ができるのかというのはご答弁申し上げることが困難でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 基本的に住所移転した場合には、確認書というか、それを発行していただくと、資格確認書ですよ、というふうに理解しておきます。

そして、資格確認書の有効期限については、5年間とかの説もありますけれども、国会答弁では資格確認書の廃止期限は設けていないとの答弁でしたけれども、実際はどのように理解すればいいのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 現在、お配りしました保険証等が7月31日となっております。今後も、現在の保険証の考え方に基つきまして、混乱が起きないように8月1日から7月31日までの期限の確認書ということになろうかと思えますし、また資格確認書につきましても、現保険証と同じような紙の材質になっておりますので、数年間の使用に耐え得るものではございませんので、1年間の有効期限というのが妥当ではないかというふうには考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 先ほど質問をいたしましたけれども、資格確認書の廃止期限は設けていないのかどうかっていうのを伺いたしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前10時41分 小休

午前10時42分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にします。

加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） 申し訳ありません。国のほうから詳細な通達等がございませんので、いつまでかというのはご答弁申し上げられませんので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 先ほどから重複になるかもしれませんが、マイナンバーカードまたはマイナ保険証の取得については、本来任意であります。しかし、紙の保険証の廃止がアピールされ、さきにも言いましたけれども、マイナ保険証がないと受診できないのでは、今の紙の保険証では12月から使えなくなるのではという、そういう市民の声を聞くことがあります。資格確認書の発行についても、知らない市民がいますので、市としてどのような対策で、また内容について、どのような日程で市民に周知していくのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

現在交付しております保険証の有効期間や資格確認書の交付につきましては、今年度の保険証をお送りした際と同封文書で全被保険者へお知らせをしておるところでございます。

また、保険証の廃止や保険証の有効期間が満了するタイミングで、再度広報紙等で周知を図り、被保険者が安心して医療機関を受診できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 次に、マイナ保険証について質問をいたします。

さきにも申しましたが、今年7月段階でマイナ保険証の利用率が僅か11.13%と報じられています。本市の活用率について、分かれば教えていただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

活用状況ということですが、取得状況についても併せてご答弁させていただきたいと思っております。

マイナ保険証の取得状況につきましては、直近の7月末時点で本市国保加入者の59.2%が取得しております。活用状況につきましては、6月の外来診療におけるマイナ保険証の利用率は、本市につきましては8.84%となっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） ありがとうございます。

次に、本人が障害や高齢化の下、認知機能が低下した場合のマイナ保険証に関わっての対応は進んでいるのか、質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

認知症の方や障害者の方など、マイナンバーカードの取得や管理が困難な方につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように、資格確認書をご利用いただくことが可能でございます。つきましては、これまでどおり変わらず安心して医療機関を受診していただけるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 今の質問は、本人が高齢化が進んで認知症なんかの低下していく段階の中で、本人がまだ管理しているという中でのことの質問でしたけれども、次に移ります。

利用される方が障害や高齢化の下、認知機能が低下している方を預かる本市の老人施設や介護施設において、以前はマイナ保険証を施設として預かったり使用したりすることに心配の声が上がっていました。マイナ保険証の施設としての活用について、理解が進んでいるのか、あれから進んできたのかどうかについて質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

入所施設におけるマイナンバーカードの管理につきましては、厚生労働省がマイナンバーカードの取得及び管理に関するマニュアルを作成し、全国の施設に通知を行っておりますほか、暗証番号の設定が不要で、用途を保険証利用や本人確認書類に限定したマイナンバーカードの交付が昨年からは開始される等、マイナンバーカードの管理に係る負担の軽減が図られているものと考えております。

しかしながら、これまでもご答弁してまいりましたとおり、市内の特別養護老人ホームや障害者の入所施設におきましては、入所者のマイナンバーカードの管理を行うことは、依然として困難な状況であると承知をしております。施設の入所者につきましては、保険証の利用登録をされている方で資格確認書を交付することが可能となっておりますので、施設での管理が困難な場合や施設入所者やそのご家族がマイナンバーカードを施設に預けることに不安を感じる場合には、資格確認書をご利用いただきたいというふうにご案内をいたしまして、利用については進んでいるものと考えております。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 大体内容は分かります。

そしたら次に、高齢者も障害がある人も、誰もが負傷したときや病気になったときに安心して病院にかかることができることが最も重要です。さきの能登半島地震の際には、停電のため、マイナ保険証が利用できなかったと報じられていました。南海トラフ大震災も目前と言われています。電源喪失の場合の対策について質問をいたします。

■議長（宮崎 努） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

停電等によりまして、マイナンバーカードによる健康保険情報等の確認ができない場合の対応につきましては、厚生労働省の通知により、スマートフォンをお持ちの方であれば、スマートフォン等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示してもらい、確認する方法や過去の受診歴により確認することが可能であれば確認するという方法が示されているほか、患者からの申立てをもって健康保険情報を確認したものとみなす取扱いも可能とされておりますので、停電等が発生した場合でも、患者様は自己負担分のみの支払いで医療機関が受診できることとなっております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 川村一朗議員。

■17番（川村一朗） 分かりました。

ちょっと時間が早いですけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で川村一朗議員の質問を終わります。

11時まで休憩といたします。

午前10時50分 休憩

午前11時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

まず初めに、整備費高騰によって、新食肉センターを整備をするのか、または断念するのかという中平市長の答弁もあった中、具体的にここまで進んできていることに大変うれしく思います。ここまで進めるのに、大変ご苦労されたことも多かったと思います。

そこで、大変大きな事業でありますので、確認させていただきたいことと懸念点を今回質問させていただきます。

まず、1つ目、新食肉センター整備事業について。

7月11日、運営団体・生産者・関係自治体との検討会があったと聞いておりますが、そのときの合意事項についてお聞きいたします。

1つ目、事業計画・事業費・スケジュールなどの内容について教えてください。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

新食肉センターの整備についてでございますけれども、本年度組織しております検討会におきまして、整備計画や事業費の負担割合などについて合意に至っており、関係自治体が足並みをそろえて、この9月議会に関連予算を上程しており、順次議決をいただいております。この整備事業ですけれども、現施設を稼働しながらの工事となりますので、工期のほうは約5年を見込んでおり、施設整備の事業費としまして、約62億9,500万円となっております。

また、スケジュールについてでございますけれども、本議会で予算をご承認いただき、また関係自治体全ての予算が議決となりましたら、本年11月下旬頃から令和7年度上期にかけて実施設計を行い、と畜本体工事及び排水処理施設、生産機械設備工事の施工につきましては、令和7年度上期から10年度までの期間を見込んでおりまして、外構工事を含めた施設全体の完成

のほうが令和11年度を予定しております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

少し画面のほうを出してもらってもよろしいですか。これは、新食肉センターのイメージ図でございますが、これを見ながら2番目の質問に入らせていただきたいと思います。

整備費の負担割合について教えていただきたいと思います。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

先ほど申しました新食肉センターの整備事業費約62億9,500万円のうち、本市が単独で負担する撤去外構費用等を除いた約61億5,000万円を関係自治体の負担対象経費としております。これに対します各自治体の負担割合でございますけれども、高知県が約50.6%、本市が約40%、関係市町村が約9.4%となっております。本市の負担額としましては、関係自治体間での負担対象経費分に係ります約24億5,900万円と、と畜場本体工事整備後に本市が単独で負担する撤去外構費用などの約8,400万円を合わせ、合計約25億4,300万円と見込んでおります。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

恐らく高知県のスタンスとしては、高知市の食肉センター整備の形が基本となっていると思っておりますけれども、関係する市町村が違っていたり、こちら四万十市には養豚場がない中で、高知県の畜産を支えるという広域的事業の側面が強い中、もう少し県の負担割合を増やしていただきたかったなというのが本音などにはありますが、ここまで何回もの交渉の結果このような形になっていったと思っておりますし、このようにまとめることができたのは、やはり中平市長はじめ担当課の粘り強い努力だと思っております。

3番目、本市の実質負担と起債の償還、年数、金額についてお伺いいたします。

こちらは、地域活性化事業債を活用することになっていると思っておりますが、充当率が90%、交付税措置30%というふうにお聞きしております。これを基に具体的な金額等を教えていただけたらと思っております。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

本市の負担の財源としましては、議員申されたとおりでございます。地域活性化事業債を活用することとしており、この起債の内容としましては、おっしゃったとおり、充当率90%、交付税措置が30%となっております。先ほど答弁いたしました本市の負担額25億4,300万円につきまして、起債額が約22億8,900万円で、償還年数を30年、元金据置期間を5年で借り入れた場合は、利息を含めました負担額が約32億1,900万円となっております。これから交付税措

置分を差し引きますと、実質負担としましては約23億2,900万円と見込んでおります。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

長い期間の借入れ、また償還をしていかなければならないと思いますが、この事業で食肉センターで働く約150名の雇用と、またその家族、そして関係する事業者などのことを考えると、価値ある投資だと私は考えております。

続きまして、これは最も懸念点などころではありますが、今後事業費が増額になった場合についてお伺いをしたいと思います。

先ほど、事業費が約62億9,500万円という話でしたが、皆さんもご存じかもしれませんが、先日の新聞で、高知龍馬空港の事業費が倍増したという報道もありました。これから政府の方針としても、2030年には最低賃金を1,500円まで引き上げるという報道もあり、そうすると毎年約50円ずつ最低賃金が上がっていくという計算になります。資材費等も、為替の関係で大きく振れることもあると思います。資材費高騰によって事業費が増額となった場合の高知県や関係市町村からの支援についてお伺いいたします。この増額分についても、合意に基づく負担割合での負担が可能なかどうか、そのあたりを教えてください。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

現在の概算事業費につきましては、基本設計レベルのものでありまして、今後実施設計を進める中、また施工段階で必要となった場合の工事、それから地中障害など、不測の事態によります事業費の変動も当然考えられます。

また、先ほどご答弁させていただいたとおり、この整備事業は、実施設計から約5年を要する長期間の工事となりますことから、この間の社会情勢、議員言われたようなことを当然想定されております。そういった社会情勢の変化に伴います人件費や資材などの物価上昇の可能性はあるものと推測しておりまして、これらの要因から事業費増額が見込まれることとなり、事業費縮減の対策、例えば再度の仕様見直し等が考えられますけれども、そういった対策を施してもなおその増額分を賄えない場合、その費用につきましては、再度また予算化をお願いする必要も出てくる可能性もございます。

こうしたやむを得ない要因によりまして事業費が増額となった場合に、その増額分を本市単独で負担することは困難であります。関係自治体の理解と追加支援が不可欠と認識をしておりまして、検討会で合意した費用負担に関する協定案におきましても、不測の事態などにより事業費の増額が見込まれる場合などを想定しまして、必要に応じて関係自治体で協議を行うこと、これを明記しております。

本市としましては、増額分も合意に基づきます負担割合として、先ほど申しました、県

50.6%、本市40%、関係市町村約9.4%、この負担割合を基本線としました協議が必要と考えておりますけれども、そのためには高知県をはじめ関係市町村のご理解をいただく必要もございますので、整備の進捗状況も今後も密に共有をしながら、事業費の変動が生じる場合など、早い段階で丁寧な説明の下、協議を進めてまいりたいと、より円滑な事業推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

私も、増額した事業費を四万十市だけが負担するということではできないというふうに考えます。また、昨今の世界情勢の変動等で、大きく物価上昇する可能性もあります。5年にわたる長期にわたる事業だと思っておりますので、関係する自治体、特に高知県のほうにはしっかり協議に応じてもらって、支援をしてもらう必要があると思っております。そのために、密なコミュニケーションが必要だと思っておりますので、そのあたりしっかりよろしくお願いいたします。

続きまして、3番目、一般社団法人四万十食肉公社についてお伺いいたします。

この公社についての概要を教えてください。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

一般社団法人四万十食肉公社ですが、食肉の効率的かつ衛生的な処理の合理化を促進し、安全・安心な食肉を提供することをもって、畜産振興並びに公衆衛生及び食生活の向上に寄与することを目的とし、四万十市・株式会社七星食品・愛媛飼料産業株式会社、この3者を会員とし、代表理事を中平市長とし、令和6年7月26日に設立しております。

主な事業内容についてでございますけれども、と畜場の施設整備及び管理運営に関する事業や家畜のと畜解体事業等としており、当面の間の取組としては、新食肉センターの施設整備が中心となってまいります。今後におきましても、食肉センターの運営を通じた地域雇用の維持・発展と安全・安心な食肉の処理及び供給におきまして、中心的な役割を果たすものと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

事業主体となる公社が設立されたことは、事業の大きな前進だというふうに考えます。

ただ、設立した当初、まだまだ体制も整っていないと思いますが、今後この公社に対する市からの支援について、詳細をお伺いしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

新食肉センターの施設整備は、公社を実施主体とした民設民営での実施となっておりますが、本市が政策的に進める事業であり、本市が責任を持って完成させる必要がございます。そうしたことから、公社に対しまして積極的な支援が必要であると考えております。

この整備事業は、本市をはじめ、高知県それから関係市町村からの負担金を財源としており、その限られた財源で整備を円滑に進めていくためには、本市としましては、専門技術職員によります建築に関する技術的支援、これをはじめ、実際に建設工事に携わり、進捗管理などに従事する職員の派遣といった人的支援を行う必要があると考えており、一定期間、公社に対しまして、市職員1名を派遣する予定としておるところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

この派遣期間、大体どれぐらいを想定されておりますか。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

予定としましては、本議会に関連予算、これをご承認いただきましたら、11月から工事完了予定の令和11年度までを現在の予定としております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） しっかりと職員を派遣して、整備完了まで頑張っていたいただきたいなと思います。

続きまして、3番の民間事業者の役割についてお伺いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 宮崎農林水産課副参事。

■農林水産課副参事（宮崎勝也） お答えいたします。

公社の経営につきましては、と畜解体事業によります収入が基本となりますので、経営の安定化のためには、早期にと畜処理頭数、これを伸ばしていくことが重要となっております。今回、公社には、豚の荷受けと加工、販売を手がけております七星食品と愛媛飼料産業にも会員として参画をいただいております、公社の理事にも各事業者の代表取締役の方に就任いただいております。この2者からは、これまでの検討会など協議の場におきまして、公社の安定経営のための増頭計画を推進する上では、公社の一員として責任を持って生産面の規模拡大に主体的に取り組むとの認識が示されており、また販売面では、と畜方法を中四国初の湯剥ぎ方式とし、衛生管理や品質の向上といったメリットを生かし、当センターで加工された食肉、これの製品の販路拡大の取組を強化されていくなど、公社の持続可能な運営に直結する大変重要な役割を

担っていただくこととなります。

今後におきましても、早い段階での公社の経営の安定化、この実現に向けまして、3者が一体となって効果的な取組を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

説明は以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

こちらの民間事業者さんの参画は、四万十市の食肉センターとともに長年一緒にやってこられた大変信頼できる企業だと思いますので、しっかりと今後も連携して安定経営に取り組んでもらいたいと思います。

続きまして、こちら、最後に中平市長に、ここまで食肉センターを整備された苦勞であったり思いであったり、また今後この食肉、新しい公社に期待することがあれば、教えていただけたらと思います。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

まず、食肉公社につきましては、特にこの話の建て替えの話があつてから数年間がたつたと思います。その間、なかなか途中で、もうこれは厳しいのではないかなと思ったことも幾度かありました。その中でも、150名の雇用があそこ1か所でやっておりますので、150名の雇用というのは、この庁舎がそれぐらいあるかも分かりませんが、四万十市の中で1か所で150名雇用しているところは、恐らくないのではないかなと思います。そういうところから、四万十市が100人、そして近隣の市町村から50人ですけれども、どうしてもこの雇用の場をひとつ守っていかないといけないということと、高知県の畜産を、特に豚をどうしてもやっていくためには必要であるという、これは高知県との共通認識の中で進めたわけでございますが、当初一番懸念をしておりましたのは、当時旧中村市から単独でやっておりましたので、高知市の食肉センターは、窪川から東の24市町村が共同で県と一緒にやってたわけですけれども、その中で、当然、幡多のほかの市町村については、一緒にやってたわけではありませんので、協力金を求めるということにつきましても最初かなり抵抗というか、無理があつたのではないかなと思いますけれども。その中で、前副参事そして所長、そして今の副参事も含めまして、職員が一生懸命やっていただいたおかげで、全ての幡多5市町村そして四万十町・奈半利町からも了解をいただきましたので、やっとうこういう形になって進んでいけるのではないかなと考えております。本当に感謝申し上げます。

ただ、これからの課題といたしましては、1つには、養豚頭数の確保が必要でございます。これにつきましては、以前より四万十市を中心とする幡多地域の中で、養豚場をどうしても造っていきたいという業者の願いがありましたので、何か所か今までも当たったわけでございますけれども、以前の養豚場のイメージが悪過ぎて、なかなかまだ進んでいるところではあり

ませんけれども、これからも積極的に養豚場の場所の確保については、市としても取り組んでまいりたいと思います。

そして、もう一つは、先ほど議員も言われましたけれども、特に空港が、これは面積も増えておりますけれども、約倍ぐらいになったと。そのほかに近隣では、梶原町のいろいろなものが上がった形で1回見直しがあった。また、四万十町のほうでは、美術館が物すごい上がったんで、これは中止というか議会のほうで否決して、そのまま今のところもうやらないというような形になっているということでございますので、1つに物価の高騰と、それから人件費の高騰が今後確実に出てくるんであろうと思います。そのとき、62億円何がしのお金でやれるのであれば一番よいわけですがけれども、私は、これはかなり厳しいのではないかなと思いますので、先ほど議員また担当からも話がありましたように、もしそれが確定したのであれば、早い段階から県そして関連の市町村にお願いをした中で進めてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、ここまで食肉センターが進んでまいりましたのは、自分としては感無量でございますけれども、何より一番は、私より職員の方々がほんまに一生懸命頑張ったというのが今の形でありますので、ぜひ職員のほうをねぎらってやっていただきたいと思ます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 中平市長、ありがとうございます。

養豚の生産者にとっても、中で働く方にとっても、ここまで来たっていうのは、本当に希望になったと思いますので、引き続き最後整備が完成するまで、ぜひ頑張っていたいただきたいと思ますし、我々も頑張りたいと思ます。ありがとうございます。

食肉センターについては、以上で終わらせていただきますが、続きましてトンボ自然公園についての質問に入らせていただきたいと思ます。画面のほうを変えてもらって、見づらいのタブレットのほうで見ていただいたほうがいいかなと思ます。

まず、自然共生サイトの認定についてお伺いいたします。

令和5年6月議会で山下幸子議員が質問され、議員ご本人や、また執行部、トンボ公園の方々が動かれ、見事認定に至りました。これは、本当にすばらしいことだと思ます。この自然共生サイト認定の経緯と、またそして環境大臣も来られたということで、環境大臣視察の評価を併せて教えていただけたらなと思ます。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

まず、認定の経緯から申し上げますと、先ほど鳥谷議員もおっしゃられたとおり、令和5年6月定例会におきまして、山下議員から環境省自然共生サイトへの認定制度への申請のご提案を受けまして、指定管理者である公益社団法人トンボと自然を考える会としても、方針や長年

継続して活動してきた自然環境保護や生物多様性の保全への活動実績等を踏まえ、本認定制度について前向きに捉えていただき、申請に至ったことがきっかけでございます。その後、令和5年10月10日付でトンボと自然を考える会が申請を行いまして、令和6年3月18日に認定されたものです。

認定後の令和6年5月6日には、伊藤環境大臣が四万十川学遊館及びトンボ自然公園へ視察に来訪していただきました。伊藤環境大臣の評価ではございませんが、随行者とトンボの生態等についてやり取りをしたとお聞きしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

この自然共生サイトの認定後の見込まれる効果というのは、どういうふうと考えておられますか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

自然共生サイトですが、令和5年度から環境省が取り組んでおりまして、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定するもので、認定区域は保護地域との重複を除き、OECMとして国際データベースに登録されます。このOECMっていうのは、国立公園などの保護地域ではない地域で生物多様性を効果的に保全している、または保全することができる地域を指しております。OECMに登録されることで、トンボ保護区としての価値は高まりますし、関心のある方が訪れるきっかけにもなろうかと思えます。

また、今後におきましても、自然共生サイトの意義・目的に沿いまして、引き続きトンボ自然公園の維持管理に努めるとともに、四万十川の水生生物等の採取、観察会や環境学習、自然体験に資する活動を広めることで、生物多様性の保全や環境保護の意識を高め、かけがえのない四万十川を守る取組がさらに広がることを期待しております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

自然共生サイト認定後の効果、先ほどご答弁いただきましたが、私のほうからも、もう一つ効果というものをご紹介させていただきたいと思えます。画面よろしく願いいたします。

A I トンボ博士というものの開発が今スタートいたしました。これは、自然共生サイト等で改めてトンボ自然公園の価値が伝わって、その後、四国の情報通信会社が生物多様性を守るトンボ自然公園の活動に大変感銘を受けられて、通常生成A I の開発は数百万円から1,000万円を超えるような金額がするものなんですけれども、この情報通信会社の手弁当で全て開発をしていただくというような計画が上がってきております。

具体的には、トンボと自然を考える会が長年蓄積してきた論文であったり、トンボの写真であったり、生態系等の研究データを全てA Iに学習させて、こちらの画面にあるように、何か例えばオニヤンマってというのはどんな生態ですかって聞くと、しゃべりながら答えてくれる、非常に最先端のA Iを開発していただくような計画になってきております。

来館者にとって、こういった取組は満足度を上げる取組かなとも思いますが、観光商工課として、しっかり広報していくというのはどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

令和6年4月に鳥谷議員に紹介していただき、先ほど述べられました四国情報通信会社様との意見交換会の中で、四万十川学遊館及びトンボと自然を考える会が所有していますトンボの学術的見識をA Iへ学習させ、今後訪れた利用客に対し、紹介を行うという企画提案であったものだと思います。

今後につきましては、具体的な事業計画やスケジュールなどを共有していただければと思いますので、その中で市が連携・広報できることがあると思いますので、前向きに協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 前向きなご答弁ありがとうございます。

計画といたしましては、多少前後するかもしれませんが、2025年3月前後に一度プロトタイプの方が出来上がってくるんじゃないかなろうかというふうにお話を聞いております。

また、最先端なI Tを使って、市内の学生についてもデジタル教育という観点から活用できると思いますが、こういった観点での活用はどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

市内の小学校、中学校の児童生徒に対する学習につきましては、児童生徒にとりましては、トンボについての新たな学習をする機会の活用でございますとか、またトンボに興味を持ってもらうことなど、大変有意義なものと思っておりますので、今後詳細が分かってくれば、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 前向きなご答弁ありがとうございます。

なかなか最先端の技術に触れることが難しいこの地域、都会からも遠いので、ぜひそういった学習の機会を設けていただけたらなとも思っております。

続きまして、2番目のSDGsプログラム、どっぷり高知旅での市の広報協力体制について

お伺いをさせていただきます。すいません、画面をもう一度お願いいたします。

これも見にくいので、ぜひタブレットで見ていただきたらと思うんですけども、現在、高知県のほうでは、令和6年度から令和9年度まで、どっぷり高知旅キャンペーンというものを行っております。これは、従来のただ見る観光から、しっかりと地元の人と関わったり、またディープな体験をして、滞在時間、滞在日を増やし、またリピートを増やしていくというキャンペーンでございます。これは、令和9年度まで持続していくということですが、このキャンペーンにちなんで、幡多広域観光協議会のほうでは、次のスライドで見えますように、四万十川とトンボから考える自然と人との共生の形ということで、大きく売り出そうというふうを考えておられます。その中のプログラムではございますが、約3時間のプログラムで、トンボ自然公園の外を見たり、また中のトンボ館、さかな館を見て回って、しっかり楽しんでもらうという、そういったプログラムでございます。

こういった大きくSDGsと最近よく言われますが、本当に環境意識が高まった、また農林水産省のほうでは、みどりの食料システム戦略でしっかり生物多様性を守る農業をしていきたいと思いますという方針もある中で、今後トンボ公園の価値がますます高まるのではないかと考えております。

そこで、どっぷり高知旅、SDGsプログラムとの市の広報の連携体制はどういったものでしょうか。お願いいたします。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

まず、SDGsプログラムですが、一般社団法人幡多広域観光協議会におきまして、幡多地域で造成している体験プログラムが自然環境や生態系への配慮がなされていることや観光事業者をはじめ環境や生態系の保護・保全意識が醸成されていることなどから、体験プログラムとSDGsを掛け合わせて、教育旅行向けの体験プログラムとして新たに造成したものであります。

次に、どっぷり高知旅ですが、先ほど鳥谷議員も紹介していただきましたが、観光地をあっさり巡るのではなく、見たことのない景色や名産・歴史・自然にどっぷり旅するというもので、トンボ自然公園の季節の花々も紹介していただいております。

そのSDGsプログラムとどっぷり高知旅の広報につきましても、連携して取り組んでいきたいと思いますが、まず広報につきまして、幡多広域観光協議会において、SDGsプログラムを関東や関西の教育旅行商談会やセールスなどで旅行代理店等を対象に積極的に営業していただいております。市の協力体制としましては、市内小学校におきまして、本市のSDGsの取組を学習していただけるよう、校長会で周知させていただいております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。広報の状況は分かりました。

続きまして、こういった積極的に幡多広域観光協議会さんも今売り出そうと実際にやってきてくれる中で、所管課が今まさに替わるっていう議論が庁内でもあると思います。先日、幡多広域観光協議会さんとも意見交換させていただいた中で、もし所管課が替わった場合、こういった外部団体と、また修学旅行生の受入れ体制とかがちょっと難しくなるんじゃないかとか、かなりコミュニケーションが取りにくくなるんじゃないかというふうなご意見も上がってききましたが、そのあたり、執行部としてはどういった考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

現在、庁内におきまして、四万十川学遊館及びトンボ自然公園を将来的に持続可能な施設とするため、施設等の在り方や所管替えを含めた今後の方向性を定めることを目的とした協議を行っております。現時点におきましては、発足当時の目的であります四万十川流域の自然保護や環境保全の取組に資する施設及び公園に沿った運営方法等を検討していく方向で整理しておりますが、ご存じのとおり、四万十川学遊館及びトンボ自然公園は、環境保全・教育学習・観光といった様々な側面がございます。そのため、引き続き庁内での協議を行いながら、指定管理者とも調整していきたいと思っております。また、ご心配されています所管替えとなった場合におきましても、先ほど申し上げました環境保全・教育学習・観光といった施設等が持つ側面は変わらないものと考えておりますので、外部団体との連携や教育旅行の受入れ、市内小学校の総合学習等への協力は、関係各課で連携して引き続き実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。体制については、変わったとしても、今までどおりいけるということで承知いたしました。

ただ、今、おさかな館であったり、これが縮減もしくは廃止みたいなことでお話がちらっとありますが、外部団体、幡多広域観光協議会等が、先ほどもホームページであったように、おさかな館の案内であったりというプログラム化していく中で、これがいきなりなくなるとか縮減されて内容が変わってしまう、こういったことが市役所庁内で決まってしまうと、せっかく頑張ろうとしていた外部団体等にも影響があると思っておりますので、このあたりの内容、進め方、しっかり連携して密にやっていただきたいと思っておりますが、そのあたりはどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

施設の縮小とかは、今検討中でございますが、トンボ自然公園と学遊館が継続できるように取り組んでまいりますし、また今後そういったような施設の在り方が変わっていくときには、各外部団体ともその情報を周知して、連携し、取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ぜひ、しっかりした合意形成の下、進めていってもらえたらと思いますので、よろしく願いいたします。トンボ自然公園についての質問は、これで終わらせていただきたいと思っております。

3番目、新型コロナワクチンについてのご質問をさせていただきたいと思えます。

こちらは、いろいろ賛否両論ある質問だとは思っておりますが、市民の方からも今後出てくるレプリコンワクチンに非常に危機感を抱いている方もいらっしゃいます。私のほうも、同じような認識でありますので、一度しっかり確認をしておきたいなと思っておりますので質問をさせていただきます。

2021年、新型コロナワクチンの接種が始まって数年がたちましたが、現在ニュース・新聞・SNS等でも新型コロナワクチンによる健康被害報告が上がり、訴訟も起きております。また、本ワクチンによる予防接種被害救済制度の認定数は、過去45年間、全てのワクチンの認定者数の累計を超えるという大変危惧すべき事態となっているのも聞いております。

そこでまず、1つ確認をさせていただきます。

高知県全体・本市の予防接種健康被害救済制度の申請者数と認定者数を教えていただきたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） ご答弁させていただきます。

まず、高知県全体の申請者数と認定者数です。高知県健康対策課によると、9月11日時点で、高知県全体での申請者数は63件、そのうち国から認定を受け、救済制度の給付対象となったものが34件、因果関係が認められず、給付の対象とならなかったものが12件、そして現在厚生労働省へ進達し、審査結果を待っているものが17件となっております。

本市の状況については、9月11日時点で申請者数が6件、そのうち国から認定されたものが2件、否認されたものは1件、現在進達後に審査結果を待っているものが3件となっております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

申請者数も増加しておりますし、認定者数も一定増加傾向にあるというふうに認識をしております。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきたいと思います。

今度、10月1日から、レプリコンワクチン、これは世界中で日本だけに認可されたワクチンでございます。このワクチンについては、様々な機関から危険性を指摘される声が上がってきております。

まず、お手元のこの白い紙とカラーのものになりますけれども、白い紙のほうは、一般社団法人日本看護倫理学会という、いわゆる医療現場で従事されている専門職の方や、またそれに関連する教授の方々、こういった方々が組織される専門団体であります。その団体が、これは非常に危ないんじゃないかということで警鐘の緊急声明を出されておりますが、これだけ多くの方々が危険視されているものでございますが、このレプリコンワクチンの効果とリスクについて、本市の見解を聞きたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 10月からの定期接種に使用されるワクチンは、5つの製品があります。4つは、これまで接種してきたメッセンジャーRNAワクチンと組換えたんぱくワクチンであり、1つが、先ほど議員がおっしゃられた、昨年11月に承認されたメッセンジャーRNAレプリコンワクチンとなります。ワクチンについては、国において承認されたワクチンであるため、市としては、その効果やリスクに関して見解を述べる立場ではありません。そのため、現在厚生労働省が公開しております承認時の情報を基に、現時点で確認できるワクチンの効果とリスクについて説明させていただきます。

レプリコンワクチンは、自己増幅型メッセンジャーRNAと呼ばれるように、従来のメッセンジャーRNAワクチンの効果に加え、レプリカーゼという酵素の働きにより、体内でメッセンジャーRNAを増やすことで効果が長時間持続するとされており、既存のワクチンより少量の接種で効果が持続することが期待されております。しかし、効果の持続期間については、現時点ではまだ確立されたデータがなく、明確な期間は示されておられません。

続いて、副反応のリスクについてです。

公表されております臨床試験のデータによりますと、主な副反応としては、従来のワクチンと同様に発熱や接種部位の痛み、倦怠感などが報告されており、これらは軽度から中程度の症状が多いと報告されております。

また、現在のところ、因果関係が確認された重篤な有害事象は報告されていないとのことです。

レプリコンワクチンは、従来のメッセンジャーRNAワクチンの技術を改良したものであり、効果の持続や接種量の軽減といった点で期待はされております。一方で、副反応についても、従来のワクチンと類似したものが確認されておりますが、まだ確立されたデータが十分でない部分もあるため、今後の情報を注視していきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。

このワクチンについては、ベトナムのほうでも約1万6,000人ほどの治験があったとお聞きしておりますが、認可されなかったと。でも、なぜか日本だけ今認可されていると。変な勘ぐ

りではありませんが、これは、ワクチンビジネスの一つじゃないかなというふうに私のほうは思っております。

ただ、このレプリコンワクチン、国の方針ですので、一定市のほうは対応せざるを得ないというふうにも理解はしております。

もう一つ、情報提供いただきたいのは、レプリコンワクチンはどこの会社から提供されるのか、教えてください。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） レプリコンワクチンは、米国のバイオ企業であるアークトゥルス・セラピューティクス社が開発し、このワクチンの製造と販売は、日本の製薬会社でありますMeiji Seikaファルマ株式会社が担当しており、製品名はコスタイベという製品名で販売されることとなっております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。Meiji Seikaファルマが販売されるということで確認いたしました。

今後、これはかなり難しい問題だとは思いますが、ワクチンの接種リスクについて、私はきちんと周知をして説明して選んでいただく、打つかどうかを選んでいただくということをより丁寧にしていく必要があるかなというふうに感じております。本当にワクチンと聞くと万能薬のようなイメージで、そのまま疑いもなく打たれる方も当然いらっしゃると思いますが、通常、これは手術の場合、しっかりと医師のほうからリスクとメリットを説明されて、患者さんのほうが、もしくはその関係者・ご家族の方が決められるというのが通説だと思うんですが、ワクチンの接種リスクについても、できることは恐らく窓口でしっかりと説明、もしくは先ほどおっしゃられた予防接種健康被害救済制度の申請者数や認定者数の数字の公表等も目に見える位置でしっかりと行って、実際に亡くなられた方もいるんだよということのリスクもお伝えしながら対応していくのが必要かなと思っておりますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 今年度から新型コロナワクチン接種は、定期接種となりました。これに伴い、国が定める予防接種に関する基本的な計画に基づいて、ほかの定期予防接種と同様に、本市でも取組を進めてまいります。この計画では、市町村が定期接種の実施主体として、予防接種を適正かつ効率的に行うとともに、市民に対する適切な情報提供を実施することが定められております。

また、医療機関においては、接種希望者が安心して接種を受けられるよう、接種前に必ず個別にリスクや効果について説明を行うこととなっております。そのため、医療機関と連携しながら、ワクチンの有効性や安全性、リスクに関する正確な情報を提供してまいりたいと考えて

おります。

また、国や専門機関が提供する最新のデータやワクチンの効果やリスクに関する情報、また予防接種健康被害救済制度に関する情報は、ホームページ等で提供し、市民が安心・安全に接種ができるよう周知をしていきたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 先ほど、すみません、丁寧にご説明されるということは分かったんですけども、予防接種健康被害救済制度は、ホームページのみでの開示ということでしょうか。それとも、接種前にきちんと伝えられるものでしょうか。もう一度お願いいたします。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） 現在は、ホームページでの公表を考えております。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） 実際に副反応等で多く苦しまれた方がいるということは、聞き及んでおります。ワクチンを打ってから、じゃあ被害を受けたと。じゃあ、どうしたらいいんだろうっていうふうそこから情報を探すのではなく、接種前の段階できちっとした補償制度もありますというふうにお伝えすることが親切かなとも思いますが、そのあたりどうでしょうか。

■議長（宮崎 努） 竹本健康推進課長。

■健康推進課長（竹本美佳） すみません、言葉が足りなくて。ホームページの公表というのは、現在救済制度については公表しております、救済制度の申請状況とかというのを厚生労働省でもホームページで公表しておりますので、国の申請状況・認定状況の公表を考えておりました。

救済制度自体の周知という分につきましては、医療機関を通じて、定期接種は医療機関に直接予約をして接種をする形になりますので、引き続きホームページと併せて医療機関と連携して制度についても周知を図っていききたいと思います。

■議長（宮崎 努） 鳥谷恵生議員。

■1番（鳥谷恵生） ありがとうございます。引き続き、密な連携を取って、リスクとメリットをしっかりとお伝えいただいて、健康被害等が生まれないように努めていただきたいなと思います。

大変難しい質問でございましたが、今回私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で鳥谷恵生議員の質問を終わります。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後1時0分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

早退の届出が参っております。上岡 正議員、家事都合のため早退、以上のとおり報告いたします。

一般質問を続けます。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 日本共産党の谷田道子です。通告に従い質問をさせていただきます。

最初に、災害級の猛暑から市民の命を守る取組について伺います。

昨年夏は、平均気温は1898年の統計開始以来、最高を記録する猛暑となりました。今年も、昨年を上回る猛暑が続いています。また、頻発している豪雨災害や元旦に発生した最大震度7の能登半島地震など、いづどこで災害が発生してもおかしくない状況下で私たちは暮らしています。私たちの命や暮らしを守るためにも、地震や災害に早急に備える必要があります。

ところで、小中学校の体育館は、災害時には活動拠点であり、避難所としての重要な役割があります。特にこの暑さの中で、大勢が避難する学校体育館の環境改善が求められています。また、急ぐべき課題となっています。早急に計画的に空調設備の設置を急ぐべきではないかの思いから、質問をいたします。

まず、現状について何点か確認の意味で伺いをいたします。

本市の体育館への空調の設置状況、保有室数・設置数・断熱室数について教えてください。直近が分かれば、直近でお願いします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

ご質問の空調設置状況につきましては、文部科学省が隔年で設置状況調査をしております。その調査では、休校中の建物は含めず、体育館のアーリーナのほか、武道場等の運動を目的とした屋内の建物も1室として計上することとなっております。その調査基準に沿って答弁させていただきますと、本年の令和6年9月現在の状況でございますけれども、市立小中学校16校における体育館等の保有室数は17室、空調設置はゼロ、耐熱性能を有するものは9室となっております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 断熱室数ですけど、令和4年度の資料で見たら47%になってたんですが、令和6年直近では9%ということで確認、いいでしょうか。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 断熱室数については、9室でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。9室ですか。断熱室率っていうのは出していないでしょうか。その率で統計が出ていたと思うんですけど、出ていなかったら構いませんが、出ていた

ら教えてください。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 先ほど答弁いたしました体育館の保有室数は、全体で17室ですので、その中で断熱性能を有するものは9室となっておりますので、全体では53%という状況でございます。以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） まだまだ全国的にもそうなんですけど、本市でも空調の整備が進んでいる状況ではありません。学校体育館への空調設置が進んでいない主な要因は、どんな要因でしょうか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

本市におきましては、学校活動への影響の大きい校舎の教室を優先して空調を整備してきたことが一つの要因として挙げられます。また、体育館につきましては、天井も高く、非常に広い空間になりますので、空調の導入に係るインシヤルコストでありますとかランニングコストが高額となり、学校数も多いため、財源確保、こういったことが必須となってまいります。

本市では、学校施設長寿命化計画に基づく改築や大規模改修等の工事を計画的に実施しておりますので、現時点では財源の確保が難しく、空調の整備には至っていないという状況でございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

体育館だけでなく、学校施設は、子供たちの学習場でもありますし、生活の場でもあります。非常時には、地域住民の避難所としての役割を果たさなければなりません。

また、体育館に空調が設置されるまでは、特別教室も避難所となってくると思います。このため、特別教室の空調の整備状況は急がなければならないと思います。本市での普通教室空調設置はかなり進んできていると思いますが、特別教室の設置についてはどのようになっているのか、お願いをいたします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

理科室や音楽室、図書室など特別教室における空調の設置状況でございますけれども、こちらも文部科学省の調査基準に沿ってご答弁させていただきます。

現在、特別教室の保有室数は151室、うち空調の設置室数は128室となっております、設置割合は85%となっております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

設置状況については、分かりました。大規模災害時、体育館が停電になる場合も予想されると思うんですが、この非常時の電源確保について、どのようにお考えか、お聞きをいたします。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） お答えします。

災害時、避難所として開設した体育館が停電になった場合は、基本的には自家発電設備を整備しておりますので、それによって電源を確保することになります。避難所としての体育館は、市内34か所ありまして、そのうち22か所に整備を行っているところでございます。自家発電設備が整備されていない体育館は、避難者の想定数が少ない場所でありまして、最低限の電源確保につきましては、自主防災組織の発電機や蓄電池などで対応を考えているところではございますけれども、最近ではコンパクトなガス式の自家発電設備なんかも出てきておるところでございます。これまで国庫補助金とか起債などで財源を確保して事業を実施しておりますけれども、限られた財源の中で耐震事業など他の事業もありますので、優先順位をつけながら、これからも未整備の場所への電源確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 自家発電が設置されているということで安心をしたわけですけど、大体今設置されている電源は、どれぐらい可能なんでしょうか。

■副議長（上岡真一） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） 場所によっても、それぞれなんですけども、そこに整備されている発電機の大きさにもよりますけど、基本的には最低限度の電源といいますか、照明や夏であれば扇風機、それからあとはスマートフォンの電源確保など、そういったことに使うことを想定しております。連続稼働でいくと、大体、うろ覚えなんですけど、30時間とか前後になると思いますので、長い時間停電が発生する場合は、小まめに電源を切ったりして確保しながらつなげていくことが重要だと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。

災害時に電気が使えないことを想定して、いろいろ日頃から準備をしておくというのは必要になってくると思います。私も、今年、古津賀の第2団地で夜間訓練に参加しました。その中で、蒸し暑い体育館に大勢が避難をしていたわけです。能登半島の被災地の視察の中でも、避難所の環境については、大体避難してきたときに体育館に行くわけですけど、もう体育館がいっぱいで、そこでもう身を寄せ合って、入れる状態ではなかったもので、また帰って壊れた家

に一時帰ったり、それからビニールハウスに、そこで避難して生活をしたというお話も伺いました。

そういった中で、避難所となる体育館に空調設置をしていくというのは、大事なことだと思います。国のほうでも、事務連絡を出して、整備をしていくように通知をしています。都道府県の防災担当や教育委員会宛てに通知を出して、準備をしていくようにということがされていると思いますが、具体的にどういう内容の通知があったのか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 学校施設の空調の整備については、国のほうで通知ということでございますけれども、国庫補助金といたしまして学校施設環境改善交付金がございます。この交付金を使いまして、補助率は2分の1なんですけれども、この補助金を使いまして空調の整備ができるというような通知の内容が来ておるところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 国の事務の内容については、体育館で空調が進むように、熱中症対策実行計画ということで2023年5月に閣議決定を受けて、それに基づいて避難所とか公立学校の施設に積極的に検討するよという通知だというふうに思っています。

それで、今課長に空調設置に活用できる財源の内容についてお聞きをしました。私もその内容を調べてみたんですけど、学校施設環境改善交付金、空調経費の国が2分の1を補助するものです。これは2025年までとなっていますが、その確認でいいでしょうか。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） はい、そのとおりでございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今後、財源を確保して学校体育館への空調設備を計画的に実施していくことが必要と思うんですが、空調設置の整備について、基本的には今後どのように考えて取り組もうとされているのか、見通しについてお聞きをします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 体育館の空調の設置でございますけれども、児童生徒の安全確保、教育環境の改善、避難所機能の強化など多面的な効果が期待できることから、計画的に実施する必要性はあるとは認識しております。

一方で、先ほど申し上げました補助金につきましては、配分基礎額が設定されているため、整備内容によっては補助額が2分の1を大幅に下回る可能性もあるなど、財源確保についてはまだまだ課題があると考えております。

本市としましても、他市町村の整備状況等についても調査研究の上、整備方法の検討を進めるとともに、財源確保の観点から国や県に対して補助制度の拡充、こういったことを要望して

まいりたいと考えておるところでございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

財源の問題もあるが、計画的に実施をしていくことは必要だという認識だったと思います。

今現在、東山小学校の建て替えに伴う体育館の大規模改修がされています。今議会にも予算が計上されています。昨年9月の前田議員の質問への答弁の中では、今年度、大規模改修については設計をする予定だし、断熱材の整備効果や費用等の検討を行って、そういうことも踏まえて検討していきたいし、体育館へのエアコンは予定はしていないと。しかし、地震防災課のほうとも協議をしながら、設計等について進めていきたいというような答弁だったかと思えます。

そこで、東山小学校体育館へのエアコン、大規模改修を今されているわけですが、このところへ空調の設置、今の時期に工事と併せて設置すべきではないか、そういう方向で検討すべきではないかというふうに思いますが、そのことについてどのようにお考えか、お伺いをします。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

東山小学校の体育館につきましては、昨年9月議会の一般質問で前田議員より、改築工事に併せまして断熱材を入れて断熱性・遮熱性を高めていくことをご提案いただき、設計の中で断熱材の整備効果や費用等の検討を行い、断熱性の確保の必要性も踏まえて検討していきたいと答弁をしておりました。その後、断熱材の整備について、設計の中で検討を進め、本9月議会におきまして、断熱材を整備するほか、体育館2階のミーティングルームに空調を設置する計画で補正予算を計上させていただいているところでございます。

ご質問のありました体育館アリーナへの空調設置につきましては、イニシャルコストやランニングコストが高額となるため、今回の設計には含まれておりませんが、断熱材の整備により断熱性が確保され、今後、国庫補助の活用を検討を進めやすくなる、こういったものと考えているところでございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 今やるのと、今は設置はできないが、今後やるとすれば、経費としてはもっと費用がかかるんじゃないかというような思いもありますが、今後やるということであれば、どういう財源を使ってやろうとするのか。その点については、どのようにお考えでしょうか。

■副議長（上岡真一） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） お答えいたします。

空調の必要性は認識をしておりますけれども、現在東山小学校規模の体育館でしたら、空調の整備につきましては、大体4,500万円ほどかかるんじゃないかとされております。その中で、

先ほど言いました国の交付金、この交付金は、1㎡当たりの単価が設定されておりまして、その単価で計算をすると、国庫補助については4,500万円の事業費に対して1,100万円弱、大体4分の1弱しか国庫補助がございませんので、こういった補助の拡充であるとか、それからあと整備内容によっては有利な起債も使えると思いますので、そういった起債の検討をするとか、こういった空調の整備については、今後も考えていきたいと思っているところでございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 次の金額のところも、課長が答弁していただきました。空調事業、大規模工事と併せて有利な空調整備の事業を行った場合、東山体育館では、新たに設置するとすれば追加費用が4,500万円という答えですので、4,500万円かかるということですけど、今の東山小学校の建て替えの財源には、空調設備の財源には使えないかもしれませんが、緊急防災・減災事業債っていう、今後使ったら、それは7割が普通交付税の算定になりますので、十分に自治体としては3割の持ち出しでできるわけです。そういったことを今後使えるのであれば、そういうのを利用しながらやっていけると思うんですけど、今工事をやられているわけですから、それに附属して何らかの改善ができる、少しでも環境がよくなるような、改善ができるような取組が必要ではないかということだと思います。

全国的には、体育館への空調の設置は、今回もそうですが、財源が必要になってきます。メーカーのほうも、様々な工夫をしながら、体育館で使える空調設備については研究をされています。体育館全部を冷やすんじゃなくて、部分的にスポットで冷やしていくようなことを全国的に実施している自治体もありますので、ぜひそういうことも検討していただきたいと思います。県のほうも、空調設置については段階的に整備をしていくということでは言われていますので、その点も併せてお願いをしたいというふうに思います。

この質問については、通告要旨を見ると、次に寺尾議員も質問をするようになっていまして、問題意識が一致していますので、私が抜けている部分についてはお願いできるんじゃないかというふうに思いますので、次の質問に移ります。

次に、高齢者の生活困窮者、生活保護への熱中症対策についてお伺いをいたします。

熱中症で緊急搬送される人が、全国的にも毎年数万人を超えています。今年になっても、気温が平均より高く、体温機能が低下している高齢者や持病がある人は、特別の配慮と注意が必要です。少ししのぎやすくなったんですが、まだまだ日中は家庭のエアコンが命綱となっています。

そこで、暑さ対策として、一部の自治体ではありますが、独自に高齢者世帯へのエアコン購入、設置の費用を補助する制度を予算に計上して対策を取る自治体もあります。今後の課題としてですが、生活困窮者や高齢者世帯へのエアコン購入・設置補助については、検討していく必要があるのではないかというふうに思います。生活困窮者・高齢者へのエアコン設置の支援策について、担当課としてはどのようにお考えか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

ここ数年の夏場の気温を考えると、在宅生活においてエアコンの設置は必須であると考えております。障害のある方やご高齢の方などの中には、体温調節機能が不十分であったり、暑さを感じにくかったりする場合もあり、熱中症となるリスクはより高まるものと捉えております。

今回、生活困窮者や高齢者世帯の方へのエアコンの設置に係る支援策ということでございますが、私からは、生活困窮者に対するエアコン設置に係る支援策の是非について答弁をさせていただきます。

なお、今回、生活困窮者の定義として、非課税世帯あるいは均等割のみの世帯に属するという前提での答弁とさせていただきます。

そこで、生活困窮者の方のエアコンの設置の支援ですが、非課税あるいは均等割のみ世帯ということをもってエアコンの設置負担ができないという方が現実としてどれぐらいいらっしゃるのかについては、調査が必要ということと、これにより熱中症の予防が図られ、健康の保持、医療費の抑制等が期待されるものであれば、関係する部署において、市の財政負担の見通し等と併せてしっかりと検証が進められることが必要と考えております。

一方、福祉事務所としては、障害等を原因として体温調節機能が低下している方の在宅生活を支えるための手だてとして、事業化が有効なものであるかどうかについて、今後検討を進めたいと考えております。

なお、エアコンの設置に関しましては、四万十市社会福祉協議会の小口生活資金貸付事業の利用も可能ということですので、そういった周知を行うことも今後必要かと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 私のほうからは、高齢者へのエアコン設置の支援策についてご答弁させていただきます。

高齢になると、体の水分量が徐々に少なくなる。体温調節機能が低下する。暑さを感じにくくなるなどの理由から、高齢者は特に熱中症になるリスクが高いものと捉えています。このような理由から、エアコンの適切な使用を含め、熱中症予防の啓発には力を入れているところで

す。

ここで、ご質問のエアコン設置に対する補助制度の創設についてですが、課題が山積し、取り組むべき課題が数多くある中、また少子高齢化、人口の減少等により、今後本市の財政状況はますます厳しさを増していくことが見込まれていることなどを踏まえ、現時点では、高齢者世帯に対し、エアコン設置に対する補助制度を新たに設ける考えはありませんが、経済的な理由によりエアコンの設置が困難という方がどのぐらいいらっしゃるのか、既存の事業を活用した聞き取り調査の方法等により把握してまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 全国的にも、高齢者・困窮者に対してエアコンの設置補助をしている自治体があります。特に高齢者の世帯なんかでは、65歳以上で今言われた世帯、それでおうちに一個もエアコンがない、あるけど故障して使えないというような、そういうところに限定して補助をしているということが全国的にもありますので、そういう全国的な事例もぜひ検討に入れていただきたいと思います。本当にこの夏の暑さ、エアコンなしではもう生活ができないっていうのが実態です。災害級となっていますので、一台もエアコンがない、使えない、生活も困窮しているという状況のところには、ぜひ調査もして進めていただきたいというふうに思います。

次に、同じことで、生活保護世帯のエアコンの設置基準について、どのように対応しているかということをお伺いします。

生活保護の運用については、2018年4月以降、保護が開始された世帯については、冷房器具の購入等に対する費用も支給が認められていたと思います。2018年以前の生活保護を受けている世帯について、エアコンの設置基準、どういうふうに対応されているのか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 2018年4月1日以前の方で、今現在も生活保護を受けられている方につきましては、社会福祉協議会の貸付事業がございまして、その中で設置をしていただく。設置していただいた費用は、月々社協のほうに返していただくということで、設置ができるようになっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） そこですね。2018年以降に開始した生活保護世帯については、冷房の設置についても支給に認められているんですが、それ以前については、貸付けで自分がやりくりをしていかなければいけない。生活保護の範囲内でやりくりをしていかなければならないという現状があると思います。

それで、全国の中で、奈良県の生駒市では、全ての生活保護世帯に対するエアコンの設置を進めていますというのが市のホームページで上がっていました。その内容を見てみますと、これは奈良県で初めてなんですけど、その内容は、近年、記録的な猛暑の状況下において、エアコンは生活必需品となってきています。しかし、生活保護世帯のエアコン設置については、保護開始時等において、特に熱中症予防の必要性がある世帯、高齢者や障害者等に限られています。要件に該当しない生活保護世帯は、毎月の保護費をやりくりしたり、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の貸付制度を利用するしかない状況です。実際には、これらの方法は困難な場合が多く、購入をちゅうちょするケースが多く見受けられますっていうことで、奈良県生

駒市の市のホームページに書かれていました。そのため、エアコンを未設置もしくは故障して一台も使用できない、エアコンがない世帯を対象に給付事業を創設し、担当ケースワーカーの伴走支援により設置を進めますというふうに書かれていて、最後に加えて厚生労働省に対して、生活保護制度内におけるエアコン支給基準を緩和するよう要望しますということが書かれていました。このようなケースも、まれですが、あります。そういうことも含めて、ぜひエアコンの設置については基準を緩和していただきたいのですが、これは生活保護の基準ですので、厚生労働省に対して生駒市がやっているように要望していくしかないと思いますけど、生駒市の現状について、担当課長としてはどのように受け止めていますか。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

基本的に、四万十市の福祉事務所でも、エアコンのないおうちについては、エアコンを設置するよというこの促しはしておりますが、これは、国の基準に基づいた社協の貸付けを利用してということでご案内をさせていただいております。以前に比べると、エアコンの設置費用も6万円台から7万円ぐらいで大体できますので、昔に比べるとすごい高いものではないので、貸付けの中で一定できるのではないかというふうには考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 担当課長のところじゃない回答だと思うんです。国の基準もありますし、それから県の基準もあります。ですので、県や国に対して、現状はこうなんだということを声を上げていくことが必要じゃないかというふうに思いますので、その点について特によくお願いしたいと思います。

次に、福祉医療についてお伺いをします。

精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求めて質問をしたいと思います。

重度心身障害者医療費助成制度っていうのは、対象となる方が公的医療保険による医療を受けたときに支払った医療費の一部を助成する制度のことをいいます。障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して障害福祉サービスが提供されることになっています。

しかし、福祉医療の助成については、県・市町村でばらつきがあって、地域間で格差があるわけですが、本市でも精神障害だけは通院や入院医療費の助成がありません。私も、これまで精神障害者の方も同じように身体と知的障害と同じように医療費の助成があるっていうふうに思い込んでいましたが、高知はっさくの会が知事に要望するニュースを見て初めて、精神障害の人は入っていないんだということを気づきました。精神障害を持つ当事者にとって、家族にとっても、これは大切な問題ですので、今回質問のテーマに挙げました。

本市で、重度心身障害者医療費助成制度の内容について、自治体で運用しているわけですが、本市の場合はどのようになっているのか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

本市におきましては、県が実施しております高知県重度心身障害児・者医療費助成事業の活用により、医療費の一部の助成を行っているところでございます。この事業は、重度の障害のある方、またはその保護者の保健の向上及び福祉の増進を目的としているものでございます。

ご質問の助成を受けられる重度心身障害者につきましては、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業実施要綱第3及び4の規定に基づいております。そのうち障害種別及び障害の程度に係る要件をご説明をさせていただきます。

1歳以上18歳未満の障害児につきましては、身体障害者手帳1級または2級を所持、重度知的障害の判定もしくは身体障害者手帳3級または4級を所持し、かつ中度知的障害の判定を受けた者とされているところでございます。

次に、18歳以上の障害者につきましては、身体障害者手帳1級または2級を所持、もしくは重度知的障害の判定を受けた者とされております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 精神障害は、助成に入っていないんでしょうか。そのことも併せてお答えください。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 精神障害者につきましては、通院については、通院の医療の助成がございました。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 精神障害については、この助成制度には入っていないというふうに思いますので、その確認なんです。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） それは、そのとおりでございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 本市も、精神障害は対象になっていません。ですので、精神障害で長期に入院した。特に長くなりますよね、精神障害の方も。そういった場合の医療の助成対象にはなっていませんので、公費負担にならない理由についてお聞きをしたいと思います。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） ご答弁させていただきます。

谷田議員のおっしゃるとおり、高知県重度心身障害児・者医療費助成事業につきましては、精神障害を対象としておりませんので、このことにつきまして県のほうに問合せをさせていた

いただきましたので、その内容についてご答弁をさせていただきます。

精神障害につきましても、平成7年の精神保健福祉法の改正により、精神障害者保健福祉手帳が創設されており、身体障害や知的障害に係る制度の成り立ちと異なる経過をたどってきたことが背景としてあり、また障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく公費負担医療制度として、自立支援医療、精神通院医療が存在していることや県内市町村からこういった提起を受けることがなかったことなどによりまして、精神障害への拡大につきまして検討する機会がなかったのではないかということで、県のほうからご答弁をいただいております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。

次に、精神疾患の患者数についてお聞きをいたします。人数をお聞きをいたします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 精神疾患の推計ではございますが、この制度が主に対象としております重度の身体障害児者や知的障害児者と同程度の位置づけとしまして、精神障害者保健福祉手帳の1級とすることが多くございますので、この所持者数とさせていただきますと、現在23名ということとなっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 1級、対象となる人数は23名だということが分かりました。

それで、精神福祉手帳を所持している年代、多い年代はどの年代かということもお願いします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 精神障害者保健福祉手帳の1級で所持者数が最も多い年代は、70歳以上で7名でございまして、1級所持者数の30%を占めております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 人数も分かりました。

本市では、精神障害は医療費助成の対象になっていません。身体障害・知的障害については支援がありますが、精神障害は支援がありませんので、全国的には精神障害を持った人も支援対象となって支援をしている自治体もたくさんあります。私が調べた中では、全国で精神障害の医療費助成制度をやっていない自治体っていうのは、全国で県で6県だけです。あとは全部やられていました。このことについて、制度の拡充が必要ではないかというふうに思います。その点についてお聞きをします。

■副議長（上岡真一） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 谷田議員がおっしゃったように、全国的な状況から、本市としても、障害者等の医療費助成を精神障害にも拡大する検討を進めていく必要があると認識しているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 一自治体だけでやっているところもありますけど、県とか国も含めて支援をしていくということが大事なことだというふうに思いますので、ぜひ県にも強く働きかけて、やっていただきたいというふうに思います。

次に、最後のパートナーシップ制度について、質問に移ります。

パートナーシップ制度とは、同性同士の婚姻が法律上認められていない日本で、自治体が独自に性的少数者のカップルを婚姻に相当する関係と認める制度のことです。対象者は、パートナーシップ証明書の取得や宣誓など、受理されることで日常生活を送る上で様々な手続きがスムーズになることや多様性への理解が深まることが期待されています。一方で、法律上の婚姻関係とは異なるため、法的な効力はなく、制限される項目が幾つかあります。

昨年、教民の委員会の中で、パートナーシップ制度の現状と取組について報告がありました。本市においても、導入に向けて本格的に進めていきたい、理解と意識を高めるために講演会なんかも実施して情報の発信をしているということで、答弁を報告をもらいました。その報告を受けて、6年度中にはパートナーシップ制度ができるんじゃないかなという期待もあったんですが、パートナーシップ制度の制定に向けての現状、取組、進捗状況についてお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

議員おっしゃられました高知県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針が本年7月23日に施行されております。本市の現状といたしましては、昨年度よりパートナーシップ制度導入に向けまして、性障害や性自認についての正しい理解、そして性的指向は様々であるという現状を理解してもらうため、従前から開催しております人権フェスティバルの中で、トランスジェンダー当事者を講師にお迎えし、講演をしていただくなど、啓発活動に現在も努めておるところでございます。

また、パートナーシップ制度の導入に向けましては、本市としては、今後何が支援できるのかを精査し、各関係部署との調整を行っていくという予定でございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 分かりました。状況は分かりました。

この制度に向けた本市の基本的な事項、取組事項についてお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

こちら高知県におけるパートナーシップ制度導入に関する指針にもありますように、まず制度対象者の要件としまして、民法に規定する成年に達していること、本市の住民基本台帳に記録されていること、配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の方とのパートナーシップはないこと、当事者同士が直系血族または3親等以内の傍系血族もしくは直系姻族の関係でないことと考えておまして、また制度の対象者からの届出を受けた場合は、受理証明書等を交付するというを考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） ありがとうございます。

2024年7月時点で、パートナーシップ制度を制定している自治体数は、462自治体に達しています。1,741自治体ですから、27%ということで、メリットとしては、公営住宅への入居、  
—————、医療機関での付添いや立会い、市営墓地の使用とかそういうメリットなんかもあります。このパートナーシップ制度というのは、財源も要るわけではないです。整備は今進められていると思うんですけど、ぜひ市長の任期中に実現できないかという思いで質問をしていますが、市長は、このことについてどのようにお考えか、お聞きをします。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） お答えをいたします。

現在、県内市町村でパートナーシップ制度導入につきましては、8市町村、23%の市町が導入しています。また、幡多地域におきましても3市町が導入しておまして、特に近隣の町で、電話でお話を聞いたわけですが、その自治体につきましては、どうしても該当者の方々の要望があったので早急にした。それは、1つは住宅問題であったとお聞きをいたしました。

その中で、先ほど四万十市ではどうなのかといいますと、まだ具体的に私のほうまでそういうお声は上がってきておりません。その中で、先ほどから担当課長がご答弁申し上げておりますように、今しっかりとそこらの制度設計であるとかいろんな形を取り組んでいる最中ですので、自分の任期中か、もしくは次の方になるかは別にして、これはしっかりと取り組んでいかないといけないと思います。

また、この後に澤良宜議員からも同じような質問がございます。これにつきましては、確かに財源が要るものでもありませんし、ただその中ではしっかりとメリット・デメリット、いろいろな制度をした中で進めていく必要があると思いますので、自分の任期中か、また任期

の後かは別にして、必ずこの制度については進めていくようになるのではないかなと思いますので、またいろいろ議員さんとも意見交換をしながら、どういう形が最もベターであるか、そういう形をまた検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

■副議長（上岡真一） 谷田道子議員。

■13番（谷田道子） よく分かりました。整備しながら進めていくということですし、この後また澤良宜議員が質問をする予定になっていますので。

自治体間をまたいで転居した場合なんか、その自治体、県同士でそういうパートナーシップ制度を設けていたらスムーズに連携ができるっていう事例なんかもありました。ですので、自治体が増えれば増えるほど環境が整っていくと思いますので、ぜひお願いしたいということをして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

■副議長（上岡真一） 以上で谷田道子議員の質問を終わります。

2時5分まで休憩いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時5分 再開

■副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 議員番号3番、公明党の澤良宜由美でございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、LGBT理解増進法の推進についてお伺いをいたします。

まず、LGBT理解増進法とは、昨年の6月に施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様な性に関する国民の理解の増進に関する法律とされており、その基本理念として、性的指向やジェンダーアイデンティティ、ジェンダーアイデンティティとは自分自身がどの性別に属しているかという自己意識の感覚のことをいいます。それらの理由で性的マイノリティーの方が不当な差別に遭ってはならないとの基本理念の下、国や各自治体また学校や企業等に性の多様性に関する理解の増進を求め、性的指向や性同一性の多様化を尊重され、全ての人が互いの人権や尊厳を大切にす共生社会の実現を目的とされております。

昨今では、様々な情報発信により、LGBTまたLGBTQなど多様な性についての情報を知る機会も増えてきております。それにより、性の在り方についても、今までの考え方である男性か女性かという2通り以外に、もっと多様であるという考え方も浸透してきております。LGBT関係機関の調査によりますと、人口の約8%から10%がLGBTであると推定をされております。

また、LGBT、性的マイノリティーの低年齢化というのも進んでいると言われております。第2次成長期、いわゆる思春期の時期に自分の望まない体に変化していくことに戸惑い、また

不安を抱く子供もいるそうです。また、そのせいで、進学や就職活動の中で困難を感じることも少なくないとのこと。

これらのことを踏まえまして、本市においても性の多様性を尊重するまちづくり、また全ての人の人権が尊重されるまちづくりという概念が重要ではないかと思えます。

そこで、最初の質問になりますが、LGBTや性的マイノリティーに対して、本市の基本的な考えについてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

ご質問にありました本市の基本的な考え方でございますが、本市は、四万十市人権尊重の社会づくり条例を平成20年1月1日から施行しております。この条例は、あらゆる人権に関する問題の解決や取組を推進し、人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的としております。全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等であり、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければなりません。性的マイノリティーの方々への理解、取組につきましても、この基本的人権尊重の考え方を踏まえて今後取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

本市における基本的な考え方については、理解のほうをさせていただきました。

では次に、職員に対する理解増進の取組についてお伺いいたします。

職員の方がLGBTや性的マイノリティーについて、正しい知識や理解、また取り組むべき対応姿勢というのを身につけておくことが必要ではないかと思えます。市役所に来られる性的マイノリティーの方など、当事者が抱える問題や課題などについて、職員の方がよき理解者となり、また適切な支援や対応を行えることが理解増進にもつながってくるのではないかと思います。

そこで、質問になりますが、本市の職員の方に対して、性的マイノリティーに対する理解増進の取組等はどのように考えられているのか。どのような取組をされているのか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご質問につきましては、取組状況ということでご答弁をさせていただきます。

まず、職員研修の位置づけといたしまして、市民・人権課におきまして四万十市ふれあい講座を、また生涯学習課におきまして人権教育推進講座をそれぞれ年4回開催しております。その中で、これまでにジェンダー及び性別役割分業、性の多様性と人権、性的指向・性自認など

をテーマにした講座を開設してまいりました。

また、四万十市人権教育研究大会においては、「性の多様性を知る～寄り添える関係づくり～」と題しまして、トランスジェンダー当事者の方に講師を務めていただいた実績がございます。

今後も、引き続き関係機関等と連携をいたしまして、これらの課題に対する啓発活動に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

本市での基本理念、また職員に対する性的マイノリティーの方に対する思いとか姿勢というのは理解のほうをさせていただきました。引き続き、また継続して行っていただきたいと思えます。

では次に、教育現場、職員・生徒に対する性的マイノリティーへの取組についてお伺いをいたします。

先ほども申しましたが、性的マイノリティーの低年齢化が進んでいると言われます。性的マイノリティーへの気づきは、物心がついた頃に自分はほかの子とは違うと認識すると言われております。そして、思春期の時期には、心の性と違う体の成長に違和感を覚え、自分が希望していない制服の着用や性に対する考え方や価値観の違いなどにより、そのことが原因でいじめられたり、不登校になる子供もいます。これからの多様性の社会を生きる子供たちに対して、人権を尊重する意識を高め、性の多様性を認め合う教育が必要になってくるのではないかと思います。

そこでまず、教育環境に対する理解増進の取組についてですが、学校や教育現場でよく問題視されるのが、男女の制服やトイレ問題、また水泳の授業、また身体測定など、男性・女性で区別される問題です。今までは当たり前とされてきたものが、当事者にとってはつらい、苦しいと感じてしまうこともあるようです。このように教育環境でのセクシュアリティに関する事柄は、教育現場で考え、そして対策を講じていくべき問題ではないかと思います。

先ほど申しました制服・トイレ・水泳・身体測定などを含む性的マイノリティーに対して、本市ではどのような配慮、どのような取組をされているのか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えいたします。

性的マイノリティーの教育環境に対する理解増進の取組についてですけれど、各学校でどのような取組を行っているか、紹介させていただこうと思えます。

まず、トイレについてですけれど、職員トイレとか多目的トイレの利用を認めたり、そういうトイレを利用することができることを認めることによって、性的マイノリティーに限らず、

必要に応じて個々のニーズに対応し、学校生活での障壁を取り除くように努めています。

また、身体測定ですけれど、体操服または上着の着用を許可し、一人一人保健室に入り測定するように、プライバシーに配慮した身体測定を行っております。

また、水泳ですけれど、水泳時も、男子・女子、女子はもちろんなのですが、男子も上半身が隠れるラッシュガードの着用を認めております。

また、制服についてもご質問がありましたけれど、今各学校では、中学校ですけれど、制服検討委員会を設置するとか、生徒会主導で新しい制服を考える集会を開催するなどし、多様性を認め合えるよう見直しを行っております。

また、そのほかにも、児童の生徒名簿においても、男女混合名簿の作成や呼称を全てさんで統一する。また、運動会なんかでも、男女別のリレーではなく、男女混合のリレーをすると、そのような取組をしております。

どの学校でも大切にしているのは、当該児童生徒や保護者への配慮を十分に行い、話し合い、支援していくこと。そのため、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれており、主に学級担任や養護教諭が窓口となり、当事者である児童生徒やその保護者に寄り添い、情報を共有する意図を十分に説明、相談し、スクールカウンセラー、関係教職員が連携し、知り得た情報につきましても、教職員会で丁寧に情報共有を行い対応している、そういうふう把握しております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

様々な対応のほうをさせていただいているということで、1つ確認ではあるんですが、なかなか生徒の方が声を上げづらいっていう、なかなかカミングアウトするのは本当に勇気が要ることなんですけど、もしかしたら悩んでいる子供たちに対して、先ほど教育長のほうから養護の先生、スクールカウンセラー、あと教員の先生ということで、相談できる相手というのもしらっしゃるといっていましたが、また行ける窓口というか現場というか、そういう居場所みたいなのは用意をされているのか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

今議員がおっしゃられたように、なかなかこういう性的マイノリティーなんていうのは、調査をかけて調べることができる、そういう問題ではありませんので、学級担任とか養護教諭とかの信頼関係っていうか、子供と教員との人間関係とか、もうそれが一番で、特別な部屋を設けたりとか、特別な担当っていうよりは、学級担任・養護教諭、またスクールカウンセラー等が来校している場合はスクールカウンセラー、スクールカウンセラーの場合はスクールカウンセラー室っていうのを設けておりますので、気軽に入って相談はできると思いますけれど、そ

れ以外には、特別な部屋を設けたり、そういうことはしておりません。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

本当になかなかデリケートな問題ですので、そういう場所も特別ここですってというようなことではないんですが、逃げれる場所ですか、居場所ってものを今後またちょっと考えていただければと思います。

では次に、教職員に対しての理解取組についてお伺いいたします。

先ほど教育長のほうからも言われましたが、学校や先生たちに求められるのは、LGBTや性的マイノリティーに悩む生徒が疎外感を抱かないように配慮した言動ではないかと思います。

しかし、指導する先生たちがLGBT・性的マイノリティーに関する知識が十分でなければ、正しいことを教えるのも難しいのではないのでしょうか。先生たちがLGBTに関する継続的な学びや研修を行うことで、性の多様性について教える力、環境を整える力、また相談対応をする力が育んでいくかと思います。本市の教育、先生たちに対しての理解増進に対しての取組についてお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えいたします。

教職員に対しての理解増進の取組としては、まず教職員自身が正しい知識を持ち、適切な指導ができるようにするための研修を行うことが重要だと考えております。各校の校内研修において、性的マイノリティーとか性の多様性・性的指向・性自認等の研修を位置づけ、計画的に行う中で理解を深めております。

今年度は、人権教育生徒指導校内研修資料集にある性的指向・性自認に関する資料等も活用するとともに、講師によるオンライン研修や高知県教育委員会人権教育課が担当する教職員人権研修を活用し、講師を招聘して研修を行う学校もあります。

また、教育委員会としまして、市や高知県教育委員会からの人権研修会とか人権フェスティバル等の案内は各校に配布し、また共有してもらい、積極的な参加を呼びかけております。

何よりも教職員自身、性的マイノリティーに対する理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む子供たちの可能性を想像できる人権感覚を身につけていくことが大事だと考えて指導しております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

確かに、この問題は、本当にデリケートですので、なかなかお互いに声をかけづらいついていう面もあるかと思います。生徒の中で一番気づきやすいのが先生であったり、スクールカウ

セラーの方であったりするかと思いますので、本当にこの子は大丈夫かという気づきを先生のほうでもいち早くキャッチしていただける取組をしていただければと思います。

では次に、生徒に対しての理解増進の取組についてお伺いをいたします。

先ほども申しましたが、性的マイノリティーの低年齢化が進んでいます。ある調査では、小学生のLGBTに該当する当事者の約6割がいじめを経験しているとのこと。主ないじめの内容としまして、容姿、見た目やしぐさ、言葉遣いなどをやゆ、からかわれるなどの言動が主なものとされております。性的マイノリティーの方は、小学生で違和感を感じる子供も多く、その当事者は、その違和感をどのように表現すればいいかわからない。また、親や先生にどのように伝えればいいのか分らないと言われております。

そしてまた、中学生になると、第2次成長期、いわゆる思春期になると、体の変化が目に見えて変わる時期になり、自分が思っている性、男性か女性かに違和感を感じる。そして、性的マイノリティー当事者の身のこなし方や話し方が、周りとは違うという理由でいじめが起きてしまいます。子供たちの中で、LGBTや性的マイノリティーに対する知識や情報が不十分なため、自分とは違う、また何か他人とこの子は違うという区別が生まれてきます。このようなことが起こらないためにも、その年齢にあったLGBTや性の多様性に対する教育が必要になってくるかと思います。

ここで質問になりますが、本市においては、生徒たちに対してどのような取組が行われているのか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

児童生徒に対しての理解増進の取組としてですけれど、その前提として、学校全体で多様性の尊重を推進する文化を育むこと、これが何よりも大切だと考えております。互いを認め合い、高め合える、誰もが自分らしさを大切にできる学級経営や学校経営が基盤になると考えております。生徒指導の観点からも、児童生徒に対して、日常の教育活動を通じて、人権意識の上昇を図ることが大切だと考えております。

教職員についても、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となっていくと思います。

性的マイノリティーや多様性・性的指向・性自認に関しましては、どの学校も保健の授業で学習するとともに、人権教育年間指導計画に位置づけ、発達段階に応じて、人権課題の一つとして教科横断的に学習を行い、理解を図っています。一度、議員さんの質問にもありましたので、学校に問合せをしてみたがですけれど、具体的に例えば保健指導において、全学年を対象に、男らしさ・女らしさの言葉について考えさせているとか、家庭科の授業の中では、男女の分け隔てなく家事や育児に協力することを学習することを通して、性的マイノリティーへの理解を促進している、そのような取組を行っているところもありました。

また、小学校低学年から、個々の学校の実態や発達段階に応じて、継続して性教育の取組を行い、児童生徒の理解を深めているところもありました。

リーフレット等につきましては、四万十市では作成しておりませんが、高知県教育委員会保健体育科が作成した性に関する指導の手引・教材を活用し、学校で指導しております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

様々な生徒の方に対しても、年代別というんですか、小学校低学年、また高学年、中学生に対して教えていく内容も変わってくるかとは思いますが。

すみません、1つ確認なんですけど、教科書自体に性的マイノリティーとかLGBTとかっていう内容って入っているんですか、教科書自体に。分からなければいいんですが。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えします。

今議員言われたように、自分もまだ細かいところまでは把握していないがですけど、1つは、生徒指導提要っていう教師用の本が出ちょうがですけど、それには、今回改訂されたのにはきちんと性的マイノリティーに関しての指導とかも、それも入っておりますし、今小学校が今年度から新しい教科書になりましたけれど、例えば国語にしても算数にしても理科にしても、どの教科においても人権について触れておりますから、うんと具体的には分からないがですけど、性的マイノリティーについても多分入っていると思います。今は、各学校、多様性っていうことをすごい尊重していますので、ここは必ず学習部分っていう、そういう認識はあると思います。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

ぜひ、当事者と当事者でない子供たちに対しても、自分はこのままでいいんだと思える価値観、差別をするのではなく受け入れる価値観っていうのを学べる環境をつくっていただければと思います。

では、次の質問に移ります。

本市の申請書類等の性別欄の必要性についてお伺いをいたします。

社会生活の中で、性的マイノリティーの方が苦痛に感じるもの一つとして、市役所での書類等を申請する際、性別欄を記入する場面があります。見た目と性別の記載が異なることで、何度も確認をされてしまったり、じろじろ見られてしまったりっていう事例もあったそうです。書類上どうしても必要な場合というのもございますが、当事者にとってしてみれば、かなり抵抗があったり、時には書類の提出をためらってしまうという方もおられたそうです。

そこで、お伺いたします。

本市における申請書類等の性別欄記入の書類は、どのようなものがあるのか。分かる範囲で結構ですので、ご答弁をお願いいたします。

■副議長（上岡真一） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） ご答弁申し上げます。

本市におけます申請書類等への性別記入欄についてでございますけども、各種手続を行う際に必要となる申請書類の数は膨大でありまして、全体像につきましては把握ができておりません。直近に総務課で行った見直しといたしましては、随分昔のこととなり大変恐縮ではございますけども、平成18年に総務課において申請書類等に記載する性別欄の一斉調査を行ったという経過がございます。その際、申請書類等への性別の記載が法令等で定めがある場合等を除いて見直すこととしており、これを受けまして、平成19年に関係の規則等の改正を行っております。

具体的な例を申し上げますと、当時、四万十市印鑑条例施行規則というものの改正を行ったわけですが、以前は当該規則で定められた印鑑登録申請書において、様式内には性別欄があり、男女のいずれかに丸をつける必要がございました。しかし、印鑑登録の申請の際には、必ずしも性別を確認する必要はないとの判断により、性別欄を削除する内容の改正を行っております。

それ以外の例といたしましても、例えば現在行われておりますが、四万十市職員採用試験において、受験者には履歴書の提出を求めていますけども、厚生労働省より示された履歴書の例を参考にし、現在は性別欄として必ずしも男女を記載する必要のない履歴書の様式を使用しているところでございます。

一方、現在も性別欄に男女を記載する必要があるものとしてですけども、例を挙げますと、農業委員会委員の候補者を推薦する際に必要となる候補者推薦申込書、四万十農園めぐりっこ営農用ハウスを使用する際に必要となる使用許可申請書、デマンド交通を利用する際に申請が必要となるデマンド交通利用登録票などについては、まだ性別欄に男女を記載する必要が残っているというようなところでございます。

以上、具体例等を申し上げまして、本市の申請書類等における性別記入欄の現状ということまでのご答弁とさせていただきたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

必要なものも当然あるかとは思いますが、次の質問にも係ってはきますが、申請書類等の再度見直しということで、先ほど課長のほうからも一斉にされた時期もあるというふうには言われたんですが、今回、性的マイノリティーの方に対しての配慮の思いで質問のほうをさせていただいておりますが、各書類の見直しに関しましては、性的マイノリティーの方はもちろん、それ以外の方、高齢者とか障害者、また耳が聞こえづらい方や字が書きづらい方などのために、

本当に必要な項目なのか、ほかに配慮ができる方法はないのかなど、再度各申請書類の記入欄の見直しというものは検討できるかどうか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

性自認の多様な在り方に対応するため、性別を記載する必要のない申請書類につきましては、性別記入欄を可能な限りなくすことは、私たちとしても必要なことというふうに考えております。前回の性別欄の見直しから既に17年の月日が経過しており、この間に新たに制定・改正された規則等に基づく申請書類等は多数ございます。その中には、性別の記載が必ずしも必要ではないにもかかわらず、性別の記載が必要となっている申請書類等も一定数あるのではないかと考えております。

したがって、今後、法令や国・県による定めがなく、市独自の判断で削除のできるもの、かつ事務処理に著しく支障を及ぼさないものにつきましては、性別欄の削除を行うよう、少しお時間をいただくことになるかと思っておりますが、前向きに考えていきたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

かなり書類等も多いと先ほどおっしゃってございましたので、時間等にかかるかとは思いますが、ぜひ必要ないもののあるものの区別、また来庁されて申請される方が申請しやすい申請書類等の作成をまたお願いをいたします。

では次に、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてお伺いをいたします。

先ほど谷田議員も同様の質問をされておりました。かぶる質問もあるかとは思いますが、私なりの思いで、また復習の意味でも質問のほうをさせていただきますので、よろしくお伺いいたします。

では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてになります。

ごめんなさい、重複してしまいますが、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは、性的マイノリティの2人が、パートナーシップ関係にあることを自治体に宣言し、宣言したことを自治体が証明することで、社会的理解や各種サービスを受けやすくなる制度になります。また、当事者と一緒に暮らす子供がいる場合は、その関係性を家族として宣言し、自治体がそれを受理し、証明書を発行することになります。

この制度は、婚姻制度とは異なり、法律上の効果、相続とか税金の控除等が生じるものではありませんが、周囲の方の理解が得られないことによる悩みや生きづらさを少しでも軽減し、2人の自分らしい生き方に寄り添うことを目的としております。

また、幡多地域のほうでは、市長のほうからも先ほどありましたが、土佐清水・大月町・黒潮町、また宿毛のほうでは今年10月からスタートされる、導入されるとお聞きをしております。大月町のほうで、初めて同性カップルがパートナーシップ制度の届けを出したという報道もさ

れておりました。

本市においても、教育民生常任委員会のほうでパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入に向けての取組を進めているとの話もございましたので、取組に向けての進捗状況を、再度にはなりますが、ご答弁お願いいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

先ほど議員がおっしゃいましたように、当事者に寄り添うということが大事だというふうに考えております。また、正しい理解のほうが必要になってくるというふうに考えておきまして、現在本市の状況といたしましては、昨年度よりパートナーシップ制度導入に向けまして、性障害や性自認に対しての正しい理解、そして性的指向は様々であるという現状を理解してもらうため、従前から開催しております人権フェスティバルの中で、トランスジェンダー当事者を講師にお迎えし、講演をしていただくなどの啓発活動に努めているというのが現状でございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

本市のこの制度の支援内容というのは、これからの話にはなってくるかと思えます。ほかの自治体の支援内容も参考として、これまで研究のほうもされてきているかと思えます。

今現状、分かる範囲で結構ですので、本市として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度でどのような支援を考えられているのか、分かる範囲で結構、答えられる範囲で結構ですので、お願いいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

一般的ところで申しますと、公営住宅の入居やパートナーの病名の告知等に対する支援がございます。いずれにせよ、高知県が示しました指針に基づきまして、自分らしく安心して暮らせる社会の実現につながるよう、当事者に寄り添える具体的な支援につきまして、今後関係機関との調整を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ぜひ、このパートナーシップ・ファミリーシップ制度で、四万十市は多様性を認める市という認識をしていただきまして、またこれを機に移住や定住にもつながればいいかと思えますので、よろしくお願いいたします。

では、こちらの質問で最後にはなりますが、市民に対して、性的マイノリティーの理解の増進・啓発の取組についてお伺いをいたします。

日本は、LGBTや性的マイノリティーに関する教育とか知識、また考え方や価値観という

のが海外に比べて後れていると言われております。今回のLGBT理解増進法は、性に関する国民の理解を広げ、性的マイノリティーへの差別や偏見をなくし、互いに自分らしくお互いに認め合える社会の実現に向けた施策であります。

本市でも、これからの市民に向けたLGBTや性的マイノリティーに対する取組というのは、進めていくべきだと思います。様々、本市のほうでもやられてきているかとは思いますが、今後市民向けの啓発とか、さらなる取組等がございましたら、ご答弁お願いいたします。

■副議長（上岡真一） 加用市民・人権課長。

■市民・人権課長（加用拓也） ご答弁申し上げます。

先ほど申しましたように、当事者に寄り添う正しい理解というのが必要ではないかというふうに考えております。ご質問にございました、今後の性的マイノリティーに対する理解促進及び取組につきましては、今年度開催します人権フェスティバルにおいて、トランスジェンダー当事者を講師にお迎えして、講演を予定しております。

また、地域や企業・学校等への人権啓発用の貸出用のDVDには、LGBTに関するものも用意しておりまして、必要であれば貸し出したりする等の啓発に努めているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

LGBTに対する取組というのは、これからますます重要になってくる時代になってまいりました。また、市民の皆様に対して、知る機会また理解する機会をこれからもつくっていただければと思います。これでLGBT理解増進法の質問は終わります。

では次に、移住者支援、若者へのIUJターン支援の取組についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、人口の東京圏一極集中は解消せず、その結果、地方の若者の減少が進み、地方経済への影響は少なくありません。地方の若者が大学進学を機に東京圏に移住し、その大半が地元に戻ることなく、そのまま東京圏に就職することが、地方における若者の人口減少につながっている一つの要因とも考えられています。

本市においても、これらの課題に対して、様々な移住支援対策はされてきているかと思えます。今年度から、新たに民間不動産を活用して賃貸借契約した移住者の方に対して、家賃の一部を補助する移住促進家賃支援事業もスタートしているかと思えます。また、移住支援策の一つとして、地方創生移住支援金事業も継続して実施のほうをされているかと思えます。

改めてにはなりますが、地方創生移住支援金事業は、どのような事業なのか。また、現在、申請状況や実績等も分かりましたら、ご答弁お願いいたします。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、お答えさせていただきます。

まず、この事業の概要等につきましては、国が東京圏への一極集中を緩和するために取り組んでいる施策でございまして、本市におきましても、平成31年に要綱を制定しまして、要件を満たした移住者に対し支援を行っているところでございます。

事業内容、これにつきまして要約したのになりますけれども、説明させていただきます。

まず、対象者でございますけれども、東京23区に在住または東京圏の条件不利地域以外から東京23区へ通勤していた方ということになります。

次に、移住の条件ですけれども、これは四万十市から支給を受ける場合は、四万十市に移住していただく。それから、就業に関しましては、就業、様々な形態があるかと思えますけれども、就職・テレワーク・起業、そういう就業形態ごとに個別で定められた要件がございまして、それを満たした場合に支援金が支給されます。

次に、移住支援金の内容でございますけれども、単身世帯には60万円、それから2人以上の世帯には100万円を支給します。さらに、18歳未満の子供を帯同する場合につきましては、その子供1人につき100万円を加算するという制度でございます。

これまでの申請状況ということでございましたけれども、実績で申しますと、これまでの累計の件数は1件のみとなっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

先ほど平成31年からのスタートということで、これは何年までの事業になるか分かりますでしょうか。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） この事業につきましては、県と県内の各市町村が連名によりまして作成した地域再生計画、これに基づいて実施されるものでございまして、その連名の地域再生計画、この事業実施期間が現在令和10年3月31日までとなっておりますので、本市の事業につきましても、それと同様となるものでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。10年ということで、今令和6年ですので、大方6年間、今やられて、あと4年間はやられるということで、国・県の事業なので全国の多くの自治体も実施はされている状況でした。私も調べてみましたが、土地柄とか地域柄によって実施している自治体で明暗というのは分かれてくるのかなとも思ったんですが、ここで質問になりますが、本市の担当課として、地方創生移住支援金事業、この事業に対する評価というか、連名なのであと4年はやっていかないといけないとは思いますが、もし考えがあるようでしたらお答え願えればと思います。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 事業期間的な評価ということにはなりませんけれども、事業の実績が少ないのは事実でございます。この要因、考えてみるに、1つは、要件がかなりまだ詳細な部分もたくさんございまして、それに該当する移住者の方が少ないというのが1つ要因として考えられるのではないかと考えております。そういう中で、今人口減少対策として、いろいろと移住施策を考えておりますけれども、そういう施策を展開することによって東京圏から移住される方が今後増えてくる、というか増やさなければならぬと考えておりますので、そういうことで増えてきますと、これに該当する方も増えてくるかと思いますし、そのほか周知というものも十分かどうか、こういったことも1つ検証しまして、四万十市とゆかりのある団体を通じて周知するであるとか、いろいろな移住相談会の場での周知とか、そういったことも今後充実させていきたいというふうに考えております。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

東京一極で若者がすごく集中しているというのも、どうにかしていかないといけない課題の一つの対応策ではないかと思えます。これは、もう全国どこでもそうだと思います。

それも踏まえまして、次の質問にはなりますが、奨学金返還支援制度の取組についてお伺いをいたします。

奨学金返還支援制度の取組については、松浦議員が昨年9月、12月議会でも質問をされており、支援制度の必要性や実施に向けて大変尽力のほうもされております。私も、人口減少が進む四万十市において、若者がUターン・Iターン・Jターンをしてくれる、四万十市を選んでくれる支援づくりは、今後必須になってくるかと思えます。

また、前回、松浦議員の質問の中にもありました、高知県のほうで令和6年度高知奨学金返還支援制度のほうが実施のほうをされております。内容を見ますと、若者の県内企業への就職、定着を推進し、将来における本県の産業を担う人材の活躍を支援するためと明記しておりました。

また、登録企業を確認しますと、四万十市の登録企業は、現段階で1社のみとなっております。また、始まったばかりの制度なので、これから随時企業も登録のほうはされていくであろうと思います。確かに、高知県内で働きたいと思っている学生にとっては、幅が広がり、選択も増えていますが、今の現状で四万十市を選んでもらえる確率というのはちょっと低いかなと思いました。

また、今年度より県のほうから人口減少対策総合交付金を新たに設けており、各市町村の人口減少対策の財政面から支援する方針というのも出ております。

また、ぜひこれらの交付金等も活用して、本市独自の、また地域に合った奨学金返還支援制度の設立に向けての本市の考え方についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） お答えします。

考え方につきましては、今ほど議員もおっしゃったように、本市を選んでいただくための条件の一つになるうかと思えますし、そういったことも含めまして、若年層の移住・定住促進につながる施策の一つであるというふうに考え方としては整理しているところでございます。

そこで、現在本市におけます人口減少対策としまして、先ほどご紹介いただきましたように、県の人口減少対策総合交付金を活用して、様々な施策を展開すべく、現在プロジェクトチームで議論を重ねている最中でございます。その中でも、若者人口の増加、定着に向けた取組として、本市独自の奨学金返還支援制度、これについては前向きに検討しているところでございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。ぜひ、前向きに検討していただければと思います。

また、それにも関連をしてくるんですが、次の質問になりますが、地方就職学生支援事業についてお伺いをいたします。

事業の概要といたしまして、先ほど質問しました地方創生移住支援事業の一環として、地方就職学生支援事業が新設をされました。具体的には、本部が都内にある大学の学生が地方企業への就職活動をする際、交通費の負担を軽減するため、最大2分の1の交通費を支援する内容になっております。

また、令和7年度から、支援額等、詳細はまだ未定ではありますが、実際に地方へ就職、移住する際の引っ越し費用も支援の予定になっているそうです。この支援を受けるためには、東京圏、東京・埼玉・千葉・神奈川県にあるキャンパスに原則4年以上在学し、卒業年度の学生が対象であり、なおかつ移住先の自治体が地方公共団体による奨学金返還支援制度を実施していることが要件とされております。仮に同じ都道府県の出身で、同じ大学に通いながら、地元の市町村が奨学金返還支援事業を実施しているかないかによって、支援を受けられる学生と受けられない学生というのが生じてしまいます。

先ほど、本市のほうで、奨学金返還支援制度の検討を進めていると言われておりましたので、ぜひ奨学金返還支援制度を要件とする地方就職学生支援事業への申請というか、併せてご検討いただけないか、お考えをお伺いいたします。

■副議長（上岡真一） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） まず、市町村が行う奨学金支援制度との関係でございますけれども、これも県のほうに確認してみますと、移住先の自治体が地方公共団体による奨学金返還支援を実施していることが確かに要件となっておりますけれども、これにつきましては、県の

事業として、高知県のほうでは高知奨学金返還支援事業が制度化されておりますので、この県の事業でカバーできるというものとなっております、本市独自の支援制度の有無により地方就職学生支援事業の実施の制限がされるものではないということは、確認させていただいたところでございます。

そこで、そういうことも含めまして、今後事業を実施、取り組めないかということでございますけれども、当事業におきましても、先ほどの事業と同じく、県と県内市町村が連名で地方創生計画をこういった事業も盛り込んだもので作成する必要がございます、今年度につきましては、県内市町村のニーズを踏まえた結果、高知県内での取組を見送るということにされております。

ただ、今後も県におきましても、国の動きを注視されまして、また県内市町村と情報共有しながら事業の実施について引き続き検討をしていくとこのことでございますので、本市としましても、国・県の動向に注視しながら、活用について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） 分かりました。また、検討のほうもしていただければと思います。

では、最後の質問に入ります。

平和への取組についてお伺いをいたします。

今、ロシア・ウクライナ戦争が長期化しておりまして、今なお罪のない多くの市民が苦しんでいる現状ではあります。また、世界においても、9か国の国が約1万4,525基もの核兵器を保有しており、さらに核兵器の近代化が図られているなど、平和を脅かす情勢もいまだに続いております。唯一の被爆国である日本が戦争の脅威、核の脅威、また平和の大切さを学び、語りゆくことは大切ではないかと思えます。

ここで質問にはなりますが、まず本市の小学校・中学校での平和教育の取組についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 久保教育長。

■教育長（久保良高） お答えしたいと思います。

これは、先ほど人権教育っていうか性的マイノリティーのときにもお話ししましたけれど、小学校・中学校も共通して、総合的な学習の時間とか特別活動とか、また国語や社会、音楽とか、領域・教科っていいですけども、全ての教科・領域において平和学習とか人権教育については、各学校共通して行っております。小学校では、特に地域の方の、なかなか今戦争の体験者っていうのは皆さん年齢が高くなったため難しいがですけど、戦時中の話を聞いたりとか、実際に防空ごうなどを視察して平和学習をすとか、また小学校の場合は、今修学旅行で広島に行くことが多いですので、平和公園を訪れたりとか、また原爆被害の遺物等に関する事前の学習もするし、実際に見て、その後また事後指導をすとか、そういう取組を行っており

ます。

また、中学校でも同じように、ただ中学校の場合は、修学旅行については、昔はよく長崎のほうにも行ってましたけれど、今関西方面とかということで、ただ学校における平和学習というのは、中学校も各教科・各領域通じて行っております。

また、8月6日とか8月9日、また終戦の8月15日とか、登校日等には集会をして、校長から講話をすとか、そのような平和学習に取り組んでみたり、また広島なんかを訪れる際には千羽鶴なんかを折って持っていったりとか、そういうことを今もやっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。様々な平和に関する取組のほうは、承知いたしました。

では次に、市民に対する平和学習の取組について、どのような感じでされてきたのか。また、今後の取組がありましたら、ご答弁のほうをお願いいたします。

■副議長（上岡真一） 戸田生涯学習課長。

■生涯学習課長（戸田裕介） お答えいたします。

本市では、現在市内外から寄贈や寄託を受けた戦地からの手紙や軍服、召集令状など、戦争関連資料が172点ございます。郷土博物館で保管しております。市民に対する平和学習としましては、これらの資料を活用した展示会が主なものになりますが、これまでに本市が行ってきた取組について説明をさせていただきます。

主なもので申し上げますと、民間団体との共同という形でございますが、平成24年8月に、西土佐ふれあいホールで西土佐地域の満州分村に関する写真展を実施しております。また、同年9月には、中央公民館で、満州分村の資料に加え、幡多地域から出征された人々からの手紙や特攻関連資料も併設して展示した「「幡多と戦争」－開拓団、戦地からの手紙、特攻－」と題した資料展を実施しております。

また、令和元年2月にリニューアルした郷土博物館で、同年6月から9月にかけて、「私たちの町と戦争展」と題しまして、企画展を行いまして、昭和20年5月の中村空襲、7月の実崎空襲、軍道の敷設のために学生が動員された黒尊動員などの関連パネルを展示、また中村空襲時に米軍B29戦闘機から投下され、炸裂した時限爆弾の破片なども展示をし、多くの方々に見ていただき、戦争の恐ろしさ、平和の大切さを感じていただけたのではないかと考えております。

市としましても、戦争により多くの貴い命が失われたこと、平和の大切さを後世に伝えていくことは、重要な責務であると認識しております。今後の平和学習の取組としましては、企画展に限らず、保有する資料を活用した展示を行いたいと考えているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

では、それに関連しまして最後の質問になります。

来年が、2025年は、日本にとって被爆80年の節目を迎える年となります。そのような中、被爆地である広島県広島市が来年の2025年に向けた被爆80年の事業の一環として、原爆投下の状況などをまとめたVR映像を国内外の原爆展で見られる試みを始めました。このVRというのは、専用のゴーグルを着用すると、原爆投下時の様子や復興していく町並みなど、疑似体験ができるものになります。映像は大体5分ぐらいで、被爆者の証言や写真などを基に再現されており、また6か国語にも対応をしているそうです。これは、各自治体レベルの平和の連帯である平和首長会議などでも活用される方針で、視覚的に被爆の実相を体験できる意義はとて大きいと言われております。このVR機器の貸出しに関しまして、往復の送料はかかってしまいますが、本体は無料で貸出しができるということです。

四万十市も、平和首長会議の加盟都市として、また子供たちや若者、市民の皆様に興味関心を持ってもらえるものとして、改めて平和を学ぶ、平和を考える機会として、このVRを活用した平和の展示会が開催できないか、お伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） お答えをさせていただきます。

このVRゴーグルにつきましては、澤良宜議員おっしゃっていただいたように、装着することによりまして、視界の全てが仮想現実の世界に入り込むことが可能となり、見渡す限り360度に渡る非日常の世界が広がる爽快感と、まるでその場にいるような臨場感を強く感じられるものであるというふうにお聞きをしております。このため、議員ご提案のとおり、VRゴーグルを通して原爆投下直後の状況などを体験することで、強く、そして深く、見た人の記憶に残るのではないかというふうに思われます。

広島市が作成をされましたVRには、一部、人が炎に包まれるようなシーンもあるようですが、子供が視聴する場合を想定し、そういった凄惨なシーンを排除した動画を視聴することも可能であるというふうにお聞きをしておりますので、様々な年代の方に利用いただくことが可能であるというふうに考えております。

議員ご提案のように、市のイベントなどでこのVRゴーグルを体験できるようなコーナーを設けることも可能ではあると思っておりますけども、そのイベントの趣旨や雰囲気にとぐわらないこともあろうかとは思っています。

いずれにいたしましても、今回いただきました情報につきましては、大変有意義なものというふうに考えておりますので、その利用につきましては、今後、教育委員会をはじめ関係課とも検討してみたいというふうに考えております。

■副議長（上岡真一） 澤良宜由美議員。

■ 3番（澤良宜由美） ありがとうございます。

ぜひ、またとない機会ともなるかと思いますので、ぜひ活用していただければと思います。  
これで質問を終わります。ありがとうございます。

■ 副議長（上岡真一） 以上で澤良宜由美議員の質問を終わります。

この際、3時20分まで休憩します。

午後3時4分 休憩

午後3時20分 再開

■ 副議長（上岡真一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、松浦 伸議員。

■ 10番（松浦 伸） 議員番号10番、松浦でございます。

議長からお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を始めます。

まず、冒頭、先ほど澤良宜議員が奨学金返還支援制度の質問を行っておりました。私も、何回かこの質問をさせていただきまして、市独自の政策として前向きに考えていただいているということに対しまして、本当にありがたいなと思います。ただ、制度内容は別で、ぜひ異次元の制度、そういったものを創設していただきたいというふうにお願いをしておきます。

すみません、若干それでしたが、それでは今回は農業施策ということで質問してまいります。  
まず、有害鳥獣対策についてということで質問をいたします。

昨日も、5時過ぎに一般質問が終わりまして、西土佐方面へ帰っておりますと、6時前に、まだ薄暗くなるちょっと前ですが、網代トンネルのところ、旧道の網代線にイノシシ、20kgぐらいのイノシシがとことこ歩いて栗を食べておりました。私も、これは少しまずいなと思って、トンネルのほうを通らせていただいたんですが、今年は本当にイノシシが多くて、農家の皆さんは非常に困っております。

まず、捕獲実績についてお伺いをいたします。令和5年、昨年、そして3年前の令和2年、そしてさらに3年前の平成29年といったところでお聞かせ願いたいと思います。

■ 副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■ 農林水産課長（吉田貴浩） それでは、ご質問のありました各年度の捕獲実績についてお答えをいたします。

まず、イノシシから申し上げますと、平成29年度は1,564頭、令和2年度は1,552頭、令和5年度は1,744頭となっております。

続いて、鹿ですが、平成29年度は2,989頭、令和2年度は2,368頭、令和5年度は2,260頭となっております。

次に、猿は、平成29年度は81頭、令和2年度は37頭、令和5年度は24頭。

最後に、ハクビシンですが、平成29年度は255頭、令和2年度は333頭、令和5年度は253頭

となっております。

また、各年度の報奨金支出人数、これは実人数でございますが、平成29年度は215人、令和2年度が202人、令和5年度が178人で、年々減少傾向にあるところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。ありがとうございました。

捕獲実績については、年によって様々な要因があって増減することと思いますが、捕獲者については、課長おっしゃられておりましたように、年々減少しているというのが実態だと思います。

冒頭申しましたように、本年は非常にイノシシの出産が多かったようで、本当にウリ坊より少し大きいサイズのイノシシが異常に発生しているような状況でありまして、私たちの住む西土佐地域におきましても、本当にイノシシの入っていない田んぼのほう珍しい、そう言っていくらかの被害を被っている状況にあります。

その対策としては、捕獲するのが一番だと思いますが、なかなか、先ほど申しましたように、狩猟者の数も減ってきておりまして、対応し切れないというところがございます。私は、イノシシの対策として、毎朝毎朝田んぼの確認に行っているわけでありまして、1つ紹介したいのが、当然防護柵というのもあるんですが、すみません、画面を、モニターをお願いいたします。これは、金網を張っておりまして、その下にピンク色のテープをずっと張り巡らせております。こちらの識別テープというピンク色のビニールテープがあるんですけど、こういったものも侵入を防ぐための効果には役立っているようでございます。ですが、根本的な解決を図っていくためには、捕獲していかなければなりません。

続いて、狩猟免許取得状況についてお伺いをいたしたいと思っております。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えいたします。

狩猟免許取得状況についてでございますが、本市の狩猟免許取得所持者数は、古いほうから申し上げますと、平成29年度は391人、令和2年度は349人、令和5年度は339人と年々減少傾向にはありますが、減少幅は鈍化傾向ということでございます。

また、新規狩猟者として市が補助を行って新たに免許を取得した人数は、平成29年度は7人、令和2年度は12人、令和5年度は14人となっており、僅かではありますが、増加傾向となっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。年々減ってはきているんですが、新しく狩猟免許を取得されている方も、僅かではあるが、増えてきているというような現状でございました。

課長おっしゃられましたように、これまで捕獲されてきておりました本当にプロと言ってもいいくらいの高齢の方たちは、高齢化によって猟ができなくなっている、捕獲できなくなっているというような現状があると思います。

令和4年度の事務報告書を見ますと、65歳以上の方が約半数以上を占めているというような状況も書かれていたと思います。狩猟者の高齢化について、市として認識、そしてその対策、どのようなことを行っているのか、まずはお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

狩猟者の高齢化につきましては、全国的な課題となっております、狩猟者の減少は、高齢化により引退する方が増えてきていることが大きな要因であると認識しております。

そこで、会員の約75%が本市在住者である中村地区猟友会、これは四万十市と黒潮町ということになっておりますが、会員の年齢構成を見ましても、令和5年度の狩猟者登録数367人中213人が60代後半から70代後半で、率にすると6割弱を占めており、今後も高齢化の進行は避けて通れない課題だと考えております。

次に、高齢化の対策についてでございますが、これ以上狩猟者の減少が続きますと、人による捕獲の強度とか大きさを表す捕獲圧という言葉がありますが、捕獲圧の低下により、有害捕獲に支障が出てくることが予測されてくることから、さきにご答弁申し上げましたとおり、新規狩猟者の確保に努めているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

高齢化率、高齢者が6割弱ということございまして、新規取得者の獲得に努めているということございしましたが、具体的にはどのようなことをされているのか、お聞かせください。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 具体的な方法といたしましては、県の補助事業を活用いたしまして、最大1万2,000円の狩猟免許試験受験に係る事前講習料・診断書料を補助しているほか、試験日程の市広報掲載、猟友会総会での協力依頼、また現役狩猟者への呼びかけや被害調査に出向いた際に地元住民に対して勧誘を行うなど、機会を見て一人でも多くの方に狩猟免許を取得していただけるよう努めているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。一人でも多くの方に狩猟免許を取っていただくよう努力しているということございしましたが、県の補助事業等があるようで、約1万2,000円の補助があるようでございました。

続いて、先ほどはイノシシのことを少し対策等も紹介させていただいたんですが、今度は猿対策についてということで、猿は非常に農業者にとっては厄介な相手で、本当に防ぎようがない。開かれた場所で木柵等を張れば、十分被害を受けることはないんですが、なかなか全てがそういうところで耕作しているわけではないので、非常に対策が難しい。また、群れで移動してきた場合には、非常に多くの農作物が被害を被る、そういうふうな状況にあります。

私も、本年、わせ米のコシヒカリの稲刈りをしておりました。それが8月20日ぐらいでしたが、20頭ぐらいの群れが田んぼに下りてきて、米を食べておりました、少し頭にきたもので、猟銃を持っている方に連絡いたしまして、鉄砲を2発ほど撃っていただきました。さすがに鉄砲を撃った後は、その場所に現れることはなかったんですが、その2日後に、藪ヶ市で私が作っております米ナスの畑にその群れがどうも来たようでありまして、お米を食べていただいたほうがよかったなというふうな後悔したところでございました。

私は、そのときにどういう対策をしたかと申しますと、すみません、モニターをお願いいたします。これは、虎の実物大の2m程度あります。縫いぐるみなんですけど、以前私のおやじが生きていたときに、この縫いぐるみを置いたことで猿が来なくなったという経緯がありまして、これを2匹、最近でことぴんと名づけましたが、設置しますと、見事に猿が来なくなりました。猿も、虎を知っているわけではないんでしょうけど、何かあるなというふうな頭がいいので警戒したんじゃないかなと思います。本当に対策というのはたちごっこで、どうしようもないというのが現状でございます。

猿対策について、本市としてどのように取り組んでおられるのか、まずはお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 猿対策についてでございますが、近年、従来、猿被害が確認されている地域以外からも目撃情報が寄せられるなど、生息地域の拡大が懸念され、特に中村地域北西部、これは大川筋地区ですが、から西土佐地域にかけては被害が大きいことから、対策が必要であると認識しているところでございます。

猿は、先ほど議員のほうからもありましたが、頭がよく、行動範囲も広く、行動や習性の違いから、鹿やイノシシとは別の対策が必要な動物であり、狩猟鳥獣にも当たらないことから、被害調査を行った上で有害捕獲を行う必要がございます。

そこで、本年度から高知県にお願いし、県の事業で被害実態調査を実施していただいているところであり、西土佐地域におきましては藪ヶ市・下家地・岩間・須崎の各地域で、また中村地域は勝間川の各地域及びその周辺を対象としまして、このような調査を実施しております。この調査によりまして、被害実態・生息状況等を明らかにした上で、被害軽減を図るための効果的な対策について検討がなされるものとお聞きをしております。

なお、これまで県の支援を受けて、西土佐地域を中心に大型囲いわなでの捕獲等に取り組んでまいりましたが、現在調査が行われている地域や新たな生息地域におきましても、県や専門

機関の支援を得て、被害レベルに応じた対策を行うとともに、猟友会と連携して捕獲に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

この対策については、県のほうが中心になってやっていくということだというふうに思います。ただ、本当に今猿の被害に遭われている方たちというのは、高齢者の方たちであったり、例えば道の駅等へ出品される家庭菜園レベルより少し余分に作っている方たちであったり、猿の被害に遭われた方たちは生産意欲がそがれる、そういったような現状がありまして、本当に急いで対策してほしいなというところがあるんですが、被害に応じて対策していくということなんですが、それについてはどういう内容なんですか。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 先ほど県におきまして被害調査等が行われているというご答弁を申し上げましたが、各地域それぞれ被害状況の度合いも異なってくると思いますので、まずは被害状況の大きいところからといったところで、優先的に対策を講じていくものだと考えられますが、ただ被害状況の大小様々によりまして、こっちは対策しないというような考え方も駄目だと思いますので、そこは広くそういう被害状況も把握しながら、また県のほうとも情報共有しながら、対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

先ほど申しましたように、非常に農作物を生産されている方が意欲を失う、そういった猿の被害でございます。ぜひとも早急に調査をして対策を、これも早急に進めていただきたいなというふうに思います。

それでは、次の質問に移ります。

前回の6月議会、上岡 正議員が1市2制度の解消の質問をしておりました。その中で、山崎総務課長の答弁、少し抜粋させていただいたんですが、課長は、基金のことについて触れておられました。西土佐地域のみを対象としている3つの基金については、現在の基金が枯渇した段階で終了することを決定しているの、解消されたものというふうに整理をしているというふうに答弁をしておられます。

その西土佐地区の基金、1市2制度の基金というのが、園芸作物価格安定事業、これでございます。課長の答弁にありましたように、基金が枯渇した段階で終了するというところでございますが、現在の基金残高は4,800万円何がしでございます。この基金枯渇の見通しについては、どのように考えておられますか。まずはお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 竹本産業建設課長。

■産業建設課長（竹本志郎） それでは、議員からご質問のありました基金枯渇の見通しについてご答弁いたします。

令和5年度末現在で園芸作物価格安定基金の残高は、議員おっしゃられましたとおり、約4,800万円でございます。近年の基金の取崩し状況でございますが、令和2年度から令和4年度にかけての基金取崩し額は、新型コロナウイルス感染症の流行などにより経済が停滞していたこともありまして、この3年間で約6,000万円ほどでございましたが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5類移行後の経済活動の回復などに伴い、価格差補給金の交付額が少なくて済み、40万円弱の取崩しで済みました。

今後どれだけの取崩しが必要かは、天候の影響により農作物の収量は大きく左右される上、先ほど申し上げましたように、社会経済情勢にも大きく影響を受けるため、基金枯渇の見通しについては、正直なところ、現在の状況では大変見込みにくいということでご了承いただきたいと思います。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

課長の答弁にございましたように、コロナ禍中は、本当に1,500万円ですとか、中には3,000万円という年もございまして、令和4年度につきましては1,200万円何がし。ただ、令和5年度につきましては、約37万円程度の基金が減ったというような状況でありまして、コロナが明けて、ある程度、野菜の価格も需要が増えて値段が回復してきたということでのこの支出額ということで、本当にいろんな社会情勢、気候等によって変動するので、見通しはなかなかつきにくいなというところは分かります。

ただ、残り4,800万円程度に減ってきておりますので、今後この基金がなくなった後の制度をどうするか。これは、また後ほど聞かせていただきますが、これも考えていかなければならないと思います。

それでは、園芸作物価格安定事業の制度内容についてお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 竹本産業建設課長。

■産業建設課長（竹本志郎） それでは、園芸作物価格安定事業の制度内容についてご答弁いたします。

西土佐地域における園芸作物価格安定事業については、昭和53年度から始まった園芸作物の価格保証制度でありまして、当時の西土佐村と農協が基金を造成し、その果実運用によって価格差補給金を交付してきましたが、低金利により利息収入が見込めなくなり、現在では原資を取り崩して価格差補給金に充てております。

制度の内容でございますが、西土佐地域では、過去5年間の単価から一番高い単価と一番低

い単価を除いた3年分の平均単価に90%を乗じた金額を基準単価としております。基準単価の2%を生産者負担金として集め、販売単価が基準単価を下回った金額から負担金を差し引いた金額を価格差補給金として交付しております。なお、価格差補給金が支払われなかった生産者に対しては、負担金を年度末に返還しております。

次に、対象品目でございますが、8品目で、四万十市・農協・生産者のほうで構成する四万十市園芸作物価格安定基金評議会で決定しており、米ナス・小ナス・シシトウ・ナバナなどを対象としております。対象者は、対象品目を農協に出荷している生産者でありまして、令和5年度現在で延べ249人でございます。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

少し私が勘違いしておりまして、令和5年度に制度内容の変更があったようでございまして、今ほど課長が述べられたような制度に変わったということございまして。過去5年間のうち、最高値の年と最安値の年を除く3年間の平均、それに90%を掛けたものを基準単価としている。それを下回った場合は補填しているということございまして。その点については、了解いたしました。

これは聞こうかどうか迷ったんですが、シシトウについては、実はシシトウ以外は、全てA品という、いわゆるきれいな傷の少ないなるべくきれいなものが対象なんです。シシトウについては、マル品といって傷がある程度あったりとか少し変形していたもの、そういったものも対象となっております。何でかなというふうに少し調べてみますと、どうもこの基金が始まった当初、シシトウを全国に先駆けてこの西土佐地域は導入したようでございまして、少しでもシシトウの振興をしたいという思いの中でマル品も保証対象に入れたというようなことだろうというふうに昔のことを知っている方はおっしゃっておられました。なお、その点については理解しておりますが、またこの辺もぜひ今後協議はしていただきたいなというふうに思います。

次に、中村地区の制度でございます。野菜価格安定事業についてお伺いをいたします。

まず、この制度内容についてお伺いをいたします。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

中村地域におきまして、野菜価格安定事業を実施しておりますが、天候等の影響から市場価格が著しく低下した場合の農業経営の安定化等を目的として、平成2年から実施をしているもので、現在は対象品目であるオクラ・ナバナ・シシトウの3品目について、生産者・JA・市の3者が出資した資金から一定の割合の価格差補給金を給付するものでございます。

運営は、公益社団法人四万十市中村野菜価格安定基金協会が行っておりまして、過去5年間

の販売単価の最高・最低を除く3か年の平均を等階級ごとに算出したものを基準単価とし、補給金の発動単価は基準単価の80%を上限とし、実際の販売単価がそれを下回ると発動しまして、その差額を補給するものとなっております。

財源につきましては、当初、市とJAで基金造成をしまして、果実運用を行っていたところですが、金利情勢から果実運用ができなくなり、平成11年度から19年度までは事業休止をしていた経過がございます。その後、平成20年度から、制度を見直しまして、事業再開をいたしまして、市・JA・生産者がそれぞれ200万円ずつ出資し、計600万円の範囲内で運用し、毎年度生産を行っているところでございます。

品目は、当初、露地野菜5品目、これはオクラ・シシトウ・ナバナ・ブロッコリー・新ブロッコリーといった5品目でしたが、見直しを経まして、現在はオクラ・シシトウ・ナバナの3品目となっております。この3品目となっている根拠でございますが、JA系統の代表的な露地品目で、天候に左右されやすく、価格が不安定なことから、関係機関と協議をして決定をしております。

なお、5年度の補給実績といたしましては、オクラが19個、シシトウが37個、ナバナが6個で計52万6,777円を交付しているところでございます。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

制度の違いはどんなものかなというふうに聞きたかったんです。西土佐地域との制度の違いというのは、基礎となる単価が、5か年中3か年の平均というのは同じなんです、そこが西土佐地区は90%、中村地域については80%で、中村地域については60%を切ったものに対しては差額は補填しませんよということでした。

よくよく見てみますと、先ほどA品、マル品という西土佐地域のところでお話をしたんですが、中村地域はマル品も全て含まれる。ただ、品目は、先ほど課長言われましたように、オクラ・シシトウ・ナバナ、この3品目で、A品もマル品も全て保証対象であるということでした。ちなみに西土佐地域は、8品目、小ナス・米ナス・シシトウ・オクラ・インゲン・ナバナ・茎ブロッコリー・イチゴで、小ナス・米ナスについては雨よけと露地と分かれておりまして、イチゴについても2品種に分かれているようで、11品目あるようでございました。

この中村地域、もともと5品目だったというふうに課長おっしゃられましたが、今現在はオクラ・シシトウ・ナバナの3品目になっているわけですが、減った経緯等も知りたいんですが、もうちょっと増やしてくれというようなお話というのはないんでしょうか。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

この質問を受けまして、過去のいろんな古い資料も確認をさせていただきましたが、詳細な

事情は確認はできなかつたところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、基金というか、予算規模が600万円というような範囲内ということでございますので、もう品目を絞った形での補給対象品目を決定したのではないかとこのように考えております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。生産者、そしてJA・市の3者が絡んでいるところですので、そこら辺はまた今後議題にも上げていただきたいなというふうに考えております。

今までの話の中で、西土佐地域の園芸作物価格安定事業のほうがよい制度だなというふうに感じておりましたが、実情を見ますと、先ほど言いましたように、中村地域の野菜価格安定事業につきましてはマル品も含まれているということで、作物によって本当に違うんですけど、例えば昨年の令和5年の実績を見ますと、中村地域のオクラ・シシトウについては、オクラの補給金が40万5,000円、シシトウにつきましては約12万円支出しております。西土佐地域の支給額を見てみますと、オクラにつきましては0円、シシトウにつきましては322円というようなどころが出ておまして、やはり制度によって一長一短あって、メリット・デメリットあって、どちらがいい制度なのかなというふうに少し考えさせられた面もありました。これは、最後の質問にまた続きますが。

それでは、次の担い手対策ということで質問してまいります。

新規就農者について、これまでの人数・品目・研修場所、また離農者等についてお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） お答えをいたします。

西土佐地域を含めた本市全域における新規就農者の状況につきまして、過去5年間に研修事業等の支援制度を活用した人数ベースで申し上げさせていただきます。

まず、人数でございますが、直近から申し上げますと、令和5年が4名、令和4年度が1名、令和3年度が2名、令和2年度が5名、令和元年度が3名となっております。

次に、品目でございますが、主にショウガ・ピーマン・トマト・米ナス、米ナスは西土佐地域ですが、こういったものとなっております。

次に、研修場所でございますが、中村地域は、トマトで就農した方は四万十農園めぐりっことで、それ以外の品目の方は市内の受入れ農家で研修のほうをしております。また、西土佐地域は、全て西土佐農業公社のほうで研修をしております。

なお、離農者の状況でございますが、現在2名の方の離農を確認しております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

すごい新規就農者数が少ないなというふうに感じました。さらに、私は、本市の農業研修施設だと思っております、西土佐地域の場合は農業公社、皆さん卒業されているということでしたが、四万十農園めぐりっこで研修されている方が非常に少ないというふうに感じました。本市の農業研修施設の役割と運営内容、どちらも指定管理だと思いますが、市としてどのような認識を持っているのか、まずはお聞かせください。

■副議長（上岡真一） 吉田農林水産課長。

■農林水産課長（吉田貴浩） 私のほうからは、四万十農園めぐりっこについてお答えをさせていただきます。

四万十農園めぐりっこは、農業を核とした地域産業の振興及び活性化、担い手の育成を図ることを目的に設置され、園芸施設を活用し、実際に作物の栽培を行いながら、就農を目指す研修生の育成の場として、また研修修了後の技術向上に向けた実践の場としての役割を担っております。

運営内容といたしましては、指定管理による施設運営及び研修指導を行っておりまして、過去には米ナスや普通ナス・ピーマン・トマトの水耕栽培等の研修を行っていましたが、平成29年度からトマトのポット栽培をメインに研修生を受け入れまして、県内外から幅広く人材確保するため、本市が掲げる産地提案書の品目にも加えまして、関係機関と連携して、研修から就農までの総合的な支援を行っております。

参考までに、これまでトマトのポット栽培の研修を受けた方は3名で、そのうち研修同様のトマトのポット栽培で就農している方は1名となっております。

以上です。

■副議長（上岡真一） 竹本産業建設課長。

■産業建設課長（竹本志郎） それでは、私のほうからは西土佐地域のことにつきましてご答弁いたします。

西土佐地域では、四万十市総合営農指導拠点施設において、西土佐農業公社を指定管理者として研修事業を実施しております。この施設では、農業後継者等の育成・研修や農作物の栽培試験業務を行うことを市の条例で定めており、その目的に沿った運営を行っているところでございます。

現在、研修施設での栽培品目としては、施設トマト・施設・雨よけ米ナス・つぼみ菜・落花生・グリーンパパイアといった多品目の栽培に取り組んでいるほか、ナバナ・茎ブロッコリー・つぼみ菜といった園芸作物の苗作りも行っております。

西土佐地域の農地は、狭小地が多く、限られた面積の中で収量を多く上げられる果菜類が振興されてきた経過がございます。近年の新規就農者は、簡易雨よけハウスでの米ナス栽培を中心に農業経営を行っております。簡易雨よけハウスでの栽培は、初期投資も少なくて済み、狭

小地でも一定の所得につながられるため、地域性に合った品目として、市としても就農モデルとして産地提案し、研修品目として推奨しているところです。

今後、研修施設の役割としましては、産地提案品目である米ナスの栽培技術を習得できる環境を確保しながら、研修中に多品目の栽培を経験することで、就農者が自主的に農業経営の幅を広げていける知識や技術を習得できる施設を目指す必要があると考えております。

また、今後の市場の動向、気候など栽培環境の変化、農業者のニーズに応じて、新規作物の試作や栽培方法の検証についても引き続き取り組み、有望な品目につきましては、新規就農者の選択肢を広げられるよう、研修環境を整えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。分かりましたが、確かに求められていることは、非常に難解なこともあると思います。ただ、本市の農業研修施設という立場上、もっと研修生の育成とか研修ということに力を入れていってほしいというのが、私の農家としての思いなんですが、例えば四万十農園あぐりっこにつきましては、メイン作物としてトマトのポット栽培ということでございました。3名の方が研修された中で1人が就農、実際に作っておられるということでしたが、中村地域としてトマトのポット栽培の需要がどれだけあるのかということもしっかりと精査した中で、事業等も進めていっていただきたいですし、研修生が本市の研修施設を利用していただくような運営、取組をしていただきたいというふうに思います。

また、西土佐農業公社につきましては、簡易雨よけの米ナス栽培を行っております。生産者の中でもトップの成績で、非常に技術的に向上しております、研修生も勉強になっていることだというふうに思いますが、研修卒業後はなかなかそのレベルでは栽培できないというような実情があるようでございます。

そして、求められている姿というのは、新規作物の導入であつたりということが西土佐農業公社については多いのではないかなというふうに思います。ちょうど今日、公社の理事長であります田能副市長が欠席しておりますので、ぜひご意見を聞きたかったのですが。例えば、慣行、慣行といいますか、現在簡易雨よけの米ナス栽培を行っております。先ほど申しましたようにトップの数字をたたき出してございまして、非常に技術的なものは確立しているんだと思います。ただ、慣行の栽培をするだけでなく、今年の簡易雨よけ栽培は、非常に高温の影響で夏場全く取れなかったというような状況にあります。その中でも、新たな品種への取組とか、例えば受粉の要らない、今米ナスの苗木というのもできているようであります。ぜひ、そういった先進的な技術を導入していただいて、農家へ普及していただく、そういうことも望まれていると思いますので、米にしてもそうです。様々な品種がございまして、今まで作っていた、メインとしていた品種は、非常に作りにくくなっている、そのような状況の中で、様々な品種の導入、そういうのも先頭を切って進めていっていただきたいなというふうに思いますので、

今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、最後の質問に移ります。

園芸作物価格安定基金枯渇後の制度についてということで、先ほどから何回もお聞きしておりますが、基金枯渇の見通しとしては、なかなかめどがつかないということでございますが、もしかすると今年、来年、また新たな感染症が流行したりとか、需要と供給のバランスが崩れて、非常に安値安定、そういうふうな状況も考えられます。もしかすると、来年、再来年、枯渇する、そういったことも考えられますが、市の方針として、現在どのように考えておられるのか、お聞かせください。

■副議長（上岡真一） 竹本産業建設課長。

■産業建設課長（竹本志郎） それでは、議員からご質問のありました市の方針についてご答弁いたします。

市の方針としましては、第2次行政改革大綱において、1市2制度の解消を検討する中で、基金が枯渇するまでは現制度を維持し、基金が枯渇した段階で終了という整理になっております。枯渇後は、中村地域・西土佐地域一体となった四万十市全体としての新制度を考えておりますが、対象品目や基準単価、補給金額など調整が必要なことも多く、まだ具体的にお示しできるものはございませんが、国や県の類似制度や他市町村の制度なども研究し、今後も協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

非常にどうしていくか、これは今後の四万十市の農業を維持・発展、また守っていくという意味で非常に大事な制度だというふうに私は認識をいたしております。例えば、どういう制度にするかはまだ分かりませんが、新規就農者については、手厚い保証額を設定するだとか、そういうふうな制度ももしかすると必要なのかなというふうに考えております。

市長、市長は、今限りで退任されるということでございます。市長も元農家、そして引退されるとまた農家に戻るのかもしれませんが、本市の農業を守っていくというのは、西尾議員が昨日言われておりましたように、国土を守ることであったり、防災面、そういったことの向上であったり、食料自給率の向上、日本の食を守る、そういった非常に大事な産業だと、農業はそういうふうな産業だというふうに考えております。市長として、今後この制度、どのようにお考えなのか。まず、お聞かせください。

■副議長（上岡真一） 中平市長。

■市長（中平正宏） 農業価格安定基金制度につきましては、当時私の記憶では、当時の西土佐村農業協同組合が8,000万円、そして当時の西土佐村が8,000万円、1億6,000万円を元に始めて、当時金利がよかったわけで、2億円近く上がったと思います。そして、その中で、果

実運用をしていたわけでありませけれども、途中から果実運用はもう無理という形の中で、元本にも食い込んでやっていたと。ただ、その場合には、もういずれ元が尽きますので、私が村の村会議員の当時、平成11年か12年だったと思いますけれども、このままでは基金が枯渇するんで、それでもその当時まだ1億円のはるか上はありましたけれども、生産者から1箱当たり幾ら集めるというような形を提案をし、その中で運用をした経過がございます。あれからでいうと、もう20何年たっておりますので、生産者の積み立てた基金を総額を足したら恐らく1億円をはるかに超えているのではないかなと思います。ですので、もしそのときにそれをやっていなかったら、もうはるか昔にこれは枯渇してゼロになっていたという形の経過がございます。

当時、自分も農家をしていたときに、例えば当時自分の記憶では米ナスが1箱500円だったと思いますが、例えば100箱出したら5万円、200箱出したら10万円というような形で、ある一定計算ができましたので、物すごい農業をやりやすかったなという記憶がしております。それからもう時間も結構過ぎましたので、いろんな形の紆余曲折があった中で現在の4,800万円になっていると思いますけれども。

今後、これをどうやっていくかということにつきましては、なかなかこれからいろいろ考えていかなくはいけないのではないかなと思いますが、合併した当時ですけれども、自分は当時副市長でしたので、当時西土佐の基金を元本にして、それで四万十市全体で基金をつくったらええという思いがありました。ただ、当時、西土佐の農家のほうからは、自分たちが積み立てた基金なので、それを一緒に使われるのについてはいろいろあって、それやったら仕方ないですねという形で今の状況になった経過がございます。

また、その中で、特に今ほど議員が申されましたような新規就農者に手厚くやるということも一つのよい考えであろうとは思いますが、当時自分が就農した昭和61年、2年あたりにつきましては、農家のいろんな助成事業といいますと、近代化資金の利子補給、それだけでございました。当然、機械を買うのに補助はありませんし、今のように農業をやることによって年間150万円ですか。それが何年か、今は5年間かな、もらえるというようなことは全くありませんでしたので、今よりはるかに厳しい時代にそれをやっていたわけですけれども、今はそれぐらい手厚くしないと結局農業がもう守っていけないという形の中で、今のような形になっていったと思いますけれども。

一番は、その中で特に中村の研修、そして西土佐の研修を修了し、そしてその中で農家になった方々もいらっしゃいますけれども、その中で本当にうまくいっている方はほんまの少数ではないかなと思います。その中で一番よいのは、自分といたしましては篤農家ですよ。そこへ実際研修に入って、そこで学んで、そして就農するというのが一番身になりやすいのではないかなと。今、特に自分の先輩の大宮の上部落にも農業公社の方が農家に研修に入っているようでございますので、大変期待をしているところでございますけれども。

そうしたいろんな形の中で、農家を守るということにつきましては、当然耕地を守るということでございますので、すごい耕作放棄地が荒れてきました。四万十市が誕生した平成17年当時、副市長でこっちに来たわけでありましてけれども、当時木材団地の下、分かりますかね。あつこも半分ぐらいは田んぼであったと思います。今はもう全くその跡形もありません。そのような形で耕地がどんどんどんどん荒れておりますので、一定後継者を、後継者というか就農者を確保して、その中でいろんな農地を守っていくということも大切であろうと思いますし、その中で園芸作物価格安定基金というのは有効な手段ではあると思いますけれども、先ほど担当課からも答弁申し上げましたように、一定この基金が枯渇した段階で検討するという方向が出ておりますので、それを踏まえまして、今後どのような形で地域地域を守っていくのか。また、農家を維持・発展をさせていくのかということでございますけれども、当時は今言いましたように、1つの行政の中で、特に西土佐地域の場合は、議員もご承知のように、農業・林業、それがもうほぼメインで、ただ四万十市におきましては、農業・林業は当然主な産業でありますけれども、まちなかの商店街であるとか、ありとあらゆる業種がありますので、なかなかそこへ特化してつくっていくということについては、難しいものがあるのではないかなと考えているのが今の私の考えでございます。

■副議長（上岡真一） 松浦 伸議員。

■10番（松浦 伸） 分かりました。

また、先ほど市長も少し申しておりましたが、本当に地域を守っていく、そういう一つの産業が農業だというふう感じております。どうか今後も前向きに農業施策に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

■副議長（上岡真一） 以上で松浦 伸議員の質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■副議長（上岡真一） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

どうもご苦労さまでございました。

午後4時15分 延会

令和6年9月19日（木） 第11日

本 会 議

令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第11日）

令和6年9月19日（木）

■議事日程

日程第1 一般質問

■本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

|                  |                     |
|------------------|---------------------|
| 市長 中平 正宏         | 総務課長 山崎 寿幸          |
| 地震防災課長 遠近 由幸     | 企画広報課長 武田 安仁        |
| 財政課長 竹田 哲也       | 市民・人権課長 加用 拓也       |
| 税務課長 山崎 行伸       | 環境生活課長 山本 聡         |
| 子育て支援課長 中脇 弘樹    | 健康推進課長 竹本 美佳        |
| 高齢者支援課長 武内 俊治    | 観光商工課長 田村 典義        |
| 農林水産課長 吉田 貴浩     | まちづくり課長 佐川 徳和       |
| 上下水道課長 池田 哲也     | 会計管理者兼会計課長 中田 智子    |
| 市民病院事務局長 金子 雅紀   | 福祉事務局長 渡辺 和博        |
| 教育長 久保 良高        | 学校教育課長 岡本 寿明        |
| 生涯学習課長 戸田 裕介     | 総合支所長兼地域企画課長 朝比奈 雅人 |
| 西土佐診療所事務局長 稲田 修  | 産業建設課長 竹本 志郎        |
| 選挙管理委員会委員長 亀谷 暢子 |                     |

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

谷田道子議員から、昨日の一般質問中の発言について一部取消しの申出がありますので、お聞き取り願います。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 昨日の私の一般質問のパートナーシップ制度についての発言の中で、制度制定のメリットの一つとして、公営住宅の入居を挙げましたが、それに続けて、「—————」と発言をしました。このことについて、後ほど所管課に確認したところ、現状では親族でなければ入居できないことが判明いたしました。「—————」という私の発言の取消しをお願いするものです。よろしくお願います。

■議長（宮崎 努） 以上で発言の取消しの説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま発言の取消しの申出がありました部分の発言を取り消すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、発言取消しの申出部分の発言は取り消すことに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程に従い、一般質問を行います。

山下幸子議員。

■7番（山下幸子） おはようございます。公明党の山下幸子です。議長よりお許しをいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、初めの質問は、公園施設についてお尋ねをいたします。

去る7月10日に産業建設委員会で市内都市公園での遊具等の改修工事について管内視察を行いました。公園の遊具は、順次改修されており、一昔前の私たちの子育て時代にあったブランコや鉄棒は姿を消し、現在では見るだけでも夢があふれるような遊具や狭いスペースでも有効に活用できる複合遊具など、単なる楽しさだけでなく、体の複雑な動きを要求され、バランス感覚を育んでくれる複合遊具への変わりようには大変驚きと感動でいっぱいになりました。

そこでまず、公園について、本市では都市公園が58か所とその他の公園が11か所と伺いましたが、お聞きしたいのは、本市での公園の分類・種類はどうなっているのか、またその役割・機能についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 公園の分類・種類・機能についてお答えいたします。

四万十市には、公園が69か所あり、大きく都市公園と市立公園の2つに分け管理運営を行っ

ております。

まず、都市公園についてご説明いたします。

都市公園法に基づき設置しております都市公園は、子供から高齢者まで幅広い年齢層の自然との触れ合い、レクリエーション活動、健康運動、文化活動など多様な活動の拠点として、また災害時の避難場所として、豊かな地域づくりに資する交流の空間を提供することを目的とした公園で、先ほど議員からご紹介のありましたように、市内に58か所ございます。

都市公園は、さらに都市公園法施行令第2条及び四万十市都市公園条例第2条の4により定める分類があり、この分類によりますと、四万十市の都市公園は5つに分けることができます。

まず、1つ目として、街区内約250mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とし、市民の最も身近にある街区公園が51か所とその多くを占めております。

2つ目として、渡川緑地など主に徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1か所当たり面積4haを標準とする地区公園が2か所。

3つ目に、風致や歴史等を持つ公園として特殊公園が2か所あり、為松公園が該当します。

4つ目に、四万十川桜つつみ公園など主に都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るための都市緑地が2か所。

最後に、主に運動の用に供することを目的とする運動公園として、安並運動公園がその役割を担っております。

次に、市立公園ですが、市立公園は、四万十市公園条例第1条の規定により、市民並びに一般公衆の保健及び休養を図り、併せて自然の風致及び環境並びに生物を保護することを目的とした公園で、丸の内緑地のほか、香山寺市民の森、四万十川野鳥公園など11か所ございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。大変詳しく教えていただきまして、本市の分類・種類について公園につきましてはよく理解することができました。ありがとうございます。

今回視察した公園は、設置されている遊具も様々で、また工事金額も公園によってはそれぞれ違っておりました。この複合遊具の設置については、各公園の特徴を生かして検討・設置されたとお聞きしましたが、そこで新しくなった複合遊具設置後の利用状況と利用実績の把握はどのようにしているのか、お尋ねいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 複合遊具の利用状況と利用実績ということでございますが、利用実績につきましては、定量的なカウントは行っておりませんが、日々管理を行っております指定管理者である四万十市公園管理公社によりますと、中村・具同・古津賀地区にある利用頻度の高い公園については、特に子供たちの利用が増えているということでした。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 設置後の利用状況については、管理者ということで分かりましたが、確かに利用実績という把握は大変難しかったと思いますが、以前とは現在の状況の違いは、大まかでも市としては把握しておく必要があると思ひまして、この質問をいたしました。

今回、各公園の特徴を生かし、新しく遊具は設置されているのに、市民の方や子育て中の方には、公園の特徴や遊具の明確化が伝わっていない状況であります。現在のホームページに出ている公園は、地区別に公園名が出ているだけですが、これも大事だとは思ひますが、例えば幼児向けの遊具がある公園、ジャングルジムがある公園や今度新しくなったしまんとぴあとの一体利用ができる五月公園など、市民や旅行者などにいろんな条件で誰もが検索できるようなコストをかけずにPRを兼ねた取組は必要だと思ひますが、お伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

公園の位置につきましては、先ほど議員からご紹介がございましたように、市のホームページに掲載をしておりますが、ご指摘のとおり、写真ですとかどういった遊具があるかなどの詳細な情報はお示しできていないのが現状でございます。今後はより多くの方に公園を利用しやすいような情報発信に努めてまいりたいと思ひます。

また、しまんとぴあの隣にある五月公園のご紹介もいただきましたが、現在しまんとぴあに隣接する五月公園の整備に取り組んでおりまして、しまんとぴあとの一体利用を考えたゆったりと思ひ思ひの時間が過ごせることをコンセプトとして、ベンチなどを敷設するなど、立地を生かした整備を進めているところですので、PRという点で、12月7日には民間との協働により、新しい公園利用を体験してもらうイベントを計画しております。

今後は、この五月公園を含めて、市が管理する公園を様々な用途で使っていただけるよう、SNS等で発信するとともに、公園を活用したイベントの開催や広報活動にも注力してまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。12月7日には、五月公園においては公園の体験をしていただく予定だということが分かりました。また、情報発信にも力を入れていただけるということをお聞きしましたが、ぜひよき検討をお願いいたしまして、8月に行われました子どもサミットの中でもサブテーマとして、公園などの遊び場について、県外の若い人、子供たちにここに行ってみたいと思わせる公園にと言われておりました。ぜひともみんなが活用しやすく、より安全で安心して利用できる、行ってみたいと思える公園づくりとPRを進めていただきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

次に、多世代の利用・交流の場として、健康遊具の施設など、公園の整備・改良についてお

伺いをいたします。

これまでの公園と言えば、子供が主役でしたが、最近では公園意識が高まり、ラジオ体操やグラウンドゴルフなど、健康維持のために年配の方が利用している公園も見かけるようになりました。私も毎日雨が降らない限りは、この10年近く夜ウォーキングをしております。

そういった中で、現在高齢化が進む中で、高齢者が健康遊具を利用できる、多世代が利用・交流の場として使える公園づくりを目指すことも今後大事になってくると思いますが、現在本市では、市内に公園遊具が設置されている公園はどのくらいあるのか。あれば、どのような遊具で、いつ頃のものかなど分かれば教えていただきたいと思います。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

議員からもご紹介がありましたように、高齢化の進展、それからニーズの多様化などを背景に、平成5年に都市公園法施行令が改正され、子供たちの利用を主に対象とした児童公園という名称は廃止されました。これに伴い、本市としましても、幅広い年齢層の方の多様な活動の場としての公園利用を推進しているところです。

ご質問の健康遊具の設置状況でございますが、平成11年に安並運動公園に2基、平成18年に古津賀4号公園に8基、平成21年に古津賀1号公園に4基、それから古津賀2号公園に3基、令和2年に岩崎公園に3基、令和4年に為松公園に2基、令和5年に仲瀬公園に1基と7つの公園に計23基の健康遊具を設置しております。

なお、遊具の種類につきましては、ハンドルを前後しながらステップするものや上体ひねり、脇腹伸ばし、ぶら下がって関節や筋肉のストレッチをするものなど設置をしております。

なお、これらの遊具の設置につきましては、長寿命化計画に基づいて、老朽化した遊具を更新するタイミングで、国の交付金を受けて順次行っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。私が思っていたよりもたくさん遊具を設置していただいているようでありがたいことだと思いますが、老朽化についてはいつ頃改修をしていくように考えておられますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 老朽化についての対策ということでございますが、市内にある69か所の公園のうち、設置から30年を過ぎた公園が過半数を超えて、各施設遊具等の老朽化も進んでおります。これに対応するために、公園長寿命化計画に基づき、現在遊具の更新について力を入れて行っております。今後、この長寿命化計画に基づいて更新を進めていきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 長寿命化に基づいて改修をしていくということでした。理解いたしました。

現在の市民ニーズは、健康について大変関心を持っております。早朝よりウォーキングなどされている方も随分と増えてきております。

そんな中、公園に大人向けの気軽に遊び感覚で使ううち、日頃の運動不足の解消にも役立つ健康遊具があれば、市民の方々に元気で健康な生活を送る道具の一つとして喜んでいただけたと思います。

また、健康遊具の設置は、多世代が集える公園の施策の一つにもつながると思います。健康遊具について、今後、今現在つけられている公園以外に整備・改良を進めていく必要があると思いますが、市の考えをお聞かせください。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えします。

先ほどご答弁申し上げましたように、公園の遊具等につきましては、長寿命化計画に基づいて、老朽化した遊具を更新するタイミングで国の交付金を受けて順次行っております。遊具を設置する公園ですとかあるいは設置しない公園というものを区分しているわけではありませんので、住民のニーズ等を把握しながら、更新を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 市の考え方は分かりました。どうかよろしく願いいたします。

次は、公園を市民が活用しやすいための要望として、現在上がっている日陰や駐車場の設置について、今後の取組をお聞きいたします。

公園についていろいろと市民からの要望もたくさん上がっていると思いますが、その中でもこれからの公園には、やはり日陰は絶対必要性が高いと思います。今後の取組についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） それでは、日陰の施設の設置についてお答えいたします。

夏の暑い時期に屋外での行動は、熱中症のおそれがありますので、公園の利用者も少ない状況であると考えております。今年も7月・8月と最高気温が35度以上の猛暑日が続いて、夏休みの間も日中の公園で子供の姿などを見かけることは少なかったというふうに聞いております。

日陰の設置につきましては、日差しをブロックする観点からも有効であると考えておりますので、今年度につきましてはまず現在要望をいただきました具同1号公園についてあずまやの整備を完成させる予定であります。ただし、このようなあずまやなどの施設につきましては、多くの費用を必要としますので、どの公園にいつ頃までに整備するというふうな計画は持ち合

わせてはおりませんが、例えば夏期限定でタープですとかテントの貸出しなど、ハード整備に係る取組を試験的に行うことを含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。具同1号公園については、あずまやのようなものを考えていらっしゃるということで、またテントの貸出しなども考えているということで、ちょっと前向きな答弁だったとは思いますが、駐車場については、本当にこれは大変厳しい要望だと思いますが、これについては何か考えていらっしゃいますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 駐車場についてお答えいたします。

最初のご質問にもお答えしたとおりで、市内の多くの都市公園は、250mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とした街区公園です。街区公園の性質からも、新たに駐車場を整備する予定はございません。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 駐車場の件につきましては了解いたしました。ありがとうございます。

日陰をつくるにしても大変なことだと思いますが、いろいろと工夫をしながらの取組をお願いしたいと思います。つけるとしたら、年々つけていくのか、いつ頃にぱっとつけるのか、分かる範囲でお答えしていただきたいと思うんですが。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えします。

例えば、あずまやの設置でございますが、これは先ほどご説明しました公園長寿命化計画に基づく更新でありましたら、国庫補助事業の対象となるわけですが、新たに設置するとなりますと、これは補助の対象となりませんので、全て市の予算、持ち出しということになりますので、先ほども申し上げたように、多くの費用、1基約200万円程度かかるというふうに伺っておりますので、具体的にいつ頃どこに整備するというような計画は、残念ながら今のところ持ち合わせていない状態でございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 新たな設置については、なかなか高額な金額がかかるということで、いつ頃かということは明確には答えづらいということでございましたので、了解いたします。

それでは、ここで一つ提案とお願いでございますが、グラウンドゴルフなどでスポーツで利用している公園や子供が多く使用している公園には、夏場だけでもミストシャワーを設置していただきたいと思うんですが、いかがでございますでしょうか。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

ご提案いただきましたミストシャワーでございますが、屋外イベントの場など様々なシーンで効果的であるということは認識をしております。しかしながら、夏場における公園利用につきましては、各自で熱中症対策をしてもらうことが前提であります。ご紹介がありましたグラウンドゴルフの利用についても、朝の涼しい時間帯で実施するなど、各団体が工夫がなされておるように伺っております。また、市としましては、気温が高い時間帯での活動や運動に対しましては、健康推進課のほうで熱中症警戒アラートによる注意喚起を行っておりますので、公園を利用される方のソフト面での対策をお願いしたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。私としましたら、もうちょっと柔軟な対応をしていただきたいなど。せっかく高齢者の方々が、公園を使いながら健康のためにもグラウンドゴルフなどに励んでいらっしゃる姿をよく見ているので、検討の一つとして今後も考えていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。安全で快適に使用できる公園へとどうか取り組んでいただきたいとお願いいたします。

では、次の質問は、西土佐の四万十ひろばオートキャンプ場の現状についてお聞きをいたします。

四万十ひろばは、令和元年にオートキャンプサイト整備をし、令和2年度からオートキャンプサイト及びバーベキューグリル等のレンタルも開始されましたが、その後、コロナ禍で観光減少にも見舞われ、大変厳しい状況ではなかったかと思えます。ここに来て観光客の動きも出てきたようにも感じておりますが、オートキャンプ場の現状と今後の方向性についてお聞かせをください。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） ご答弁申し上げます。

まず、現状ということで、四万十ひろばオートキャンプ場の令和5年度の年間利用者数につきましてご答弁します。

令和5年度の年間利用者数は851人の利用があり、令和4年度と比較しまして189人減少しております。この理由としましては、キャンプ等は天候に左右されるものでありまして、一番の繁忙期である昨年の8月の天候が悪く、雨天や川が増水している状況が続き、キャンセルが相次いだことが主な要因であったものと捉えております。

なお、今年度の8月の利用者数につきましては、令和5年度と比べて増えております。

続きまして、今後の方向性ですが、四万十ひろばオートキャンプ場は、四万十川の雄大な自然の中に位置しており、四季折々の西土佐の魅力を体験・体感できる施設として整備されたも

のであります。本格的なバーベキューが体験できる備品も完備されており、地域の食も楽しめます。また、隣接します四万十・川の駅カヌー館では、カヌーやSUPなどのアクティビティーが楽しめます。そのカヌー館のホームページは、昨年度リニューアルを行いまして、地域の魅力発信等の充実を図るとともに、インバウンドにも対応できるようにしております。今後も四万十川を満喫できる施設として積極的にPRし、観光の誘客に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。これまでにキャンペーンの廃止などもあり、大変ご苦労されたということがひしひし伝わってきました。現状についてはおおむね分かりましたので、ありがとうございます。

四万十川を臨むロケーションを生かしたキャンプ場は、四万十市の財産でもあります。一度は行かなきゃ損だと思えるようなキャンプファンがこぞって来たくなるようなPR・企画をお願いしたいと思いますが、このPR・企画については、いつ頃を計画されておりますでしょうか。分かる範囲で構いません。

■議長（宮崎 努） 田村観光商工課長。

■観光商工課長（田村典義） いつ頃ということ、今も十分にしておりますけれども、さらに今後、ホームページもリニューアルしておりますので、県のキャンペーンと併せてしっかりとPRを努めていきたいと思っております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 本当に県の施策とも一致して、乗りながら、PRのほうをよろしく願いたいと思いますので。

次の質問にいたします。

次は、公園について最後の質問になります。

四万十川桜づつみ公園の保全管理についてお聞きをいたします。

四万十市の公園・庭園ランキングトップ3の中で、1番が為松公園、2番が四万十川桜づつみ公園と菜の花、3番が香山寺市民の森と人気の高い公園ですが、残念ながら、3、4年前から徐々に桜の花の咲き具合が悪くなってきております。何か対策を取られているのかと見てきましたが、その様子もあまり感じず、今年は見ることから寂しくなっておりました。この桜づつみ公園は、市内からも近く、花見の季節には昼も夜も皆さんがこぞって花見の会を行っております。市民にとっては、大事な年に一度の憩いの場でもあります。

桜づつみ公園の桜について、保全管理はどのようにされているのか、今後の対策についてもお尋ねをいたします。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） お答えいたします。

四万十川桜つつみ公園は、国土交通省から河川占用許可を受け、平成7年に供用されて以来、為松公園と同様に桜の名所として市内外の皆様に利用をされております。

ご指摘の桜の保全につきましては、草刈りなどの日常的な管理に加え、年1回の肥料の施肥と年2回の消毒・防除を全体的に行っております。

一部桜の生育が悪いのではないかとのご質問ですが、これは本市としても認識をしております、造園専門業者への相談等も行っていました。その中で得られた専門家の所見としては、水が浸透しにくい構造に造られている堤防の上に盛土を行って桜を植栽しておりますので、特に勾配のない平場の部分では水はけが悪く、桜の生育に支障を来しているのではないかと。その一方で、斜面分、のり面の部分ですが、こちらは勾配がついており、水はけもよく、育ちやすいのではないかとのご質問でございます。

こうした中、今年6月に竣工いたしました入田樋門の整備の際に、20本程度の桜が支障となったため、令和3年に平場部分へ国土交通省により移植を行っていただきました。その際、河川管理者である国土交通省のほうで、地中の盛土部分に暗渠排水管を設置するなどして、水はけをよくする対策を講じていただいておりますので、現在はその後の生育状況について経過を観察しているところでございます。

今後、どのような対策が有効なのか、河川管理者であります国土交通省とも連携しながら、必要な処置について考えていきたいと思っております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 保全の管理は、草刈りなどをしながら、また花の咲き具合についてもきちんと把握をしていただいているということは分かりました。確かに、植物の管理は本当に難しいことだと思います。現にしまんとびあの植木も全部枯れてしまいました。保全管理については、現在進行中ということでございますので、今後も気配り、目配りをお願いしたいということで、よろしく願いいたします。ある一定の理解はできました。やはり、毎年花見を楽しみにしている方が多くいますので、がっかり公園にならないように、保全管理についてはスピード感を持って当たっていただきたいとお願いいたします。

次は、2番目の質問です。

脱炭素の取組についてお尋ねをいたします。

本市では、令和3年3月に、2025年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すため、ゼロカーボンシティ宣言を制定いたしました。早いものでもう丸2年が過ぎました。近年では温暖化が進み、夏場には熱中症警戒アラート発令中などの注意喚起も頻繁に行っている状況であります。本市では、この2年間、脱炭素を目指して、地球温暖化の及ぼす影響など、情報発信

や啓発を行うとともに、ゼロカーボンに向けた様々な施策に取り組んできていただいたと思っております。これまでの具体的な取組内容と現状についてお伺いをいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 議員からご説明ありましたけども、本市におきましては、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指しまして、その実現に向け、自然再生エネルギーの活用、また森林の整備など、脱炭素への取組を推進していきます四万十市ゼロカーボンシティ宣言を令和3年3月に宣言をいたしました。これに基づきまして、令和3年度には引き続き住宅用太陽光パネルの設置補助などを実施をいたしまして、4年度から5年度にかけてはより取組の実効性、こちらを高めるために、四万十市地球温暖化対策実行計画区域施策編、こちらの作成にも取り組みまして、6年度からはその区域施策編に基づきました太陽光パネル設置補助に加えまして蓄電池への設置補助、また省エネ家電製品への買換え補助、そういった施策も推進しているところでございます。

こういった取組によりまして、本市の二酸化炭素排出量につきましては、確認ができる直近の数字で申しますと、令和3年度には対前年度比マイナス1万7,000tでございまして、6.8%の減少となっております。4年度以降につきましても、着実に取組の効果が現れているものと考えているところでございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。これまでの取組といたしましては、住宅用の太陽光パネル、また蓄電池、家電の買換えなどによって効果は出てきているという答弁でございました。確かに私も市民の皆様も身近なことでもあり、ゼロカーボンについて少しずつ理解をしていただけているようにも感じております。今後もみんながゼロカーボンに向けて取り組みやすい施策を考えていただきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

脱炭素を進めるためにも、廃食油を持続可能な航空燃料へ回収・活用についてお伺いをいたします。

これまで天ぷら油などの廃食油は、従来一部が回収されて、石けんや配合飼料、バイオディーゼル燃料などに生まれ変わっていましたが、近年、国際的に需要が高まる持続可能な航空燃料SAFと言いますが、SAFは二酸化炭素を吸収する植物に由来する廃食油などを原料に製造せられるため、従来の航空燃料に比べて製造から利用までの二酸化炭素、CO₂の排出量を最大で8割削減できると推計されております。

このような中、将来的なSAFへの再生を見据え、家庭から出た廃食油を市役所内で回収している市も増えております。現在、横浜市では、航空会社と連携をし、住民から家庭で発生する廃食油を回収して、持続可能な航空燃料の原料などに活用するための事業も進めております。また、他市でも捨てるごみだが回収すれば資源だ。廃食油を集めてSAFにすることを通じ、

環境意識の向上と地域活性化を図る活動として、廃食油を市役所内で回収することを積極的に推進してきた結果、廃食油の捨て方に困っていた市民が、ごみではなく、資源として回収せられる、環境に優しい活動なので、協力しなかったと環境課の窓口を持ち込まれているようで、回収に関する市民の意識は、着実に高まっていると手応えを感じているようです。

本市では、ゼロカーボンシティ宣言も行っております。脱炭素を進めるためにも、家庭での廃食油をS A Fへ回収・活用について本市の見解をお伺いいたします。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 議員ご提案の廃食油の航空燃料への活用、こちらにつきましては、まだ具体的な行動とはなっておりませんが、本年5月頃より環境生活課内におきまして、高知龍馬空港における航空燃料の一部として活用、そういったことを将来的に取組できないか、そういった協議を進めていたところでございます。こういった施策に関しましては、本県のような人口の少ない地方都市におきましては、一市町村のみでの取組では限界もございまして、効果等も限定的になるのではないかと、そういった想定をしておりますので、今後幡多地域、ひいては県下的な取組となるように、高知県などに対しまして実現に向けた協議など働きかけてまいりたいというふうに考えております。

ただ、私に残された時間、本当に少なくなってまいりました。例えますと、尻に火がついた状態というところではございませんか。でも、今ほど議員のほうから火に油を注いでいただきましたので、残り少ない時間、ますます燃えながら取り組んでまいりたいと思っております。この廃食油の活用に関しましては、航空燃料のみならず、もっと身近なところで申しますと、土佐くろしお鉄道ディーゼル車両の燃料、そういったことへの活用、そんなことも考えておりまして、例えばお家で空揚げを作った後の廃食油は、燃料に再生されまして、飛行機が飛ぶ、車が走ると、こういったことは子供さんにも循環型社会形成のイメージが湧きやすいですし、何と申しましても夢がございまして、私にできますことは、施策実施に向けましたほんの小さなきっかけづくりと、そういったことになるかもしれませんが、残された時間、幅広く挑戦してまいりたいと考えております。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。本市でも認識はしておられたということでございます。本当に大変よく理解はしていただいていると感じることができました。ありがとうございます。答弁のほうでは、市と言うよりも県にお願いし、大きく取り組んでもらうということだったと理解をいたしました。これでよろしいでしょうか。であれば、政府は30年までに国内航空会社の主要燃料の10%をS A Fに置き換える目標を上げております。S A Fの原料となる廃食油をどこから調達するか、鍵を握るのは家庭であり、環境省も回収促進へ本腰を入れようとしております。先ほど課長が言われたように、まず県のほうにお願いするのであれば、近隣市町村とも一丸となって、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

あわせてになりますが、できれば課長在任中にある程度まで期待をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■議長（宮崎 努） 山本環境生活課長。

■環境生活課長（山本 聡） 期待を受けましたので、しっかり頑張りたいと思いますけれども、既にお隣の黒潮町の担当課長さんには、そういったお話もさせていただいております。まず、本市が音頭を取りながら、幡多地域でいろいろ話を進めて、できれば一緒になって高知県さんのほうに話も行きたいと思いますので、期待しておってください。よろしく申し上げます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変うれしい答弁をありがとうございます。黒潮町との連携を取りながら、本市の音頭で前に進んでいただけるように受け取りましたので、よろしくお願ひいたします。

では次に、最後の質問でございます。

デジタル化の取組状況についてお聞きいたします。

本市においては、令和5年度よりデジタル推進プロジェクトチームを立ち上げ、他市への視察やデジタル庁との意見交換などを行いながら、計画の下、着実に取り組んでいただいておりますが、ここでこれまでの経過と現在の課題についてお聞きをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、プロジェクトチーム結成以降の経過等についてお答えいたします。

近年、顕在化しております人口減少や少子高齢化に伴う地域経済や生活文化活動の縮小などが懸念されている中、これらを改善する手段として、昨年プロジェクトチーム立ち上げを皮切りに、さらなる行政サービスの向上や地域活性化に向けまして、より強力なDXの推進体制を整えてまいりました。具体ですけれども、今年度からデジタル技術に精通し、かつ課題解決に直結する技術や導入判断や助言を行うことができる外部人材としまして、中CIO補佐官でございますけれども、この方を民間企業から受け入れるとともに、こういった絶対的なリーダーの下、庁内プロジェクトチームを31名に拡充しまして、現在様々な取組や検討を進めているところでございます。

その内容についてでございますけれども、大きく2つございます。1つは、業務改革でございます。これ現在進行形のものも含めてお答えいたしますが、罹災証明書発行申請をはじめとする各種手続、これらのオンライン化、それからシステム標準化対応、それから業務効率化に資するデジタルツールでありますRPA、AI-OCRなどの導入、そして最近この夏からでございますけれども、自治体専用のビジネスチャット、これLGWANでもインターネットからでも利用できるチャットでございますけれども、そういったもの、それからプログラミング等の知識がなくても、職員においても業務改善とか効率化を実現できる、そういったアプリを

作成できるようなツール、こういったものを試行という形で現在行っているところがございます。

2点目です。意識改革でございますけれども、これもやはり重要でございます、中C I O 補佐官による全職員を対象としましたD X意識醸成研修というものを実施しているところがございます。

また、昨年度に検討を開始しました地域通貨の導入についてですけれども、これにつきましては、経済効果は一定望めるものの、費用対効果など課題も大きいこと、またジモッペイなど民間の動きもあることなどから、今年度は導入を見送ることとしまして、今後民間の取組との連携も含め、公共的利用価値の向上が望めるサービスが可能となれば、再度導入に向け検討していきたいと考えているところでございます。当面の課題ですけれども、やはり全庁的に変革に取り組むためには、これまでの職務に対し、新たな視点で臨むことが要求されます。これに係る職員の負担も、一時的には大きくなることは当然承知しておりますけれども、地域を取り巻く情勢が大きく変化している今だからこそ、これに対応できる意識の醸成というものをいかに早期に実現できるかということが大きな課題であるというふうに認識しています。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。これまでの経過については、行政サービスに向けて、いろいろと意識改革などを全力的に行っているということで分かりましたが、これまで地域通貨の導入についても各議員がいろいろと質問をされてきたと思いますが、地域通貨についてはどのように捉えたらよろしいでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほどもお答えさせていただきましたけれども、このことについては、確かに昨年度、プロジェクトチームをはじめとする視察研修を繰り返してきました。その中で、やはり課題としては費用対効果もございますし、またジモッペイなど民間の動きも実際その視察研修の後に出てまいりましたので、そういった民間の動きも含めまして、今後再度導入に向けて公共的利用価値の向上が望める、そういう可能性があるということになれば、再度導入に向け検討していきたいと、整理しているところでございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 質問ダブリまして、大変お騒がせをいたしました。すみません。

ここでですけれども、今現在、もう活用できるようになったものは何かございませんか。分かる範囲で教えていただきたいんですが。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 今現在、市民の方をはじめ、活用していただいているサービスとしましては、やはりオンライン申請ということになりますけれども、これにつきましては、

子育て関係で15手続、主なもので申しますと、児童手当等の現況届でありますとか、保育施設等の利用申込み、そういったものに活用していただいております。あと介護関係ですけれども、これも11手続ございまして、主な内容としましては、要介護・要支援認定の申請でありますとか、介護予防なんかのサービス計画作成依頼の届出、そういったものに活用していただいているところがございます。そのほか、今年度からは、職員採用試験の申込みもオンラインで可能としたところがございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） 大変詳しく教えていただきまして、ありがとうございます。

それでは次に、現在重要事項として行っている取組の進捗状況についてお尋ねをいたします。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 現在、特に重要と捉えて取り組んでいる取組ですけれども、さきにご答弁しました様々な業務に加えまして、まずはデジタルを活用するなどした業務改善を図るために、県の事業を活用しまして、全庁的な業務量調査を現在行っているところがございます。これによりまして、生産性の低いルーティーン業務でありますとか、申請確認作業、そういったものを洗い出しをしまして、まずは業務を効率化する、そういうことで職員が費やす時間をより住民満足度に資する有意義なものに転嫁できるように努めているところがございます。

それから、こういった取組、庁内と庁外、それぞれございまして、庁外に向けた取組でございますけれども、これにつきましては、先ほどご説明いたしました申請手続のオンライン化をはじめ、やはり地方創生のためにはデジタルを活用するなどした地元企業の育成、こういったものも不可欠ではないかと考えているところございまして、企業に対して企業目線での現状課題についてヒアリングを実施しまして、四万十市のみならず、幡多エリアの産業における課題の抽出に取り組んでおります。

さらに、観光商工課とも連携しまして、こちらは中C I O補佐官を中心としまして、商工会議所主催による経営改善セミナーの開催など、DX技術を活用しました正しい経営手法、そういった普及に向けても現在取り組んでいるところがございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。大変盛りだくさんな内容で、またゆっくり窓口のほうに行きまして教えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最後に、本市のデジタルプロジェクトチームの中には、女性は何人いるのか、特に女性の役割というのは、あれば教えていただきたいと思っております。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 先ほどもお答えしましたとおり、今年度よりプロジェクトチーム拡充をしまして、現在31名のメンバーで活動をしております。そのうち、女性職員は11名となっております。

その女性職員の役割ですけれども、これにつきましては、特に男女の区別というものはございませんで、今後起こり得る様々な課題や業務改善を一体となって能動的に考えていただきまして、とにかく変革することのできるリーダーとして、DXの推進に努めていただくことを目的としているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 山下幸子議員。

■7番（山下幸子） ありがとうございます。31人中、女性は11人ということで、男女の区別はないということです。リーダーとして頑張っていただきたいと、認識をつけていただきたいということで捉えました。ありがとうございます。

プロジェクトチームを設置してからこれまで、課長の意気込みには熱いものを感じ、大いに期待をしておりますので、ぜひともこれからも応えていただきたいと思います。よろしく願います。

以上で私の質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 以上で山下幸子議員の質問を終わります。

11時まで休憩といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続いて、寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、議長のお許しを得ましたので、市民クラブ寺尾真吾、質問させていただきます。

1つ目、旧下田中学校の有効活用について質問させていただきます。

旧下田中学校の有効活用について、質問するに当たりまして私のスタンスをお伝えしておきます。

有効活用方針として示された下田保育所及び下田小学校の高台移転について、私は疑義があります。現状賛同がし難いというふうに思っていたいただいても構いません。先日のこどもサミットのテーマは、みんなのふるさと四万十をもっとよくしよう。いつまでも住み続けたい町であるためにというものだったということです。ですので、私たち大人は、四万十市をもっとよくして、住み続けられる町の実現に向け取り組みたいところです。もっと言えば、今この町で生活をしている市民全員のお命と財産を守り、住んでいてよかったと思っただけの市民全体

の福祉増進につながるため、そして効率的・効果的な行財政運営を持続させることにより、将来若者が活躍できる町へと次世代へつなぐ市政を目指したいと考えます。そのために、今回の旧下田中学校の有効活用である高台移転に対して疑義がありますので、質問をしていきます。これは、市長が公約に掲げた「人が輝き 夢が生まれる 悠久と躍動のまち 四万十市」の運営に沿った質問であるとも確信をしております。いつもに増して真摯なご答弁を望みますので、どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、高台移転に係る費用についてお尋ねします。

私の予想では、高台移転費は2億円以上になります。この予想金額の根拠は、大学誘致の際の旧下田中学校校舎の改修工事費用の残額となる2億90万6,640円です。内装工事が手つかずのまま、2億円ほどの残して中断していますので、ミニマムでこの金額が高台移転に係る費用になると考えています。また、費用は、もっと高額になると考えます。保育所と小学校の合築です。建物の構造を変更したり、新たな整備品の購入などを考えると、もっと費用は膨らむと考えています。さらに言えば、プールも解体していますので、小学校プールや保育園プールまで新設するとなるとより大きな金額になろうかと思えます。仮に2億円だとしても、この費用がどれほど大きな移転費用なのかを比較してみましょう。市民にお伝えするために、近年の八束小学校と利岡小学校の移転費をお伝えします。八束小学校の移転費は1,827万5,684円です。利岡小学校は1,779万8,808円です。また、仮に今回の高台移転費2億円に緊急減災・防災事業債、略して緊防債を使えたとしても、工事費2億円に対して市の持ち出しは3割の6,000万円となります。八束小学校や利岡小学校の約1,800万円に対し、3倍以上の費用が必要です。人口減少等により縮小する経済の中で、市の財源を効率的・効果的に使わなくてはならないのは基本です。費用がかかり過ぎではないでしょうか。昨日は、谷田議員が体育館の空調整備について質問もしていましたが、断熱等体育館全体の空調整備をすれば、恐らくですが、大体1つの体育館に当たり7,000万円から8,000万円はするかと考えます。そうすると、この2億円あれば、四万十市の3つの中学校の体育館を整備でき、部活動の環境をよくするなど、そのようなことにも使うことが可能です。現状、幾ら程度になると考えていますでしょうか、お聞かせください。

次に、高台移転の効果についてお尋ねします。

お金を使うに当たり、どんな効果があるのか、どれほどの効果があるのかということです。ここは、費用と同様に、常に議会では重要なポイントとなっています。ですので、高台移転にどんな効果が、どれほどの効果があるかと考えていますでしょうか。今までの答弁を見ますと、四万十市はハード整備、ソフト対策等により、すぐに高台移転をしなくてもよいと言っています。つまりは、高台移転をすることは、安全面において効果が薄いと言い換えることもできるのではないのでしょうか。実際に、仮に大学が設置されていたとすれば、下田保育所と下田小学校はどうなっていたでしょう。私は現状のままだったと考えます。なぜなら、設置に伴い、旧

下田中学校が使えないことはそのときに分かっていますので、高台移転が必要とするならば、そのときからどのように移転し、園児・児童をより安全なところへ移すかを考えているはずですが、私は、有効活用をするなら、予算と効果も考えた内容が必要だと考えています。今回はその点から疑問があるのです。高台移転にどんな効果が、どれほどあると考えていますでしょうか。また、費用対効果の面からお聞かせください。

次に、今の下田保育所・下田小学校の災害時の安全面についてお聞きします。

先ほど効果が薄いと考えているのではと表現しましたが、旧下田中学校は、建築年度1970年の既に54年がたった建物で、下田保育所と下田小学校ともに建築年度1998年の26年の建物です。この年数から見ると、経年劣化はまだ旧下田中学校校舎の半分しかたっていない現保育所・小学校のほうが、耐震性に関して安全というふうにも考えられます。仮に3年後となったら、57年経過した学校校舎です。学校における公的施設では、休校・廃校を除き、最も古い建物になるのではないのでしょうか。別視点になりますが、これは学校施設として利用し続ける際の一つの事例ともなり得ます。今後の学校施設に対するビルド・アンド・スクラップという点においても、慎重な検討が必要ではないのでしょうか。

安全面の話に戻します。先ほどの効果に関する質問と重複しますが、今までの答弁でも、ハード整備、ソフト対策により、直ちに移転するという計画はないと言っています。四万十市は、安全とは言っていません。しかし、直ちに移転する計画はない、この直ちという言葉、どんな意味が含まれていると考えますか。私には、現状に問題はないと言っているようにも聞こえます。保育所と小学校の現状の安全面をお聞かせください。

次に、高台移転の必要性についてお尋ねします。

効果と安全面を開けば、自然と必要性についての答えは出るかと思いますが、ほかの学校との移転と比較して質問をします。

先ほど八束小学校と利岡小学校の移転費について話をしましたが、移転の利用について話を比較してみます。例えば、八束小学校の移転には、大きく2つ理由があったと思います。1つ目の理由は、もともとあった八束小学校の場所は、風水害による被害の可能性が高く、土石流危険渓流があり、急傾斜地崩壊危険箇所、また土砂災害警戒区域など4種の危険があったために移転が必要だったということが1つ目の理由です。

そして、2つ目の理由は、八束小学校は、建築年度1976年、築48年、今建て替えをしている東山小学校とは、1年違いの古さです。そのため、建て替えか長寿命化を考える時期だったとも考えます。そのため、津波浸水区域として変わらない場所ですが、土砂災害警戒区域等ではない旧八束中学校への移転案が出ました。旧八束中学校は、建築年度1996年、築年数28年の比較的新しい校舎です。そのために建て替えや長寿命化のような大きな費用がかかるものより費用が抑えられる移転が選ばれたと考えます。

次に、利岡小学校の移転理由です。利岡小学校は、急傾斜地崩壊危険箇所、また土砂災害警

戒区域の2つの風水害による危険がありました。そして、目の前にある旧後川中学校のプールと体育館を併用していたために、道路横断を毎回しなくてはならない交通安全課題を抱えていました。校舎の築年数で言えば、利岡小学校と旧後川中学校は3年程度の差ですので、そこまでの違いはありませんが、毎年の豪雨災害の可能性による土砂災害等の危険性と毎日の交通安全の危険性は高いとも判断できます。そのため、移転の必要性を理解することができます。

つまりは、これらの2つの小学校の移転理由を見ますと、ただただ再編により中学校校舎が空いたからという理由ではなく、今移転すべき財政的な効率性と現位置での危険性という移転せざるを得ない必要性があったと考えます。

一方で、下田においては、旧下田中学校校舎が空くことになりましたが、何度も言いますが、保育所・小学校ともに直ちに高台移転をしなければならない計画はないと答弁してきています。津波浸水区域として総合的に考えるのであれば、ハザードマップ上、八束小学校・竹島小学校・竹島保育所・下田小学校・下田保育所は、同レベルであります。今までの答弁のとおり、適正規模等も含めての総合的な視点から考えることが必要です。これは、令和4年6月の市長答弁にある高台移転は、重要な課題ではあるが、近隣市町村でもほとんどが統合をしているという言葉にも合致します。この答弁は、恐らく効率的・効果的、また適正規模等も含めて、市長は統合の必要性を視野に入れた答弁だと考えます。

そのため質問します。

今回の高台移転の必要性は何でしょうか。

また、今までの答弁を見て考えますが、統合等の検討をせず、1つの学校だけの高台移転が必要なほど切迫している理由ができたのでしょうか、お聞かせください。

次に、保育計画との関係について問います。

今回の高台移転を有効活用として決定する前に、保育の将来像を議論することも重要だと認識を持っています。平成15年、西暦にして2003年、旧中村市時代に保育所規模適正化検討委員会が保育所の規模適正化に関する報告書を提出しています。21年前、この当時、既にこの報告書の中には、保育所は少子化に対応し、経営の効率化に努め、時代の変化に即した保育サービスや子育て支援策等に柔軟に対応できる体制を確立すべきであると21年前から先人によってこれからの保育所の在り方について答申がされています。それを参考に、翌年に旧中村市は、規模適正化計画を作成し、子供たちの健やかな育成を目指し、規模適正化を努めることを考えてきています。このとき既に竹島保育所と下田保育所は、児童数の推移により、将来的に統合を検討する必要があると明記されています。ですので、上げるにしても、最低限、ここの議論はしておく必要があるかと考えます。現在は、四万十市保育計画という計画となって重要な部分は受け継がれながら、本市全体の子供たちのために、将来に続く保育の在り方を定めています。そのために、保育計画は、重要な計画であり、その意向を無視して進むことは問題があると考えます。子育て支援課の今までの答弁でも、高台移転についての質問で、適正規模での効率

的・効果的な保育運営を基本として、児童数の推移や既存施設の状況等を考慮するなど、将来の保育所の構想も踏まえた中で検討すべき課題であろうというふうに考えていると言ってきています。将来構想も踏まえた中でと言っているのも、これは将来構想まで踏まえての高台移転なのでしょうか。私は現状のところそう思っておりません。そのために、今回の高台移転は、保育計画から見て私は問題があると思います。この点、どのように考えているのか、お聞かせください。

次に、検討会についてお尋ねします。

まず、検討会の意見の取扱いについてです。

検討会は、私的諮問機関、法令によらない機関のため、法令で定める会とは違い、そこで話し合われる意見に行政が拘束されることはありません。ただし、構成員が本市の権威性・専門性を一定有しているならば、そこで話し合われる内容は、本市の現状を適当に表したものとして、将来的効果を及ぼすことに問題はないと捉えています。しかし、その代わりに、構成員のおのの意見を持つことにおいて、一人一人、その一つ一つの意見を尊重することも重要です。また、一つの意見にとらわれず、その一つの意見の中に存在する細部にわたる意見についても、内容により慎重に取り扱われるべきと考えます。そのため、意見取りまとめが不要な場合もあると思いますが、つまりは多様な意見をそのまま政策会議に生かし、多面的な議論を行い、決定を下せばいいと考えます。その点についてどう考えるかをお聞かせください。

追加する話ですが、検討会には有効活用基本方針というものがあります。この有効活用基本方針には、四万十市の総合計画など5つの計画が入っており、検討会で議論する上で総合計画など四万十市の幾つかの計画を勘案し、進めてくださいねと言っています。検討会には、四万十市の今までの計画を読んで、有効活用の方向性や整合性を考えたり、また多角的な分析をして有効活用を検討してほしいというものです。この計画の中には、財政の健全化や効率的事業展開を望む文書があります。そのため、財政的な視点で検討会には有効活用案を話し合うことも大切なことだったと考えます。ですが、財政面については、検討会に期限が設けられている中では、時間がないことも理由だと思います。財政面については、プロジェクトチームが考えることになり、そのため検討会は、財政的な視点から有効活用案を考えることはなかったと考えます。そうすると、検討会は財政的観点から、有効活用案の妥当性について深い議論ができず、意見の取りまとめをすることについても、または議論が不十分とも考えられます。

このように、検討会では期限が設けられている中において、財政面を含めた総合的な視点での意見を出すことは難しかったのではないかなと考えていますが、この点どうでしょうか、お聞かせください。

次に、プロジェクトチームについてお尋ねします。

検討会の一人一人の意見を尊重したプロジェクトチーム内の議論があったかを聞きます。議事録の中にある委員の一人の意見ですが、下田地域において、人口増加を見込めない状況、下

田小学校と保育所の存続も危ぶまれている現状を考えれば、市や地域に余力がない中で、無理をして高台移転をするのではなくていいという意見があります。この意見は、高台移転をしたとしても、その存続性を問題視していると考えます。また、市の財政面に対して心配をしている意見でもあります。そのため、本市の状況を的確に捉えた重要な意見だと考えています。この存在性と財政面についての意見に対して、プロジェクトチームはどのように向き合い議論したのか、その経過はありますか、お聞かせください。

次に、政策会議についてお尋ねします。

私が一番問題だと考えているのは、この政策会議の決定です。今までの取りまとめのような話ですが、私は政策会議では、大きな費用となりそうな点であったり、その費用に対しての効果、現状の学校等の位置の安全面、必要性、四万十市の計画との整合性、検討会の多様な意見などを総合的に考え、また財政的に豊かではない状況を踏まえ、効率的・効果的な事業を選定できるよう、判断が求められていると考えていますが、今回の決定にないのは、この様々な点においてどうだったのでしょうか。どのような協議をして、この結論に達しているのか、お聞かせください。

また、ここでは財政状況もお聞きします。本定例会冒頭の市長説明要旨にて、現在の財政状況について説明がありました。実質公債費比率は0.8%悪化の10.5%、将来負担比率は29.9%の悪化の97.2%です。この数字がどういうものかということとは分かりにくいと思いますが、総務省の令和4年の実質公債費比率の段階別分布状況というのを見ますと、本市は10%未満という団体から一つ悪化した段階の10%以上18%未満の団体となりました。これは、全体の市の中で10%未満が657団体であるのに対して、四万十市の段階にいる団体は137団体です。パーセンテージで言えば17.2%しかいない段階にいる団体となっています。この本市の実質公債費比率、これからまだまだ悪化する可能性があります。四万十市や今後始まるであろう食肉センターの公債費の返済が始まり出すと悪化すると考えます。この点で財政上の今後の見通しはどう考えていますでしょうか。できれば、市民にも分かりやすい表現でお聞かせください。

次に、地方自治法第2条の14についてお尋ねします。

皆さんはシンドラーのリストという映画を知っていますでしょうか。今回の私の質問を聞いていますと、保育所と小学校の高台移転に疑義を持ち、命を軽視しているようにも聞こえるかもしれません。しかし、中・長期的視点で市民の命と財産を守っていくという視点で立てば、市のお金を有効に使っていくということが、命を守ることにとても大切な視点だということは市民にも理解していただけるものだと思っています。命とお金ということを考えるときに、昔見たシンドラーのリストという映画を思い出します。シンドラーのリストは、ナチスドイツがユダヤ人を迫害した第二次大戦時、ユダヤ人の収容所送りを阻止するため、私財を投げ出し、1,100名以上のユダヤ人を救ったシンドラーというドイツ人実業家の話です。この作中、最後のシーンで、シンドラーは無駄遣いを嘆いています。実業家として得た大きな財産を無駄に使

わなければ、もっと多くの命を救うことができたという私には命を守るためお金の大切さを考えさせられた作品です。

さて、質問に戻しますが、この映画のように、地方自治法では、お金の大切さに関して市民を守ることをうたった法があります。地方自治法第2条の14、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないというものです。この高台移転については、費用対効果を考えるに、短期的な視点で物事を見ていると私は考えてしまいます。費用が大きくなければ、それもよしとなりますが、そうではなさそうです。中・長期的な視点で今回の件を見なければ、本市全体に悪影響を及ぼすとも考えます。そのため、私は地方自治法第2条の14に沿って再度検討してほしいというものです。どうでしょうか、お聞かせください。

次に、防災力というところに移ります。

公助における下田地域の防災力の把握についてお尋ねします。

住民の中には、この高台移転によって、下田中学校校舎が失った防災機能の回復に期待をしている声があるかと思います。電気・水道・トイレなど、今まであった機能が改修工事の中断を受け、なくなったことを残念に感じることは私も分かります。

一方で、この下田地域の防災力については、下田地域の防災力の全体を通して、現在はそのような状況であるのか、丁寧に認識していく必要があるかと思っています。ここに至る理由の一つは、大学誘致計画に伴い、旧中医学研究所が改修され、令和5年1月より指定避難所となっていることです。そして、この機能は、中学校校舎と遜色なく新しくなっていることなどから、一定の向上している機能面もあると判断していることがあります。例えば、中・長期の避難場所という観点から、中学校校舎と旧中医学研究所を比較してみましよう。ご存じのとおり、学校校舎というものは、児童の学び場ですので、できる限り早く教育環境の回復が望まれるものです。能登半島地震においては、受験シーズン前ということもあり、子供たちの受験や教育環境に目をやったニュースも流れていたかと思います。学校で教育を受けられる環境は、本当に大切なものだと考えます。そのため、学校校舎は一時的な避難場所としての考え方が一般的で、中・長期の避難所としてはふさわしくありません。

他方で、旧中医学研究所での避難利用を考えてみましょう。今後の有効方針を含めても、災害時に中・長期的避難を拒む理由がありません。ですので、この観点からいけば、よい環境が下田にはできており、他地域と比べても劣ってはいません。

なお、収容可能人数を比較してみますと、旧下田中学校校舎は194人ですが、旧中医学研究所は248人です。54人もの収容人数の増加にもつながっています。さらには、これも大学誘致の時期ですが、テント・寝袋・マットなどを整備し、下田地域に保管されています。下田地域の防災力は、この点において向上をしていると考えます。市は、下田地域の公助面での防災施設や機能において、大学誘致前と現状を比べどのような違いがあるのか、また防災力は下がっ

たのか、上がったのか教えてください。

また、他地域と比べて防災力が劣っているのか比較したときにどう考えているのか、お聞かせください。

次に、体育館の空調整備についてお尋ねをします。

谷田議員の学校体育館に空調整備設置が進んでいない要因とはということに対して、答弁では、一つの要因に学校数の多さを上げています。

それでは、この学校の数というものは、いつ変化して、幾つならでできる要因になるのでしょうか。私はこの問題は、四万十市が小学校における再編、昨日も西尾議員の答弁にありましたが、中・長期的な視点に立っての計画を持っていないことが一つの要因でもあると思っています。空調のことだけではないのですが、教育環境の維持や改善に対する財源の確保は、喫緊の課題となってきました。スクールバスの話も出ていましたが、先を見越した計画が立っているのであれば、この話も前向きに考えられると思います。その根幹には、引き続き注視していくという曖昧な答えにあるかと思えます。これは、この答弁については、今後の課題として考えてほしいところです。

空調整備の話に戻します。私も学校という視点で話をしていますが、学校数というものを小学校と中学校に区別して考えたとき、中学校体育館の空調整備は、再編も終わっているために、優先して検討することはできるのではないのでしょうか。四万十市は、全国的にも暑い町です。熱中症対策にはひとときわ力を入れていると思います。先日の台風の際に避難所開設がありましたが、熱中症への懸念から、可能なところは校舎利用したとも聞いています。中学校校舎に空調整備を行う利点の一つに、部活動での熱中症対策もあるかと思えます。正直、全ての体育館に空調整備を施すことは難しいと考えています。しかし、災害時の利用を考えたときに、例えば能登半島地震より生まれた1.5避難所、福祉避難所との間の避難所と考えますが、幾つかの体育館に空調整備することは、体が弱った人たちのよりどころになり得ます。この視点から見てもあったほうがいいかなと考えています。答弁でも、イニシャルコスト、ランニングコストに対する課題点があることは承知ですので、学校体育館という公正性と費用対効果も含めて、一度再編が既に終わった中学校の体育館の空調整備に関し、それが小学校体育館より優先されるべきかも含め、空調整備を今後検討するのであれば、早く整備するという視点からも、整理検討してもらえればと思いますが、この点いかがでしょうか、お聞かせください。

それでは、私の第1回目の質問を終わらせていただきます。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時28分 小休

午前11時33分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

ただいま武田企画広報課長から反問の申出がありました。四万十市議会基本条例第10条第2

項の規定に基づき、武田企画広報課長の発言を許します。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、議長より反問の許可をいただきましたので、反問させていただきますと思います。

確認させていただく事項3点ございます。

まず、1点目です。

高台移転の効果のところ、議員のほうは立場上、疑義があるということで、効果が薄いというふうなところでの発言があったかと思えますけれども、その根拠としまして、現在議員のほうでこういった効果等評価しているのかを確認させていただきたいと思えます。それが1点目です。

それから、2点目ですけれども、高台移転の必要性のところでの質問であったかと思うんですけれども、八束小と利岡小との比較の中で、八束小・利岡小は移転する必要性があった。一方、他の質問の中にも出てまいりますけれども、下田小・下田保育所については、移転の計画はなかった、そういったところについてご指摘されていたかと思うんですけれども、その計画の有無についての議員のご認識を確認したいんですけれども、八束・利岡小において、災害のリスクがあったということは私たちが承知しているんですけれども、その2つの小学校において、移転計画があったかどうかについての議員のご認識を今後の答弁のためにも確認させていただきたいと思えます。

それから、3点目ですけれども、これちょっと聞き間違いがあったら申し訳ないんですけれども、現下田保育所・下田小学校の建築年数と旧下田中学校の建築年数を比較して、そういうことから考えた場合に、現下田保育所・下田小学校のほうが、耐震性という意味でということであったかも分かりませんが、安全性が高いというようなことも添えてのご質問もあったかと思えますけれども、その比較する時期、そこちょっと分からなかったもので、ご説明いただいた年数で言えば、今現在だと思います。そのところをその3点まずお聞きしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 反問に答弁、時間はいいんですかね、かまいませんね。

間違っていたらすみませんね。3つ目の質問が、自分の中で意図がよく分からないんですけれども。

1つ目の高台移転に効果が薄い、ここに対しての考え方の話だというふうに思っていますが、私は今までも大学の誘致に関して賛同してきております。そのときに、もともとその前にも下田住民の方からも、やはり高台移転が望ましいということは聞いていの中で、例えば保育所、動いたこともありますが、ただそのときもやはり例えば保育所がまだまだ比較的新しく、そしてハード面の整備、ソフト面対策において、安全面はしっかり確保しているという言葉を私

も聞きまして、総合的に判断したときに、今現状、高台に移転する必要があるかどうかという意味では、私は本市が考えている考え方に沿ったということがあります。ですので、安全面がどうなのかということの現位置に関しては、私はハード整備、ソフト対策も含めて、今現状、すぐに高台に上がらなくてはならないという考え方に賛同しているというところです。質問の意図がうまく合ってなかったらもう一回お願いいたします。

それで、次に必要性についてです。八東小学校と利岡小学校には計画があったかということに対しては、そこはなかったというふうに思います。これは答えだと思しますので。

次に、建築年数が耐震性等に関して比較を僕がしているのですが、その時期というものが何なのかというと、今の時期ということでご答弁よろしかったでしょうか。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ありがとうございます。

2回目の質問させていただきたいと思いますが、事業効果のところでは、いろんな市民の方の意見も踏まえて、総合的に判断した上で、ソフト対策もやっていますので、今すぐには必要性がないという評価というふうに理解いたしました。

そこで、2回目の質問としましては、ご質問の中で費用対効果という言葉も使われてご質問を受けているんですけども、それは答える上で非常に重要になってくるわけですけども、いわゆるBバイC、コスト、それから効果、そういったもの、効果額も含めて算出したものということでしょうか。それはどういったことでの質問か確認させてください。それが2回目の質問です。

それから、次の利岡小・八東小は、議員のほうでも計画はなかったというご認識で今までも私どもとも意見交換させていただいたということは分かりました。

それでは、計画はなかった中で、八東小・利岡小もそうなんですけれども、近隣の中学校が遊休化したことで、そういったことも一因となって移転したということではありますけれども、その経緯から見ても移転する要件として、こういった近くにそういった施設ができたということに対しては大きかった、要因として、そこをどう考えるのかをお聞きしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 課長、答弁になっているので、それ自体が。それは答弁で発言するようになります。

■企画広報課長（武田安仁） 分かりました。

■議長（宮崎 努） 静粛に。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、その下田は計画はなかった。同じく八東小と下田小には計画はなかったということですけども、それでは両方の違い、下田小について質疑されておりますので、そういったどういうところに違いがあるか、そういうところで確認させていただきたいと思います。

それから、3つ目です。3つ目が、いつの比較かですみません、これ私も反問で準備してな

かった、今聞いて疑問に思ったんですけれども、いつ比較かで今現在ということですから、今現在、年数だけでいったらそうなんですけれども、じゃあこれから長寿命化もこれからの整備で旧下田中学校も上がられてくるということになるろうかと思えますけれども、そういった条件下で、ましてや一方、下田小学校については、基本的な計画の中では、随所随所で長寿命化も図っていくことになってますけど、なかなかそれが優先順位とかの関係でできてない状況の中で、また今後下田中学校が新たに開始を行うという状況の中で考えた場合はどうなんでしょうか。その点、お願いしたいと思えます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） ありがとうございます。

1問目、BバイC等の数的根拠を求めているかというところでしょう。そこはじゃあBバイCについては求めてはないというふうなことで構いません。ただ、今の下田小学校の人数、そして保育所の児童数含めたときに、高台に上がるだけのことではなく、様々な視点でこの命を守るということではできるといふような判断も考えられるというふうに思っています。今までの質問の中でも、適正規模を考えて、また財政的な効率的・効果的なことを踏まえ、今後四十万市というものは統合等も含めて高台移転等を考えなくてはならないような発言をしてきたと思っています。その総合的な視点において、この費用対効果というものがどうなのかというふうに私は問うてるのかなというふうに考えますので、このお答えでよろしかったでしょうか。

2つ目は、答弁が来るということだと思うので構いませんかね。

3つ目について、確かに既にもう耐震化というのは旧下田中学校においても行われているはずですが。長寿命化というのは、今約60年たつものが、あと20年、80年使えるようにということになるために行うものであって、そこに耐震性が含まれているというふうには考えておりませんので、既にできているという判断の下でのご答弁になりますけれども、その点に関して、やはりそれでもこの倍以上違う年数の中で、耐震化をしたからと言って、下の耐震性と比較したときに、向上しているというふうに言い切ることもできないと私は考えます。下のほうも安全だというふうに考えています。これが答えです。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） ありがとうございます。

3回目、1点だけです。

最初の事業効果のところ、いろんな要因がある中で、適正規模も、そういったことも考慮した上での評価ということでご回答いただいたかと思えますけれども、この適正規模、児童数の推移については後ほどご答弁いたしますけれども、今現在、議員のほうで何かそういう根拠となるような適正規模、児童数の推移、園児の推移、そういったもので課題があるというような何か根拠になるようなものがもしあればお示しいただいたらと思います。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■ 5 番（寺尾真吾） 何か正直、私四万十市側に立って質問しているような気になってきましたけども、小学校は、たしか今下田小学校児童数は35名です。基本的に統合を考える対象人数とは、今までもご答弁があったと思いますが90名だったというふうに認識をしています。つまりは、既に統合に関してしっかりと真剣に考えていかななくてはならない状況であることは既に今現状であるという認識と、また令和9年、または令和10年頃にこの高台移転ができたときに、この小学校の児童数というものの推移がどうなるのか、令和12年には19名になるという試算も出ているということです。つまりは、1学年平均して3人程度という学校の人数になってきます。この人数が、下田の小学校の子供たちにとって、よりよい教育環境であるのか、そこをしっかりと考えていただかなくては僕はならないというふうに考えています。その上で、今回の高台移転に関して、そこも踏まえて、やはり将来的な財源をいかに子供たちに残すかということも考えて、この数字というのは考えていただきたいということの児童数の考え方です。

次に、保育所は、今現状11名というふうに聞いています。確かに、今までの、これから答弁があると思いますが、恐らく5年間の推移に関しては、この11名を割ることはないということで、10名未満の場合、再編を、または再配置を考えなくてはならないという数字になっているというふうに理解をしていますけども、今本当に少子化の中、この数名程度の規模感というのは、この5年間の中で大きく変化する可能性があります。つまりは、この数字に対しての信頼性が高いとは言い切れないというふうに考えています。そのために、先ほど質問にもありました保育計画の中においても、やはりきちんとした規模数、また将来的な子供たちの保育は、保育の保護者のためにある場所として、どういう位置が望ましいのかというのは、竹島小学校、21年前の話しましたが、竹島保育所の今後の在りようも含めて考えるべきことであると思います。そこに対して今回予算を投入するということは、やはり将来的財政を考えたときに、あのときに高台移転をしたことによって、丁寧な予算措置ということが今後の再編に関してできかねる、悪影響を及ぼす可能性も私は否定できないと考えているために、この費用対効果について特にご意見を聞かせていただきたいということで質問させていただきました。児童数についてのような話だと思いますけど、これでよろしかったでしょうか。

■議長（宮崎 努） 小休にします。

午前11時48分 小休

午前11時52分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

この際、昼食休憩のため、1時まで休会といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時0分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 回目の寺尾真吾議員の質問に対する答弁を求めます。

武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） それでは、私のほうからは、下田保育所及び下田小学校の高台移転の費用について、それから高台移転の効果についての中で、児童数推移以外の部分、それから高台移転の必要性について、それから検討会について、プロジェクトチームについて、そして政策会議についての中で、財政状況のご質問もあったかと思えますけれども、それ以外の部分について順次お答えいたします。

それではまず、高台移転の費用についてでございます。

下田保育所及び下田小学校の高台移転に係る事業費につきましては、具体的な設備や資材等の整備内容が決まっていない中で、過去に実施しました中村西中学校や川崎保育所等の類似工事費用を面積案分しまして、それに物価上昇等の補正を行い算出したもの、これにつきましては、外構工事等を含めまして約6億4,000万円、また違う別の視点からの算出方法としまして、大学誘致事業で実施した工事の残工事、これは議員からもありましたけれども、残工事を施工した場合の費用に追加工事や物価上昇等の補正を乗じて試算した場合、これが約5億円強と具体的な整備内容の詳細が決まっていない中で、先ほど説明したように、試算ではありますが、大きな幅があるというのが現状でございます。

なお、プールを整備するとなりますと、さらに約2億円ほどかかるのではないかと考えております。

大学誘致断念によりまして中断した旧下田中学校校舎の残工事費用は約2億円程度でございますけれども、既に納品されている資材や電気機器、トイレ設備等の多くは、市の他施設において活用予定でございまして、また資材価格の高騰や高台移転の整備には、校舎以外にもグラウンド整備でありますとかそれからフェンス、それから排水、照明等の外構工事、さらには保育所整備には園児用のトイレや厨房等の整備も必要となってまいりますので、これらの費用も追加で必要になってくるというものでございます。

次に、今回の高台移転にどんな効果があるか、また費用対効果も含めてというご質問であったかと思えますけれども、これにつきましては、今回の下田保育所及び下田小学校の高台移転の効果につきましては、まずは遊休施設の利活用が図られるということ、それだけではなく、これまでの避難訓練等ソフト面での防災対策に加えまして、高台移転という物理的な防災対策を講じることで、園児・児童及び関係職員に係る大規模災害時の津波被災リスクをさらに軽減できるものと考えております。

また、費用対効果、これ先ほど議員のほうに確認させていただきましたが、BバイCという観点でなくてもよいということでもございましたけれども、そういう視点も含めて考えますと、この高台移転という選択、これは様々な目的の利活用案がある中で、子供たちの命の安全が第一であるという検討会の意見、これを踏まえまして、市のほうで決定したものでござい

す。この災害リスクでありますとかあるいは災害に対する不安、こういったものの軽減などの効果というものは、産業振興施策などの経済波及効果とは性質が異なるものでございまして、そういった軽減効果などを数値化すること、また他の学校移転と比較することにおいても、困難であるというふうに考えているところでございます。

次に、高台移転の必要性について、今回1校だけが移転するほどの切迫した理由があるかというようなご質問でございました。今回の高台移転の方針につきましては、1校だけが移転するほどの切迫した理由があるというものではございません。下田小学校及び下田保育所のすぐ近くにある遊休化した旧下田中学校の活用を検討する中で、先ほども言いましたが、子供の安全を第一に、今通っている子供もおりますので、迅速に子供の安全を守る手段として、高台にある旧下田中学校校舎を活用することが望ましい、そういった検討会の意見を踏まえまして、市において決定したものでございます。

この判断をした理由としましては、先ほども言いましたが、遊休施設の有効活用が図られるほか、津波浸水区域内にある施設の高台移転をするために、一般の高台移転ということになります。新しい土地を確保し、新築で整備するということは、これは困難な状況でございます。今回は、下田小学校及び下田保育所、2つの施設の移転先として、土地の確保及び既存施設の改修で整備できるという条件、こういったものも整っておると。これは八束・利岡も一緒であろうかと思えますけれども、また旧下田中学校においては、高台移転により指定避難所としての機能回復、こういったものも図られるというようなことも含めまして、総合的に判断したものでございます。

続きまして、検討会についてでございます。

これにつきましては、検討会、旧下田中学校・旧中医学研究所有効活用検討会でございますけれども、これは市の条例に定めた審議会等ではなく、市の要綱で設置を定めた私的諮問機関でございまして、施設の有効活用に向けて、幅広い市民の声をお聞きするための組織でございます。また、その意見は、市の施策を決定する上において尊重するべきというふうに認識しております。このことは、議員のお考えと合致するものと考えております。その検討会の中で、多様なご意見をいただいております、その一つ一つが貴重なものと捉えておりますが、有効活用に全ての意見を反映すること、いろんな検討、プロセスの中でもそうなんですけど、これは不可能でございまして、望ましい活用方法を時間をかけて慎重に議論を行った上で、検討会において意見の取りまとめを行っていただいた上で、その意見を踏まえて市の方針を決定するという手法を取って決定したところでございます。

また、検討会、幅広くご意見をお聞きする場でございますので、そういうような位置づけでございまして、いわゆる事業推進プロセスにおける行政が有するような専門性は求めておりません。事業費を試算し比較するなどの検討はできておりませんが、プロジェクトチームにおいて、財政的な観点から、それぞれの整備にどのような有利な財源が活用できるのか、

また地域貢献でありますとか被災時の防災活用などの観点からの評価案、これも検討会にプロジェクトチームが案を作成しましてお示ししながら検討をしてきたところでございます。特に、財源については、委員のほうからの要望もございまして、検討会とは別に勉強会というものを開催した経過もございます。

また、検討会の中で、議員のほうからも事業費なんかもそこでしっかり議論するべきでなかったかというようなこともあったかと思っておりますけれども、検討会の場でもそういうような意見、そういうような知識を身につけたいという委員もございましたし、なかなかそこまで検討会の中で検討するには荷が重いというようなご意見、要はそこから先は市のほうに一任すべきではないかというような意見も、これは複数ございました。そういうような意見調整もしながら現在に至っているということをご理解いただけたらと思います。

次、プロジェクトチームについてのご質問でございますけれども、これ存続性でありますとか財政面に対して問題視している意見もあったが、そういったことに向き合い議論したかというようなこともございましたけれども、先ほども申しましたが、検討会の中では、多様な意見はいただいております、その一つ一つが貴重なものと捉えております。プロジェクトチームにおいても、その中で高台移転以外の意見を持たれている方がいること、またその意見の内容、こういったことも説明させていただきながら、当然それらの貴重なご意見を尊重した協議を行ってきたつもりでございます。

また、施設の存続性という点については、プロジェクトチームにおいて園児数の推移などの資料を示しながら議論を行いまして、また市の財政面、これにつきましても、市の財政負担の軽減を図るために、財源としてどういったものが活用できるか、補助金や起債について慎重に検討を行った上で資料を作成し、それを検討会へも提供しながら検討を進めてまいりました。

次に、政策会議でどのような協議をしたかでございますけれども、政策会議、令和6年5月2日に開催しております。その協議の内容としましては、検討会で取りまとめていただいた意見を基に、下田保育所及び下田小学校の園児・児童数の推移、それから整備する場合の適正規模、施設を合築した場合の課題の整理、検討会で取りまとめられた意見に対する教育委員会の見解、そういったものを踏まえて議論を交わしました。その結果、検討会の最終意見として取りまとめていただいた意見を尊重する形で、市としても児童の安全確保及び遊休施設の有効活用という観点から、旧下田中学校校舎への合築が望ましいことを確認しまして、政策会議の結論としたところでございます。

私からは以上でございます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、私からは児童の安全面について及び保育計画との関係について答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、安全面について、下田保育所の現園舎については、平成10年3月竣工であり、新耐震

基準で建設されており、法定耐用年数も残存していることから、園舎自体には安全面での課題はないものと考えております。

次に、津波に関してでございますが、当該園舎につきましては、ハザードマップにおいて浸水深2 mから3 m、到達時間は30分から40分の予測となっておりますが、下田保育所の避難マニュアルについては、この浸水深を3 mから4 m、到達時間を20分とよりシビアな条件を見込んで避難訓練等を実施していることから、想定されている津波に対しては避難可能と考えているところでございます。

次に、保育計画との関係についてでございます。

まず、現在、下田保育所の児童数については、本年9月1日時点で全園児が11名となっております。

また、今後の市内保育所の児童数推計につきましては、本年度当初に当課のほうで行っているところでございまして、その中で下田保育所につきましては、令和11年度まで10名ないしは11名で推移する見込みとなっております。これを踏まえた上で、保育計画について答弁を続けさせていただきます。

保育計画につきましては、現在第2期計画の期間でございます。現行の計画においては、入所児童数が10名を下回る保育所については、再編の検討を行うこととしておりますが、下田保育所については、今申し上げたとおり、10名を維持することが見込まれておりますので、早急に再編等の検討に入るものではなく、存続する保育所として考えているところでございます。

また、今年度が第2期保育計画の終了年度となっておりますので、現在第3期計画の策定を進めているところでございます。第3期計画の期間につきましては、令和7年度から令和11年度までの5年間としており、保育所の配置や再編については、第2期計画を踏襲しつつ、同期に策定されるこども計画と内容についての整合性を図るようしております。この第3期の期間中においても、下田保育所は推計上は10名を維持する見込みでございますので、第3期計画期間中という将来においても、下田保育所は存続することを前提とした起債を行う予定でございます。

最後に、今回の移転方針については、本年度定まったものでございますので、現行第2期計画の記述はありませんが、次期第3期計画においては、移転についての記述も掲載し、他の庁内方針や政策とのそごが生じないように、調整を図ることとしているところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは小学校児童の安全面について、それから体育館の空調整備についてご答弁いたします。

まず、児童の安全面についてでございますけれども、南海トラフ地震が発生した場合、下田小学校のある場所につきましては、ハザードマップ等によりますと、津波浸水深は3 mから5

m、また津波到達時間につきましては20分から30分の予測となっております。同校におきましては、東日本大震災以降、学校施設の耐震性の確保でございますとか避難訓練、防災学習などハード・ソフト両面から地震・津波対策に力を入れて取り組んでまいりました。これらのことによりまして、学校管理下において巨大地震が発生した場合は、教職員の適切な指示の下、迅速に高台へ避難できるものと考えております。

それから、体育館の空調整備につきまして、学校が幾つになったらできるのかという質問がございました。この学校が幾つになったらできるのかという数でございますけれども、現在決めているものはございません。しかしながら、体育館への空調設置につきましては、教育環境の改善でございますとか避難所機能の強化など、様々な効果が期待できますことから、計画的に実施する必要性はあると認識しております。今後は、地震防災課とも協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 竹田財政課長。

■財政課長（竹田哲也） 私のほうからは、政策会議のご質問の中で、実質公債費比率を用いて今後の財政への見通しをというご質問がありましたので、そちらについてご答弁させていただきたいと思います。

また、市民にも分かりやすい表現でというお話もありましたので、指標の説明を少しさせていただきます。

この実質公債費比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための財政指標の一つとなります。この指標は、一般会計等の実質的な公債費、これには特別会計への繰出金や一部事務組合への負担金のうち、地方債の償還の財源に充てられたものも含まれまして、元利償還金等に対する普通交付税措置、こういったものは逆に除かれるというものとなります。この実質的な公債費の標準財政規模に対する比率ということになります。もう少し砕けた言い方をしますと、地方債の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すものとなります。この比率は、早期健全化基準というのが25%、財政再生基準、これが35%とされております。この基準が結構高いんですが、実際は18%を超えると現在は協議制となっております。地方債の借入に許可が必要となってくるため、18%を超えないというのが一つの目安になると思います。

そのことを踏まえた上で、この実質公債費比率の将来の見通しについてお答えします。

この比率につきましては、例年当初予算編成前に各課から今後見込まれる事業を示してもらった上で、財政収支見通しや中期の財政見通し、これを算定する中で試算しておりまして、直近では令和6年度の当初予算編成前、つまり昨年度の市債になりますが、ということで、今回の高台移転に係る事業は含まれておりませんが、総合文化センターや新食肉センター整備、こういったものは盛り込まれまして、そういった整備に伴う地方債の借入れなど、償還金の増

加が見込まれます。そして、その時点で各課が計画している事業をそのまま盛り込んでいくと、令和12年度がピークで15.2%まで上昇するといった試算をしております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 遠近地震防災課長。

■地震防災課長（遠近由幸） それでは、私のほうからは2番目の防災力についてお答えいたしたいと思っております。

まず、下田地域の防災力の把握ということでございますが、下田地域の防災力ということでございますけども、まず前提としましては、市の防災対策につきまして、想定される災害等に対して、防災・減災を目的とした施設整備や意識啓発など、市内全体を対象として地震防災課では取り組んでいるところでございます。

ご質問の下田地域につきましては、八東地域や東山地区の一部を含め、南海トラフ地震の津波想定区域でありますので、避難路整備や津波避難タワー、それから防災拠点などの整備を行っております、他の地域にはない対策を実施してきたという経過もございます。

加えまして、旧下田中学校やいやしの里、西南大規模公園など高台に公共施設が集中しております、災害時に施設が利用しやすいという点では、他地域と比較しまして防災力の有利性があると考えているところでございます。地域性がございますので、防災力を細かく比較することは難しいですけれども、議員がおっしゃるとおり、仮に避難所として下田中学校校舎を使用できなくても、旧中医学研究所を指定避難所に加えたことで、収容可能人数が若干増えることとなりましたし、校舎が使えない場合も想定しまして、テントや寝袋・マットなどを購入しているところでございます。

また、旧下田中学校の整備後は、テント等を別の用途に使えるということにもなりますので、市全体の防災力としても高まっているということで考えておるところでございます。

現在、旧下田中学校の利活用方針に基づき取組を進めておりますが、施設整備が完了すれば、指定避難所機能も継続されると思っておりますし、旧中医学研究所についても、新たな利活用の状況を踏まえまして、避難所機能の内容を再検討する必要がある出てくると思っておりますが、下田地区の避難所機能が大きく変わることはないということで考えております。

地震防災課としましては、市全体の防災力を高めることを基本としつつ、地域の状況に応じた対応を行い、防災力を低下させないよう、引き続き努めていきたいと思っております。

次に、体育館の空調整備についてですけれども、地震防災課からは、防災面、特に避難所の環境整備についてお答えさせていただきます。

議員もご承知のとおり、昨今の気温の変化によりまして、7月の平均気温は観測史上2年連続で過去最高となっております、県内におきましても周期的なものはあるかもしれませんが、7月中旬から8月中旬までの猛暑日が220日ということで、ここ10年で断トツとなっているところでございます。

そのため、地震防災課におきましても、避難所を開設する際には、学校施設であれば体育館を基本としておりますが、熱中症対策のため、施設管理者にお願いをしまして、校舎でエアコンが設置されている部屋も一部使用させていただくようにしております。

地震防災課としましては、平時に使用している施設を有事には避難所として使用させていただくことを基本としておりまして、近年の気象状況から、今後管理面で難しいこともあるかとは思いますが、避難所としている学校施設でエアコンのついている部屋の使用が増やせないか、またスポットクーラーのようなものが活用できないか、まずは教育委員会部局と相談をしていきたいと考えているところでございます。その上で、体育館の空調設備については、環境の変化の観点からも、今後考えていかないといけない時期であるということは認識しておりますので、財源や平時での利用、他の事業との優先順位などを勘案しながら、どの体育館にするかということは、地震防災課単独では決められませんので、どのような設備が考えられるかなどについて教育委員会部局と協議をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） それでは、2回目の質問をします。

すみません、なかなか整理、追いつかないところもあるんですけど、順番が今まで質問したとおりの順番にならないと思いますけど、1つ目は、体育館の空調整備についてのご答弁なんですけど、私が基本的に求めたのは、空調整備は今後も検討していくということはあると。ただし、私が言っているのは、小学校の数言いましたけども、今まだ再編は分からないし、そこについては一つの要因だとしても、中学校の体育館については、学校の再編ができていますので、まず優先的に校舎利用として小学校でなく、中学校の体育館の利用というところでのご検討はできるのではないかなというご質問だったというふうに思います。ですので、その視点でご答弁いただけたらなというふうなところがありますので、お願いします。

費用について分かりました。6億4,000万円、または残工事を入れてやる手法を考えると、もしかしたら5億円強だということです。仮定5億円だとすれば、有利な起債を使ったとしても、一財が1億5,000万円必要になるという試算だというふうに思います。その上でのやはり費用対効果というのをきちんと考えなくてはならないんですが、先ほどの話、やはり命が大事だというふうなことが1点、強調もされたことと、またもう一点は、今回の効果というのは、利活用だという、この2点だったというふうに理解をしました。ただ、命が大事ということであれば、津波浸水区域内の八束小学校であれ、竹島小学校、そして竹島保育所も同様の津波浸水区域になります。私がなかなか理解しにくいところが、これ命と言いながら、セットじゃないと命を助けるための行為をしないということですよ。高台にそういう場所があるから、利活用もあるし、命も大切だから、よりそれを助けなくちゃならないからという理屈、これは恐らく最少の経費で最大の効果をとということにも理解等もあるんですけど、しかしながら、

だったらもう一点、先ほどの反問権の行使の中で私も答弁しましたが、もう少し深く保育所の再配置であったり、学校の再編をすぐしてほしいと私は言っているわけではなくまでもないです。そこも含めて、きちんと今後積み上げていかななくてはならないですよということも言っているわけですよ。今回、質問としては、セットじゃないと命を守らないということなんです。というふうに私は聞こえたんですけど、その点いかがでしょうか。八束小学校や竹島小学校って、その高台移転というのは命を守る、高台移転をすることで、より安全を守るという視点に立ったときに、このほかの2つの小学校、そして竹島保育所の視点において、どこか有用な場所がなかったら今は直ちに検討しませんという今までの答弁と同じになるんですよ。そのきちんとした明確な今の学校のありようとして、下田だけが今回特別に見えてしまうところがあります。その点、ご質問に対してご答弁ください。

保育所の関係についてお聞きします。

10名から11名が、すみません、令和何年度までかという、ここを見逃してしまったんですけど、いるので、その計算上は高台移転にする、つまり存続性に問題はないということだと認識しました。しかし、この10名、11名というのは計算上そうですけども、1名、2名、本当に少子化の中でいなくなったら、すぐに再配置、保育所が維持できないということも考えられると思います。もともと10名というものが保育所の規模を維持するに当たって正しい数字なのかというの皆さんに本当は考えていかなければならないというふうに思いますけども、まず今回の質問としては、この10名、11名というものの数字、その根拠の信頼性は高いというふうにご判断されているのでしょうか。その件についてお聞きしたいと思います。

検討会についてお聞きします。

取りまとめをしなくてはならないような意見がありましたけども、事業費についてというところ、そこまではやはり検討会に事業費等財源に関して考えられる時間もなかったし、それはプロジェクトチームに任せますということであれば、取りまとめをするっていうことの中に、財源に対しての考え方がない中で取りまとめをさせているということだったら、ここなんか財源を無視した取りまとめになっているので、その取りまとめの内容の妥当性というものが少し低いように感じます。そうだとすれば、財源についてこちらで任せてもらいますよというのであれば、やはり取りまとめということ自体が間違っはなかつたのかなと。取りまとめせずして財源的なところを考えず、様々なご意見を政策会議に持っていくというのが本来あるべき姿ではなかつたでしょうか。この点についてお聞かせください。

5分残して、これで第2回目の質問を終わります。

■議長（宮崎 努） 武田企画広報課長。

■企画広報課長（武田安仁） 2回目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目、高台移転をするに当たって、命と遊休施設がセットでなければならぬかというようなどころなんですけれども、先ほどの私も反問の中で整理したかったことがあります。

て、それがうまくできなかったわけですが、利岡小学校におきましても、八束小学校におきましても、下田小学校におきましても、現在現に災害リスクというものは津波に限らず風水害・土砂災害様々ございます。そういう中で、3校とも遊休施設ができるまでは高台移転という計画、それもなかった。そういう中で、統合・再編によりまして、活用できる遊休施設が近くにできた。これについては、そこへ移転して災害リスクの軽減を図るという意味では、そういう条件は大きかった。これは3校とも言えると思います。今回におきましても、特に下田につきましては、遊休施設、旧下田中学校というものができましたので、その有効活用案という検討をする中で出てきた方針でございますので、必ずしも遊休施設とセットでなければならない、そういうことをする上で優位な条件ということはございますけれども、セットでなければならないということではございません。そういう経過で現在判断しているところでございます。

すみません、私の今の答弁は、検討会とかいろんなプロジェクトチーム、政策会議の中で、教育委員会とも意見交換をする中でまとめた意見というところで、見解というところでご理解いただきたいと思っております。

それから、検討会の在り方ですが、財源を無視したまま、そういう議論を行わないまま結論を出したということでは決してございません。先ほどの私の説明で少し足らなかった部分もあろうかと思っておりますけれども、その検討会の中でも、実際、施設の概要も決まってない中で、事業費の詳細までは検討できてないことはこれは事実でございますけれども、事業を進めていく上で、市の財政負担ということを考えますと、やはりどういった財源を使えるかということは、非常に議員もご指摘のとおり、重要になってきますので、まずはその財源とはどういうものか、補助金とはどういうものか、地方債とはどういうものか、そういうような勉強会を検討会でいたしました。そういうような経過も踏まえて、またこれプロジェクトチームを中心に県・国の補助制度、それから有利な起債、そういったものも各事業、十数事業ございましたけれども、それぞれ整理しまして、それを検討会に資料としてお示しした上で活用案を絞っていったというところでございますので、その点についてはご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長（中脇弘樹） それでは、2回目の答弁をさせていただきたいと思っております。

保育について、再編に当たって我々が検討を始める基準10人につきましては、これは保育所の維持ができる人数なのか、その信頼性は高いのかという質問でございました。

まず、お答えをさせていただきたいところは、この保育計画に定める10人という基準は、運営が維持できる基準というふうに考えてはおりません。これは、計画の中で書かれているのは、少子化を基に検討を開始する基準が10人ということにされているものでございます。実際に10人以上いる場合には、地域のほうにもお話に入ることはありませんが、10人を切る見込みに

なった場合、もしくは10人を切った場合、こういったときに我々は検討を開始するというもの
でございます。

保育計画に定めるこの基準、10人という基準でございますが、これはそもそもいつどのよう
に決めたかといいますと、旧市の規模適正化計画、先ほど寺尾議員から質問のありました、こ
の計画の考え方を引き継ぎ、四万十市第1期計画により数値化したものでございます。これは、
費用対効果等ではなく、保育現場における子供たちの発達や育ちに対する効果に課題が生じる
ことに主眼を置いて定めた検討開始の基準というふうに解しているところでございます。

この基準については、以前より運用されておりました、この基準に基づいて複数の保育所、
休・閉所を実施してきたこともあります。保護者を含めた住民の皆さんの間で、一定共通認識
となっている数字だというふうに考えておりますので、今後も引き続き10人を切る見込みと
なったときに再編を検討するということにつきましては引き続きの運用を図っていきたくと考
えているところでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 2回目のご質問にご答弁させていただきます。

体育館の空調整備につきまして、まず学校再編が終了した中学校から整備ができないかとい
うご質問であったわけでございますけれども、当然市内の学校は全て同時に整備をするとい
うことは当然これは財政的に不可能なことであります。そういったことで、当然優先順位づけ
をして順次空調整備するならば整備をしていく必要があると考えております。その中で、優先順位
づけということですが、当然先ほど寺尾議員が言われた学校の再編であるとか、そのほ
かにも平常時の学校側の利用状況であるとか、それから災害時の利用状況であるとか、こ
ういったことなどを検討していかなければならないと考えておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 寺尾真吾議員。

■5番（寺尾真吾） 3回目をします。

5分あるので、頭で整理しながらさせていただきたいと思いますが、空調整備について、
再編した中では、利用状況であるとか、あと今後の災害時の利用状況、全て利用状況と
いう言葉があったと思うんですけど、中学校は再編をされたということで、その児童からの利
用状況というのは整理されたものというふうにも理解できると思います。となれば、今おっ
しゃったことは、中学校体育館の空調整備は、今の要件を全て満たしていると考えられるので、
優先的に考えることはできるのではないのでしょうかというふうに思うのですが、この点ほど
のようにお考えでしょうか。

次に、高台移転の件ですけれども、今先ほどのご答弁の中で、八東小学校・利岡小学校を含
めた移転についての考え方をお示ししていただき、八東小学校については、より安全な場所に

避難したということではありますが、津波浸水区域というところでは一緒ですし、今の私の答弁の中では、では竹島小学校と竹島保育所の津波浸水区域の命の守り方については、ご答弁が漏れていたのかなというふうに思います。

そして、今までの答弁を見ている、例えば言うような場所がではそこにありますっていうときに、じゃあ今度は、今までのご答弁の適正規模を含めて、統合を考えなくてはならないと市長もほかの答弁でも一つ一つ上げるというのは厳しいと、財源的に。やはり、効率的に考えると統合も考えなくてはいけないということが話に出てたと思います。であれば、今回の有効活用であったとしても、そのこの適正規模を考え、統合や再配置ということも踏まえて、今回深く議論する必要性があったと思いますが、その点については私なかったというふうに聞いておりますし、じゃあその点、すみません、コンプレックスになったので話を戻しますけども、竹島小学校と竹島保育所が漏れています。その点でどのようにお考えかということと、八束小学校、よりよくなったと言ったとしても、津波浸水区域です。それは、風水害に関しては大丈夫だということもあるかもしれませんが、安全面に関してより考えなくてはならないということ考えたときに、総合してこの学校の在り方というのを本来考えるべき、保育所も含めて考えるべきだというふうに思います。今回の利活用の一つの各論に関して物事が進んでますけども、政策会議においては、市長の最終決定のものだというふうに理解してますけども、その中においても、総論で四万十市というものは考えなくてはならないということがありますので、その点についてもお聞かせください。これが3回目の質問です。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） 今回、寺尾議員から行政執行に対して大変大きなご意見、一石を投げてくださいたのではないかなと思います。と申しますのは、自分がまだ西土佐村の村長当時、本村小学校あるいは西ヶ方小学校、できて何年もたっておりませんでした。それから間もなく休校になりました。そして、市長になった後、同じ日に3か所の中村地域の体育館の落成式に行き、餅を投げた経過がございます。ただ、その3つとも、全て現在では休校になりました。そういう形を考えたときに、今まで恐らく行政で何かやるといった場合に、今ほど議員が申したような形、将来的な人口推計も踏まえて、いろいろな形をやっていくということは必要ではあったと思いますけれども、極めてそこらあたりは弱かったのではないかなと、改めて思うところでございます。そういう形を考えたときに、今回の一つの一石を投げてくださいたことにつきましては、これから行政につきましてもいろいろな形で費用対効果、BバイCも踏まえた中で進めていかなくはなりません。ただ、その一方で、例えば人が通らないようなところに道が要るのかとか、橋が要るのかという議論もございます。現在、四万十市には約500を超える橋梁がありますけれども、その橋梁についても、恐らく人が極めて少ないというような橋梁もあろうと思いますけれども、全て直すことについては不可能でございますので、そこらあたりも今後いろんな形で十分精査していく上で、今ほど議員と執行部とのいろんな質問戦を聞いて

た中で、私はこれ恐らく日本全国の自治体が、今のような形でなかなかもうなくなるのが分かっていて……。

(「議長」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 小休にします。

午後1時48分 小休

午後1時49分 正会

■議長(宮崎 努) 正会にいたします。

中平市長。

■市長(中平正宏) 先ほどお話をいたしましたように、恐らく北の北海道から南の沖縄までの自治体全てにおきまして、このような議論は極めて少ないのではないかなと思います。特に、今後、やはり大幅な人口減少、いろんな形を考えたときに、やはりよりよい行政を運営していくためには、当然このことは頭に入れながら、議員、そして執行部、共に進めていく必要があると思いますので、今回このことを一つの自分の教訓といたしまして、今後後へつながる方々にはしっかりと伝えて、その中でやはりしていく、執行を進めていく、そういう必要があるのではないかなと改めて思ったところでございます。どうもありがとうございました。

■議長(宮崎 努) 中脇子育て支援課長。

■子育て支援課長(中脇弘樹) 3回目の答弁を行います。

下田保育所、それから竹島保育所の高台移転の考え方に対して、セットでないと対策しないのかというところについての答弁漏れがあったのではないかということございまして、大変申し訳ありません。ここについての答弁でございます。

まず、下田保育所・竹島保育所ともに想定される津波に対しては、避難対策を実施しております。避難が可能と判断しているというところは本日もこれまでも答弁をさせていただいたとおりでございます。

セットでないと対策しないのかというご質問でございますが、これは必要となる防災対策があつて、それから空き施設があるという、この2つがセットでないとという質問であろうと思いますが、そういう点で考えますと、下田保育所と竹島保育所には、必要な防災対策がないので、セットという考え方には少しなじまないのかと考えます。今回、下田保育所が高台移転をする理由は、もう一つの理由、空き施設があつて、それをより有効に活用するために上がるものということで我々は考えているところでございます。ただ、これで安全性が向上するかしないか、これは不要なのではないかというところでございますが、当然、高台移転することによりまして、現在津波の想定はハザードマップより多少シビアなケースを想定しておりますが、その想定を超えるような災害に対しても対応できるようになるものというふうに考えております。

また、高台移転することにより、校舎を利用すれば、避難行動そのものが変わってまいりま

すので、そういった面でも効果があるというふうに考えているところでございます。

よって、セットでないと対策しないのかという前提のところから両方の、双方の理由があるわけではない、下田と竹島では条件が違うという中での今回の判断となるとういうふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 下田小学校の高台移転に関して、竹島小学校・八束小学校、特に竹島小学校のほうですけれど、同じように考えなければならぬのではないかなということながですけれど、学校再編のときにも少しお話ししたと思いますけれど、教育委員会としては、今は小学校の学校再編、いずれ考えなければならぬ時期が来ることは分かっているがですけれど、早急に学校再編は考えていないという答弁を以前させていただきました。というのは、もちろん自分たちは、子供たちの適正規模というのがありますので、ある一定学級の中に子供たちがいるということも大事だと思っていますけれど、それと同時に、小学校・中学校、学校という施設の地域におけるコミュニティーの核ということも大事にせないかん部分だなと思いました。それで、下田小学校の高台移転に関しても、教育委員会の中でもどうせそういうことをするんだったら、竹島小・下田小も再編、31年につくった学校再編計画にあるように、もう東山小学校へ移転すれば、より安全な学校になるんじゃないかという、そういう意見もあって、そういうことも考えましたけれど、先ほど言いましたように、地域にコミュニティーの核となる学校を残すということを考えて、そういう考え方は否定したわけながですけれど。竹島小学校と下田小学校を比べたときに、津波の到達時間、やっぱり竹島小学校と下田小学校を比べた場合には、竹島小学校のほうに到達時間、少し長くかかりますので、地震が発生しても十分、下田小よりは時間的に余裕がある状況で高台に避難ができるのか、また校舎も比較的新しいですので、3階に、3階というのはどうしてもという場合だけながですけれど、高台に避難するだけの余裕があると。八束小学校についても、あそこの場所よりは旧八束中学校のほうに津波に対する避難にも余裕がある避難ができるかと、そういうことも考えたところです。ちょっときちんとした答弁になったかは分かりませんが、以上一応教育委員会の考えです。

以上で終わります。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私から体育館の空調整備についてお答えいたします。

体育館の空調整備につきましては、寺尾議員のご指摘のとおり、中学校は3校に再編されました。それから、あとは優先順位を考える中で、例えば風水害でまずは中村小学校と中村中学校は隣接しておりますけど、まず一番に避難所を開設するのは中村小学校でございます。そういったこともございますので、今後優先順位を考える上では、教育委員会だけではなくて、地震防災課であるとか関係課と協議をしながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で寺尾真吾議員の質問を終わります。

14時10分まで休憩といたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時10分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

上岡真一議員。

■ 8 番（上岡真一） 市民クラブ上岡真一です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一括で質問をいたします。

すばらしい前の議論等が質疑応答ありましたが、ちょっとふぬけたような質問になって申し訳ありませんが、上岡流で質問をしたいと思います。

まず最初に、市長選挙について質問したいと思います。

四万十市の過去 3 回の市長選挙を見ると、平成25年 4 月21日執行の投票率が70.23%で、平成29年 4 月23日執行の投票率は54.34%、令和 3 年 4 月25日執行の投票率は63.41%でした。ちなみに、四万十市議会議員選挙の過去 3 回の選挙で補欠選挙を除くが、平成26年 4 月13日執行の投票率が64.87%で、平成30年 4 月13日の執行の投票率が60.33%、令和 4 年 4 月13日の執行の投票率が59.79%と年々、特に市議会議員選挙ですが、投票率は低下しています。やはり、相変わらず若者の政治離れや選挙というものに対する関心度が低くなっており、若者等が投票所に行くがおっくうになり、誰に入れてもいいのやというふうなことになっているような感じもします。しかし、私はもっと若者や有権者に政治や選挙に関心を持ってもらい、多くの人が選挙に参加すべきだと思っています。やはり、選挙は私たちの未来を大きく変えるものですし、不平不満を講じる前に投票していただきたいと切に思っています。

やはり、そのために一人でも多くの方々に来年度の四万十市長選挙に関心を持っていただけるよう、市長選のスローガンを市民に募集したらどうでしょうか。新市長、四万十変えて熱い熱とか、いろんなスローガンが出てくると思います。要するに、職場や家庭や学校等で市長選を講じる前に投票所に行こうとか、政治に関心を持ちなさいとか、そういう前に、近いところでスローガンを考えることによって今後の市長選に近づくための工夫をしていただきたいと思います。この 9 月定例会の閉会日に、市長選のスローガンを募集します、令和 6 年10月何日から何月何日締切りと発表し、家庭や職場、そして学校などでスローガンを考えることによって、来年度の市長選挙の士気が高まることによって、投票率も高まるんじゃないかというふうに思うところでございます。

そして、選挙管理委員会等で一般部門と、小中学生にも関心を持っていただくためにも、小中学生部門を設置して、選考し、副賞として一般部門、最優秀賞 1 点、賞品クオカード 5 万円分とか優秀賞 3 点、賞品クオカード 1 万円分、佳作 5 点、賞品クオカード 5,000 円分、そして

小中学生部門等もつくって来年度の市長選のスローガンと副賞の発表を本市役所で行い、本市のトップを決める大事な四万十市長選を大々的にアピールするため、私はこの提案を行いたいと思いますが、ぜひいい1回目の答弁が聞けることを期待しております。

続きまして、小学校の保健体育の教員配置について、全ての小学校に保健体育の教員の配置を望むということをお願いしたいと思いますが、私は今年度の6月定例会の一般質問で、学校管理下の水泳事故防止について質問をしました。水泳の授業中に起こる水泳事故として、溺水、飛び込みによる水底への頭部の衝突事故、熱中症、落雷の4件を上げ説明をしました。その中で、2012年度から2016年度の5年間の間に、学校管理下の水泳の死亡事故は25件発生している。幼稚園で1件、保育所で1件、小学校で9件、中学校で4件、高等学校で10件となっている。死因は、溺死が21件の84%で、その他は突然死でしたと説明をしました。その前の令和5年度の6月定例会の一般質問では、小学校の体育の授業は、全小学校で専門の保健体育の教員が担当すべきであると。特に、プールでの水泳授業があり、水泳は命に関わる運動であるので、体育の専門教諭を配置すべきではないかと質問をしました。学校教育課の答弁は、教員の負担軽減や専門性の発揮を目的に、来年度、小学校にできるだけ教科の専門の教員が配置できるように県教委のほうにも交渉していこうと考えていると答弁をいただきました。

本市の管理下の小学校ではありませんが、高知市教育委員会の管理下である〇〇小学校の男子児童が7月の水泳の授業中、悲惨な水泳事故が発生しました。私は、今年度の6月定例会の一般質問で、水泳の授業中に水中で死亡する場合を水死と言います。その水死には2つに分けられます。そして、1つは泳いでいて何らかの原因で気道内に水を吸入し、正常な呼吸を行うことができなくなり、酸素が欠乏して死に至るもの、もう一つは、脳パニック症候群と呼ばれるもので、空気を求めてもがくことなく、周囲に気づかれることもなく、静かに死に至るもの、静かに溺れるという意味で不整脈・急性心筋梗塞・脳疾患障害などによって突然心停止が起こって急に意識を失い、もがくことなく水死するもので2つの水死があることを説明しました。今回の事故は、この2つのうちどちらかは分かりませんが、専門の保健体育の教員であれば、溺れることも想定し、授業を行うと思います。私であれば、川淵先生も保健体育の教員でありましたけれど、やはり最初から泳ぐような指導はしません。水に慣れる、小学校の学習指導要領はどういうふうな指導の手順を書いているか分かりませんが、やはり水に慣れるところから、つかることから、顔をつけることから、ゴーグルをつけることから、胸のくらいのところから水の頭まで下がって、けのびで上がって息をする、吐く、息する、水の怖さを教えるということは、一番最初にやると思います。速く泳ぐだとか、そういうふうな記録を測るような体育の授業はしないと思います。やはり、最初は泳ぎが苦手な児童生徒のために、水の恐怖を払拭するようなどころから入ると思います。どういうふうなここで授業をしていたか分かりませんが、そういうふうに専門の教諭がすると思います。

そして、新聞を読んでびっくりしたのは、人工呼吸はしなかったの記事でした。担任1人が

職員室にAEDを取りに行き、1人は心肺蘇生、教頭は携帯電話で119番通報したと。AEDを使ったが、音声ガイドで電気ショックは必要ないとされ、担任は救急車が到着するまで蘇生は続けたと。人工呼吸はしなかったとの記事でしたが、この場合に保健体育の専門教諭がいたのでしょうか。専門の保健体育の教員がいれば、必ず水泳授業の際にはAEDの持参、そして人工呼吸はしなかったではなく、心肺蘇生と人工呼吸はセットで行うもの、この失敗はなかったと私は思います。だから、専門の保健体育の教員が全小学校の授業で必要だと思います。

また、校舎外に出て持久走等を行う体育の授業中も同様に危険が生じます。生命の危険が伴う体育の授業には、全小学校に専門の保健体育の教員の配置を県教委に強く本市は要望してほしいと思っています。

次は、訪問介護事業について質問をします。

先月の8月26日から27・28・29・30の5日間連続で県内の訪問介護事業について高知新聞に掲載されていました。昨日の川村一朗議員もいっぱい質問しましたが、ご存じであると思いますが、訪問介護は、ヘルパーさんが高齢者や障害者の自宅を訪ね、日常生活を支援する介護保険サービスのことで、私自身も将来的にはお世話になる介護だと思っていました。この介護は、個人個人のケアプランに基づき、食事や入浴・排せつや介助する身体介護、また掃除・洗濯・買物や調理などを支援する生活援助などを担っているすばらしい取組と思っていました。しかし、県下の10市町で5年のうちに24か所の閉鎖があり、本市でも7か所の訪問介護事業所が閉鎖されています。9月5日のNHKテレビでも、訪問介護が危機的な状況であると放映していましたし、5月5日の高知新聞の声ひろばでも、44歳の社会福祉士の男性は、私は数年前まで通所介護と訪問介護の事業所を併設した有料老人ホームで管理職をしていたと。在職中に訪問介護事業の閉鎖も経験したが、あの頃でさえ年々人材確保が困難になる中、事業所をどう維持していこうかと頭の痛い日々だったことを覚えていると。それに追い打ちをかけるかのような今回の介護保障切下げは、訪問介護事業所にとってはまさに致命傷である。こうなるとは十分予想されていたのだが、一体国は訪問介護事業をどうしたいのだろうかと言っていました。まだ厳しい言葉を高知新聞のほうには述べていましたが、国策なので、我々は従わなければならないと思いますけれども、しかし訪問介護をされるヘルパーさんや高齢者や障害者の方々の身体介護や生活援助を受ける方々が受けられないような、このような社会になっていくのではないかと危惧しているところです。ヘルパーさんがいなくなる、身体介護や生活援助が受けられなくなる、このような本市になれば大変な社会に将来なると思っていますが、訪問介護事業について、本市独自の事業所に対して経営的な支援はないのか、お聞きしたいと思います。

次に、SDGsについて質問しますが、17項目のうち、本市、特に小中学校に重要なことを聞きたいと思いますが、2015年に国連加盟国全てが採択した2030年までに地球上の誰一人として取り残さないことを目指すための目標です。17の目標と169のターゲットで構成されており、貧困や飢餓、教育、ジェンダー平等、清潔な水、気候変動など様々な課題に取り組むための具

体的な行動を示していて、自治体や企業・学校などでSDGsの様々な取組が行われています。今年の6月29日の高知新聞のすっぴんボイスに、高校での取組や生徒の声を6人の高校生と1人の中学生が発していたので、改めて17の目標の中身を見てみました。1、貧困をなくそう、2、飢餓をゼロに、3、すべての人々に健康と福祉を、4、質の高い教育をみんなに、ジェンダー平等を実現しよう、6、安全な水とトイレを世界中に、7、エネルギーをみんなにそしてクリーンに、8、働きがいも経済成長も、9、産業と技術革新の基盤をつくろう、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりを、12、つくる責任、つかう責任、13、気候変動に具体的な対策を、14、海の豊かさを守ろう、15、陸の豊かさを守ろう、16、平和と公正をすべての人に、17、パートナーシップで目標を達成しよう、17をまた再度読んでみましたが、大きな目標を理解しようと読み直したのは今回が初めてで恥ずかしいですけど、初めて読み直しました。そして、一つ一つの目標にエンブレムがあるのも再確認しました。1から6の目標を見てみると、貧困や飢餓、健康や教育、安全な水など、開発途上国に対する支援目標に見えますが、実際には日本の子供の6人から7人に1人が貧困だと言われています。5のジェンダー平等に関しては、2020年12月に世界経済フォーラムの発表では、153か国のうち、121位と非常に日本は低い数字に位置しています。7から12の目標は、エネルギーの話や働きがいやまちづくりなど、本市にも関係する目標ではないかと思いました。13から17の目標は、気候変動や海や陸の話など、開発途上国や先進国だけの話ではなく、包括的な話だと思いました。

以上、1から17の目標を簡単に説明し、まとめてみましたが、先ほど述べたように、6月29日の高知新聞のすっぴんボイスに掲載された記事を読みたいと思います。1つ、6つは高校生ですので、1つだけ中学生のときに出したいと思いますが、中3の頃、SDGsの17の目標を書き写して、内容を学ぶ授業があった。これで環境問題に興味を持ち、高校でボランティア部に入った。毎朝20分、学校前を掃除している。たばこの吸い殻は特に気になる。きれいになると気持ちがいい。これが掲載された記事ですが、中学校・小学校でどのような取組をなさっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、デュアルスクールについて質問をしたいと思います。

地方と都市を結ぶ新しい学校の形を聞きたいと思います。

少子化対策や人口減少対策は、多様な観点から本市は子育て支援課や企画広報課などでも取り組んでいると思いますが、学校教育課では、どのような対策を講じているのかと思う部分があります。私は、デュアルスクールも取組の一つとして、積極的にアピールすべきではないかと思っています。このデュアルスクールとは、地方と都市の両方のよさを教育活動に取り入れることができるよう、地方と都市の2つの学校が一つの学校のように教育活動を展開することができる新しい学校の形のことです。二地域居住や地方移住を促進する際の子供の教育上の問題を解消するとともに、親の働き方改革や地方と都市の両方の視点を持った児童生徒を育成するこ

とを目的としています。四万十市へ移住に向けたお試し移住を希望の方、四万十市で子供や介護のために短期間実家に帰省を希望の方、短期間家族を招いてリモートワークを希望の方など、このデュアルスクールで対象児童にもたらす効果としては、地方と都市双方での生活を体験することによる多様な価値観の醸成、保護者にもたらす効果としては、新たな働き方やライフスタイルの実現、そしてこれが一番大事なことと思いますけれど、子供と過ごす時間の増加、そして将来的な二地域居住や移住に向けた子供の教育に関する不安の払拭など、よい面がたくさんあると思います。また、受け入れた学校や児童生徒にとっても、新しい人間関係づくりの体験や学校の活性化、地方と都市の違いを肌で感じる、知る機会の創出が、我が町や我が県のよさの再発見など、相乗効果が現れると思います。また、受け入れた地域としても、交流人口や関係人口の増加による地域の活性化や移住の促進にもつながる取組だと思っていますが、デュアルスクールについて地方と都市を結ぶ新しい学校の形を学校教育課は取り組んでいるのかと思います。もし取り組んでいるのなら、進捗状況を教えてください。

最後に、環境についてですが、具同の井上川の質問は、令和3年度3月定例会で井上川は至るところで土砂の堆積が見られ、草木も繁茂し、排水能力を阻害しているばかりか、子供の通学路でもあり、もし子供が落ちたら探すこともできない状況であるので、井上川のしゅんせつは必要ではないかと質問をしました。所管課長からは、今年度より田黒橋から下流へ約150m間の繁茂した樹木伐採を実施するために準備をしていると聞く。今後の取組については、来年度明屋書店付近から渡川病院付近までの約400m間と具同小学校付近から上流へ約700m間の大規模な伐採に取り組むとし、引き続き地域の治水安全度の向上に努めると聞いていると答弁をいただき、調査をしてから早いものであれから3年近くになりました。

現在の状況ですが、田黒橋から下流への樹木については、少し危険な場所はありましたが、ひどく伸びている樹木は田黒橋からアカネ橋の間とアカネ橋からふれあい橋の間も非常に伸びていて危険な状態です。ふれあい橋から具同小学校正門までは、鉄柱の柵があるので危険ではないが、具同小学校付近から上流への阿曾池までは、現在の状態は非常に危険度が高く、2m以上の樹木が700mぐらい延々と伸びている状態ですが、子供どころか大人でも転んだら大変なことになる状況が今の状況です。2学期も始まっているが、この通学路の井上川の樹木を今後どうするのかを問いまして、1回目の質問とさせていただきます。

■議長（宮崎 努） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） 上岡真一議員の質問についてお答えをいたします。

令和7年5月14日の任期満了により行われます四万十市長選挙につきまして、選挙への関心を高めるため、スローガンを募集をしてはどうかのご提案であります。このことに類似した取組として、小中高校生を対象とした選挙啓発ポスター及び標語の募集を毎年行っております。このほか投票率の向上に向けた新しい取組としまして、昨年度から若年層への対策として、高等学校への期日前投票所を設置してございまして、次回選挙からは、以前より議会からも要望

のありました商業施設への期日前投票所の設置についても準備を進めているところです。

このように、投票率の向上につきましては、現在新たな取組を行っているところでございますので、議員ご提案の件につきましては、これらの取組が一定軌道に乗ってから改めて検討させていただきますと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 私のほうからは、小学校の体育の授業に保健体育の教員の配置を問うということと、SDGsについて本市で最も重要な項目、またどのような取組があるかということ、それとデュアルスクールについてご答弁したいと思います。よろしくお願いします。

まず、今回の水泳の事故については、教育委員会だけでなく、学校のほうでも大変深刻に受け止めております。議員が言われるとおり、教育委員会としても、このような事故を防ぐという意味でも、全ての小学校に体育専門教員、専科教員を配置することにより、事故を防ぐこともできるであろうし、専門性も向上する、安全面も十分な指導が行えると考えております。大変情けない話ながですけれど、いつも同じ答弁しかようしないがですけれど、現状からいうと、小学校・中学校、体育だけじゃなしに全ての教科、小学校の教員にしても現在不足している状況です。文部科学省のほうは、小学校における教科専科制をもっと拡充すると、そういう方針も出しているがですけれど、現在四万十市、多分高知県全体だと思いますけれど、体育だけでなく、理科とか外国語、そのような専科教員についてもなかなか配置することが困難な状況、それだけ教員不足が深刻な状況になっております。特に、体育の授業については、議員もおっしゃられましたけれど、重大なけがや命に関わる事故、そういう危険を伴う教科であり、より緊張感を持って指導すること、また可能な場合は、専門の教員でなくても複数の教員で指導すること、そういう取組を継続していつている状況です。

本市だけでなく、本県の子供たちの体力向上、技能のレベルアップ、また安全な指導、そういう面でもこれからも不足の状況ではありますけれど、小学校における体育専科教員の指導も必要と考えておりますので、県の教育委員会に対して、またさらに要望は出していこうと思います。

次に、SDGsについてですけれど、細かく自分のほうも説明をさせていただこうかと思っただがですけれど、議員のほうで細かく説明してくださいましたので、そこはもう省略させていただこうかと思っただがですけれど、1から17の目標については、自分ももう一度読ませていただいたがですけれど、四万十市としてどの項目が一番大切かという、1番目の質問にあったがですけれど、それなかなか難しいなど。ただ、授業とか総合的な学習の時間とかで、SDGsに関わって取組は各学校でやっていますので、各個人個人の子供たちが、この17の目標の中で自分としてはこれが一番大切だと考えると。それを選択してそれについての深く研究というか、深く探求するとか、取り組むということは大事なことだと思いますので、教育委員会としてどれ

が一番大事かというよりは、子供たちがどれを大事にするか、そこは任せるとするか、そういうふうを考えております。

具体的に小中学校でどのような取組が行われているかですけれども、現行の学習指導要領では、児童生徒が自分のよさや可能性を認識し、他者を尊重し、多様な人々と協力して社会の変化を乗り越え、持続可能な社会の担い手となることが求められています。この方針に基づき、SDGsに関する取組が、全ての小中学校の教育活動で実施されており、例えば小中学校の給食の残食防止の呼びかけや牛乳パックの洗浄、また職員会議等で教員がペーパーレス化を推進し、学校全体でごみの分別やリサイクル活動を行うなど、廃棄物を少しでも少なくするということにつながっていると思います。

また、各学校での人権学習や平和学習は、争いのない平和な社会の実現につながると考えております。

今年度から使用している小学校教科書を自分も読んでみたがですけれども、特に社会科とか理科については、SDGsに関連する内容が多く組み込まれており、各教科で持続可能な社会の実現に向けた学びが進められており、例えば社会科では環境問題や人権に関するテーマの学習、理科ではエネルギーの有効活用や地球温暖化について学んでいます。総合的な学習の時間では、環境に優しい洗剤の作成や森林体験学習を通して、環境問題に取り組んでいる学校もあります。

このように各学校では、各教科だけでなく、全ての教育活動を通して、持続可能な未来を考えた多様な取組が行われております。

その次、デュアルスクールについてですけれども、教育委員会としても、四万十市の小学校・中学校での児童生徒数の減少は本当危機感持っております。議員も説明していただきましたけれども、デュアルスクールというのは、地方と都会を結ぶ新しい学校の形で、具体的には、区域外就学制度を活用して、住民票を都会に置いたまま地方の学校へ一時的に転校し、その学校へ通うことができる仕組みです。特に、徳島県等において取組が推進されているようですが、この仕組みができた背景には、近年において多様なライフスタイルや働き方の変化、地方移住への機運の高まりなどがあるようです。地方へ関心がある方と都市と地方の双方で暮らし、その子供がそれぞれの学校に通うことで、子供に多様な経験と価値観を持たせることができると言われております。また、受入れ側の自治体においては、関係人口や交流人口の拡大、二地域居住から移住につながるなど、地方創生の一躍が期待されております。

このデュアルスクールについて、教育委員会として積極的にアピールして取り組んでいるかということですが、恥ずかしい話ですが、自分たちは危機感を持ちながら、このデュアルスクールというシステムについて初めて議員に指摘されて勉強したような状況です。デュアルスクールをすることによって、小規模校の児童生徒数が増えたりとか、また交流する機会ができることで、子供たちにとってもメリットがあると考えております。ただ、その実現性につきましては、地方に関心がある方の短期間の仕事や居住する住居、そういう住まいの確保と

いったニーズとのマッチング、また転校による学習進度の違いの解消であるとか、学習環境の整備など、解決していかなければならない課題もたくさんあると思いますので、教育委員会だけではなく、市長部局の各課とも相談し、研究を深めて、できれば実現できるように取り組んでいきたいと思います。

以上です。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 私のほうからは、訪問介護事業についてご答弁させていただきます。

訪問介護事業への支援策に係るご質問ですが、昨日の川村議員のご質問は、主に人材確保の観点からのご質問でありましたが、上岡議員のご質問は、経営支援の観点からのご質問ということで、本市の考え方、今後の取組についてご答弁させていただきます。

昨日の川村議員の一般質問におきましてもご答弁させていただきましたが、令和3年度から令和5年度の3年間で廃止となった訪問介護事業所は、計4事業所でありましたが、廃止理由は、介護職員の人材不足、採算面が主な理由となっています。

このような状況の中、令和6年度からの介護報酬の改定においては、介護サービス全体では、1.59%増の改定となりましたが、訪問介護につきましては、基本報酬が減額となりました。

本市におきましては、介護職員の人員不足、採算面を主な理由とする訪問介護事業所の廃止が相次ぐ中、追い打ちをかけるように、国において基本報酬の減額が決定されたことから、市内の訪問介護事業所の今後の事業継続を含め、国・県・市に対し望む支援策などを直接お聞きすることを目的に、訪問介護事業所との意見交換をする場を設けました。その後も不定期ではございますが、令和6年に入り、計3回意見交換を行っております。その中で、事業所からいただいた国・県・市に対して望むご意見としましては、介護職員の人材確保を求める意見などのほか、経営支援に係るご意見としては、基本報酬の減額改定に対する強い憤りの意見、また県の補助事業である高知県中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金というのが既存の補助金でございますが、この補助要件の緩和、基準額の見直しを求めるご意見、また介護人材の裾野を拡大するための未経験者を雇用・育成し、介護職員として定着させることを目的とした雇用経費の一部を補助する事業の創設、これは石川県が先にやっている事業ですが、同様の事業ができないかといったようなご意見をいただきました。

これら意見交換でのご意見等も踏まえ、市内部で検討の結果、訪問介護事業に係る基本報酬の減額改定が、地方のまた中山間地域の実情を反映していないものであることから、国に対し、地方の声を届けていく、また訪問介護事業については、事業所自体が広域的、主に四万十市の事業でしたら幡多地域を事業エリアとしておりますが、広域的な事業運営をしていることから、基本的には市町村単独での事業を実施するのではなく、県単位での支援を要望する、この2点を本市の基本的な考え方としました。

これらを受け、10月7日に本市で開催予定の第146回高知県市長会議に次の2点を要旨とする議案を作成し、既に提出しているところです。

なお、秋の市長会議は、県に対する要望をする場であることから、本市からは1つ目、訪問介護における基本報酬減額の早急な見直しを国に対し強く働きかけること、2つ目、この1による国による見直しがなされるまでの間は、県独自により訪問介護事業に対する新たな補助制度を創設することを県に対し要望することとしております。

また、県から令和7年度実施分の地域医療介護総合確保基金を活用した事業提案の募集がありましたので、担当課からは意見交換で出されたご意見を踏まえ、先ほど申し上げました介護人材の裾野を拡大するための補助金を創設する事業など2事業を提案しております。現在、市内にある訪問介護事業所は、介護職員の人材不足もあり、ぎりぎりの状態で経営を継続しております。国が進める地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う訪問介護事業所が、安定的に継続して経営することができるよう、訪問介護における基本報酬減額の早急の見直しを、また新たな補助制度を創設するよう、国・県に対し声を上げ求めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 佐川まちづくり課長。

■まちづくり課長（佐川徳和） 私からは井上川のしゅんせつについてお答えいたします。

井上川は、高知県が管理をしておる県河川でございますが、維持管理を担当しております幡多土木事務所に確認をいたしますと、現在井上川の河道内には、土砂の堆積はそんなにないものの、議員のご指摘のように、ヨシをはじめとした植物が繁茂している、茂っている状態のことです。

県の対応といたしましては、令和3年度から令和5年度にかけて、特に流れを妨げております樹木の伐採を実施しており、そのほかの植物につきましては、リバーボランティア支援事業を活用し、地域のご協力を得ながら維持管理に努めていきたいと伺っております。

市といたしましても、井上川の適正管理は、具同地区の環境改善や上流の入田地区の内水対策事業の効果を維持するものとも認識しておりますので、引き続き河川巡視や伐採をはじめ、適正な管理に努めていただけますよう、高知県へ働きかけてまいります。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 2回目の質問をしたいと思いますが、一番最初の市長選へのスローガンに対して、選挙管理委員長のほうから詳しい話がありました。その募集等をした場合の上位何名、本市に呼んで伝達表彰だとか賞品というものを与えてというようなことをしているのかということを再度お聞きしたいと思います。

次は、自分はいっつも2回ぐらいですかね、小学校の学級担任制よりも教科担任制にすることが働き方改革にもなると。中学校のクラブ活動は全部地域移行にしたらいんじゃないかと

いうことをしきりに言ってきました。今回の一般質問の件は、小学校教科担任制は2022年度から本格的に始まりまして、5、6年生の英語・理科・算数・体育の4教科を中心に導入されていますが、ここで自分はかちつとしたのは高知市内で私が高知商業高校の定時制のほうで初めて教頭になって、高知商業高校は市立な学校ですので、小中学校との新任教頭と一緒に新任教頭研修を2年間受けてました。そのときに、ある飲み会のときに、体育らは誰でもできるじゃないか、その辺にほたらしちよいて遊ばせたらええじゃないか。—————

—————と言われてぶち切れまして、本当に英語・理科・算数とかそういう学力を伸ばすところ、それもええかもしれませんが、やはり保健体育、命を守るという根本的に文科省は何を考えちよるがといつも思っていました。ですから、自分は一生懸命授業はしました。子供と一緒に汗を流すのが好きでしたので、一生懸命しました。絶対けがもさせないように、気配り、目配りもし、まして少々ぶつかっても構んように、筋トレも一生懸命一緒にやりました。やはり、体育をないがしろにしよるようなこと、起きよるがが現実じゃないろうかと思うがですよね。ですから、何かあってからでは遅いがですよね。全て何かあったけん動く、何かがあるけん動けん、そういうことでは本当に子供の命を守れよるかということながですよね。ですから、再度言うように、保健体育の教員は、強い使命感を持って、ほかの教科の先生方が使命感持ってないとかと言うんじゃないですけども、先ほど教育長も言ったように、本当に命の危険があるのは、特に保健体育の授業なんです。ですから、このことははっきり言うて県教委にお願いというよりも、本市独自でやはり小学校、最終的には再編問題になると思うがです、教員の数の問題、施設の問題、いろいろなこと考えたら、教員が足りんがですからね。教員が足りないから、ほたくって授業しよって、どっかに落ちて死んじょった。委員会の責任じゃ言うても、いや教員がおらんかった、これは済みませんよ。だから、早い早い先見性の目を持って、5年・10年・15年・20年先を持って、自分たちの孫が安心できる学校にしてもらいたい。自分らいつ死んでも構いません。好き勝手に今まで生きてきてましたから。大事な孫はそういう教育環境に置きたくありません。ですから、本当の意味で保健体育の教員は、全小学校に専門的に授業のカリキュラムを編成しながらでも、四万十市はこういうふうに行っているんだということを、やりたいんだ、だからこういう教員の配置をくれというふうなお願いを来年度は特に強調して、教育長のほうから県教委のほうにお願いをしてもらいたいというのが2回目の質問です。

それから、介護保険制度ですけど、これは国が決めた社会全体で介護を支えることを目標に創設されました。自分らも教員のときには、3,000円何ぼ、月々毎月天引きされてました。これで自分が一人になって、バツイチになっても、家で寝込んでも、誰かが介護してくれるなということで安心してました。しかし、下手したら介護されなくなります。自分でほうていっておむつを替えて、いろんなことせないかんになります。食事も掃除・洗濯もできなくなります。この高知新聞では、厳しいこと書いてましたよ、この社会福祉士の方は。自分らはこれ取ら

れっ放しで、国に金を取られっ放しで何ちゃされんと終わるといようなこの保険介護制度になつたらとんでもないことになりますが、しかし今の現実では、何言うても犬の遠ぼえで終わってしまいますが、先ほど課長のほうから答弁があったように、基本報酬の減、これだけは国に頼らんと県のほうに要望する、要請する、国のほうに要望・要請するとかというのではなくて、本市独自でこの減の分を保証するというふうな取組ができないだろうか、質問をしまして、2回目は終わりたいと思います。

■議長（宮崎 努） 久保教育長。

■教育長（久保良高） 2回目の質問に対してお答えしたいと思います。

議員が言われるとおり、特に未然防止というか、とにかく命に関わることでありますから、何か命に関わるような事故があつてから、こうしておけばよかつたということでは間に合わないというか、必ずそのあたりは未然に防ぐことが何より大事だと思います。先ほど言いました教員の数というか、本当に厳しい状況ではありますけれど、ただ県の教育委員会に対する訴えも単に要望を出すとかというよりは、直接自分たちも人事を担当している管理主事と直接会うこともできますし、また出先の事務所長と会うこともできますし、また県の本課のほうの管理、教育次長とか教育長と会つて直接話すことも、そういうチャンスもあると思いますので、そういう機会を捉えて、要望というよりも、本当に強い気持ちで訴えていくと、そういう取組は頑張っていこうと思います。

以上で終わります。

■議長（宮崎 努） 亀谷選挙管理委員会委員長。

■選挙管理委員会委員長（亀谷暢子） それでは、2回目の回答をさせていただきます。

市のほうは、図書カードを入選者10名の方にお渡ししております。500円分ですけれども。それから、県・国からも図書カードなどが送られてきてます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 武内高齢者支援課長。

■高齢者支援課長（武内俊治） 私のほうからは、2回目の訪問介護事業に係る四万十市独自で介護報酬の減に相当する分が補填できないかといったご質問に対しご答弁させていただきます。

私どもといたしましても、今回の報酬改定を受けた事業所からの聞き取りを受けて、実際現場で働いていただいている事業所の皆様の強い憤りの意見なんかも直接聞いております。私どもも同様に、現場で最も大変な仕事をしている訪問介護事業者の皆様の報酬減につきましては、早急に対応が必要ということは議員と同様の考えでございます。でございますが、市としましては、先ほど申し上げましたとおり、市単独で補填するのではなく、広域的な業務を行っていただいている訪問介護事業所でございますので、ほとんどの事業所が幡多広域で業務を展開しております。そういったことから、各市町村同様の憤りを感じていることと思つて

おりますので、今回10月7日開催予定の高知県市長会議におきまして、各市が足並みをそろえて県に対し要望も行い、それによって国による見直しが行われるまでの間は、県による補助制度の創設ということを求めていきたいと。

また、具体的な話になってきますと、既にある先ほども申し上げました中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金という中山間に所在する住民、点々と私どものところのような一軒一軒が離れているところへの介護サービスに対する県の補助制度が、既存の制度がございますので、こういった制度の拡充により、介護報酬の減額の一部には補填できるのではないかと考えておりますので、こういったことを求めてまいりたいと考えております。

以上です。

■議長（宮崎 努） 上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 1回目の質問に対して、2回目の質問に対して、ありがとうございます。3回目の質問はしませんので、これで私の一括での質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で上岡真一議員の質問を終わります。

15時20分まで休憩といたします。

午後3時7分 休憩

午後3時20分 再開

■議長（宮崎 努） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） お許しをいただきましたので、一般質問を行います。社民党の廣瀬正明です。よろしくお願いをいたします。

最初の質問は、物価高騰対策、生活困窮者支援について質問をいたします。

物価高騰が続く中、市内には生活に困窮される方が増加しています。お勤めの方の多くは、十分とは言えないまでも賃上げがあり、最低賃金も改定されました。しかし、年金受給者、特に収入が国民年金だけの方や生活保護を受けられている方は、現在でもゆとりのない生活をされており、将来に向けて安定した収入の増加が見込めない状況にあります。今後も物価の上昇が続けば、近い将来、自分の生活が成り立たなくなるのではないかと不安を感じている方がおいでます。先日、話を伺った方は、月額6万円ほどで生活している。以前は普通に生活できていたが、最近では食費を節約しながら何とか生活している。今後も物価の上昇が続けば、本当に生活が成り立たなくなるのではないかと不安に思うときが増えている。市は、このような市民の状況を把握して何か対応を考えているのかとおっしゃっていました。個々の生活状況は様々で、一概には判断できませんが、現在食費を節約して生活している方は、今後も物価の上昇が続けば、さらに生活費の何かを節約し続けながら生活していかなければいけません。人は、

健康で文化的な最低限度の生活が保障されるべきと考えていますが、極端な食費の節約を続けられれば、健康にも悪影響があるのではないかと心配をしています。

また、夏は年々気温の上昇が激しくなり、冬は寒さが厳しくなっているように思います。冷房・暖房は、生活する上で必要不可欠なものとなり、その費用は生活を圧迫するようになってきました。市民が生活に困窮し、不幸な事例が起こる前に、市としてさらなる支援を検討すべきと考えております。

そこで、質問です。

物価高騰の中、市民の生活についてどのように考えておいでか、お聞かせください。

続いて、鉄道路線の維持について質問をいたします。

四万十市は、予土線存続に向け、県や沿線市町村と共に話し合いを行っていると考えています。また、予土線には、ホビートレインやトロッコ列車などの観光列車、様々な観光イベントなどの取組が行われ、存続に向けた機運が高まっていると考えています。

しかし、予土線は、鉄道網の一部であり、全体の鉄道網の維持なしに単独で存在できるとは考えておりません。連絡のある土讃線・予讃線を含めた話し合いが、今後必要となるのではないかと考えております。

四国の鉄道は、昨年新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、輸送・観光を併せて利用は回復の兆しを見せていますが、全体として赤字経営が続いています。どの路線が黒字経営で、どの路線が赤字経営になっているのか、詳しい方に質問をしてみました。残念ながら四国に黒字の路線はないとの回答が返ってきました。土讃線や予讃線は黒字経営で、予土線と幾つかの路線が赤字なのであれば、四万十市は予土線存続について話し合い、他の赤字路線については、その路線の沿線市町村が中心となって話し合えばいいと考えていましたが、残念ながら状況は私の予想より厳しいものでした。

振り返りますと、40年ほど前、分社化に向けた議論の中で、四国単独での黒字経営は困難とされ、赤字補填のための基金が設けられました。現在は当時よりも人口減少が進み、また現在燃料費の高騰や激甚化する自然災害の対応など、運営はさらに厳しい状況になっていると考えています。将来に向け、四国の鉄道を維持していくためには、四国4県と四国内全ての市町村の協力が必要になっていくのではないかと考えるようになりました。

そこで、質問です。

予土線の存続に関して、現在市長はどのように考えておいでなのか、お答えをお願いをいたします。

続いて、男女平等への取組と意識改革について質問をいたします。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律がつくられて50年ほどになると思います。その後、様々な取組が行われ、男女の雇用、雇用条件の差は少なくなってきたと考えています。

25年ほど前には、男女共同参画社会基本法がつくられ、男女平等に向け、なお一層の努力が必要であると明確に示されています。この後、女性の役職登用の取組が進められてきました。男女がほぼ同じ人数の職場で、女性の役職があまりにも少ないことによる取組であったと記憶しております。しかし、一部企業を除き、目標には遠く及ばない状況が現在も続いていると考えています。

そこで、質問です。

四万十市でも同様の取組が行われてきたと考えていますが、女性の役職登用について、これまでの取組を簡単にお答えいただき、今後の取組についてのお考えを詳しくお答えいただければと考えております。

また、男女平等の実現のためには、職員の意識改革が必要と考えております。また、役職者になる場合、これは男女を問いませんが、時間外労働の多さにも非常に影響を受けると聞いております。市役所庁内、役職と役職者以外で時間外労働の実態、各課の実数を聞きたいわけではなくて、役職になれば時間外労働が多くなる傾向があるのかどうか、その点についてお答えをいただければと思っております。このことについても併せてお答えをお願いします。

次に、男女平等の実現のためには、市民の意識改革が必要と考えています。市民の意識改革と言いましても、やはり意識、物事への認識というものは、子供の頃につくられる部分が多いと、私は考えております。私が子供だった頃、もう50年も前の話ではありますが、やはり男は男らしくと育てられたと記憶しています。当時は男は男らしく、女は女らしくという言葉が普通に使われ、男子には物事に対して積極的に取り組むことやリーダーシップ等を発揮することが求められ、女子にはきめ細やかな心遣い、優しさ等が求められていたと考えています。現在は、男女差に関わる極端な言葉は少なくなっていると考えていますが、中学校の校則を見ますと、服装や髪形について男女差のある決まりが残っています。長年のことでやむを得ないものなのか、なかなか変えることはできないであろうと考えておりましたが、昨年四国で初めて男女差のない校則を持つ中学校が誕生したと聞いています。四万十市でも早急に取組を始めるべきではないかと考えています。

そこで、質問です。

男女差のない校則について、現在どのようにお考えなのか、また取り組む考えはないのかについてお答えをお願いいたします。

答弁はなるべく分かりやすく、質問の順番にお願いできればと考えております。

以上で1回目の質問といたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） それでは、物価高騰等に伴う住民の困窮についてどのように考えているかということで、現在の市の取組についてをもってご答弁とさせていただきます。

近年の物価高騰により、特に生活への影響が大きいとされる低所得者の世帯等に対して、国

の総合経済対策に基づき、給付金を給付し、支援を行っているところです。これまでの取組としましては、令和3年度に住民税非課税世帯への給付に始まり、令和4年度・令和5年度も住民税非課税世帯への給付を行いました。令和5年度までに延べ2万1,754人に13億7,946万円の給付を行ってきたところです。令和6年度初めには、令和5年度の繰越しとして、令和5年度の住民税均等割のみ課税世帯のほか、非課税、または均等割のみ課税世帯に属する18歳以下の子を対象とした子育て給付加算を行い、合計1,170人に対して、1億2,024万円の給付を行ったところです。現在の取組としましては、令和6年度新たに住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯となった世帯とそれらの世帯の属する18歳以下の子に対して子育て給付加算のほか、本人及び扶養人数に応じて、所得税3万円、住民税1万円について定額減税が現在実施をされておりますが、これらが減税し切れないと見込まれる所得水準の方への調整給付金の給付事務を行っております。これらにつきましては、令和6年8月9日に支給対象者6,747人に対して確認書類を送付し、必要事項を記入の上、提出いただいた書類を随時審査の上、給付を行っております。9月10日までに3,397人、これ支給対象者の約半数に当たりますが、この方に1億7,616万円の給付を行っており、引き続き1週間に1回をめぐりに、給付決定作業等を行い、順次給付をすることとしております。

今後の取組としましては、令和6年分の所得税額が、来年の確定申告時期に最終決定となりますので、結果として定額減税し切れなかった方への追加給付を実施する予定となっております。

本市といたしましては、国の実施する低所得者への給付事業、価格高騰対策事業を確実に行う中で、生活困窮者、低所得者への支援を行う考えでございます。

以上です。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、私のほうから、廣瀬議員の地域公共交通の維持、鉄道路線の維持、その中の予土線の維持につきましてご答弁をいたします。

J R予土線をはじめとする四国管内の3路線、予土線・予讃線・牟岐線、そして4区間、予土線、そして予讃線については向井原から伊予大洲間、そして牟岐線の阿南～牟岐間、そして牟岐から阿南海南間がありますけれども、特にJ R予土線は全区間が利用者減によりまして存続が危ぶまれていることは、議員の皆様も新聞あるいは報道等でご承知のことであろうと思います。西土佐地域を走るJ R予土線は、沿線の人口減少、また少子化を背景に、利用者の減少が続いており、新型コロナウイルス感染症拡大が落ち着いた現在も、利用者の減少が続いているのが現況でございます。

四万十市としては、J R予土線を高知県と愛媛県を結ぶ公共交通として重要な路線であると考えており、特に西土佐地域にとっては、通院・通学利用などのほか、観光面においては、清流四万十川を眺めながら楽しむことができる鉄道として、四万十町を含む幡多地域にとってな

くてはならない重要な路線であると認識をしております。

この重要な路線を守っていくため、昨年10月、両県に存在していました協議会を一本化し、沿線5市町と民間団体で構成をする新たな予土線利用促進対策協議会として会長に松野町長、そして副会長に四万十市長、私として再スタートをし、官民一体となり予土線存続に向けた取組ができるよう土壌が整備されたところでもあります。また、今年は窪川から宇和島のJR予土線が全線開通をして50周年の節目となる年を迎えました。今年度は、協議会として予土線のPR事業や沿線高校生とコラボした企画、50周年シンポジウムの開催等を実施する予定でもあります。当協議会では、これまでもJR四国と鉄道を利用した地域活性化や利用者増に向けた意見交換をしておりますが、引き続き持続可能な方法を探っていく必要があると考えております。人口減少が進む四国におきまして、民間の鉄道事業が置かれている状況は大変厳しいかもしれませんが、地域の公共交通としてあり続けられるよう、官民一体となり、土佐くろしお鉄道、そして予土線存続に向けた取組を引き続き継続をまいります。

■議長（宮崎 努） 山崎総務課長。

■総務課長（山崎寿幸） それでは、私のほうから、3番、男女平等の実現と意識改革の(1)女性の役職登用につきましてご答弁を申し上げます。

女性の役職登用における本市の取組でございますけれども、四万十市次世代育成女性活用特定事業主行動計画におきまして、女性の職業生活における活躍の推進を図るために、係長職以上への積極的な登用推進の取組をこれまで実施してまいりました。その中では、女性の意欲や能力の向上のために、本人の能力や適性に応じ、従来男性が配置されてきた部署への女性の配置をしてきたところでもございます。

本市の現状を少し述べさせていただきたいと思っております。

看護職を除きます管理職地位に占めます女性職員の割合につきましては、令和6年4月1日時点で7.7%、係長相当職以上、これも保育職・医療職を除きますけれども、これに占めます女性職員の割合につきましては25.4%であり、年々女性職員の活躍の場が広がってきているものと考えております。

今後、どのように女性の役職登用を進めていくのかについてでございますけれども、この計画に掲げておりますように、性別にかかわらず、個人の能力や適性に応じた職員配置と管理職への登用に努めるとともに、女性の管理職への登用を見据え、係長級、それから課長補佐級の各役職段階における人材確保のため、各種研修等を実施し、人材育成を行うことで、管理職として必要な知識の習得や課題解決能力を磨けるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、女性の役職登用には、仕事と家庭の両立ができる雇用環境整備も必要であると考えておりますので、時間外勤務の縮減でありましたり、男性職員の育児休業の取得促進、また年次有給休暇の取得推進にも取り組んでいるところでございます。

さらに、本市を取り巻く環境につきましては、様々な分野で大きく変化しており、行政に対

する市民ニーズも多岐にわたってきていることから、職員一人一人の意識改革につながる取組も必要であると考えており、人材育成体制や職場環境の整備も図りながら、今後も女性の役職登用を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

また、ご質問の中で管理職になると時間外が多くなるのかというご質問もございました。データの的には今持ち合わせておりませんが、私、総務課を担当させていただき、ほかの課等も課長とも話しもさせていただき、また見ていく中では、各課によって業務の時期によりまして多少違ってはくるとは思いますけれども、多少時間外がある職場もあるように感じております。また、この議会对応などで一般質問、それから決算、いろいろとありますけれども、そういう場面でも少し残らなければいけない部分などもあると思いますし、突発的な対応、災害等も含めてですけれども、そういうような場面でも対応が必要になるというふうに考えております。

職員の時間外の実績につきましては、ここ3年間の統計で見ますと、令和3年・令和4年・令和5年と徐々に下がってはきておりますので、職員の意識改革等も含めて、業務改善等も図られてきているものと一定は考えております。管理職といたしましては、部下の職員に対しまして、ワーク・ライフ・バランスを考えて業務を計画的に行うことなどを指導しながら、課の運営に当たっていかなければいけないというふうに考えておりますので、そういう立場でもありますので、そのことを率先しながら、管理職におきましても時間外は極力増えないようにということではそれぞれが取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 私からは中学校の校則についてご答弁申し上げます。

これまで中学校では、学校生活全般や身だしなみに至るまで、男女別に細かく校則で規定している学校も多くありましたが、徐々にではありますが、生徒会を中心に校則の見直しが進められており、制服をブレザータイプに変更し、服装において男女の差をなくす取組を行っている学校もございます。

また、頭髪につきましても、中学生らしい髪形を基本とするなど、全ての生徒が平等に生活しやすいように校則の見直しが進められているところでございます。

校則につきましては、市の教育委員会で義務づけているものではございませんので、基本的には各学校に判断していただき、校則の見直し、男女差をなくすことなどを含めまして、そういった見直しを進めておるところでございます。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） 1回目の答弁をいただきました。2回目の質問をいたします。

一番最初に質問いたしましたのは、生活困窮者支援について、市として何ができるのかということを知りたかったつもりでございます。今の考え方としては、国の施策の部分、これはほとんどは承知しておりました。ただ、市民の方は、やはり四万十市は何をしてくれるのか、四

万十市は市民のためにどういうことを検討しているのか、やはり時折そういう話を聞いております。一番申し上げたいのは、市民が困窮したとき、四万十市が頼りにされる存在でなければならない、そういうふうに考えています。工夫すれば多額の費用を使わなくても支援はできると考えています。また、今すぐに何かしてくれ、今晚の御飯がないとか、そういう話を聞いてきたわけではないです。これからもさらに物価は上がり続けるのではないかと、光熱水費も上がり続けるのではないかと、そんな中で、将来に向けて不安を抱えている方に対して、いざとなったときには例えば四万十市には災害用の備蓄があるよ、食材の提供、これはローリングストックされていると聞いておりますので、不可能ではないと思います。もちろん目的が違いますので、すぐに使用ができるというものではないと思います。また、夏の暑さ、冬の寒さ、本当に厳しくなりました。私がお邪魔するところで、まだ新しい家に住んでいる方がおいでまして、不自由はないんだろうと思い込んでおりましたら、去年は年明けに電気料の請求が届いた。ふだんはオール電化にしているせいでふだんから3万円程度かかっていたが、年明けの請求は5万数千円かかった。さすがに生活に影響がある。何を止めたらいいいんだろう。いろんなものを節約する取組をして、一番快適だった床暖房を切った。非常に快適な生活を続けていたために、床暖房を切ったら非常に不自由な生活のように感じている。でも、それをつけていたら、生活は成り立たない、各家庭によっていろいろあります。これ以上、個々の家庭のことは触れたくないと思いますけれども、やはり要は市に何ができるのか、食材の提供が困難であれば、夏にはクールシェアリングですかね、やはり自宅の近くで涼しく過ごせる場所を構える、冬には暖かく過ごせる場所を構えると。四万十市は市民のためにこういうことを検討しています、そういうお答えがいただきたいと考えておりますので、再度お答えをお願いいたします。

予土線存続について、市長自らお答えをいただきました。取組についてはそういう取組、非常に大事な取組をされていると考えておりますが、先ほども申しましたけれども、やはり全体の鉄道網維持を考えますと、できるだけ広範囲の市町村とも話し合い、意見交換等をしていくべきではないかと考えております。市長には、長年培ったいろんな市町村とのつながりもあろうかと思えます。春までにそういうつながりを含めて取組をしていただけないものか、これはあくまでも要望でございますが、やはり線が端から消えていく。過去を振り返りましても、一度廃線が決まった路線が復活した例、廃線が覆った例というものは記憶にありません。廃線にもしなったら、存続することがもちろん目標でございますけれども、もし廃線になったとしたら、第三セクターとして沿線市町村で維持できるのか、また代替輸送はどうするのか、どちらにしても多額の費用と多くの労力がかかると考えております。何としても予土線存続に向けて、さらなる取組が必要ではないかと、そういうふうと考えております。もう一度お答えがいただける部分があればよろしくお願いをいたします。

女性の役職登用については、いろいろな取組をされている、課長については時間外、若干多くなる時もあるが、全体としては時間外も少なくする方向で取り組んでいるということでご

ざいますので、了といたしたいと思います。

最後に、質問いたしました中学校の校則、決して中学校に限って話をしたかったわけではありませんが、やはり小学校・中学校、話が絞り込めなくなると思って中学校限定にして質問をしました。ここに令和5年度の中村中学校の生活規律と書かれておりますが、いわゆる校則であろうと考えております。基本的には、中学生らしく、きちんとした服装や態度で生活しよう、全く異論のない文章でございます。服装や髪形、事細かく書かれております。確かにどこを見ましてもけしからんと思えるような文章はどこにもないと考えております。ただ、先ほども申しましたように、男子はこう、女子はこうという文言、減らしていけば全てが解決するとは思っておりませんが、やはりそこから男女は違うんだという認識も生まれかねないと思います。そのことだけで男女平等が出来上がるとは考えておりません。やはり、取組の一つとして、男女差のない校則をつくることについて、取り組んでいただきたい、そういう気持ちで質問をいたしております。これについて再度お考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問といたします。

■議長（宮崎 努） 渡辺福祉事務所長。

■福祉事務所長（渡辺和博） 私のほうから、頼りにされる存在になったらどうかということと、備蓄物資の提供が可能かということと、暑さ・寒さの中で、自宅の近くで過ごされる設備、施設の整備がどうかということについて答弁をさせていただきます。

まず、物価高が続くというところで、現在、先ほども申しましたように、給付金のお話をさせていただきました。基本的に市の財源というものは限られておりまして、その中で最大の効果を生むことを最優先に考えるべきと考えております。現在の物価高騰をもって市の例えば単費を投入し、困窮者対策を行うということにはならないと。現行の物価高騰につきましては、国策として進められるべきというふうに考えております。

給付金の事業、これにつきましては、通常の事務事業に加えて実施をしております。こういった事務負担を行うことで、本来の業務に専念できない場合もございますし、人員配置をされたとしても、所管課の負担は増えておるという状況もあります。市全体としても重要な施策等もある中、人材を割かなければならないということにもなっており、本来、配置をしたい部署への職員配置も先送りとなっておりますかと思っております。

そういった中、市としては困窮者支援等に多くの人と時間を割いて事務を行っています。これは、全国共通のことであるかもしれませんが、決して消極的な対応をしているわけではないということをご理解をいただければと考えております。

なお、通常では考えられないようないろんな事態が起こった場合、その状況に応じまして市の持つ物資の提供であるとか、施設の開放であるとか、職員の派遣、住民の生命と財産を守るあらゆる手だてを市長の指揮の下に行うことになろうかと思っております。基本的には、その困窮の原因や背景、その種類や規模に基づき、住民の福祉の向上に努める責任を負うというふうに考

えております。

次に、備蓄食料の件でございますが、現在、四万十市社会福祉協議会におきまして、困窮者への食料の提供ということでフードバンク事業を実施をしております。これをもって食料支援の答弁とさせていただきますが、まずフードバンクとは、企業や個人から寄贈された食品を必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のことでございます。フードバンク事業は、四万十市社会福祉協議会が窓口となり、困窮されている方への配布を行っております。

現在の取組状況について確認をしたところ、特に提供する食料が不足して困っていることもないということでございます。

また、フードバンクを利用される方につきましては、その世帯の困り事につきましても社協職員が聞き取りをして、場合によっては各種サービスにつなぐ場合もあるということでございます。

なお、利用される多くの方は、なかなか計画的な消費ができなかったために一時的に利用する方が多いということは聞いております。困窮世帯の食料配布ということで考えますと、現状ではフードバンクが機能をしておるといふふうに考えております。

次に、昨今の暑さ・寒さの中で自宅の近くで過ごせるようにしたらどうかというお話でしたが、この夏は健康推進課のほうでクーリングシェルターということで、日中エアコンのきいたそんな施設で過ごすことを提案をしておる状況でございます。

今後の気候変動等で今後これがどうなるか分かりませんが、また冬にそういうことのあることはそういうふうな冬が来るのかもしれませんが、なかなか現状ではこういうところを整備するというのはかなりハードルが高いのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

■議長（宮崎 努） 中平市長。

■市長（中平正宏） それでは、廣瀬議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、予土線利用促進対策協議会のメンバーにつきましては、宇和島市から鬼北町、そして松野町・四万十市・四万十町、全ての首長、そして議会議長、そして商工会議所の会頭と商工会の会長がそのメンバーとなっております。ただ議員の申しますのは、四国全体の、例えば先ほどの牟岐線であるとか、あるいは予讃線、その存続が厳しいというその首長らと一緒に存続の取組をせよということであろうと思われましたので、実は大洲市の市長とは、私は水関係の全国の役員も一緒にやっておりますので、結構会合なんかで会いますので、またそこからあたりにつきましては一緒になった話をして、維持存続について意識を共有して進めていきたいと考えております。

そして、ぜひもう一つお願いしたいことは、これはどうしても乗って残さなくてはなりません。私も出張のときですけれども、まだ西土佐村の村長のときに、1人で高知へ出張するときには、ほとんど予土線で行ってまいりました。今も1人で出張するときには土佐く

ろしお鉄道で行くわけですけれども、極めてやはり執行部も、そして議会議員の皆様方も、鉄道に乗る機会が少なくなっているのではないかなと思います。やはり、基本的には乗って、その中で残すということが基本であろうと思いますので、もし構わない範囲、議員の皆様もまた鉄道を利用していただいた中で、特に予土線につきましては、松浦議員と川村一朗議員でございますけれども、私も年に1回か2回ぐらいしか乗りませんので大きなことは言えませんが、ぜひ議員の皆様にもよろしくお願いをしたいと思います。

■議長（宮崎 努） 岡本学校教育課長。

■学校教育課長（岡本寿明） 2回目の質問にご答弁いたします。

中学校の校則につきましては、先ほど制服をブレザータイプに変更したと、こういった学校もあるというご答弁をされましたけれども、ほかに男女の差をなくす取組として、ポロシャツを導入した学校もございます。そういったことで、先ほども答弁いたしましたけれども、生徒会を中心の取組、これは生徒中心の主体的な取組でございまして、校則の見直しにつきましては、生徒皆さんから要望を基に、現在の社会情勢であるとか、そういった変化に併せて見直しが進められているところでございます。

また、それから生徒自身、自分たちの学校生活をより一層過ごしやすい、こういったことも一つ見直す際にはなっているものと考えております。

それで、現在、各学校においても、必要に応じて見直しを進めておるということでございますので、また先ほど1回目の質問の中で廣瀬議員から昨年男女の校則がない学校ができたという話があったので、校長会等にはそういった情報提供を今後いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

■議長（宮崎 努） 廣瀬正明議員。

■6番（廣瀬正明） ご答弁ありがとうございます。もうこれ以上の回答は得られないと判断いたしましたので、今回の一般質問、ここまでにさせていただきます。どうもありがとうございました。

■議長（宮崎 努） 以上で廣瀬正明議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日20日の日程は、提出議案等に対する質疑、委員会付託であります。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時4分 散会

令和6年9月20日（金） 第12日

本 会 議

9月21日（土）第13日

9月22日（日）第14日

9月23日（月）第15日

9月24日（火）第16日

9月25日（水）第17日

9月26日（木）第18日

9月27日（金）第19日

9月28日（土）第20日

9月29日（日）第21日

休 会

令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第12日）

令和6年9月20日（金）

■議事日程

日程第1 第1号議案から第35号議案まで

- 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））
- 第2号議案 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算
（第2号））
- 第3号議案 令和5年度四万十市一般会計決算の認定について
- 第4号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定につ
いて
- 第5号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定
について
- 第6号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定に
ついて
- 第7号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について
- 第8号議案 令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について
- 第9号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について
- 第10号議案 令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について
- 第11号議案 令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について
- 第12号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定につ
いて
- 第13号議案 令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定につ
いて
- 第14号議案 令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分につ
いて
- 第15号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について
- 第16号議案 令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について
- 第17号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について
- 第18号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1
号）について
- 第19号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算
（第3号）について

- 第20号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について
- 第21号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について
- 第22号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
- 第23号議案 令和6年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第25号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第26号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第27号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 辺地総合整備計画の変更について
- 第31号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第32号議案 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第33号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第34号議案 四万十市道路線の認定について
- 第35号議案 農業委員会委員の任命について（植 俊彦）

議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例
所管事項の調査（令和6年6月定例会より継続調査）

（質 疑）

（委員会付託）

■本日の会議に付した事件

日程第1 質疑、委員会付託

出席議員

1番 鳥谷 恵生	2番 川村 真生	3番 澤良宜 由美
4番 前田 和哉	5番 寺尾 真吾	6番 廣瀬 正明
7番 山下 幸子	8番 上岡 真一	9番 川渕 誠司
10番 松浦 伸	11番 大西 友亮	12番 西尾 祐佐
13番 谷田 道子	14番 山崎 司	15番 上岡 正
16番 平野 正	17番 川村 一朗	18番 宮崎 努

欠席議員（なし）

出席要求による執行部側出席者職氏名

市 長 中 平 正 宏
 地震防災課長 遠 近 由 幸
 財 政 課 長 竹 田 哲 也
 税 務 課 長 山 崎 行 伸
 子育て支援課長 中 脇 弘 樹
 高齢者支援課長 武 内 俊 治
 農林水産課長 吉 田 貴 浩
 上下水道課長 池 田 哲 也
 市民病院事務局長 金 子 雅 紀
 教 育 長 久 保 良 高
 生涯学習課長 戸 田 裕 介
 西土佐診療所事務局長 稲 田 修

総 務 課 長 山 崎 寿 幸
 企画広報課長 武 田 安 仁
 市民・人権課長 加 用 拓 也
 環境生活課長 山 本 聡
 健康推進課長 竹 本 美 佳
 観光商工課長 永 田 佳 久
 商工・雇用対策課長
 まちづくり課長 佐 川 徳 和
 会計管理者兼会計課長 中 田 智 子
 福祉事務局長 渡 辺 和 博
 学校教育課長 岡 本 寿 明
 総合支所長兼
 地域企画課長 朝比奈 雅 人
 産業建設課長 竹 本 志 郎

職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

事 務 局 長 原 憲 一
 総 務 係 長 土 居 和 博

事務局長補佐 岡 村 むつみ

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

上岡真一議員から、昨日の一般質問中の発言について一部取消しの申出がありますので、お聞き取り願います。

上岡真一議員。

■8番（上岡真一） 昨日の私の保健体育の教員配置に関する一般質問の発言の中で、私が新任教頭研修を受けた際の飲み会のエピソードを紹介する中で、「—————」と発言しておりました。この内容が不適切であったと思いますので、この私の発言の取消しをお願いしたいものです。よろしく願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で発言の取消しの説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま発言の取消しの申出がありました部分の発言を取り消すことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、発言の取消しの申出部分の発言は取り消すことに決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、「第1号議案」から「第35号議案」まで及び「議員提出議案第1号」並びに6月定例会より継続調査の所管事項調査、以上の案件を一括議題といたします。

これより以上の議案及び各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） 質疑なしと認めます。よって、これにて質疑を終了いたします。

これより議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。

「第35号議案」及び「議員提出議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、これを省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「第35号議案」及び「議員提出議案第1号」の委員会付託については、これを省略することに決めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっておりまして議案のうち、委員会付託を省略した議案を除く議案については、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、付託表に記載のとおりそれぞれの所管常任委員会に付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日この後、予算決算常任委員会審査、21日は土曜日、22日は秋分の日で日曜日、23日は振替休日、24日及び25日は予算決算常任委員会審査、26日は教育民生常任委員会・産業建設常任委員会・総務常任委員会審査、27日は委員会審査の取りまとめのための休会、28日、29日は土曜日、日曜日、30日午前10時会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

午前10時3分 散会

令和6年9月30日（月） 第22日

本 会 議

## 令和6年9月四万十市議会定例会会議録（第22日）

令和6年9月30日（月）

### ■議事日程

#### 日程第1 第1号議案から第34号議案まで

- 第1号議案 専決処分の承認を求めることについて  
（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））
- 第2号議案 専決処分の承認を求めることについて  
（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号））
- 第3号議案 令和5年度四万十市一般会計決算の認定について
- 第4号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について
- 第5号議案 令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について
- 第6号議案 令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について
- 第7号議案 令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について
- 第8号議案 令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について
- 第9号議案 令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について
- 第10号議案 令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について
- 第11号議案 令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について
- 第12号議案 令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について
- 第13号議案 令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について
- 第14号議案 令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
- 第15号議案 令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について
- 第16号議案 令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について
- 第17号議案 令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について
- 第18号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について
- 第19号議案 令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について

- 第20号議案 令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について
- 第21号議案 令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について
- 第22号議案 令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について
- 第23号議案 令和6年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第24号議案 令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第25号議案 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- 第26号議案 刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第27号議案 四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第28号議案 四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例
- 第29号議案 四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
- 第30号議案 辺地総合整備計画の変更について
- 第31号議案 四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 第32号議案 高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
- 第33号議案 四万十市道路線の廃止について
- 第34号議案 四万十市道路線の認定について
- （各委員長報告、質疑）

日程第2 第35号議案

第35号議案 農業委員会委員の任命について（植 俊彦）

議員提出議案第1号

議員提出議案第1号 四万十市議会基本条例の一部を改正する条例

陳情1件（令和6年6月定例会より継続審査）

所管事項の調査（令和6年6月定例会より継続調査）

（全員協議会）

（討論、採決）

日程第3 意見案2件

意見案第1号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

意見案第2号 精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書

（提案理由の説明）

（討論、採決）

■本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3まで

## 出席議員

|           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 鳥谷 恵生  | 2番 川村 真生  | 3番 澤良宜 由美 |
| 4番 前田 和哉  | 5番 寺尾 真吾  | 6番 廣瀬 正明  |
| 7番 山下 幸子  | 8番 上岡 真一  | 9番 川渕 誠司  |
| 10番 松浦 伸  | 11番 大西 友亮 | 12番 西尾 祐佐 |
| 13番 谷田 道子 | 14番 山崎 司  | 15番 上岡 正  |
| 16番 平野 正  | 17番 川村 一朗 | 18番 宮崎 努  |

## 欠席議員 (なし)

### 出席要求による執行部側出席者職氏名

|                         |                 |
|-------------------------|-----------------|
| 市長 中平 正宏                | 副市長 田能 浩二       |
| 総務課長 山崎 寿幸              | 地震防災課長 遠近 由幸    |
| 企画広報課長 武田 安仁            | 財政課長 竹田 哲也      |
| 市民・人権課長 加用 拓也           | 税務課長 山崎 行伸      |
| 環境生活課長 山本 聡             | 子育て支援課長 中脇 弘樹   |
| 健康推進課長 竹本 美佳            | 高齢者支援課長 武内 俊治   |
| 観光商工課長 田村 典義            | 農林水産課長 吉田 貴浩    |
| まちづくり課長 佐川 徳和           | 上下水道課長 池田 哲也    |
| 会計管理者兼会計課長 中田 智子        | 市民病院事務局長 金子 雅紀  |
| 福祉事務局長 渡辺 和博            | 教育長 久保 良高       |
| 学校教育課長 岡本 寿明            | 生涯学習課長 戸田 裕介    |
| 総合支所長兼<br>地域企画課長 朝比奈 雅人 | 西土佐診療所事務局長 稲田 修 |
| 産業建設課長 竹本 志郎            |                 |

### 職務のために議場に出席した事務局職員職氏名

|            |               |
|------------|---------------|
| 事務局長 原 憲一  | 事務局長補佐 岡村 むつみ |
| 総務係長 土居 和博 |               |

午前10時0分 開議

■議長（宮崎 努） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第1、「第1号議案」から「第34号議案」までを一括議題といたします。

以上の案件に関し、各委員長の報告を求めます。

先に、寺尾真吾予算決算常任委員長。

■予算決算常任委員長（寺尾真吾） おはようございます。

それでは、予算決算常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案24件について、9月20日、24日及び25日に委員会を開催し審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））」及び「第2号議案、専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号））」については、西土佐診療所の消費税について、令和3年度及び令和4年度分が未申告、未納となっていることが判明し、延滞税等が日々加算されるものであること等から、早急に対応する必要があったため、専決処分としたとの説明がございました。

委員から、様々な質疑や意見が出され、執行部より答弁を受けました。慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、「第3号議案、令和5年度四万十市一般会計決算の認定について」執行部より所管課ごとに説明を受け、審査を行いました。

主なものは、物価高騰対策支援に係る各種事業や江川地区緊急用ヘリコプター離着陸場の整備、国の自治体DX推進計画に基づく標準準拠システムに移行するための準備費用、こども計画策定に係るニーズ調査、具同保育所移転改築及び東山小学校改築に係る各種費用、またしまんとびあの開館に向けた準備業務費用及び建設工事に係る各種費用などでございました。

委員から、ふるさと応援寄附金が年々増加している要因について質疑があり、「返礼品のうち、定期便が人気であることから、定期便の返礼品を増やしたこと、またポータルサイトを増やしたこと等によるものである。」との答弁がございました。

そのほか、各事業が適正かつ効果的に実施されているか、今後の方針、不用額の理由などについて様々な質疑や意見が出され、執行部より答弁を受けました。慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、「第4号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について」、「第5号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について」、「第6号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について」、「第

7号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について」、「第8号議案、令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について」、「第9号議案、令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について」、「第10号議案、令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について」、「第11号議案、令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について」、「第12号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について」、「第13号議案、令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について」、「第15号議案、令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」、「第16号議案、令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について」の12議案について慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおりそれぞれ認定すべきものと決しました。

なお、「第14号議案、令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」も慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり認定及び可決すべきものと決しました。

次に、「第17号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について」関係各課から説明を受け、審査を行いました。

主なものは、住宅耐震設計及び工事等の補助件数を増加するもの、65歳以上の方等を対象とした新型コロナワクチンの定期接種実施に係るもの、新食肉センター整備推進に係る費用等、6月から7月にかけて発生した住家裏の崖崩れ防災対策、東山小学校屋内運動場長寿命化工事に係る費用、しまんとびあ周辺道路の整備に係る費用などでございました。

委員から、崖崩れ防災対策に係る受益者負担について質疑があり、「受益者割合基準要綱に基づき、4分の1負担であるが、住民税非課税世帯については8分の1負担である。」との答弁がございました。

そのほか様々な質疑や意見が出され、執行部より答弁を受けました。慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第18号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について」、「第19号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について」、「第20号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について」、「第21号議案、令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について」、「第22号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について」、「第23号議案、令和6年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について」、「第24号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について」の7議案についても、関係各課からそれぞれ説明を受けました。慎重に審査した結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおりご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で予算決算常任委員長報告を終わります。

続いて、廣瀬正明総務常任委員長。

■総務常任委員長（廣瀬正明） 総務常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案5件につきまして、9月26日に委員会を開催しましたので、その結果について報告いたします。

まず、「第25号議案、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

本条例は、新食肉センター整備に当たって設立された一般社団法人四万十食肉公社に本市職員を派遣することができるよう新たに制定するもので、第2条では、派遣することができる団体等の範囲を規定している。別途制定する規則において、団体等を指定することとしており、今後必要に応じて、規則により一般社団法人四万十食肉公社以外の団体にも本市職員の派遣が可能となる。第4条では、派遣職員の給与について規定しており、派遣期間中の給与・扶養手当・住居手当及び期末手当は市が負担し、時間外手当・勤勉手当等については派遣先が負担することとしている。第5条から第8条までは、市職員が他の団体等に派遣されることにより不利益となることのないように規定しているとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第26号議案、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

令和7年6月1日に刑法が一部改正されることに伴い、「懲役」及び「禁錮」という文言が「拘禁刑」に統一されるもので、関連する本市の11の条例を改正するものとの説明がございました。

委員から、「今回の改正は、刑の軽重に関係するのか。」との質疑に対し、「刑の軽重には関係なく、あくまでも字句の改正である。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第29号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」について総務課から説明を受け、審査を行いました。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が、令和6年5月27日付で改正されたことに伴う字句の改正であるとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第30号議案、辺地総合整備計画の変更について」財政課から説明を受け、審査を行いました。

今回の変更は、鴨川辺地においてはスクールバスの購入、横瀬辺地においては市道の橋梁修繕について辺地債を活用するため、本計画に新たに追加するものとの説明がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第31号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」地域企画課から説明を受け、審査を行いました。

主な変更点は、市道3路線の改良工事及び医師住宅新築整備事業の追加で、その他文言等を最新の内容に修正するものとの説明がございました。

委員から、本計画に工事等を追記することの目的について質疑があり、「当該工事等に過疎債を充当するためである。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で総務常任委員長報告を終わります。

続いて、山下幸子産業建設常任委員長。

■産業建設常任委員長（山下幸子） 産業建設常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案3件について、9月26日に委員会を行いましたので、その結果についてご報告をいたします。

まず、「第28号議案、四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例」についてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

河川法の適用を受けない普通河川の管理については、市の条例により必要な事項を定めなければならないが、現条例には普通河川の管理上必要な措置を市が自ら行い命じることができることや除去した工作物の保管・売却・督促・延滞金についてうたった規定がないため、これらの条文を追加する改定を行うもの。主な内容は、第14条に強制徴収に関わる規定を、第15条第2項以下に市長処分として、市長等による措置の実施、工作物の保管・売却等を追加するものとのこととございました。

委員から、「このタイミングで改正する理由は。」との質疑があり、執行部から、「占用物件の除去命令を出したが、相手方が除去に応じず、行政代執行を行うこととなり、その事務執行に必要な条項がないため、改正を行うものである。」との答弁がございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第33号議案、四万十市道路線の廃止について」及び「第34号議案、四万十市道路線の認定について」併せてまちづくり課から説明を受け、審査を行いました。

この道路は、国土交通省が実施している四万十川初崎堤防の工事により、路面がかさ上げされる県道間崎布堂ヶ谷線に接続しているが、現在の起点位置においては、かさ上げ後の県道路面と市道との間に約1mの段差が発生し、乗り入れができない状態となるため、当該路線への進入路を市道下流側に付け替える工事を国土交通省が行っている。付け替え後の道路においても公益性が高いことから、市民生活の安定を図るために、市道として認定を行うものとのこととございました。

審査の結果、適当と認め、全会一致でそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、その他の案件として、管外視察について協議を行い、11月5日から11月7日の日程で、大分県別府市・宇佐市・日田市において視察を行うことと決しました。

以上のおおご報告をいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で産業建設常任委員長報告を終わります。

続いて、谷田道子教育民生常任委員長。

■教育民生常任委員長（谷田道子） 教育民生常任委員長報告を行います。

今期定例会において、本委員会に付託を受けました議案2件につきまして、9月26日に委員会を開催しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、「第27号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、国民健康保険法が改正され、国保税の長期滞納者に対して、被保険者証の返還を求めることや返還に応じない場合の罰則に関する規定が削除されたことから、四万十市国民健康保険条例第13条に定める同規定を削除するため、所要の改正を行うものとのこととございました。

委員から、今後国におけるマイナンバーカードによる保険証の取扱いが変更された場合の対応について質疑があり、執行部から、「現在施行されている法律に基づき、今回の一部改正が施行される令和6年12月2日からマイナンバーカードによる保険証の利用が基本となるが、その後、国における保険証の取扱いが変更された場合、その変更内容に応じた条例改正を行うことになる。」との答弁がございました。

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「第32号議案、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」市民・人権課から説明を受け、審査を行いました。

今回の変更は、第27号議案と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、後期高齢者医療保険制度の改正が行われ、後期高齢者医療制度を所管する高知県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を変更する必要性が生じたことから、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定に基づき、関係地方公共団体の議決をお願いするものとのこととございました。

挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のおおご報告いたします。

■議長（宮崎 努） 以上で教育民生常任委員長報告を終わります。

これにて各委員長報告を終わります。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑者は挙手により議長の許可を得て発言願います。

質疑者はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) 質疑なしと認めます。よって、各委員長の報告に対する質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、日程第1に日程第2、日程第3を追加し、一括議題といたします。

~~~~~

■議長(宮崎 努) お諮りいたします。

これより意見調整のため全員協議会を開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、これより意見調整のため全員協議会を開きます。

本会議を暫時休憩いたします。

午前10時21分 休憩

午後3時0分 再開

■議長(宮崎 努) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、調整済みの議案については、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

「第17号議案、令和6年度四万十市一般会計補正予算(第3号)について」、「第18号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算(第1号)について」、「第19号議案、令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第3号)について」、「第20号議案、令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算(第1号)について」、「第21号議案、令和6年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)について」、「第22号議案、令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第1号)について」、「第23号議案、令和6年度四万十市水道事業会計補正予算(第1号)について」、「第24号議案、令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について」、「第25号議案、公益的法人等への職

員の派遣等に関する条例」、「第26号議案、刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」、「第27号議案、四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、「第28号議案、四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例」、「第29号議案、四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」、「第30号議案、辺地総合整備計画の変更について」、「第31号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について」、「第32号議案、高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」、「第33号議案、四万十市道路線の廃止について」、「第34号議案、四万十市道路線の認定について」、以上18件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、以上18件の議案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、「第14号議案、令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について」を採決いたします。

案件の委員長報告は認定及び可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定及び可決いたしました。

次に、「第3号議案、令和5年度四万十市一般会計決算の認定について」、「第4号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について」、「第5号議案、令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について」、「第6号議案、令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について」、「第7号議案、令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について」、「第8号議案、令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について」、「第9号議案、令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について」、「第10号議案、令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について」、「第11号議案、令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について」、「第12号議案、令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について」、「第13号議案、令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について」、「第15号議案、令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について」、「第16号議案、令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について」、以上13件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、以上13件の議案は委員長報告のとおり認定いたしました。

次に、「第1号議案、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度四万十市一般会計補正予算(第2号))」、「第2号議案、専決処分の承認を求めることについて(令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算(第2号))」、以上2件を一括して採決いたします。

以上の案件の委員長報告はいずれも承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、以上2件の議案は委員長報告のとおり承認いたしました。

次に、「第35号議案、農業委員会委員の任命について」、同意を求める者は植 俊彦氏について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意いたしました。

次に、「議員提出議案第1号、四万十市議会基本条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

■議長(宮崎 努) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、令和6年6月定例会より継続審査の陳情1件について、電子表決による採決を行います。

「陳情受理番号第1号、公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書について」の総務常任委員長報告は不採択です。

お諮りいたします。

本陳情を採択とすることについて賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

■議長(宮崎 努) 表決漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

■議長（宮崎 努） 表決漏れなしと認め、採決を確定……。

小休にします。

午後3時7分 小休

午後3時8分 正会

■議長（宮崎 努） 正会にいたします。

表決漏れなしと認め、採決を確定いたします。

賛成少数となっております。よって、本陳情は不採択と決しました。

次に、令和6年6月定例会より継続調査の所管事項について決定を行います。

所管事項に調査については、各常任委員長報告並びに議会運営委員長報告は継続調査であります。

以上、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、所管事項の調査については各委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

■議長（宮崎 努） 日程第3、「意見案第1号」及び「意見案第2号」を議題といたします。

初めに、「意見案第1号、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書」について、提案理由の説明を求めます。

川村真生議員。

■2番（川村真生） それでは、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提案をさせていただきます。

内容は、文章読み上げにて説明に代えさせていただきます。

地方創生の推進とともに加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとっての喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められており、また地方議会議員は、議会活動のほか、地域における住民ニーズの把握等、様々な議員活動を行っており、近年においては全国的に専門化が進んでいる。

一方で、近年の統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低下や地方議会議員の成り手不足が深刻な問題となっている。

しかしながら、本市では、2年前の市議会議員選挙において、30代の若い世代が多く出馬し、投票率の低下に一定の歯止めがかかったことや、昨年統一地方選挙において、近隣市町村からも20代・30代が出馬し、当選を果たすなど、若い世代でも政治の世界を志す者が少なからず

いることも認識している。

このように、若い世代も含めた多様な人材を確保するためには、例えば就業者の約9割を占める会社員が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができるなど、老後の生活や家族の心配を軽減し、選挙に立候補できる環境を整えることが必要である。

よって、国民の幅広い層から政治参加や地方議会における多様で優位な人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、「意見案第2号、精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書」について提案理由の説明を求めます。

谷田道子議員。

■13番（谷田道子） 読み上げて提案とさせていただきます。

精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書。

平成5年に心身障害者対策基本法が改正され、法律名も障害者基本法と改められました。この改正された障害者基本法により、精神障害者が身体・知的障害者と同様に障害者福祉の対象と位置づけられ、国や自治体の福祉政策を整備する根拠となりました。

しかし、高知県の重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成の対象は、1、身体障害者、身体障害者手帳1級、または2級の人、2、知的障害、療育手帳A1、またはA2の人、3、身体障害者手帳3級、または4級を所持し、療育手帳B1の知的障害と認定された人と定められていて、精神障害は助成対象から外れています。

重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成から精神障害を除外している都道府県は、現在47都道府県のうち、高知県を含む6県だけとなっています。精神障害を持つ当事者とその家族にとっては、精神科通院・入院に加えて、精神科以外の一般医療費通院・入院の負担が重くなり、それらの医療費の家計負担は重く、生活困難をもたらしています。障害基礎年金では、日々の生活維持すらままならず、就労も困難な当事者が多く、ともすれば病院にかかることを控える人も少なくありません。精神障害者医療費（福祉医療）の助成制度の早期創設は、当事者並びに家族にとっても切実な願いとなっています。濱田省司高知県知事は、9月26日の県議会一般質問で、対象とする障害の程度や財政負担の規模などを1年程度かけて検討を深めると前向きな姿勢を示しましたが、一刻も早く実現するよう求めます。

精神障害者医療費（福祉医療）助成制度の早期創設を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員各位の賛同をどうかよろしく申し上げます。

■議長（宮崎 努） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

「意見案第1号」及び「意見案第2号」については、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第1号」及び「意見案第2号」については、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

お諮りいたします。

「意見案第1号」及び「意見案第2号」は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、「意見案第1号」及び「意見案第2号」は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

ただいま意見案が議決されましたが、その条項・字句・数字その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

■議長（宮崎 努） ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決しました。

以上で今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会前に市長より挨拶の申出があります。お聞き取り願います。

中平市長。

■市長（中平正宏） 令和6年9月市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月9日に開会しました本議会におきましては、令和5年度四万十市一般会計決算の認定、令和6年度四万十市一般会計補正予算など35の議案につきまして慎重審議の上、それぞれ適切なご決定をいただきありがとうございました。

さて、今年の夏は、8月8日に日向灘を震源とする地震が発生したことに伴い、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表されました。その後、幸い大きな地震は起こっていませんが、本市の体制においても見直すべき点など把握できましたので、より実効性の高い防災体制の整備に向け、引き続き取り組んでまいります。

また、今議会開会中には、今年1月に能登半島地震により甚大な被害を受けた石川県で大雨特別警報が発表され、河川の氾濫や家屋の浸水被害など甚大な被害をもたらしました。お亡くなりになられました方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

また、本市におきましては、10月20日に大きな節目となります第30回四万十川ウルトラマラ

ソンを行うこととしております。100kmの部に1,500名、60kmの部に600名の計2,100名の選手を全国各地からお迎えしての今大会を昨年に続き実施できることに対し、幡多陸協をはじめ、関係各位並びに地域住民の皆様、そして何よりボランティアとして大会を支えていただく皆様に深く感謝申し上げます。よろしく願いをいたします。

また、朝晩はだんだんと秋の気配が感じられる季節となりましたが、夏の疲れが出やすい時期でもございます。議員各位におかれましては、健康には十二分にご留意をいただき、ますますご活躍されますことをお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

■議長（宮崎 努） 以上で市長の挨拶を終わります。

これにて、令和6年9月四万十市議会定例会を閉会いたします。

連日どうもご苦労さまでございました。

午後3時19分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

四万十市議会議長

四万十市議会副議長

四万十市議会議員

四万十市議会議員

令和6年9月定例会

付 録

委員会審査報告書 (No.1)

令和6年8月5日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

総務常任委員長 廣瀬 正 明

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

受理 番号	受理年月日	件 名	陳 情 者	審査の結果	委員会 の要旨
1	6.6.5	公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書	四万十市 一般社団法人 高知県建築士事務所協会 幡多地域会 代表者 鳥谷 秀文	不採択	

令和6年9月定例会議案等付託表

1 議案

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会	第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））
	第2号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号））
	第3号議案	令和5年度四万十市一般会計決算の認定について
	第4号議案	令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について
	第5号議案	令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について
	第6号議案	令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について
	第7号議案	令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について
	第8号議案	令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について
	第9号議案	令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について
	第10号議案	令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について
	第11号議案	令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について
	第12号議案	令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について
	第13号議案	令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について
	第14号議案	令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について
	第15号議案	令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について
	第16号議案	令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について
	第17号議案	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について
	第18号議案	令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について
	第19号議案	令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について

付託委員会	議案番号	件名
予算決算常任委員会	第20号議案	令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算(第1号)について
	第21号議案	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)について
	第22号議案	令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第1号)について
	第23号議案	令和6年度四万十市水道事業会計補正予算(第1号)について
	第24号議案	令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について
総務常任委員会	第25号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
	第26号議案	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
	第29号議案	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
	第30号議案	辺地総合整備計画の変更について
	第31号議案	四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について
産業建設常任委員会	第28号議案	四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例
	第33号議案	四万十市道路線の廃止について
	第34号議案	四万十市道路線の認定について
教育民生常任委員会	第27号議案	四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例
	第32号議案	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

委員会審査報告書 (No.2)

令和6年9月25日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

予算決算常任委員長 寺尾 真吾

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第1号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））	原案承認	
第2号議案	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号））	原案承認	
第3号議案	令和5年度四万十市一般会計決算の認定について	原案認定	
第4号議案	令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について	原案認定	
第5号議案	令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について	原案認定	
第6号議案	令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について	原案認定	
第7号議案	令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について	原案認定	
第8号議案	令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について	原案認定	
第9号議案	令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について	原案認定	
第10号議案	令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について	原案認定	
第11号議案	令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について	原案認定	
第12号議案	令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について	原案認定	

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第13号議案	令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について	原案認定	
第14号議案	令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について	原案認定 及び可決	
第15号議案	令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について	原案認定	
第16号議案	令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について	原案認定	
第17号議案	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について	原案可決	
第18号議案	令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について	原案可決	
第19号議案	令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第3号）について	原案可決	
第20号議案	令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算（第1号）について	原案可決	
第21号議案	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算（第2号）について	原案可決	
第22号議案	令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算（第1号）について	原案可決	
第23号議案	令和6年度四万十市水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決	
第24号議案	令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決	

令和6年9月26日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

総務常任委員長 廣瀬 正 明

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第25号議案	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	原案可決	
第26号議案	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	原案可決	
第29号議案	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	
第30号議案	辺地総合整備計画の変更について	原案可決	
第31号議案	四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決	

令和6年9月26日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

産業建設常任委員長 山下 幸子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第28号議案	四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例	原案可決	
第33号議案	四万十市道路線の廃止について	原案可決	
第34号議案	四万十市道路線の認定について	原案可決	

令和6年9月26日

四万十市議会議長 宮崎 努 様

教育民生常任委員長 谷田 道子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

1 議案

議案番号	件名	審査の結果	議決の理由
第27号議案	四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例	原案可決	
第32号議案	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	原案可決	

所 管 事 項 調 査 報 告 書

付託年月日	付託委員会	調 査 事 項	調査結果
4. 4. 26	総 務	1 一般行政事務機構の研究について 2 市財政内容並びに公有財産の管理運営について 3 非常備消防施設の整備状況について 4 南海地震対策、防災対策事業の推進について	継続調査
4. 4. 26	産 業 建 設	1 商工業者の近代化促進について 2 農林水産業振興の基礎調査について 3 農林道等の整備状況について 4 観光産業開発の基礎調査について 5 市道等の維持管理について 6 都市計画事業の推進について 7 上水道事業の管理運営について 8 下水道事業の推進について	継続調査
4. 4. 26	教 育 民 生	1 教育施設の管理運営について 2 環境衛生施設等の整備について 3 病院事業の管理運営について 4 福祉厚生施設の整備充実について 5 保育事業の管理運営について	継続調査
4. 4. 26	議 会 運 営	1 議会の運営について 2 議会の会議規則、委員会条例等について	継続調査

意見案第1号

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月18日

提出者	四万十市議会議員	川村真生
賛成者	四万十市議会議員	前田和哉
	〃	寺尾真吾
	〃	山崎司
	〃	鳥谷恵生
	〃	平野正
	〃	山下幸子
	〃	澤良宜由美

四万十市議会議長 宮崎 努 様

地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書（案）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となっている。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみ取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められており、また地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては全国的に専門化が進んでいる。

一方で、近年の統一地方選挙の結果を見ると、投票率が低下傾向にあるとともに、無投票当選者の割合が高くなるなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が深刻な問題となっている。

しかしながら、本市では2年前の市議会議員選挙において、30代の若い世代が多く出馬し、投票率の低下に一定の歯止めがかかったことや、昨年の統一地方選挙において、近隣市町村からも20代・30代が出馬し当選を果たすなど、若い世代でも政治の世界を志す者が少なからずいることも認識している。

このように、若い世代も含めた多様な人材を確保するためには、例えば就業者の約9割を占める会社員が、議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができるなど、老後の生活や家族の心配を軽減し、選挙に立候補できる環境を整えることが必要である。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

高知県四万十市議会

議長 宮 崎 努

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官 様

意見案第2号

精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、四万十市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年9月20日

提出者	四万十市議会議員	谷 田 道 子
賛成者	四万十市議会議員	松 浦 伸
	〃	川 渕 誠 司
	〃	川 村 一 朗
	〃	大 西 友 亮
	〃	廣 瀬 正 明

四万十市議会議長 宮 崎 努 様

精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書

平成5年に「心身障害者対策基本法」が改正され、法律名も「障害者基本法」と改められました。この改正された「障害者基本法」により、精神障害者が、身体・知的障害者と同様に、障害者福祉の対象と位置付けられ、国や地方自治体の福祉政策を整備する根拠となりました。

しかし、高知県の重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成の対象は、

- ①（身体障害）身体障害者手帳1級又は2級の人、
- ②（知的障害）療育手帳A1またはA2の人、
- ③身体障害者手帳3級又は4級を所持し、療育手帳B1の知的障害と認定された人

と定められていて、精神障害は助成対象からは外れています。

重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成から精神障害を除外している都道府県は、現在47都道府県の内、高知県を含む6県だけとなっています。

精神障害を持つ当事者とその家族にとって、精神科（通院・入院）に加えて、精神科以外の一般医療費（通院・入院）の負担が重なり、それらの医療費の家計負担は重く、生活困難をもたらしています。

障害基礎年金では、日々の生活維持すらままならず、就労も困難な当事者が多く、ともすれば病院にかかることを控える人も少なくありません。

精神障害者医療費（福祉医療）助成制度の早期創設は当事者並びに家族にとって切実な願いとなっています。

濱田省司高知県知事は、9月26日の県議会一般質問で「対象とする障害の程度や財政負担の規模などを、1年程度かけて検討を深める」と前向きな姿勢を示しましたが、一刻も早く実現するよう求めます。

記

- 1 精神障害者医療費（福祉医療）助成制度の早期創設を実現する事。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月 日

高知県知事 濱 田 省 司 様

高知県四万十市議会議長
宮 崎 努

議決結果一覧表

令和6年9月定例会提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市一般会計補正予算（第2号））	6.9.30	原案承認
2	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算（第2号））	〃	〃
3	令和5年度四万十市一般会計決算の認定について	〃	原案認定
4	令和5年度四万十市国民健康保険会計事業勘定決算の認定について	〃	〃
5	令和5年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定決算の認定について	〃	〃
6	令和5年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計決算の認定について	〃	〃
7	令和5年度四万十市後期高齢者医療会計決算の認定について	〃	〃
8	令和5年度四万十市と畜場会計決算の認定について	〃	〃
9	令和5年度幡多公設地方卸売市場事業会計決算の認定について	〃	〃
10	令和5年度四万十市鉄道経営助成基金会計決算の認定について	〃	〃
11	令和5年度幡多中央介護認定審査会会計決算の認定について	〃	〃
12	令和5年度四万十市介護保険会計保険事業勘定決算の認定について	〃	〃
13	令和5年度四万十市園芸作物価格安定事業会計決算の認定について	〃	〃
14	令和5年度四万十市水道事業会計決算の認定及び利益の処分について	〃	原案認定 及び可決
15	令和5年度四万十市下水道事業会計決算の認定について	〃	原案認定
16	令和5年度四万十市病院事業会計決算の認定について	〃	〃
17	令和6年度四万十市一般会計補正予算（第3号）について	〃	原案可決
18	令和6年度四万十市国民健康保険会計事業勘定補正予算（第1号）について	〃	〃

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
19	令和6年度四万十市国民健康保険会計診療施設勘定補正予算 (第3号)について	6.9.30	原案可決
20	令和6年度四万十市奥屋内へき地出張診療所会計補正予算(第 1号)について	〃	〃
21	令和6年度四万十市と畜場会計補正予算(第2号)について	〃	〃
22	令和6年度四万十市介護保険会計保険事業勘定補正予算(第1 号)について	〃	〃
23	令和6年度四万十市水道事業会計補正予算(第1号)について	〃	〃
24	令和6年度四万十市下水道事業会計補正予算(第1号)について	〃	〃
25	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	〃	〃
26	刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例	〃	〃
27	四万十市国民健康保険条例の一部を改正する条例	〃	〃
28	四万十市普通河川等管理条例の一部を改正する条例	〃	〃
29	四万十市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
30	辺地総合整備計画の変更について	〃	〃
31	四万十市過疎地域持続的発展計画の変更について	〃	〃
32	高知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	〃	〃
33	四万十市道路線の廃止について	〃	〃
34	四万十市道路線の認定について	〃	〃
35	農業委員会委員の任命について(植 俊彦)	〃	原案同意

令和6年9月定例会議員提出議案

議案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	四万十市議会基本条例の一部を改正する条例	6.9.30	原案可決

令和6年6月定例会より継続の陳情

委員 会名	受理 番号	件 名	議決年月日	結 果
総務	1	公共建築物の設計コンサル委託業務指名に関する陳情書	6.9.30	不採択

令和6年6月定例会より継続の所管事項調査

委員 会名	件 名	議決年月日	結 果
総務	所管事項の調査	6.9.30	継続調査
産建	所管事項の調査	〃	〃
教民	所管事項の調査	〃	〃
議運	所管事項の調査	〃	〃

意見案

意見案 番号	件 名	議決年月日	結 果
1	地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書 提出者 川村真生ほか7名	6.9.30	原案可決
2	精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める意見書 提出者 谷田道子ほか5名	〃	〃